昭和五十二年
第二回定例会（六月八日開会
六月二十七日閉会）

日野市議会会議録

（第十一号
第二十号）

日野市議会

受付
52.12.26
日野市立図書館

日野市議会会議録目次

昭和五十二年
第二回定例会

○六月八日　水曜日（第一日）

出席議員……1
欠席議員……1
出席説明員……2
議事日程……2
開会……5
会議録署名議員……5
会期の決定……6
延会……7

○六月九日　木曜日（第二日）

出席議員……7
欠席議員……8
出席説明員……8
議事日程……9
開議……10
延会……11

○六月十日　金曜日（第三日）

出席議員……11
欠席議員……11

出席説明員……12
議事日程……12
開　議……12
（議案上程）
議員提出議案第六号　汚職事件の原因を究明し、再発防止のための調査特別委員会設置及び委員の選任……15
延　会……15
○六月十三日　月曜日（第四日）
出席議員……15
欠席議員……17
出席説明員……17
議事日程……17
開　議……18
市政経過報告……18
諸般の報告……21
延　会……21
○六月十四日　火曜日（第五日）
出席議員……33
欠席議員……34
出席説明員……35
議事日程……35
開　議……36
（議案上程）
議案第　五七号　日野市一般職の職員の昭和五十二年度六月期における期末手当の特例に関する条例の制定について……39
議案第　五八号　日野市議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について……39
議案第　五九号　日野市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について……39
議案第　六〇号　日野市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について……39
議案第　六一号　昭和五十二年度六月期における日野市議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定について……44
議長不信任動議の件について……46
延　会……47
○六月十五日　水曜日（第六日）
出席議員……47
欠席議員……48
出席説明員……48
議事日程……51
開　議……51
（一般質問）
正国　大治議員（市長の提唱する市民参加について、具体的考えを問う）……51
橘　祐子議員（南多摩流域下水道事業の具体的促進について）……60
橘　祐子議員（高幡不動駅東側踏切と、都道一五四号線の立体化の進行状況を問う）……67
大下　博議員（市民の健康管理について）……76
竹ノ上武俊議員（ブールバスの運行について）……80
三浦　重春議員（新市庁舎への市役所移転に伴い従来庁舎跡に支所を設置する考えありや）……90
秦　正一議員（公私立高校の格差是正について）……96

散　　会……100
○六月十六日　木曜日（第七日）
出席議員……101
欠席議員……101
出席説明員……101
議事日程……102
開　　議……102
（一般質問）
一ノ瀬　隆議員（市内の学習塾の現状とその対策について）……105
一ノ瀬　隆議員（農業政策と農業共済制度について）……105
石坂　勝雄議員（森田第二期革新市政に問う）……113
石坂　勝雄議員（開発行為の完成に伴う問題点について）……121
奥住　芳雄議員（仮称十七小建設の見通しについて）……128
奥住　芳雄議員（都市計画と区画整理について）……134
日野　源作議員（職員の職場指導について）……138
日野　源作議員（区画整理事業について）……141
日野　源作議員（税制問題について）……151
散　　会……158
○六月二十日　月曜日（第八日）
出席議員……162
欠席議員……163
出席説明員……163
議事日程……164
開　　議……165
（一般質問）
日野　源作議員（建築制度化について）……167
日野　源作議員（下水道事業について）……167
米沢　照男議員（実効あるマイタウン計画の推進について）……173
米沢　照男議員（第十九小の通学路新設計画に地域住民の意見を反映させよ）……177
剣持　佐吉議員（市職員の綱紀問題とこれが対策について）……183
板垣　正男議員（新町、栄町地域における公共施設の配置について）……187
板垣　正男議員（再び路線バス（日野台バイパス経由）の新設について）……198
市川芳太郎議員（学校々庭の諸問題点について）……206
鈴木美奈子議員（教育費援助を受けやすくするために問う）……211
散　　会……216
○六月二十一日　火曜日（第九日）
出席議員……224
欠席議員……225
出席説明員……225
議事日程……226
開　　議……226
（委員会審査報告）
請願第五二―一〇号　補助十七号線の安全対策に関する請願……231
請願第五二―一二号　京王線南平駅周辺に自転車置き場の設置を要求する請願……231

請願第五二一一　一号　日野第八小学校区域内における学校増設に関する請願……232
請願第五二一一四号　日野市にもう一校都立普通高校を誘致促進する請願……232
請願第五一一五九号　児童館及び学童保育施設に関する請願……232
請願第五二一一　七号　立川基地跡地に障害者（児）のための総合福祉施設の設置を求める請願……232
請願第五二一一三号　都立勤労福祉会館の誘致促進に関する請願……232
請願第五二一一五号　出産費用貸付制度についての請願……232
請願第五二一一　二号　都道一五四号線歩道整備に関する請願……235
（議案上程）
議案第　四四号　昭和五十一年度日野市一般会計補正予算（第七号）専決処分の報告承認について……235
議案第　四五号　日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の制定について……248
議案第　四六号　議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について……248
議案第　四七号　日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について……251
議案第　四八号　日野市立公園条例の一部を改正する条例の制定について……254
議案第　四九号　日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定について……258
議案第　五〇号　日野市立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定について……258
議案第　五一号　昭和五十二年度日野市一般会計補正予算について（第二号）……259
議案第　五二号　昭和五十二年度日野市都市計画事業特別会計補正予算について（第一号）……277
議案第　五三号　市道路線の一部廃止について……277
議案第　五四号　市道路線の廃止について……277
議案第　五五号　日野市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について……280
議案第　五六号　日野市神明上都市下水路事業（工事の一部）委託契約の締結について……281
議案第　六一号　昭和五十二年度日野市下水道事業特別会計補正予算について（第一号）……282
（請願上程）
請願第五二一一七号　程久保地区町名地番整理に関する請願……283
請願第五二一一八号　道路新設に関する陳情……283
請願第五二一一二〇号　排水溝建設について陳情……283
請願第五二一一二二号　市道整備に関する請願……283
請願第五二一一二七号　滝合橋東口路の歩道設置の請願……283
請願第五二一一三一号　道路の舗装並びに側溝の整備について陳情……283
請願第五二一一三三号　側溝改修に関する請願……283
請願第五二一一三四号　多摩平五丁目地区大型店舗建設反対に関する請願……283
請願第五二一一一九号　第十九小学校（仮称）に関する通学路並びに防災用道路の新設に関する請願……284
請願第五二一一二九号　郷土資料館（博物館・文書館）と遺跡公園設置促進方請願……284
請願第五二一一三二号　市立第五幼稚園増設に関する請願……284
請願第五二一一二一号　地区センターを大地区センターに格上げし増築願う陳情……284
請願第五二一一二三号　日野市立病院歯科設置に関する請願……284
請願第五二一一二四号　訪問看護制度実施を要望する請願……284
請願第五二一一二八号　平山小学校区内への学童保育所設置に関する請願……284
請願第五二一一三〇号　三小地域に学童クラブ設置に関する請願……284
請願第五二一一二五号　都道一五五号線の信号機設置に関する請願……285
請願第五二一一二六号　登録民間日雇労働者の雇用促進に関する請願……285
（報告事項）
報告第　一号　昭和五十一年度日野市一般会計継続費繰越計算書の報告について……285

報告第　二号　昭和五十一年度日野市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について……286
報告第　三号　昭和五十二年度日野市土地開発公社事業計画の報告について……286
南多摩東部共立病院組合議会議員の選挙について……289
会期の延長……290
散会……290
○六月二十七日　月曜日（第十日）
出席議員……290
欠席議員……291
出席説明員……291
議事日程……291
開議……292
（委員会審査報告）
議案第　八号　日野市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について……292
議案第　四五号　日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の制定について……299
議案第　四六号　議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について……299
議案第　五六号　日野市神明上都市下水路事業（工事の一部）委託契約の締結について……299
議案第　五一号　昭和五十二年度日野市一般会計補正予算について（第二号）……299
議員提出議案第七号　昭和五十二年度日野市一般会計補正予算（第二号）に対する修正……305
議案第　五〇号　日野市立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定について……305
議案第　四七号　日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について……315
議案第　四九号　日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定について……316
議案第　六二号　昭和五十二年度日野市下水道事業特別会計補正予算について（第一号）……316
議案第　四八号　日野市立公園条例の一部を改正する条例の制定について……316
議案第　五二号　昭和五十二年度日野市都市計画事業特別会計補正予算について（第一号）……317
議案第　五三号　市道路線の一部廃止について……317
議案第　五四号　市道路線の廃止について……317
請願第五二―二六号　登録民間日雇労働者の雇用促進に関する請願……317
請願第五二―二九号　郷土資料館（博物館・文書館）と遺跡公園設置促進方請願……318
請願第五一―六〇号　日野駅前地区に大資本による大型店進出に対しての反対に関する請願……318
請願第五一―六二号　日野駅前地区大型店舗進出反対に関する請願……319
請願第五一―六三号　忠実屋ストアー開店反対に関する陳情……319
請願第五一―六四号　大企業スーパー進出反対に関する陳情……319
請願第五一―六五号　日野駅前地区大型店舗出店反対に関する陳情……319
請願第五二―　九号　日野駅前地区に店舗建設反対に関する請願……319
請願第五〇―　一号　三菱銀行日野市役所支店開設反対請願……320
請願第五一―　七号　四小通学路内駐車場建設反対に関する陳情……320
請願第五一―四二号　市民要求を実現させる新財源として大企業固定資産税の超過課税実施を要求する請願……320
請願第五一―四七号　減税、税制改革、自主課税に関する請願……320
請願第五一―五一号　都営住宅払い下げに関する陳情……320
請願第五一―五六号　市営住宅建設促進並びに入居基準の適正化に関する請願……320
請願第五二―二五号　都道一五五号線の信号機設置に関する請願……320
請願第五〇―二六号　教育予算増額市財源確保に関する請願（五項）……321
請願第五一―一九号　日野市立日野第四中学校増築と校地拡張について陳情……321

請願第五一―二七号　公立幼稚園に二年保育実施に関する請願　……321
請願第五一―三八号　高校問題特別委員会設置に関する陳情　……321
請願第五一―四五号　昭和五十二年度日野市立幼稚園の四才児入園に関する陳情　……321
請願第五一―五二号　仮称日野市立第十六小学校建設候補地の計画案変更に関する請願　……321
請願第五一―五八号　小学校体育施設の一般開放及び七生中学校への夜間照明施設設置促進に関する請願　……321
請願第五二―一九号　第十九小学校（仮称）に関する通学路ならびに防災用道路の新設に関する請願　……321
請願第五二―三二号　市立第五幼稚園増設に関する請願　……321
請願第　五号　専用水道施設市管理に関する請願　……321
請願第五〇―　三号　多摩川河川敷利用遊園地（広場）設置に関する請願　……321
請願第五〇―一〇号　日野市立総合病院に歯科を早急に設置に関する請願　……321
請願第五一―三一号　新町地区に予定される市立保育所の陳情　……321
請願第五一―三七号　東町児童遊園地存置について請願　……321
請願第五一―五〇号　合併処理方式し尿浄化槽汚泥収集経費の住民負担軽減措置に関する請願（二項）　……321
請願第五二―　四号　二小地域に児童館・児童公園を建設促進に関する請願　……322
請願第五二―　六号　高齢者研修センター設立に関する陳情　……322
請願第五二―二一号　地区センターを大地区センターに格上げし増築願う陳情　……322
請願第五二―二三号　日野市立病院歯科設置に関する請願　……322
請願第五二―二四号　訪問看護制度実施を要望する請願　……322
請願第五二―二八号　平山小学校区内への学童保育所設置に関する請願　……322
請願第五二―三〇号　三小地域に学童クラブ設置に関する請願　……322
請願第　六八号　浄化槽施設管理方に関する陳情　……322
請願第　一一五号　平山台土地区画整理事業に伴う請願　……322
請願第五〇―一一五号　東京―八王子線（三十メートル道路）の計画撤回と廃線に関する陳情　……322
請願第五〇―四八号　一・三・一バイパス建設計画の廃線化を要請する請願　……322
請願第五一―　一号　地番整理の境界線及び作業促進に関する請願　……322
請願第五一―　三号　町名地番整理の町名及び区域について請願　……322
請願第五一―三二号　一・三・一バイパスの撤廃を要請する請願　……322
請願第五二―　三号　豊田駅南口地域の排水処理の改善に関する請願　……322
請願第五二―　八号　明星大学父兄会館建築に対する現在時点での不許可方陳情　……322
請願第五二―一六号　生活道路建設について陳情　……322
請願第五二―一七号　程久保地区町名地番整理に関する請願　……322
請願第五二―一八号　道路新設に関する陳情　……322
請願第五二―二〇号　排水溝建設について陳情　……322
請願第五二―二二号　市道の整備に関する請願　……322
請願第五二―二七号　滝合橋東口路の歩道設置の請願　……322
請願第五二―三一号　道路の舗装並びに側溝の整備について陳情　……322
請願第五二―三三号　側溝改修に関する請願　……322
請願第五二―三四号　多摩平五丁目地区大型店舗建設反対に関する請願　……322
請願第　四〇号　高層住宅建設反対に関する請願　……323
請願第　九六号　市庁舎建設に関する請願　……323
請願第　一〇〇号　市庁舎新建設に関する請願　……323
下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件　……324
物価対策特別委員会の継続審査議決に関する件　……324
交通対策特別委員会の継続審査議決に関する件　……324

文化体育施設建設促進特別委員会の継続審査議決に関する件……324
汚職事件の原因を究明し、再発防止のための調査特別委員会の継続審査議決に関する件……324
（請願上程）
請願第五二―三五号　新市庁舎への移転に伴い従来の庁舎跡に支所の設置方に関する請願……325
閉会……325

六月八日　水曜日　（第一日）

日野市議会会議録

第十一号

昭和五十二年
第二回定例会

六月八日　水曜日　（第一日）

出席議員（二十九名）

一番	滝瀬政吉	君
二番	滝瀬敏朗	君
三番	奥住芳雄	君
四番	正国大治	君
五番	鈴木美奈子	君
六番	橘祐子	君
七番	板垣正男	君
八番	黒川重憲	君
九番	林重義	君
十番	谷栄吉	君
十一番	剣持佐吉	君
十二番	石坂勝雄	君
十三番	竹ノ上武俊	君
十四番	米沢照男	君
十五番	市川芳太郎	君
十六番	秦正一	君
十七番	清水芳雄	君
十八番	杉山寅三郎	君
十九番	高橋通夫	君
二十番	佐々木昭雄	君
二十一番	大柄保	君
二十二番	大下博	君
二十三番	本間久	君
二十四番	一ノ瀬隆	君
二十五番	日野源作	君
二十七番	三浦重春	君
二十八番	飯山茂	君
二十九番	島村孝志	君
三十番	名古屋史郎	君

欠席議員（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	建設部長	田倉高光君
助役	前川恒雄君	都市整備部長	成井正夫君
収入役	杉本好次郎君	福祉部長	赤松行雄君
企画財政部長	加藤一男君	水道部長	中島武男君
総務部長	松村清栄君	病院事務長	遠藤政之君
市民部長	森久保三次君	教育長	倉又秀作君
生活環境部長	加藤一郎君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	中村亮助君	書記	荒井一雄君
書記	朝倉敏夫君	書記	樫村正男君
書記	鈴木晴彦君	書記	小松恵美子君

議事日程

一、会議録署名議員の指名
二、会期の決定
三、市政経過報告
四、諸般の報告

昭和五十二年六月八日（水）
午後一時開会

本日の会議に付した事件
日程第一から第二まで

午後二時四分開会

○議長（名古屋史郎君）　これより昭和五十二年第二回日野市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員二十七名であります。

次に日程第一、会議録署名議員の指名の件については、議長において指名いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認め、

二十四番　一ノ瀬　隆　君

二十五番　日　野　源　作　君

を指名いたします。

次に日程第二、会期の決定の件を議題といたします。議会運営委員長の報告を求めます。

（議会運営委員長登壇）

○議会運営委員長（島村孝志君）　一昨日、今定例会の議会運営委員会を開催いたしまして、種々の角度から検討をいたしましたけれども、今定例会の日程を本日六月八日から十六日間ということに決定をいたしました。なお、それぞれの日程の内容につきましては、日程表をお手元にお配りしてございますので、御参照いただきたいと思います。以上でございます。

○議長（名古屋史郎君）　ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、会期を決定するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認めます。よって会期は、本日より六月二十三日まで期日十六日と決定いたしました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認めます。よって、暫時休憩いたします。

午後二時六分　休憩

午後五時五十五分　再開

○議長（名古屋史郎君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

明日の本会議は、午後一時より開議いたします。本日の未了日程は明日の日程といたします。本日はこれにて延会といたし

ます。

午後五時五十六分　延会

六月九日　木曜日（第二日）

日野市議会会議録

第十二号

昭和五十二年
第二回定例会

六月九日　木曜日（第二日）

出席議員（二十六名）

一番	滝瀬政吉	君	
二番	滝瀬敏朗	君	
三番	奥住芳雄	君	
五番	鈴木美奈子	君	
六番	橘祐子	君	
七番	板垣正男	君	
八番	黒川重憲	君	
九番	林重義	君	
十番	谷栄吉	君	
十一番	剣持佐吉	君	
十二番	石坂勝雄	君	
十三番	竹ノ上武俊	君	
十四番	米沢照男	君	
十五番	市川芳太郎	君	
十六番	秦正一	君	
十八番	杉山寅三郎	君	
十九番	高橋通夫	君	
二十番	佐々木昭雄	君	
二十一番	大柄保	君	
二十二番	大下博	君	
二十三番	本間久	君	
二十四番	一ノ瀬隆	君	
二十五番	日野源作	君	
二十七番	三浦重春	君	
二十八番	飯山茂	君	
二十九番	島村孝志	君	
三十番	名古屋史郎	君	

欠席議員（二名）

四番	正国大治	君
十七番	清水芳雄	君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男	君
助役	前川恒雄	君
収入役	杉本好次郎	君
企画財政部長	加藤一男	君
総務部長	松村清栄	君
市民部長	森久保三次	君
生活環境部長	加藤一郎	君
建設部長	田倉高光	君
都市整備部長	成井正夫	君
福祉部長	赤松行雄	君
水道部長	中島武男	君
病院事務長	遠藤政之	君
教育長	倉又秀作	君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	中村亮助	君
書記	朝倉敏夫	君
書記	鈴木晴彦	君
書記	荒井一雄	君
書記	樫村正男	君
書記	小松恵美子	君

議事日程

一、市政経過報告
二、諸般の報告
三、一般質問

本日の会議に付した事件

なし

昭和五十二年六月九日（木）
午後一時開議

午後五時五十七分開議

○議長（名古屋史郎君）　本日の会議を開きます。ただいまの出席議員二十四名であります。

お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決定いたしました。（「休憩と呼ぶ者あり）

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後五時五十八分　休憩
午後八時　四十分　再開

○議長（名古屋史郎君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。本日の会議はこれにて延会いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。（「議長」と呼ぶ者あり）大下博君どうぞ。

○二十二番（大下　博君）　きょうは結構だと思うんです。しかし議長として明日はどのように進めるか、その心構えをお聞きしたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　代表の方に明日の開会までに御相談をして決めたいと思います。（「開催は何時ですか」と呼ぶ者あり）大下博君。

○二十二番（大下　博君）　そうすると、代表者会議を続けてやるということですが、それは何時から開催するわけですか。

○議長（名古屋史郎君）　十時からにしたいと思いますが。

（笑声）大下博君。

○二十二番（大下　博君）　十時ということは代表者会議で決定しているわけですか、それとも議長としての判断でやるというお考えですか。

○議長（名古屋史郎君）　後の部分です。大下博君の言われる…と考えているのであります。（「おかしいじゃないか」と呼ぶ者あり）米沢照男君。

○十四番（米沢照男君）　これまでの代表者会議では、いわゆる汚職事件については、特別委員会を設置すると、こういうことで合意に達しているわけですけれども、その特別委員会の会の名称と付議事項の表現の問題で、まだ一致するに至らないという状況です。

二日間この問題で経過しているわけですけれども、少なくと

も各派とも特別委員会を設置するということについては合意に達しているわけです。そしてこの特別委員会の実質的な審議は定例会が終わった後に、閉会中の審議ということも合意されております。したがって私は、やはり少なくとも議案審議優先という立場から、あしたはどういう事情があるにせよ、予定どおり日程に従って開会をすべきであろう、そして今会期中、日程を見ましても、休会する日が何日かありますし、あるいはその日、その日の議会が閉会した後にでも、代表者会議をするだけの十分な時間がありますので、そのように取り計らっていくべきだろう、こういうふうに思います。この問題でちょっと意見が出ましたので、関連でこの意見を述べておきます。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　承っておきます。御異議ないものと認めます。よって本日は、これにて延会することに決しました。（「議長」と呼ぶ者あり）

明日の本会議は午後一時より開議いたします。（「議長」と呼ぶ者あり）本日の未了日程は明日の日程といたします。

本日はこれにて延会といたします。

午後八時四十五分　延会

六月十日　金曜日（第三日）

日野市議会会議録

第十三号

昭和五十二年
第二回定例会

六月十日　金曜日（第三日）

出席議員（二十五名）

二番	滝瀬敏朗君	十八番	杉山寅三郎君
三番	奥住芳雄君	十九番	高橋通夫君
五番	鈴木美奈子君	二十番	佐々木昭雄君
六番	橘祐子君	二十一番	大柄保君
七番	板垣正男君	二十二番	大下博君
八番	黒川重憲君	二十三番	本間久君
九番	林重義君	二十四番	一ノ瀬隆君
十番	谷栄吉君	二十五番	日野源作君
十二番	石坂勝雄君	二十七番	三浦重春君
十三番	竹ノ上武俊君	二十八番	飯山茂君
十四番	米沢照男君	二十九番	島村孝志君
十五番	市川芳太郎君	三十番	名古屋史郎君
十六番	秦正一君		

欠席議員（四名）

一番	滝瀬政吉君	十一番	剣持佐吉君
四番	正国大治君	十七番	清水芳雄君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男	君
助長	前川恒雄	君
収入長	杉本好次郎	君
企画財政部長	加藤一男	君
総務部長	松村清栄	君
市民部長	森久保三次	君
生活環境部長	加藤一郎	君
建設部長	田倉高光	君
福祉部長	赤松行雄	君
水道部長	中島武男	君
病院事務長	遠藤政之	君
教育長	倉又秀作	君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	中村亮助	君
書記	鈴木晴彦	君
書記	荒井一雄	君
書記	樫村正男	君
書記	小松恵美子	君

議事日程

一、市政経過報告
二、諸般の報告
三、一般質問

追加日程

一、議員提出議案第六号　汚職事件の原因を究明し、再発防止のための調査特別委員会設置及び委員の選任について

昭和五十二年六月十日（金）
午後一時開議

本日の会議に付した事件

追加日程第一

午後五時十三分　開議

○議長（名古屋史郎君）　本日の会議を開きます。ただいまの出席議員二十四名であります。

お諮りいたします。ただいま議員提出議案一件の提出がありましたので、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認めます。よって日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

これより議員提出議案第六号、汚職事件の原因を究明し、再発防止のための調査特別委員会設置及び委員の選任の件を議題といたします。

委員構成はお手元に配布してあります印刷物のとおりです。提案理由、質疑を省略し、これより本件を採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第六号、汚職事件の原因を究明し、再発防止のための調査特別委員会設置及び委員の選任の件は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認めます。よって本日は、これにて延会することに決しました。

明日十一日より十二日まで休会といたします。

お諮りいたします。六月十三日の会議は議事の都合により、特に午前十時に繰り上げて開くことにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認めます。よって六月十三日の開議時間は午前十時に繰り上げることに決定いたしました。

本日の未了日程は十三日の日程といたします。本日はこれをもって延会といたします。

午後五時十六分 延会

六月十三日　　月曜日　（第四日）

昭和五十二年
第二回定例会

日野市議会会議録

第十四号

六月十三日　月曜日　（第四日）

出席議員（二十九名）

一番	滝瀬政吉	君
二番	滝瀬敏朗	君
三番	奥住芳雄	君
四番	正国大治	君
五番	鈴木美奈子	君
六番	橘祐子	君
七番	板垣正男	君
八番	黒川重意	君
九番	林重義	君
十番	谷栄吉	君
十一番	剣持佐吉	君
十二番	石坂勝雄	君
十三番	竹ノ上武俊	君
十四番	米沢照男	君
十五番	市川芳太郎	君
十六番	秦正一	君
十七番	清水芳雄	君
十八番	杉山寅三郎	君
十九番	高橋通夫	君
二十番	佐々木昭雄	君
二十一番	大柄保	君
二十二番	大下博	君
二十三番	本間久	君
二十四番	一ノ瀬隆	君
二十五番	日野源作	君
二十七番	三浦重春	君
二十八番	飯山茂	君
二十九番	島村孝志	君
三十番	名古屋史郎	君

欠席議員（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男	君
助役	前川恒雄	君
収入役	杉本好次郎	君
企画財政部長	加藤一男	君
総務部長	松村清栄	君
市民部長	森久保三次	君
生活環境部長	加藤一郎	君
建設部長	田倉高光	君
都市整備部長	成井正夫	君
福祉部長	赤松行雄	君
水道部長	中島武男	君
病院事務長	遠藤政之	君
教育長	倉又秀作	君
用地課長	伊藤正吉	君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	中村亮助	君
書記	朝倉敏夫	君
書記	鈴木晴彦	君
書記	荒井一雄	君
書記	樫村正男	君
書記	川上輝子	君
書記	安原清美	君
書記	小松恵美子	君

議事日程

一、市政経過報告
二、諸般の報告
三、一般質問

昭和五十二年六月十三日（月）
午前十時開議

本日の会議に付した事件
日程第一から第三まで

午前十時三十分　開議

○議長（名古屋史郎君）　本日の会議を開きます。ただいまの出席議員二十一名であります。

これより日程第一、市政経過報告を行います。市長から市政経過報告を求めます。

（市長登壇）

○市長（森田喜美男君）　さきの三月定例会以降の市政経過の推移につきまして御報告をいたします。

私は、四月二十七日より新しい任期に入りまして、自来責任を身にしみて感じ、それから公約、抱負の実現のために精励をいたしております次第であります。市政の事務的なことにつきましては、すでに文書をもって御報告させていただいております。

五月の半ばごろ、はからずも市の職員の綱紀にかかわる不祥事件が表に出てまいりました。それは新聞報道という形で知らされたわけでありますが、その後職員が五月十六日、並びに五月二十二日だったと思いますが、建設部の電気職員が続いて逮捕という事態が発生いたしました。捜査がそのために庁舎の関係部署も書類等の提出を求められまして、捜査がその後進んでおります。組織的にかかわる者、あるいは新、旧の関係で全部署にかかわっている者、それらが相当数参考人として出頭を求められまして、捜査に協力をするという形で事態が推移いたしております。ようやく一応の決着を見る段階に入ったと思っておりますので、後刻担当の方から詳細な報告は全協、ないしは委員会等でさせていただいたらどうかと思っております。

それから本来ならば、今後の私の市政に関します抱負等につきまして、所信表明という形で行いたいわけでありますが、過日お手元にお配りいたしました、つまり就任の翌日というよりも、当選の翌日、役所に戻って参りまして職員に行いました所信表明がございます。その中に具体的にいろいろと表明をいたしておることでもありますので、今回はその文書を御参照いただきまして、所信の表明にかえさせていただきたい、こういうふうに思っております。

これから少なくとも四年間皆様の御支援、御鞭撻をお願いをしつつ市政を担当していきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げ、市政経過と所信の表明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（名古屋史郎君）　収入役以下については報告書のとおりですので報告を省略いたします。

これより市政経過報告全般についての質疑に入ります。

橘　祐子君。

○六番（橘　祐子君）　三点についてお聞きしたいと思います。

まず二十六ページ、都市整備部の都市計画課、第一点目の開発指導基準に基づく、その申請件数十六件となっておりますが、

この内容ですね、具体的にどういう所から、どのような申請が出されたのか、この点についてまず一点お聞きしたいと思います。

次が三十ページの土木の問題で、十番ですか、浅川一号線の改修工事、これ完了ということになっておりますが、あそこの用水が整備されて、かなり深い状態ができているわけですけれども、その浅川橋から浅川一号線に入る所にはガードレールがずっと設置されているわけですけれども、この用水については、ガードレール、その他設置する気があるのかどうか、と言いますのは、浅川一号線ができたということで、通学路が全部変更されまして、浅川一号線を通って程久保川の右岸、左岸が両方ともが通学路に変更されたという中で、大変多くの子供たちが通るわけですけれども、あの用水がいま一番危険にさらされているということです。そういう中で地元の人たちからは危ない所にガードレールをつけないで、そんなに危険かない所にガードレールをつけているというのはどういうことか、ということも出ておりますので、全然ガードレールをつける気がないのかどうなのか、そこだけお尋ねしたいと思うんです。

それから三十九ページ、福祉関係、この四月一日現在の保育所入園児の状況が出されておりますが、これは措置されている子供たちの人数だというふうに思うんですけれども、これにはたとえば、あとどのくらい措置できるのか、という点がはっきりしてません。全体的にこれが収容人数イコール措置数、こういうことで考えていいのか、それともこれは措置数で収容人数というのは別個にあるのか、だから空きがあるのか、という点ですね、以上三点についてお聞きしたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　都市整備部長。

○都市整備部長（成井正夫君）　それではただいまの第一点の御質問にお答えしたいと思います。

日野市の開発行為指導基準に基づく事前協議の申請件数十六件の内容でございますが、十六件でございますが、内容もちろんございますが、この中には市外の会社もございますが、市内の個人の方も多分におられますので、いろいろ関係ございましてここでは一応出してございません。もし御必要があれば、その内容をお知らせしていいと思いますが、一応公表はしないということにしてございます。

なお、それでちょっと申し上げますと、その中で千平米以上の法に基づくものについては八件、千平米以下のもの、要するに市の開発指導によるものにつきましては八件、半々ということでございます。なお、協定済みのものにつきましては六件、一応そういう数字になっております。以上でございます。

○議長（名古屋史郎君）　次の答弁を願います。助役。

○助役（前川恒雄君）　二番目の件につきましては、一応工事完了でございますが、地元の住民の皆さんその他の御希望、

それから私どももまた調査いたしまして、どうしても必要であればやらなければならないと思っております。

○議長（名古屋史郎君）　福祉部長。

○福祉部長（赤松行雄君）　三点目についてお答え申し上げたいと思います。福祉の三十九ページ、あと何人措置できるのか、要するにあいてるところがあるのか、こういう質問でございます。細かい数字につきましては、各園ごとの数字を持っておりませんので概略を申し上げるわけでございますけれども四歳、五歳児というのがスペースがありましても、全体的にあいてるという傾向を持っております。

それから旭が丘のゼロ歳でございますけれども、これは九名の定員で七名の数字として発表されております。これは四月一日でございましてその後その七名に対しましては、後、措置されてるようでございます。ですから高年齢児については、概して幼稚園との兼ね合い等もございまして、子供が幼稚園等の方に振り向けられるという多少の問題がございまして、四歳、五歳児については多少あきがある入れる余地がある、こういう状況でございます。それで公立の定員数は千三百何名かでございます。この公立の数字をトータルしますと、実際に措置した数をトータルしますと千二百二十一名でございます。そういうふうな関係で全部があいてるわけじゃございませんけれども、古い園は、混合保育等をかつてたてまえにして、部屋数が少ないという問題がございまして、定員どおりには入れない現在の状況がございます。それから最低基準が国の最低基準が、平米等が引き上げられた、という問題もございまして多少当初の定員数よりは、実際に入る子供が少なくなっておりますけれども、高年齢児については多少余裕がございます。そういうことを申し上げたわけでございます。

○議長（名古屋史郎君）　楠　祐子君。

○六番（楠　祐子君）　十六件については、後ほど教えていただきたいと思います。

それで、全体的に要望しておきたいのは、昨年からこの市政経過報告は、文書だけということで説明省略ということになっておりますので、これ、やはり見たときにわかるような形の提出をしていただきたいと思うんです。といいますのは、たとえば福祉部の場合、最初の五歳児、とよだ保育園三十二名、四月一日入ってるわけですけれども、そこに一言、括弧つけて、たとえば四十名定員なら定員のところ括弧内は定員数ですね、そういうような形でつけていただければそれで一目瞭然わかるんじゃないかと思うんですね、ですからそういうような形の資料として提出していただきたい、というふうに思うんです。それから、浅川一号線については、早期に調査していただいてやっていただければというふうに思いますので要望しておきます。

○議長（名古屋史郎君）　次に板垣正男君。

○七番（板垣正男君）　報告書の中にはないんですけれども、六月一日の広報に発表されております中央公園のことで、ちょっとお伺いしたいと思います。

基本設計ができまして、中央公園の概略は発表されておるわけでありますけれども、これはそのまま工事が進められるのかどうか、ということをまず最初にお伺いしておきたいと思います。その後、たとえば文化財関係等の保存を、この中央公園でセットできるようなことも内容としてあるのかどうか、というようなこともちょっとお伺いしたいものですから、その辺のところをちょっと概略お伺いしたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　新庁舎前の中央公園の計画につきましては、昨年度の予算で基本設計の予算をお認めいただきまして、権威ある機関に委託をして、一段階の報告をいただいております。したがって、基本的にはそれに準じて進めたいと考えております。

それから市民参加の手段等も必要かと思っておりますのでそういう手続も経て、そういう点は十分吸収していきたいとこう考えます。

それから文化財の遺跡ないし市内に所在します文化財の保存ということにつきましては、別途の方法、別途の場所を考えるということで進めております。以上であります。

○議長（名古屋史郎君）　板垣正男君。

○七番（板垣正男君）　四十六年に神明上の遺跡が発見されてから、議会でもその遺跡の保存についても何回か議論があったわけです。その際、たとえば住居跡の保存についても、その発見された個所に保存するというのは非常にむずかしい。たとえば、土地所有者の関係、あるいは開発との関係で大変むずかしいので将来中央公園ができる際にセットというようなことも考えていきたいということが教育委員会なりあるいは関係部署からの考えが議会の中でも示されてきたわけです。いよいよ中央公園ができるという段になってきまして、そうした文化財の保存も同時に行われるものと私たちは考えていたわけですけれども、しかし、この設計図を見ますと、そういうものはない。いま、市長の考えですと他の所に別個に保存したい、というような考えも示されたわけでありますけれども、中央公園にそういう保存が不適当だということの結論なのか、それともまだそういう文化財の保存までなかなか設計の中に組み入れるという段階にまで至ってないのかどうか。また、これまで市側の考えで示された、中央公園にセットしたいというようなことが、いま申し上げたようなことの理由で、そういう時期でないということなのかどうか、その辺のところをお伺いしたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　中央公園にセットするという

考えがどこから出たか私もはっきり知りませんが、中央公園の遺跡の中に住居跡が完全に保存されてるというようなことも聞いておりませんし、ないと思います。したがって、住居跡という形をどういう方法で保存するかということは、これまで特別考えの対象にしておりませんでした。ただ、調査をして資料として、つまり写真その他記録の資料としてなるべく保存をするということは行っておりますから、資料としては、まあ残し得ると、こういうふうにも考えております。

○議長（名古屋史郎君）　板垣正男君。

○七番（板垣正男君）　住居跡だけを残すというのではなくて、それを土台として住居跡の復元を行うという際に、なかなかその発掘された個所ではむずかしいから、将来、その中央公園ができる際にそういうところにも移動して復元してみたらどうか、こういう論議があったわけです。いまの市長の認識とちょっとわれわれの認識と違うわけでありますけれども、しかし、ここでなければ絶対いけない、というわけでもないので今後、この文化財の問題についても別途に検討していただきたい、ということを希望しておきたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　ほかに御質疑はありませんか。

林　重義君。

○九番（林　重義君）　十ページなんですけれども、十ページの五番の住宅供給公社平山住宅内水路用地の件ですけれども、現在手続中ということでありますが、これ移管になりましたら、やはり水路ですので、これはあくまでも市が一切の今後の手入れとか、いろんな問題が起こるんですけれども、場所はどの場所で、そういうようなことも移管後には市が全面的に行うのか、ということをちょっとお聞きしたいと思います。

それに二点目は、十六ページの市民税課の固定資産税の問題ですけれども、ここには報告だけでございますけれども、本年度、日野市としてみなし課税というか、雑種地税というか、荒れてるところ全面について、何か税金というか固定資産税をおかけになってるんじゃないかと私は考えます。それもA・B農地については、昨年度大分市長としても理解されて、全面農地課税ということをされよく調査をし、関係者、農民の方にもよく通知を出されて一応納得された上で税金を賦課された、減免されてくださったわけですけれども、C農地については、そのままの形でおったところが、来年度何らの通知もなく、やはり市の調査一本でみなし課税をされてるように思うんですけれども、そういう点でちょっと市民に対するPRというか、説明が足りなかったようにも考えます。そういうことから言って、最初にかけてあるかないか、ということだけを聞いて、その後にまた質問いたします。二点。

○議長（名古屋史郎君）　答弁願います。一点目。用地課長。

○用地課長（伊藤正吉君）　住宅供給公社の平山住宅内水路用地でございますけれども、この受理につきましては用地課で処理する分に関する事務を取り扱っておりますので、管理課の方の依頼に基づきまして、私の方は事務処理をしたということです。実際の管理については建設部の方に入るのではないかと思いますので建設部長さんにお願いいたします。（「場所は」と呼ぶ者あり）申し落としましたが場所は鮫隈源とそれから住宅供給公社の間でございます。それから浅川に流れ込む水路でございます。（「処理場の北側ですか」と呼ぶ者あり）北側ですね。

○諺長（名古屋史郎君）　市民部長。

○市民部長（森久保三次君）　固定資産税の件でございますけれども、C農地の耕作してない所のみなし課税につきましては、今年初めて課税したわけですが、縦覧に来られた方にはその都度説明しておりますが、評価替えの年度でございませんでしたのでこれについての説明が不足であったということは反省しております。今後、こうしたことのないように十分説明書を入れて、市民に納得の上、納めていただくように努力したいと思います。以上です。

○議長（名古屋史郎君）　林　重義君。

○九番（林　重義君）　十ページの五番の場所についてはわかったんですけれども、一応位置がわかりませんと、私の地域でございますので（「そんなこと……」と呼ぶ者あり、その他発言する者あり）今後、いろいろ問題が起きたときに……。それで、十六ページの市民税の問題ですけれども、やはりこの問題については、市としたら確かにそういうことをとられたということでございますけれども、私も予算委員会に話が出るんじゃないかと思っておりましたところが、はたして、ことし調査をされてるようには思ったんですけれども、予算委員会にも出ませんし、それで五月に初めて皆さんが、ここで納税の時期になって税金が大分ふえたということで、そうしましたら見に来られた方もあったということで、確かに課税されてるというようなケースだったわけです。そういうことから言ってやはり余り他市もやったからということじゃなくて、部長は何か申しわけないと言っておるんですけれども、これ皆さんに納めていただくことですから、やはりなるべく細かい点かあってもPRその他によってやるべきではないかと感じております。それでは予算委員会にも出ておりませんので、今年のみなし課税をかけた――いままでかけているところもあります。額としてかけた税額がどのくらいなのか、他市の状況として何市ぐらいがこういうふうなことを行っているのか、その点だけをお聞きしたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　市民部長。

○市民部長（森久保三次君）　現在、この資料につきまして手元にございませんので、後ほど調べてお知らせいたしたいと思いますが、よろしくお願いいたします。（「いつまでですか」と呼ぶ者あり）すぐにきょう中に調べて報告したいと思います。（「他市の状況はわかりませんか」と呼ぶ者あり）他市は確かにすでにみなし課税をやってるということでございます。すべての市が……（「全部ですか」と呼ぶ者あり）はい、そのように承知しております。（「都下全市ですか」と呼ぶ者あり）なお、念を押されますとあれですから一応調べましてお知らせしたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　よろしいですか。林　重義君。

○九番（林　重義君）　要望として申し上げますが、いろいろとこのようなことから言って、お互いにそうすればPRがあった場合には、いわゆる皆さんも農地ですから、なるべくそのような問題が起きないように、いわゆるC農地だと二分の一でございますので、それに荒廃の場所がC農地が多いんじゃないかと思います。そういうことからいけば、いままで税金がかからなかったから荒らしておいたということも言えると思いますけれども、そうでなくして、やはり農地は農地で生かそうということの趣旨でしたらば、一年も早く市が調査させる段階で農民の方に所有者の方にPRしておけば、やはりきれいな農地として扱ってあったんじゃないかという、その見解から申し上げておるんですけれども、今後、造成とか、そういう問題については細かくされて、何か市民の納得のいく上で、正しく税金の納め方をさせていくのが妥当じゃないかということで、要望として申し上げます。（「関連」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　滝瀬敏朗君。

○二番（滝瀬敏朗君）　林議員の関連で、C農地の問題について林議員から質問があったんですが、何といいますか、万願寺地域には新都市建設公社の用地が三万坪というふうなことを聞いておりますが、この辺の課税の状況、どのように課税されているかということが一点。

　それから、カドミ等で汚染をされている農地が大分あるわけです。そういうふうなところの雑地と言いますか、荒らされている状況があるわけですが、このようなところの税金の問題。二点について。

○議長（名古屋史郎君）　市民部長。

○市民部長（森久保三次君）　所有者のいかんにかかわらず、現況によって課税しております。

　なお、カドミにつきましては、いま、資料ございませんので後ほど調べてお答えしたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　滝瀬敏朗君。

○二番（滝瀬敏朗君）　一点目、わからないんですが、同じように課税をされているということですか。同じように課税をしているということですね。（「そうです」と呼ぶ者あり）

要するに雑地というふうなことで課税をされている、そういうことですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　次に高橋通夫君。

○十九番（高橋通夫君）　街路灯の報告なんですが、ゼロ件ということになっていますが、これは担当者が何か事件を起こしたのでそれで…（笑声）それとも全然必要がなかったのか。なお、後任者は決まっているか。なお、寄付が十六本となっているけれども、これはどういうところで、どこの街灯が寄付されたのか。

○議長（名古屋史郎君）　建設部長。

○建設部長（田倉高光君）　街路灯の新設工事がゼロということですけれども、これは、この時期にゼロだったということで、年間を通じては五十何カ所実施してあるわけですが。それから寄付につきましては、東京電力、そういうところから安全対策上の問題として寄付をされております。そういうのがこれの内容でございます。

それからなお、街路灯の引き取り等につきましては、従来から自治会にございます街路灯を年次的に、年次的というのは、三カ年で当初計画をいたしておるわけです。この年次的に従いまして引き取るということでございます。したがって、その自治会に設置されております街路灯の数を考えながら、割合をもって引き取っておるのが現状です。

○議長（名古屋史郎君）　よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）次に竹ノ上武俊君。

○十三番（竹ノ上武俊君）　二十四ページのことで質問したいんですけれども、公害対策課で発行しております、「日野の植物ガイドブック」のことですが、これが有料頒布分が千冊予定されて、九百五十二冊、五月二十日現在で販売済みであるということが載っております。市民の間で好評だったということだと思うんですけれども、質問の目的は、公害対策課というよりも教育委員会の方にちょっと質問してみたいんですけれども、この「日野の植物ガイドブック」の内容が市民の間で評判がよかったという点と、その内容についてなんですけれども、私は専門的にはわかりませんけれども、小学高学年とか中学生の教材とか、あるいは副読本、あるいは日野市の植物に関心を子供のころから持ってもらうというような点などから、小中学生に与えてもいいような内容のような気がするんですけれども、教育委員会としての見解といいますか、そういうものがもしありましたら聞かせてもらいたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　教育長。

○教育長（倉又秀作君）　このガイドブックは、もちろん私も専門家ではございませんけれども、ずっと読ませていただきまして、大変りっぱにできておる、こう思います。これは少し余談になりますけれども、私の恩師の先生が大変雑草が好き

で、このところにも執筆しておられますけれども、この先生からも大変りっぱなものができたと、こういうふうにほめられております。それでこれを学校でも、どういうふうに利用するかということですが、これは幸いにして各学校に五冊ずつ寄贈いただきまして、それを各学校に配りまして、図書館で大いに活用する、こういうふうにさせていただいております。

○議長（名古屋史郎君）　竹ノ上武俊君。

○十三番（竹ノ上武俊君）　教育委員会の方でそういう評価をされているということ、そして図書館なんかにも、学校にも備えてあるということの御答弁ですけれども、さらにその精神を広げて、私も先般、関係職員の人とか、教職員の方にも若干問題提起したことがあるんですけれども、これは教育委員会になりますか、市長になりますか、小学高学年、あるいは中学入学のときに、記念品みたいな形でこれを無料で差し上げるというような形をとれば、今後の日野市民として成長していくためにも有意義ではないかと、こういうふうな感じを持っているんですけれども、そういう点を検討していただきたいと思います。御答弁がなければ要望という形で扱っていただいて結構ですけれども、以上です。

○議長（名古屋史郎君）　次に秦　正一君。

○十六番（秦　正一君）　二十二ページ、アレルギー性鼻炎のアンケートと、それから五種類にわたってのテストの結果が載っているわけですけれども、この中で特に二番目、ブタクサとヒメガマ、これはどんなふうに違うのか。下の方の部類に対しての検査はどうしてやらなかったのか、その点の説明をお願いします。といいますのは、あそこは光化学スモッグ等のたまり場になるのではないかというふうに考えられるわけです。いずみ自治会あそこを中心とした地域、そういった面から、この中には五種類の中に入ってないんですけれども、そういった光化学スモッグ等の類はどういうふうな部類に入るのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　生活環境部長。

○生活環境部長（加藤一郎君）　お答えします。ブタクサ、ヒメガマとの違いでございますけれども、私も専門的に違いについてはわかりません。ただ、ブタクサについても花粉であるということでは同じだと思います。それから、その他の調査でございますけれども、これにつきましては、御承知のとおり請願等も出まして、いわゆるアレルギー性鼻炎、こういうことが一つの発端になりましたので、この今回行いました調査につきましては、この五種類でございますけれども、大体決められた一つの方向としては、こういう程度のことである程度のことがわかるということで、主にブタクサがあの辺が大分そういった請願も出ておりますので、これを中心にして行ったということでございます。また、光化学につきましては、これにつき

ましては、別な角度からやはり行うべきであるというふうに考えております。

○議長（名古屋史郎君）　秦　正一君。

○十六番（秦　正一君）　ブタクサとヒメガマ、同じような一種の花粉による公害、こういった面のブタクサというふうに解釈していいと思います。数値を見れば、ヒメガマですか、これはかなり高い数値を出しているわけですけれど、これに対して調査して、これに対する事後の対策はどういうふうになされているのか。たとえば例を引いて説明してくださってもいいし、また光化学スモッグ等のそういった面の再度調査が必要であれば、そういったものもやらなければならんでしょうけれども、とりあえず、これに対しての今後の処置はどういうふうにしてやるのか、その点、もし具体的なそのものがあればお答え願いたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　ごく最近、この報告を受けまして、私も見たんですが、いわゆる花粉源とそれからアレルギー鼻炎と、かなりの相関関係があるということが言えると、こういう結果に感じます。そこで予防措置といたしましては、要するに花粉源になるブタクサ、並びにもう一つ何とかこもどきというようなオオブタクサと言われる植物、これらを徹底的に、市も市民も町ぐるみで除去すると言いますか、取り除くと、こういう運動をやりたいと考えております。それはつまり花粉源をなくする方法ですし、それからもう一つは、すでに症状を持っておられる方、つまりこれは報告の所見によりますと、三年、四年その土地に住まれた方々から発生をすると、こういうふうな状況があるようでありますので、事後の治療処置はいま医師会の方に、あるいは病院の方に検討させたい、してもらいたい、こう考えております。姑息というよりも何よりももやっぱり河原にきのうもあそこの清掃市民運動に参加して、出向いて見てまいりますと、部分によってかなりブタクサがあります。これをひとつ大きくとる運動をこの次にはお願いをしよう、市も積極的にそれを推進していこう、こう考えております。

○議長（名古屋史郎君）　よろしいですか。（「はい」「関連」と呼ぶ者あり）市川芳太郎君。

○十五番（市川芳太郎君）　いま、秦議員からアレルギー性鼻炎についての調査結果についてありました。市政経過報告の中にも細かく出ておりますけれども、私は市長の答弁で、最近聞いたお話だということであるけれども、この報告によりますと、一月から二月十五日に検査の結果、このようになったということでございますけれども、担当部長はその後のこの患者さんに対するお考えが、また対策をどのようにお考えか、お伺いしたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　生活環境部長。

○生活環境部長（加藤一郎君）　検査は三月の二十日に行ったわけでございます。このときに専門のお医者さんの方から、個々の患者さんについては結果と合わせまして、かつ指導につきまして、どうしたら治療できるかというようなことが個々に全部説明してございます。そういう中でございますので、私の方としては、先ほど市長から申し上げましたけれども、これの発生する原因、発生すると言いますか、ブタクサにつきましてはブタクサを除去すると、そういうふうなことについては、市として市民の方と一緒にやっていきたいという考えでございます。ですから治療までのことにつきましては、いまのところ医師会の先生方とお話しし、これは当然地域の保健協議会の中にも報告申し上げまして、今後の対策等も十分話し合っていきたいというふうには考えております。

○議長（名古屋史郎君）　市川芳太郎君。

○十五番（市川芳太郎君）　いまの部長の答弁で了解いたしますけれども、これからのそのような市民に公害、災害がないような対策は当然だと思いますけれども、これだけの結果が出ておりますので、いま、部長がお話しされたことをさらに各関係に申し入れて、やっていただきたく要望いたしまして終わります。

○議長（名古屋史郎君）　次に石坂勝雄君。

○十二番（石坂勝雄君）　一番先に、企画財政部の報告で、質問すれば、読めばそのとおりだという答弁があると思いますが、去年の九月議会に、公社の融資団というんですか、これをするということの中で、今度はいわゆる事務局の報告等には、政府資金が出るようになったからこれを見送ると、非常に何か明るいことで結構なことなんだけれども、そのくらい情勢が変化したのかどうか。その辺のことを一点。

　それから、いま一つ国民年金の強制加入者はいいんですが、任意の加入者が年々二、三千ふえているようなんですが、任意加入者というのは、対象は何％くらいあるか。いろいろ年金制度が公務員と一般の格差是正等の問題が出される中で、任意加入者の加入状況と、未加入者のパーセンテージを教えていただきたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　企画財政部長。

○企画財政部長（加藤一男君）　第一点の問題についてお答えを申し上げます。ここで御報告申し上げておりますことは、開発公社と、それから日野市の縁故債の問題で、協調融資団を見送りました、という御報告でございます。それほど変化をしたのかということが御質問の趣旨かと思います。変化をいたしました。実はこの補正の目的は、どうしても義務教育費の関係費が多いわけでございまして、後刻、いろいろ専決の時点でも御報告を申し上げさせていただきますけれども、昭和五十二年度からは義務教育施設については全額政府債で持とうと、

こういう方針になったわけでございます。従来はなかなか政府債を割り当てていただけませんで、どうしても縁故債に頼らざるを得ない、そうしますと、一金融機関では非常に引き受けにくい状態になりまして、各市でそういう行為をいたしましたけれども、そういう変化をいたしましたので見送ったということでございます。御了解いただきたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　次に市民部長。

○市民部長（森久保三次君）　国民年金の、拠出年金の任意加入者でございますけれども、任意加入者が年々増加しておりますが、ただいま、加入率のパーセントで現在出しておりませんので、後ほど調べて報告したいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　よろしいですか。（「はい結構です」と呼ぶ者あり）次に米沢照男君。

○十四番（米沢照男君）　先ほどの橋議員の質問との関連ですけれども、二十六ページの開発行為にかかわる質問で、部長がこれについては公表できないんだと、こういうふうに言われたんです。なぜ明らかにできないのかですね、少なくとも私は理事者、市当局と議会との関係から言って市政経過報告ということで報告がされ、その内容について議会側が質問したのに対して公表できませんと、こういう答弁はないだろうと思います。なぜ公表できないのか、はっきりした法的な根拠があるならば示していただきたい。

○議長（名古屋史郎君）　都市整備部長。

○都市整備部長（成井正夫君）　お答えいたします。

ただいまの御質問でございますが、私考えますのに、法的な根拠ということでお断わりしたというわけではございません。法的な根拠は別になかろうかと思いますが、何分にも市内の市民の方の個人的な名前がかなり含まれてございますので、いろいろ差しさわりがあるのではなかろうか、こういうふうなことで、私の考えでもってそう申し上げたんです。もしも必要ならばいつでもお見せをすると、こういうふうに申し上げておるわけでございます。どうしてもということであれば別に根拠はございませんから、別に差し上げてもよろしいです。

○議長（名古屋史郎君）　米沢照男君。

○十四番（米沢照男君）　これは議員の場合いろいろ、たとえばどこそこでトラックが入っている、ブルが動いていると、すぐ市民から聞かれるんです。その場合議会は全く理事者の方から公表できません、と断わられておりますと、わかりませんじゃ済まないわけですね。

これまで過去にはちゃんと住所、氏名、開発面積、戸数の一覧表で出ていたはずです。当然のこととして議会にははっきりした報告をすべきだろう、要求をしておきます。

○議長（名古屋史郎君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　開発指導要綱に伴う事前協議が出てまいるわけでありますが、私はその要綱の中に事前に周辺に周知をしてできる手段を追加せよということを担当の方に指示しておりますが、つまり緑の多い個所に開発が始まると一方にはその緑化や、緑の監視員、こういうことの役目を設置して、緑が減らないようにという一応の情報を取る手段、いって言えば監視という役目があるわけです。そういう際に、周辺の人に周知をひとつされると、ここはこういう事業が始まるということを知ってもらうことはきわめて大切なことだと思っておりますので、事前に三週間以上周知をする、そういうことを義務づけたい、こう思っております。

○議長（名古屋史郎君）　これをもって市政経過報告を終わります。

次に日程第二、諸般の報告を行います。会務報告については、お手元に配付してあります報告書のとおりですので事務局長の報告は省略いたします。報告全般についての質疑に入ります。なければこれをもって諸般の報告を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前十一時二十五分　休憩

午後五時五十一分　再開

○議長（名古屋史郎君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決定いたしました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後　五時五十二分　休憩

午後十一時五十八分　再開

○議長（名古屋史郎君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認めます。よって本日はこれにて延会することに決しました。

お諮りいたします。六月十四日の会議は議事の都合により、

午前十一時二十五分　休憩

特に午前零時に繰り上げて開くことにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認めます。よって六月十四日の開議時間は午前零時に繰り上げることに決定いたしました。

本日はこれにて延会といたします。

午後十一時五十九分　延会

六月十四日　火曜日　（第五日）

昭和五十二年第二回定例会

日野市議会会議録

第十五号

六月十四日　火曜日　（第五日）

出席議員（二十七名）

一番	滝瀬政吉君	十六番	秦正一君
二番	滝瀬敏朗君	十八番	杉山寅三郎君
三番	奥住芳雄君	十九番	高橋通夫君
四番	正国大治君	二十番	佐々木昭雄君
五番	鈴木美奈子君	二十一番	大柄保君
六番	橘祐子君	二十二番	大下博君
七番	板垣正男君	二十三番	本間久君
八番	黒川重憲君	二十四番	一ノ瀬隆君
九番	林重義君	二十五番	日野源作君
十番	谷栄吉君	二十七番	三浦重春君
十一番	剣持佐吉君	二十八番	飯山茂君
十三番	竹ノ上武俊君	二十九番	島村孝志君
十四番	米沢照男君	三十番	名古屋史郎君
十五番	市川芳太郎君		

欠席議員（二名）

十二番	石坂勝雄君	十七番	清水芳雄君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男	君
助役	前川恒雄	君
収入役	杉本好次郎	君
企画財政部長	加藤一男	君
総務部長	松村清栄	君
市民部長	森久保三次	君
生活環境部長	加藤一郎	君
建設部長	田倉高光	君
都市整備部長	成井正夫	君
福祉部長	赤松行雄	君
水道部長	中島武男	君
病院事務長	遠藤政之	君
教育長	倉又秀作	君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	中村亮助	君
書記	朝倉敏夫	君
書記	鈴木晴彦	君
書記	荒井一雄	君
書記	樫村正男	君
書記	川上輝子	君
書記	小松恵美子	君

議事日程

一、議案第五七号　日野市一般職の職員の昭和五十二年度六月期における期末手当の特例に関する条例の制定について
二、議案第五八号　日野市議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
三、議案第五九号　日野市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
四、議案第六〇号　日野市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

昭和五十二年六月十四日（火）
午前零時開議

五、議案第六一号　昭和五十二年度六月期における日野市議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定について
六、一般質問

追加日程

一、議長不信任動議

本日の会議に付した事件

日程第一から第五まで、及び追加日程第一

午前零時一分　開議

○議長（名古屋史郎君）　本日の会議を開きます。ただいまの出席議員二十三名であります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思います、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前零時　二　分　休憩

午前二時五十七分　再開

○議長（名古屋史郎君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第五七号、日野市一般職の職員の昭和五十二年度六月期における期末手当の特例に関する条例の制定の件を議題といたします。理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（森田喜美男君）　議案第五七号について提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、日野市一般職の職員の給与に関する条例第十六条に定める期末手当百分の百四十を、昭和五十二年六月期に限り百分の百六十五プラス一律一万八千円とする特例条例であります。

この支給率は、過日職員組合と交渉の結果、妥結いたしたものであります。よろしく御審議のほどお願いいたします。なお支給日は六月十五日といたしたいのであわせてお願いをいたします。

○議長（名古屋史郎君）　関係部長から詳細説明を求めます。（「必要なし」「省略」「省略」と呼ぶ者あり）

関係部長からの詳細説明は省略いたします。質疑、意見を省略し、直ちに採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認めます。よって議案第五七号、日野市一般職の職員の昭和五十二年度六月期における期末手当の特例に関する条例の制定の件は、原案のとおり可決されました。

次に議案第五八号、日野市議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第五九号、日野市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第六〇号、日野市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第六一号、昭和五十二年度六月期における日野市議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（森田喜美男君）　議案第五八号から提案理由の説明をいたします。

本議案は、日野市議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本年六月十一日、日野市特別職報酬等審議会から「日野市特別職報酬等の額について」改正することが望ましいとの答申があったので、答申どおり報酬の引き上げを行いたいので、条例の一部改正をお願いするものであります。改正内容は議案のとおりであります。

議案第六〇号についての提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、日野市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

議案第五八号と同様、日野市特別職報酬等審議会の答申どおり、報酬の引き上げを行いたいので、条例の一部改正をお願いするものであります。改正内容は議案に記載してあるとおりであります。以上であります。よろしくお願いいたします。

議案第六一号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、昭和五十二年六月期における日野市議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定でございます。今期の支給率を百分の二百二十五とするものであります。よろしく御審議の上御決定をお願いいたします。以上です。

○議長（名古屋史郎君）　関係部長の詳細説明を省略いたします。質疑、意見を省略して（「議長、反対」「議長」「議長横暴」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し）直ちに本四件について採決いたします。本四件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認めます。

よって議案第五八号、日野市議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第五九号、日野市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第六〇号、日野市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第六一号、昭和五十二年度六月期における日野市議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。（「議長」「議長発言させてください」と呼ぶ者あり）

議事の都合により暫時休憩いたします。

午前三時　二　分　休憩
午後四時二十一分　再開

○議長（名古屋史郎君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

今後の日程について議会運営委員長より報告を求めます。

（議会運営委員長登壇）

○議会運営委員長（島村孝志君）　先ほど議会運営委員会を開催いたしまして、八日から始まりました今議会は御存じのように、種々の事情から大変日程が遅れておりますので、今後の日程をどうしようかということで、議会運営委員会を開催して御相談をしたわけですけれども、一応予定といたしまして、二十七日まで、現在二十三日までの会期になっておりますが、あと四日間延長をしてこの議会行っていこう、こんなふうな実は相談がなされたわけですけれども、具体的には現在会期延長をするということ自体が、今後の日程の状況との絡みの中で、いまここで御提案申し上げますことは早計であるということでございますので、予定だけを申し上げて、御確認をいただき、正式には本会議が開かれる今会期中の最後の段階、予定で申し上げますと、二十一日の段階に正式に会期延長の御提案を申し上げたい、こんなふうに思っておりますので、現段階では一応こういう予定で進めていくということで、予定についての御確認をお願いをしたいと思いますので御発表いたします。本日十四日は一般質問、十五日水曜日同じく一般質問、これは午前十時から行いたい、明日ですね。十六日木曜日一般質問、同じく午前十時から行いたい。十七、十八、十九日休会と二十日が同じく一般質問で午前十時からと、二十一日火曜日になりますが議案上程、委員長報告、二十二日が常任委員会、二十三日が特別委員会、二十四日をまとめの日にとりまして、二十五日、二十六日休会、二十七日議案審査報告、委員長報告、こういうことで今会期を四日間延長をしたらどうだろうか、という話し合いで議運は確認されております。

以上そういう予定で今後の議会を進めてまいりたいと思っております。正式には先ほど申し上げましたように、二十一日議案上程、委員長報告、この議会の中で正式に会期延長の御提案を申し上げます。

○議長（名古屋史郎君）　ただいま議会運営委員長の報告のとおりで、今後の運営をしていきますので、よろしくお願いいたします。（「議長、議事進行」と呼ぶ者あり）米沢照男君。

○十四番（米沢照男君）　昨晩というか、きょうの早朝といいますか、重要な議案の強行採決が行われたことに対して、

二、三お尋ねしたいわけですが、一つは、開会に当たって、私ども議員団で二人ばかり控え室から離れていたということで、（「焼そばを買いに行ったんだ、焼そばを」「不謹慎きわまる」と呼ぶ者あり）ちょっと開会を待ってほしいと、こういう要請をしたんですけれども、それが全く聞かれず、（発言する者あり、「静かに聞け」と呼ぶ者あり）（笑声）しかも提案された際に発言を求めたけれども、それもあえて無視された、（「聞こえなかった」と呼ぶ者あり）という状況があったわけですけれども、私は少なくとも議会の民主的な運営という点から言って、好ましい状態、やり方ではないだろうというふうに思うんですけれども、その点についてまずお伺いしたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　議事進行の発言というのは、これからの議事についての発言に限るものと思いますが、この際ですからあえて御返事いたします。

いらっしゃらない方の報告は私ども受けておりません。私自身は。そこで開くということは当然のことであって、私がその連絡を受けていればそういうお申し出も考えますけれども、全然それを受けておりませんでしたから、もう時間も相当経過しておりましたので再開をした、こういうことであります。米沢照男君。

○十四番（米沢照男君）　それではお伺いしたいと思いますけれども、昨晩の十二時半ころだったと思いますけれども、議長が共産党議員団の控え室に来た際に、党議員団の態度として、一つは職員の期末手当の問題もあるので、これは優先して議決をすべきだと。それから合わせて議員の期末手当についても、同時に議決すべきだという、会派の主張がもしあるならばそれもいいだろう、しかし、その場合には、まだ内容について話し合いがついていないので現行の額で職員並みと、こういうことで同時提案をすべきだ、それから特別職の報酬の引き上げについては、審議会の答申にも実施の時期については慎重に考慮すべきだということで、実施の時期が明示されていないということもあるので、これは議会としてやはり審議をする必要がある、即決の議案の対象にはならんだろう、したがってこれは提案をし委員会に付託して審議をすべきだ、これが議員団としての考え方であり、態度なんだ、さらにつけ加えて、もし、議長の方でこの長時間にわたる議会のこの延々とした停滞状態、これを打開する対案があれば示してほしい、私ども検討しましょう。議長は、かしこまりました、ということで持ち帰った形で経過したわけですね。

したがって私どもは、議長から何らかの意思表示なり返事が来るものと待機していたわけです。それが全くその後、議長から何らの返事もなければ代表者会議も開かれなければ、議会運営委員会も開かれない。それもいいでしょう場合によっては…。

しかしその場合でも、議長としてはいろいろ調整を図ってみたけれども、どうも調整はむずかしい、したがってこの際、議長裁量でひとつ議会を開会するから、こういうやはり通知があって当然だろうとその経過からしてですよ。そういうことが全く無視された形で、しかも控え室を中座している間にそそくさと開会され、しかも質疑も討論もそして審議も省略した形で採決が強行されている。私はこれは今回初めてじゃないんですね、（「そうだ」と呼ぶ者あり）去年二回ありました。同じようなパターンが…。長年私は議員やってますけれども、こういうひどい議会運営ルール無視はなかった。前回も、私は史上最低、最悪の議長だというふうに言ったことがありますけれども、そう指摘されたからと言って何もそれを度を越して実践することはないだろう、私はそう思うんです。この機会に、私は議長から一言陳謝があってしかるべきだ（「異議なし」「必要なし」と呼ぶ者あり）いま申し上げた経過から言ってですね。その点について…。

○議長（名古屋史郎君）　先ほどお答えしましたように議事進行についての発言とは受け取れませんが、この際ですのであえてお答えいたします。

ただいま発言の米沢君は、共産党議員団長として、私の代表者会、あるいは各会派への精力的な議会運営についての努力は十分承知していたものと私は解釈します。

それから控え室を中座している間にということですが、先ほど申し上げましたように、私は中座の議員さんがいらっしゃることは全く知らなかったわけです。何の連絡もございませんから…。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）そういうことで議長裁量ということで、あの時点で議会運営の円滑化を図るためにはもうやむなしということで踏み切ったわけで、先ほど議会運営委員会の中でも竹ノ上議会運営委員の方にお答えいたしましたけれども、その際に最終的に議会運営委員会なり代表者会議なりにお諮りをすればよかった、という反省までいきませんが、考えはありますけれどもやむなし、の処置でさせていただいたということでございますので御了解いただきたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　米沢照男君。

○十四番（米沢照男君）　私は議長に対する不信任案の提出ということは避けたいというふうに考えておりました。

先ほど申し上げたような経過から見て、だれが考えても、一言、連絡なり返事なりがあってから議会の開会はすべきだったこういうふうに思います。したがって、それに対して、この場でなくとも一言何らかのあいさつなり話がされているなら、あえて私は不信任案を提出するつもりはなかったわけですけれども、いまのお答えでは、全く議長のとった行為に対して、何らの反省もない、あたりまえだ、という開き直った態度であればこれは私もここで問題提起した立場から引っ込みがつきません。

そこで不信任の動議を提出をいたします。これは口頭でもいいんでしょうけれども前もってこういうこともあるだろうということで文書で……。

○議長（名古屋史郎君）　ただいま米沢照男君外四名から、議長、名古屋史郎の不信任の動議が提出され所定の賛成者がありますので動議は成立いたしました。

議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認め暫時休憩します。

午後四時三十五分　休憩

午後五時　九分　再開

○副議長（杉山寅三郎君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

議長が都合により欠席いたしておりますので、副議長が議長の職務を行いますのでよろしくひとつお願いいたします。

休憩前に提出された議長、名古屋史郎君の不信任動議をこの際日程に追加し議題といたしたいと思いますが、これに御異議あませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（杉山寅三郎君）　御異議ないものと認めます。

よってこの際、議長、名古屋史郎君の不信任動議を日程に追加し、議題とすることに決しました。

本動議を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

（十四番議員登壇）

○十四番（米沢照男君）　名古屋議長不信任案の提案理由の説明をいたします。

私は本来、議会そして議員には、固有の権限があると考えております。それは言うまでもなく、議員が市民の信託を受けてそして行政にその声を、そして意見を反映させるために、議会の場を通して質疑をし審議をしあるいは討論に参加をしていく、これはそれぞれの議員が持っている、そして、だれしもが侵すことのできない固有の権限だろうと思うんです。これは会派が十人であれ、あるいは一人会派であれ（「一人会派はないだろう」と呼ぶ者あり）同じ権限を持っているのは当然であります。それで議会が、議会の運営上、必要あって質疑をあるいは討論、審議を省略する場合には、少なくとも全会一致でなければならないと思うんです。その合意に達しないまま、今回の場合には六分の一の五人の議員が、少なくともこの質疑、討論、審議の省略には反対であるということを、はっきりと表明していた中で採決の強行が暴挙が行われたわけであります。（「そのとおりだ」と呼ぶ者あり）これは明らかに議員の固有の権限を無謀

に侵すものであろう、こういうふうに私は一点考えております。私は約八年間、一人会派で議員をやってきましたけれども、その当時は保守系の議員で、かなり反動的な側面を持った議長ではありましたけれども、しかし発言を封殺するような、ひどい仕打ちを受けた経験はありません。そういう意味で、全く今回の議長のやり方については承服しがたい、言語道断な行為だ、というふうに指摘をせざるを得ません。

さらにつけ加えれば、議長の本来的な任務は、議会をいかに民主的に運営していくか、これが最低限の義務であろうと思うんです。この基本が崩され、あるいはみずから踏みにじられるということであっては議長の責任は果せないだろう、みずから議長をやめるべきだろう、その最低限の義務が果せなければ、この基本である議会の民主的運営は、この議長のもとではできないだろう、こういうふうに判断をせざるを得ません。さらに先ほど議事進行発言でも指摘しましたけれども、このような今回の暴挙は初めてではありません。昨年二度質疑、討論そして審議を省略する、そして採決を強行するということが行われました。今回で三度目であります。したがって私は議長がかねがね強調している不偏不党というこの言葉が、全くうつろなものになり、そして看板に偽りありと言わざるを得ないわけであります。

さらにつけ加えれば、昨夜三時過ぎだったと思いますけれども、議会の出席状況は約半数、こういう状況の中で、質疑も審議もそして討論も行われないまま、そして議事進行発言すら封殺された中で強行された。（「けしからん」と呼ぶ者あり）しかも先ほどの経過の説明の中でも、議長から当然のこととして私どもに通知なりあるいは議事進行上の話があって当然だったわけですけれども、それすら行われないまま強行されたということについては、全く許すことのできない暴挙だ、ときめつけざるを得ない、こういうふうに思います。

以上たいへん簡潔ですけれども提案理由の説明を終わりたいと思います。

最後に、こうした非民主的な議会運営をあえて行う名古屋議長を、党議員団として当初推薦したことをたいへん恥じております。（笑声）この点をつけ加えておきます。

○副議長（杉山寅三郎君）　お諮りいたします。本件については出席議員の過半数議決にいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（杉山寅三郎君）　御異議ないものと認めます。

よって過半数議決にいたします。

この際質疑、討論を省略し、これより本件について採決いたします。本不信任動議に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○副議長（杉山寅三郎君）　起立少数であります。よって議長、名古屋史郎君の不信任動議は否決されました。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（杉山寅三郎君）　御異議ないものと認めます。よって本日はこれにて延会することに決しました。

明日の本会議は午前十時より開議いたします。

本日はこれにて延会といたします。

午後五時十八分　延会

六月十五日

水曜日

（第六日）

昭和五十二年
第二回定例会

日野市議会会議録

第十六号

六月十五日　水曜日　（第六日）

出席議員（二十六名）

二番	滝瀬敏朗君	十六番	秦正一君
三番	奥住芳雄君	十八番	杉山寅三郎君
四番	正国大治君	十九番	高橋通夫君
六番	橘祐子君	二十番	佐々木昭雄君
七番	板垣正男君	二十一番	大柄保君
八番	黒川重憲君	二十二番	大下博君
九番	林重義君	二十三番	本間久君
十番	谷栄吉君	二十四番	一ノ瀬隆君
十一番	剣持佐吉君	二十五番	日野源作君
十二番	石坂勝雄君	二十七番	三浦重春君
十三番	竹ノ上武俊君	二十八番	飯山茂君
十四番	米沢照男君	二十九番	島村孝志君
十五番	市川芳太郎君	三十番	名古屋史郎君

欠席議員（三名）

一番	滝瀬政吉君	十七番	清水芳雄君
五番	鈴木美奈子君		

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男	君
助役	前川恒雄	君
収入役	杉本好次郎	君
企画財政部長	加藤一男	君
総務部長	松村清栄	君
市民部長	森久保三次	君
生活環境部長	加藤一郎	君
建設部長	田倉高光	君
都市整備部長	成井正夫	君
水道部長	中島武男	君
病院事務長	遠藤政之	君
教育長	倉又秀作	君
社会課長	長谷川暢男	君
下水道課長	橋本栄萬	君
都市計画課長	小島久	君
体育課長	日野義人	君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	中村亮助	君
書記	朝倉敏夫	君

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一ノ十ノ三
立川速記者養成所　所長　関根雪峰
速記者　塩崎真知子　君

議事日程

一、一般質問

書記　鈴木晴彦　君
書記　樫村正男　君

昭和五十二年六月十五日（水）
午前十時開議

本日の会議に付した事件
日程第一

午前十時三十分開議

○議長（名古屋史郎君）　本日の会議を開きます。ただいまの出席議員十六名であります。

日程第一、一般質問を行います。一の一、市長の提唱する市民参加について、具体的な考えを問うについての通告質問者、正国大治君の質問を許します。

（四番議員登壇）

○四番（正国大治君）　市長の提唱する市民参加について具体的な考えを問うと題しまして質問いたします。市民参加の政治につきましては当初飛鳥田横浜市長が提起し、革新市長間において行政手法としてさまざまな型で取り入れられるようでありますけれども、地域性、自治体の規模、市長自身の考え方により異なった取り入れ方を行っているようでございます。現在、市民参加の政治は全国的に見ましても模索的であり、模索段階でございまして、また効果的な政治手法であるかどうか結論が出ていない段階であり混迷している段階であるというように私は感ずるのでございますけれども、このような状態の中で市長はあらたに市民参加を提唱し、一期を経過し、二期目に入ったわけでございますが、私の知る限りでは市長から市民参加の言葉はたびたび聞くわけでございますけれども、市民参加の手法を行政に取り入れ、終局的に何を求め、また指向するか具体的な考え方が提示されていないように思われるのでございます。私はこの質問におきまして、市長の考えている市民参加の政治が何を指向しているのかということをお聞きしたいわけでございます。このような観点からまず最初に二点ばかり質問いたします。

一点目は市長の考えている市民参加はどのようなものであるか、具体的にお聞かせ願いたい。また、先日ですね、打ち出されましたマイタウン計画による市民参加についても具体的にお聞かせ願いたい。

もう一点目は、市民参加の政治は多少の違いはあると思われますけれども、直接民主主義を指向するのかまたは間接民主主義の中に直接民主主義を取り入れようと試みるものであると思われますが、現在の議会制民主主義との調和をどのようにとられるのか、その二点についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　ただいまの質問につきまして関連質問者があれば挙手を求めます。なければ正国大治君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　御質問の中にありますとおり私の指向いたします自治体行政の展開の中には、市民参加を大きく取り入れようと考えております。それは一つの革新市政のあるいは行政を革新化する一つの考え方であるというふうにも思っておりまして、いわゆる憲法の示すところの主権在民、それから民主主義、これがやっぱり根幹をなして、またこれを根

幹に置くためにはぜひ必要であると、こう考えるわけであります。従来の定型化しました行政の中にも、また特に議会制民主主義つまり間接民主主義をとってまいりましたこれまでの行政の中にも、もちろん選挙あるいは陳情、請願、あるいは住民の直接要求、いろいろな市民参加の手法が存在するわけでありますが、なおそれをもっと民主化を進め、それから真に憲法のいいます自治の本旨というものを実現をするためにはより幅広い市民参加の手法が必要であり、また適当であるというふうに考えております。いままで行ってまいりました市民参加の形といたしましては、たとえば市民対話でありますとか、あるいは市民組織のこの自治会等を対象といたしまして、いろいろな行政の展開を行ってまいっておりますけど、どちらかといいますと、行政主導型でありますし、市民参加とはまだ距離があるといいましょうか、本質にまで届いたものではないというふうにも考えられます。そこでいろいろないままでの試行の中で、試行と言うのは試して行うということの字ですが、試行の中で一つのかなり市民参加を具体化する方式を考え、到達できた感じでおりますので、マイタウン計画、またそのための市民会議こういうような方式であります。二月一日の広報でややその内容の具体的な考え方を提起いたしております。その考え方は市民の方々の、自分たちの周辺の問題を、つまり自分たちの町、いわゆるマイタウン計画に市民自身で考えていただく、あるいはプランニングしていただく、こういうことをお願いをしたいと思っております。そうしてそれには形が必要でありますから一つの小学校区程度の範囲を一地区と見立てまして、一地区一つのコミニュティと見立てまして、そしてそこにすでに組織されております自治会から会長さん、ないしは役員の方を推薦をしていただく形で常任委員会をつくると、そしてそれを会場あるいは期日等を定例化いたしまして、われわれの行政側もそこに出席参加をいたします。その地域の住民の方々が考えられる問題をその場で意見提起をしていただきまして、それに伴います対話でありますとか、あるいは質疑応答でありますとか、そういうことを経て、いわゆる地域が主体性を持ったマイタウン計画をつくっていただこうと、こういうことであります。これがいまことしの新しい地域自治会の役員選出等がだんだん終ってまいっておりますから、この秋ごろにはこういう手法を発表をし、お願いをいたしまして一つの形をつくっていきたいと、こう考えております。したがって幾らか直接民主主義的な手法を行政に持ち込んでいただくといいましょうか、あるいはそれを受けるといいましょうか、そういう形になると思いますが、そのために現在確立されております間接民主主義つまり議会制の民主主義が大きく影響を受けるとかあるいは議員さんの仕事の分野が変わるとかそんなことは私はないと思っております。したがって自治体のその民主的な運営がもっとこの市民との交流の中で生き生きと展開をしていくためにはそういう常にこのかかわり合いといいましょうか、接触の場、意見交換の場、そうして市民自身がみずから市民であるという自覚、意識、そこから町づくりの問題あるいは市民生活の一つの規律の問題、そういうことが自主的に形成されていくであろう、そういうことが大きいねらいでありますし、自治体こそ市民とともに行う自治体行政でありますから、今後の創意工夫、それから市民の方々の自覚、意識、こういうものがわれわれのいい町づくりに貢献をしていただくといいましょうか、自分のこととして考えていただく、そういう姿が真の自治体の運営あるいは自治体行政の姿であろう、こう思っているわけであります。ですからそこまでいけば市民参加というよりも一歩前進した形にもなり得ると、こういうふうに考えております。一段階お答えいたします。

○議長（名古屋史郎君）　正国大治君。

○四番（正国大治君）　ただいま市長の方からマイタウン計画についての市民参加構想というものが、概略的ではございますけれども打ち出されたわけでございますけれども、その市長が考えている市民参加ですか、その構想におきましても、飛鳥田横浜市長が構想している区政評議会これはイタリアのボレオネス市における共産党市長がとっている地域市民委員会ですか、これからヒントを得たとしています区政評議会に類似しているわけでございます。この横浜市議会におきましても飛鳥田市長の直接民主主義手法に対して議会権限の否定、または議会制民主主義の破壊であるとして論議を呼んだと聞いております。また予算面においても否決されたという経過もあるように聞いております。また岩手県下の衣川村にある衣川村総合発展計画審議会、通称百人委員会の場合も市長の構想している市民委員会ですか、市民会議ですか、これと類似しているように思われるわけでございます。この百人委員会の委員長がこのように言っていると聞いております。百人委員会に議決権を持たせれば議会がなくなってもいいではないか、上からの民主主義ではなく下からの盛り上がりで政治をやりたいと、このように言っていると聞いております。これから見ましても市民参加の制度化は非常に問題があり危険性があるものと私は思われるわけでございます。

次に、再度質問いたします。一つ目といたしましては、現制度下において、市長も先ほど申しておりましたけれども、憲法第九十三条における地方自治の議会制民主主義すなわち間接民主主義を原則としているわけでございますけれども、その中で自治法第七十四条等に見られる直接請求制度、これによって直接民主主義を加味しているわけでございます。近代民主主義は間接民主主義を唱えているのがほとんどでございます。

それにもかかわらず市民参加を制度化すること、これは議会軽視、または無視の姿勢ではないか、また市民会議、市民委員会が第二の議会化、または議会権限の破壊になる可能性があるといるわけでございます。この横浜市議会におきましても飛鳥田

私は思うのですけれども、この点について再度質問いたします。

○議長（名古屋史郎君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　私のお答えしたことでおわかりかと思いますが、御指摘のようなすでにどこかで試行をされたという形とは私はかなり違う内容であると、こういうふうに考えております。そして、その住民と直に接すること、あるいは住民自身が問題を提起することが、間接民主主義すなわち前項の議会制度を破壊するなんてことはもう全くあり得ないことである、また、民主主義、主権在民こそその一番、今後の自治体行政の根幹にならなきゃならないと私は考えております。そこでそういうことを制度化しようということではありません。一つの市民対話、市民集会それから行政と住民の触れ合い、こういうことの一つの形を模索の中からある程度確立していこうということでありまして、これが議決権を持たして、それで一つの権能を持つというようなことは法律的にも成り立たないわけでありまして、こういう懸念は全くない、むしろ今後の自治体行政はそういう手法をとることによって市民権の復興といいましょうか、文化の創造、これを文字どおり市民自身のこの意志によって発展、成長させていくということが一番大切な課題だろう、こう考えております。

○議長（名古屋史郎君）　正国大治君。

○四番（正国大治君）　市長はその市民会議構想について制度化するものではないというお話でございますけれども、実際には市が資金運営をみ、そして指導するということ、そして町全体の構想をプランニングするということならばですね、それは制度化することと同様であると私は思うわけでございます。では次にもう二点ほど質問いたします。住民認識の点からして市長の提唱する市民会議構想は市が資金を拠出し、市が指導する、すなわち上からの住民意識つくりであると思うわけでございます。住民意識とは市民みずからが自発的に出てくる、内部より発生するものである、外部的な力によってつくられるものではないと、もしこのような外部の力によってつくられる市民参加であるというならば、それは真の市民参加ではないと思われるわけでございます。このようなつくられた市民参加こそのものが実際に住民意識の中に必要なのかどうか、もう一点は市民委員会で作成された町づくりのプランに対して議会に予算の決定権があるとしても、市民全般の意見であると限定されてしまえば、議会そのものが仮にそのプランを修正し、または否決すること、すなわち議会の冷静な判断を阻害する結果になり議会軽視、または議会権限の破壊につながるのではないかと私は考えるわけです。その点について二点質問いたします。

○議長（名古屋史郎君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　発想が違うもんですからちょっとかみ合わない感じがいたしますけど、大変御心配のようですが、その資金をその会議に出して、そして何か行政主導型の会議をつくろうと、会議の場をつくろうというような考えではありません。せいぜいお茶代ぐらいが必要であろうと思っておるわけでありまして、その金というものは私はほとんど必要はないと、ただ地域で何かそういうものをまとめられようという際には、紙代や印刷代ぐらいは差し上げたらいいんではないか、こういうふうに思っております。それから、まして議会制民主主義のいまのつまり憲法、法律で成り立っておる、その根幹に触れる、あるいは危険、破壊につながることはもう全く私はあり得ないし、日本の民主主義はそういうことではないと、こう思っております。

○議長（名古屋史郎君）　正国大治君。

○四番（正国大治君）　いま、また市長の方からですね、議会の破壊につながらないと、そのような意見でございますけれども、私はそういう危険性があるのではないかということで質問しているわけでございます。まず市民会議及び市民委員会のですね、委員の任命権が市長にあると、こう思われますけれども、委員会そのものが市長の意思一つで市長翼賛会的なものになる危険性はあると思われるわけでございます。市民全般的な課題の検討という点からして独裁的市政をつくることも可能であり、何か市長は市民参加の名を借りて独裁的政治を指向しているのではないか、このように受け取らざるを得ないように私は考えているわけでございます。その点について再度質問します。

○議長（名古屋史郎君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　構想しております市民会議は、その一地区、すなわちコミュニティですが、そこの存在する自主的につくられた自治会の推薦の形をとろうと思っておりますからして、したがって私が人を選んで、人を何かこう推薦するなんてことではありません。全く民主的な手続きによっての方法にしなきゃならないと思っております。それからその場にどんな市民の方でも出席をされて、そして、意見を発表される、その何か委員会の骨組みそのものがないと運営ができませんからその運営そのものもまあ担当していただくということでありまして、私の方からどうこうするなんてことは全く考えてもおりませんので、御懸念の点は完全に御心配ないというふうにお考えいただきたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　正国大治君。

○四番（正国大治君）　いまの市長の説明ですと、民主的に選出されるんだと委員は。それで委員の任命と申しますか、それは市長が任命されないということですか。

○議長（名古屋史郎君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　任命ではありません。推薦をされた方をまあせいぜい委嘱をすると、こう考えております。

○議長（名古屋史郎君）　正国大治君。
○四番（正国大治君）　私はなぜこのような危険性があるかということでございますけれども、これは市全般的な課題、いままでは諮問機関とか、こういうものがございましたけれども、特定な問題だけについての諮問機関だと、それならば議会制民主主義を侵すものではないと考えるわけでございますけれども、市全般の町づくり、課題、それに取り組んでいくということになればこれは議会に対する第二の議会化をつくる可能性もあると考えて質問しているわけでございます。ある問題においてですね、少数意見を圧殺するという危険性があるんではないかと私は考えるわけです。例をとるならば、下水道問題もこの中で検討されるように聞いております。下水問題で最も必要なのは終末処理場の問題だと思われるわけでございますけれども、この地域擁護の権限を多数意見で地域エゴであると圧殺してしまう可能性があるんではないかと、また住民間のエゴとエゴをぶつかり合わせる結果になるのではないかと考えるわけでございます。その点について市長の考えをお聞きします。
○議長（名古屋史郎君）　市長。
○市長（森田喜美男君）　意見はいろいろ出されるだろうと思いますが市民の方の日常生活の生活圏といいましょうか、そういうものが必然的にあるわけでありまして、そう日野市全域のことを問いかけてもこれも無理な面であります。それからそういう場に出て、そして日野市全体のお話もすると、こういうことがまた市民の方により自分たちの自治体についての理解を深めることにもなろうと思います。なるべく話の課題は環境問題、つまり自分たちの生活環境の問題、こういうことに一番重点を置いたらいいんではないかと思っております。そして特にごみ問題などにつきましては、今日当然やらなきゃならない場面にも当たっておるわけですからして、まずごみ問題などが、ごみ問題それから解決をされてない地域の下水道というよりも下水の問題、そういうことが一番大切ではないかと思っております。町づくりとしてきわめて必要な課題から入ってくる入口になるだろう、こう考えておるわけでありまして、何か少数意見を圧殺するだの、それから何か多数意見で何ですね、全体のことを押し込むとか、あるいはいま言われましたほかの言葉もあったようですがそういうことを避けるために、ねらいは市民の方のコンセンサスをなるべく求めていこうというところにあるわけですから、まあ御懸念は御懸念として十分われわれも注意してまいりますが、一つ市民参加というものは確たるものであるというようなことを日野市で一つのいい住民文化運動として進めたらいい町がつくれるんではないかというのが私の考えの根拠であります。
○議長（名古屋史郎君）　正国大治君。
○四番（正国大治君）　私はいまの少数意見を圧殺する可

能性があるんではないか、ということを危惧している一つの例としまして、先般高幡の市有地に関する住民のこの用地を公園ないしそういう公共施設に使ってくれという市民運動があったわけでございます。その集会の中で市長が確か出席されたように思われますけれども、その中で最後に市長が言われたことはそれでは大多数の意見がどうであるか、そこに求めているものは市営住宅ではないか、それを大多数の意見を持ってあなたたちと戦いましょうというようなことを言われたように記憶しております。そのような市長の考えは私は危険な思想ではないかと、このように考えて質問しているわけでございます。この点について再度質問します。もう一点は現在の行政においては専門的高度の技術的、多角的知識が欠かせないものと思われますけれども、現在抱えている町づくりの諸問題を解決されるためには法律的にも機敏に処理する必要があると思われます。その大部分の者が、委員会の大部分の者が素人と思われる委員さんで構成されるものだと思われますけれども、山積された諸問題の早期解決ができるかどうか、私は市民の信任を得て選出された市長が解決すべき問題だと思っているわけでございます。それをこの市民参加という名のもとに市民にこの問題を責任転稼する、そのような市長の逃げ口上ではないかと思うわけでございますけれども再度その点について質問します。
○議長（名古屋史郎君）　市長。
○市長（森田喜美男君）　ものの考え方に個人差があるのは仕方がありませんので何とも言えないんですが、この多様化した市民要求、それから当然指向しなければならない町づくり、これらをなるべく合意の中で進める、これはもう政治の当然の道でなきゃならんと思っております。もちろんそのリーダシップというものの必要性もありますけど、そのリーダシップはなるべく市民の意思と合致する形で発展をさせるべきであると、自由社会を守ろうとおっしゃる考えも、もちろんわれわれも理解はするんですが今日のいわゆる自由社会を守ろうというこの自由社会というものは力の自由を許しておると、そういうふうなつまり文化に反する方のまた許されてある、これ自体まあ結構なんですけれどやっぱり多数の人間が公平に、公正に生存、存続を続けていくためにはやっぱり一つの基準、ルールが必要である、これがまたわれわれの一つの考え方でもあります。したがいましてその政治は、国政は国民がもちろん参加をしなきゃなりませんが、また国民によって運営をされなきゃなりません。だれだれのためにフォーザピープルというのがありますけど私はフォーザピープルよりもバイザピープルの方がより進んだものであるというふうに考えております。
○議長（名古屋史郎君）　正国大治君。
○四番（正国大治君）　何か市長はむずかしいようなことを言われましたけれども、私はこの下水問題についても、先ほ

ど申しましたように市民は間接民主主義をとって、市長を三万票という多くの票をもって信任したわけでございます。それは市長に対する市の行政を任せるという上で信任した票であると私は思うわけでございます。それならば市長は、市長自身がある程度の市民の要求を吸収するという面で諮問機関、そういうものを設ければよろしいのでございますけれども、この市民会議構想そのものが、市民にそれらの問題解決をゆだねる、そのような思考方法であると私思うわけで質問しているわけでございます。それは市長が市民にその問題を転稼して、もし下水道の問題も促進できなければ、これは市民会議の中で意見がまとまらないからできないんだ、という責任転稼できる可能性があると私思うわけでございます。（「そうだ」と呼ぶ者あり）もう一点は、もしその市民会議の中で一人でも反対者がいたら下水道の問題、またはごみ処理の問題を進めないのか、美濃部都知事が言われるようなお考えがあるのかお聞きします。

○議長（名古屋史郎君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　選挙で多くの信任をいただいたということは、これは期待をされたということであるというふうに私は考えております。（「そうじゃないだろう」と呼ぶ者あり）そこでいまおっしゃるような市民に転稼をしようなんて感じは考えは毛頭ありません。市民とともに行うということであります。それからごく少数のしかも進まなきゃならない方向に対します少数意見というものはもちろんこれをいろいろな形で解明をし、お話もし、理解を共通の理解にまとめていくという努力もするわけでありまして何かその一方は切り捨てて行うなんてことはいたしませんが、なるべく意見をまとめるという努力はある時点までは当然行います。その時にその情勢で事の判断を行うということがわれわれの務めであると、こう考えております。

○議長（名古屋史郎君）　正国大治君。

○四番（正国大治君）　市長のいまの回答ですと、少数意見については最終段階では切る可能性もあると、そういうようなお話でございます。それならば何も市民参加をする必要はないんで、市長自身が信頼されて出て来たわけですから、市長の判断で行政を進めていく、そして議会の中でそれに対しての修正または賛成、こういうものの意見をとっていく、それこそが議会制民主主義だと私は思うわけでございます。

もう一点につきましては、私は現在の社会は、専門化され分業化される、専門化されてきているから分業化が必要なわけでございます。政治においてもやはり、市長も政治家としての経験を持っておるわけでございます長い経験を持っているわけです。その中で日野市全般の政治を、経験を持って積んだ上で思考できていく、考えていける、ただの素人の人は日野市全般の政治面、行政面を考えることができるか、私はいまこの複雑な

社会の中でそれはかえって効率的ではない、まして行政を遅らせる結果になるんではないか、そう考えて先ほども質問したわけでございます。そのことからして、市長が市民参加という名目でこの市民会議をつくって行政の面で下水道問題とかごみ処理問題を市民にゆだねる、結果的にはゆだねることだと私は思うわけでございますけれども、ゆだねてしまうということは、市長が市民によって選出された、信任を得たそのものを市民の信頼を裏切る結果にはなりはしないかと、また現在の社会の中で、このような高度化された社会の中で分業という専門的に必要な状態になっている中で、市民一般に対してそのような問題を解決されるというゆだねるということは市長は市民にその問題を転稼する言いわけとして市民参加を呼びかけているのではないか、そう考えざるを得ないわけでございます。再度質問します。

○議長（名古屋史郎君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　むしろ私は市民参加を市民に政治姿勢として訴えて信任を得たとこう思っております。したがって今日もちろん多様化し、それから専門的なその分野というものは、あるわけでありますけど、共通に市民の健康をつくっていこう守っていこう、あるいは緑や水を豊かにし清潔にしよう、それから快適な生活環境をつくろう、子供や弱い人たちを守ってそうしていい教育をして有為な人に仕立てよう、これはもう全く共通の課題でありまして私は特別に専門知識は、ある分野分野での専門は必要でしょうが政治があまり専門化するとかえって事を誤ると、むしろ私らのような素人ではありますけどいろいろと自分でいろんな方からお話を聞いたり教えてもらったりしながら行う政治の方がより普遍的に今日の問題に取り組むやり方ではなかろうかと、こういうふうに考えます。政治の専門家になってよらしむべく知らしむべからずというようなことは私のとらないところであります。

○議長（名古屋史郎君）　正国大治君。

○四番（正国大治君）　何か政治の専門家にはなりたくないという市長の考え方のようでございますけれども、私はこの下水道問題につきましても、市民生活の環境整備の上からも、現在日野市は非常に遅れているわけでございます。その点から非常に早期な解決をしなければならない、その時点で市長がこのような構想された市民参加構想、それによってかえってそのような市民生活の諸問題の解決に対する対処の仕方が遅くなるのではないか、そう考えているわけでございます。また今度の補正予算でマイタウン計画の予算がのっておるようでございますけれども、私はこのマイタウン計画による市民参加構想は非常に議会軽視、または議会制度の破壊につながるものである、（「そうだ」と呼ぶ者あり）また、日野市で抱えている諸問題の早期解決にはつながらない、そして市民会議構想そのものを悪用すれば市長の翼賛会的なものになり得る危険性があると、

このようなことを指摘いたしまして質問を終わります。

○議長（名古屋史郎君）　これをもって一の一、市長の提唱する市民参加について、具体的な考えを問うに関する質問を終わります。

次に二の一、南多摩流域下水道事業の具体的促進についての通告質問者、橘祐子君の質問を許します。

（六番議員登壇）

○六番（橘　祐子君）　南多摩流域下水道事業促進の具体化について質問いたします。南多摩流域下水道は多摩市、稲城市、日野市、八王子市、町田市を含め昭和四十三年九月二十六日東京都が事業認可をとり、四十四年四月から乞田幹線、処理場の工事に着手されました。四十六年三月には処理場の一部が完成し、稼動しています。多摩市におきましては多摩ニュータウン関係を初め、四十八年八月都市計画道路一・三・一一一の宮交差点部分の一部が完成し、現在一七・三％の普及率になってきております。それに比べまして稲城市、日野市においては、まだ全然この南多摩流域下水道の事業に着手されておりません。

しかしここではっきりさせておきたいことは、稲城市におきましては、市当局がまだこの事業に消極的で具体的な計画すら立てていないというのが実態であります。しかし日野市におきましては、この事業に積極的に取り組み、四十九年三月には都に対して処理場面積二百ヘクタールを四百ヘクタールに変更することを申し入れをしておりますし、五十一年三月には二百ヘクタールが二百三十二ヘクタールに変更が決定されております。その間、下水道委員会としても五十年一月二十四日、事業の促進と処理面積の変更を要求して都に陳情をいたしております。五十一年三月三十一日には事業認可の設計委託も出され、すでに事業認可に必要な書類は整えられております。にもかかわらず、いまだに事業認可がおりない、この問題点はどこにあるのか、私は事業認可がおりない問題点について下水道委員会や国や都の下水道関係者との共産党議員団の交渉の中で次の二点の問題点を盾に、東京都が事業認可をおろせないでいるこのように受け取っております。

その一つは、日野市にはまだ全体の下水道事業計画がない、いま南多摩流域下水道の事業認可をおろすと計画変更する可能性がある、全体計画がきちんとできた段階で南多摩流域下水道の事業認可をおろすということです。

二つ目には、日野市の事業が進んでも大栗川幹線が完成しないと、実質的には使用できない、大栗川幹線については五十二年、東京都が三億の予算をつけたが国は一銭の補助金もつけていないので、ことしの事業は一メートルも進まない、したがっていま南多摩流域下水道の事業認可をおろしても仕方がない、以上二つが都が事業認可を現在までおろせない大きな理由になっております。

先ほどからいろいろ市長に質問をされておりましたが、決して市長が市民参加を提唱しているために遅れているということではなくて、根幹は自民党政府が国民が一番必要としている生活環境づくりに金を出さないというところに一番の原因があるということが、はっきりいたしてきております。私はこうした中で質問をしたいわけですけれども、まず第一の質問は、今日まで都が事業認可をおろせないでいる理由を、市当局はどのように受け止めておられるのか、私は二点について述べましたが、この二つの理由でいいのかどうなのかお答えいただきたいというのが一点目であります。

第二点目に大栗川幹線が完成されていない現時点において、もし事業認可がおりた場合、事業は先行できるかどうかという問題であります。もし、できるとすればどのような事業か、さらにそのことによって日野市の生活環境がどのように改善されるか、この点具体的にお答えいただきたいと思います。以上、まず二点について橋本下水道課長に答弁をいただきたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　ただいまの質問につきまして関連質問者があれば挙手を求めます。なければ橘祐子君の質問についての答弁を求めます。下水道課長。

○下水道課長（橋本栄萬君）　お答えいたします。第一点目の南多摩流域下水道事業工事の経過と問題点でございますが、この問題についてはいま橘議員さんのお話があったとおりでございます。

それから第二点目の大栗川の幹線の関係で事業認可がとれた場合の雨水管事業が先行できるかどうか、という問題でございます。この問題については先行できます。理由の一つといたしますとですね、現在計画されている排水区の現状はですね、降雨時になりますと系統的な排水路の設備がございません。そのような中でですね、現在もう二カ所浸水しているような所もございます。このような問題点をですね、早期に解消するにはですね、やはり雨水管工事を先行しなければならないということでございます。それからまた先ほどのお話の中に出ておりましたように、汚水管の問題については、大栗川の幹線が工事にあわせてですね、施工していきたいんだというような考え方で進めております。以上でございます。

○議長（名古屋史郎君）　橘　祐子君。

○六番（橘　祐子君）　引き続き質問をしていきたいと思います。東京都が日野市の下水道の基本的な計画がまだ立っていないというふうに言っておりますが、すでに下水道調査委員会の答申も出され、日野市におきましては、下水道事業の基本計画は五十二年度中には作成が予定されております。そうした中で第一点の問題点、これはすでに理由とならない状態にあるのではないかこのように考えております。

二点目の問題ですけれども、大栗川幹線の総延長は五千七百五十八メートルと言われておりますが、今日まだ二百四十メートルしか実際にはできておりません。五十六年度に大体この完成を予定されておりますが、ことしのように国が一銭も予算をつけませんと、ことしの工事が遅れ一年一年遅れていくわけであります。大体、現在この大栗川幹線を完成させるに必要な予算は三十億円と言われております。しかし今日の物価の上昇の中で現時点で三十億円かかったにしても、時期が延びれば延びるだけ、さらに多くの予算が必要になってくると思います。東京都がことし三億の予算を計上しようとしたわけでございますが、これに対して国が当然負担をしなければいけないお金が六億であります。そうしますと合計九億ということで約三分の一の予算が計上され工事が進むわけでありますが、ここに国がこうした予算をつけていない大きな問題点があると言わざるを得ません。さらに、この事業認可をとることによって、いま課長の説明にもありましたように、雨水管等については先行して事業を進めることができます。この二百三十二ヘクタールの中には二カ所の浸水地を、浸水して困っている地域の方々がおります。そうした中で水害対策という点からも、どうしてもこの南多摩流域下水道の事業を促進する必要に迫られていると考えております。そしてこの南多摩流域下水道を完成するために必要な予算がいま十五億円と言われておりますが、この十五億円というお金を一時期にすべてを予算化するというのは、今日の市の財政状況からいって大変困難なものがあると言わざるを得ません。そういう点で年次的にやっていくことがどうしても必要です。大体この工事が完成するのに五年ぐらいはかかると言われております。五年と言えばいま東京都が大栗幹線が完成する五十六年、予定されているこの五十六年と大体現在始めますとほぼ同じ時点に完成するわけであります。十五億のうち五年間に割って計算しますと一年三億であります。三億のうち市が負担するお金というのは一億であります。これは国がちゃんと出してくれての話でありますけれども一応決められている基準どおりに言いますと一億であります。いまの市の財政状況からしてこの一億のお金は予算化できる、こういうお金ではないかと思います。そういう点から考えましてもこの南多摩流域下水道の事業を一日も早く先行させることが必要になってきているんではないかと思います。また日野市の中では残念なことに団地以外の所で一般的に言われます平地と言われるような所で下水道が完備されている地域は全然ありません。いま日野市の下水道事業に取り組んでおりますが市民のイメージとしてどういう状態になるのか、下水が完備されることによって自分たちの生活環境がどのように変わっていくのか、こういう肌で感じる地域というのは、平地ではないわけであります。そういう意味でこの南多摩流域下水道が先行され環境がよくなっていくということは必ずいま日野は市が取り組んでおります日野の下水道事業に大きない面での影響を与えると考えております。そういう点からもやはりこの事業はどうしても先行させていかなければいけないと考えております。それでここで一言、言わせていただければ、やはり下水道事業計画を先行させ、また事業を進めていく上で、住民の方々との話し合いこれは大変重要なことであると思います。先ほどから市長が言っておりましたように、市も市民もともに一緒になって進めていくんだと、そのことに私も賛成であります。そういう点からいま日野市は日野市の下水道事業を進めるために理事者は大変な努力をされているんではないだろうか、このように考えております。しかし、その反面、現在地域的に見まして終末処理場を考える時に、まず考えるのは衛生処理場の問題であります。

下水道事業が先行すれば、終末処理場その他についても、においもなく広場、住民の施設がつくられるんだ、緑豊かな場所である、図面上でどのような説明をしても、実際処理場現在あります衛生処理場から迷惑をこうむっているというような状態の中で、市民感情として素直に受け取ることができない状態があるんではなかろうかと思うんです。昨日も衛生処理場の中で焼却炉の中ではなく、普通の広場って言いますかね、そこでいろいろなものを焼いておりました。

いすを初め長いす、スキー、ベッド、掃除機そういうものが外で燃やされているわけであります。かなりの黒い煙が浅川を渡って浅川南の方に大変な公害をもたらしているわけであります。こういう問題がありますと、どうしてもやはりあそこに大きな処理場ができれば大変なにおいになるんではないかと、そういうこともあると思うんです。そういう点では理事者も地元の人たちと話し合う努力をすると同時にやはり現在ある機構の中で一人一人の市の職員の人たちがやはりすべてがうまくいくように努力するということが必要なことではなかろうかと思います。議員も同じであると思っております。そういう意味で引き続き質問をいたしていきますと、一つには事業認可がおりた場合、ことしの九月でも補正予算をですね、組む考えがあるかどうかというのが一点であります。

また、大栗川幹線関係市、これ大栗川幹線の関係市は多摩と日野市だけでございますが、この多摩と日野市において行政レベルを中心に協議会等を設置して共同して国や都に働きかける気があるかどうかという問題であります。いま私たち共産党議員団は、多摩市の議員団と協力して国や都に交渉を行っておりますが、やはりこうした問題を行政レベルで、そして住民レベルでもやはりやっていくことが必要だと考えておりますが、その二点についてお答えを理事者の方からお答えをいただきたいと思っております。

○議長（名古屋史郎君）　理事者の答弁を求めているんで

すね。助役。

○助役（前川恒雄君）　一点目の事業認可がとれた場合に事業を九月補正でもできるかと、まあこういう御質問でございますが、これにつきましては、事業認可がとれた場合という一つの条件がございますが、この場合でも先ほど下水道課長が一部お答えいたしましたように、雨水管ならまあできないことはないわけでございます。それで雨水管のことを橘議員の御質問、雨水管のことだと思いますが、これにつきましては先ほど橘議員が一億ばかりということをおっしゃいましたが、はたして一億円でどういうことができるのか、私ちょっと危惧しておりますし、こういう点十分検討いたしましてむだな投資をしないような形でやりたいと思っております。

そういう意味で九月補正というのは、いまここで、たとえばいまここで事業認可がとれたといたしましてもちょっと時間的余裕がないというふうに考えます。しかしできるだけ早くやるべきだと思っております。それから事業認可をとるために、いろいろと国や都に働きかけないといけないというわけでございますが、私どもとしましては、東京都が言っておる一つの理由、つまり日野市全体の下水道計画が決まらなければならないという、これはやはり当面の最大の問題だと思っております。御承知のとおり市の方針は一応決まりましたので、これを市民全体の合意を得て実行するために橘議員もおっしゃっております、まず、最終処理場になるべき地域の市民の方の理解を得たいと思っております。そこで早急にそちらの市民の方々に問題を投げかけまして一定の理解を得た上で私どもの計画を国、都などへ提出いたしまして、この全体計画の中で南多摩の流域下水道をくっつけていく、調整していくということをやりたいと思っております。そういう意味でまずその南多摩流域下水道の事業認可を得るために、私どもとしましては、市全体の下水の計画を推進するということが突破口になるんじゃないかと、このように理解しているわけでございます。

○議長（名古屋史郎君）　橘　祐子君。

○六番（橘　祐子君）　では質問させていただきます。

私はすでにですね、東京都が言っている全体計画ができていないんじゃないかと、変更する恐れがあるんじゃないかという理由が成り立ってないと、最初に指摘しているわけです。私はもう市の考え方というのは、はっきりしていて二百三十二ヘクタールを四百ヘクタールにしてくれというような計画というのはあり得ない、このように思って質問をいたしております。それからいま助役がおっしゃったように、日野市全体の計画を促進すると、促進させるということですけれども、それは南多摩流域下水道に関係なくやはり早急にやっていかなければいけない問題だというふうに考えております。しかしいま助役さんもおっしゃったように、市民の理解を得るということがどうしても必要であります。そういうことでいくならば、はたして今年度中に作成ができるのかどうなのか、あくまでも南多摩流域下水道をこの全体計画ができなければという立場にとどまるならば、それが住民の理解が得られない時点において、全体計画に対する住民の理解が得られない限りできないというような発想になるわけです。そうではなくて、大体いろいろこの間下水道委員会でも聞きまして大体五十三年ぐらいにこの日野市の全体計画ができるんではないだろうかということでありますけれども、それについてはかなりの時間があるわけですね。そういうことから考えれば、やはり市の考えは考えとして、やはり東京都に対してもう変更する意思はないんだと、それから全体計画については、このような形でいま市民の理解を得る段階にきているんでそれと切り離した形でやはり南多摩流域下水道の事業認可はおろしてほしいという働きかけがどうしても必要である、このように思っているわけです。それが一つです。それについてまたお答えいただきたいんですけれども。それからもう一つは、先ほど課長が答弁されましたように、そういう立場で事業認可がおりた場合は、事業が先行できるわけです。その先行が雨水管の設置ができるとそういう中であの地域で水害に苦しんでいるそういう二カ所については解決できるわけです。そういうことを考えれば、こちらの全体計画ができなければというような形ではなくて、やはり何らかの手が打てるんではなかろうかというふうに考えるんです。で、もう一つの理由であります大栗川幹線についてはいまのネックは国が予算をつけないところが一つのネックになっているんです。この間、河川改修の大会がありましたけれども、河川をきれいにして河川の水害を起こさないようにしていくということではいろいろの人が一致してやっているわけです。言ってみればこの下水の問題で日野市の南多摩流域下水道、一番いまネックになっているのがこの大栗川幹線が全然進んでいないという、このことが一番のネックなんです。私どもの交渉の結果東京都はとにかく国がことしは全然つけてくれなかったけれども、どうしてもこのままでストップさせるわけにはいかないんで国に対して補助金を付けるよう要請して来年度はかなりの事業をやりたいと、こういうことを言っております。しかしいまだにですね、やはり国からは何らその回答が来てないというのがこれが実態であります。そういう意味でもやはりこの大栗川幹線に関係する多摩市と日野市が本当に一体となって、ある面では国に対しては東京都と一体となって要求していく、要請していくということがどうしても必要ではなかろうかというふうに考えるわけであります。そしてこの中で国からの正規の補助金を出させていくという運動は決してこれから日野市がやろうとしている日野市全体の下水道事業にとってマイナスになるようなことは全然ないと思います。このことが土台になってこれからの日野市全体の計画の中で、

予算面でも突破口をつくっていけると、そのように私は確信をしております。そういう立場で聞いておりますので再度御答弁をいただきたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　助役。

○助役（前川恒雄君）　第一点目の計画の認可の件でございますが、これは先ほども申し上げましたように、東京都の都市計画局では日野市全体の基本計画ができなければ受理できないということを言っておりまして、この点は橘議員と多少見解が違うわけでございますけれども、私どもとしましてこういうことと基本計画ができなくても南多摩側の流域下水道の方は許可できるということであればもちろんやりたいと思っているわけでございますが、いまのところそういうふうな指導でございますのでまずやはり全体の基本計画を作るというところに重点を置いているわけでございます。

それから二番目のいわゆる事業認可がとれた場合に、雨水管の布設の先行はできないかということでございますが、これはもちろん私どもとしましてやる気でございます。これが事業認可ができればですね、まず雨水管は大栗川幹線がどうであれできるわけでございますから、これはまあもちろんなるべく早くやりたいと思っております。先ほど私がむずかしいと言ったのは九月補正ということでございます。そうでなければこれは当然やらないといけないと思っております。

それから三番目の大栗川の幹線工事につきましての国の補助につきまして、日野、多摩、稲城などで共同で運動すべきであるということは全く橘議員のおっしゃるとおりだと思います。私どもとしましてもぜひ多摩、稲城と一緒になりましてこの点で強く国に働きかけ、この事業が一層促進できますように、私どもも間接的でありますが運動したいと思っております。

○議長（名古屋史郎君）　橘　祐子君。

○六番（橘　祐子君）　最初にちょっと断っておきますが、いま助役は多摩、稲城とおっしゃいましたが稲城は稲城幹線になりますので、ちょっと大栗川幹線の関係は多摩と日野市ですのでそういう点で一言、言っておきます。それからいまですね、都の指導は、全体計画ができたらという指導なのですということでございましたけれども、それは下水道調査会ができる以前といいますか、できてからの要するに答申が出される前の指導であったと思います。それで下水道調査会のメンバーを見ましてもそこから出された答申に基づいて市はいま大体計画案というものを作成してすでに、すでにといいますかもうすぐにでも市民に説明をし、了解を得る段階まで来ているわけです。それと前の時点といまの時点ということではかなりの違いが出てると思うんです。単にその東京都の関係ではなくて、日野市独自の下水道調査会ということではなくて、都の考え方、その他も多く含まれるような、いろいろの指導を受けられるような下水道調査会の体制の中で答申が出されたわけですから、そういう点では東京都が言っているそれでもなおかつ東京都が、日野市が変更する可能性があるというような言い方をするんであれば、それは東京都がもっともな考え方だと言わざるを得ないと思うんです。そういう点で私はやはりこの時点に立って、もう一度東京都ときちんと話し合いをすべきだと思います。私は下水道の問題について種々質問をいたしてまいりましたが、いま日野市は革新第二期目に入り大きく町づくりの点でも市民参加で進んでいこうとしております。これからの町づくりを考えるときにどうしてもこの下水道事業ということを抜きにして考えられないということは再三の市長の答弁でもはっきりしてきていると思います。そういう意味で私はいま必要なことは一つでも可能なところがあればそれを促進させて市民の目に下水道ができることによってこういうような状態に変わっていくんだというようなことをはっきりと示すことではなかろうかと、そしてそのためにそのネックになっている問題点については一つ一つやはり精力的に対策を立て、具体的な運動化をし、解決していくことがどうしても必要だと考えております。そういう意味でさらに市当局の皆さん方、そして関係課の方々が努力をされまして一日も早いこの南多摩流域下水道の事業への着手、それと全体の日野市の下水道事業が進むことを希望するものであります。具体的にやはり多摩市と話し合いをして、できることがあれば進めていっていただきたい、このことを最後に要望をいたしましてこの問題での質問を終わりたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　これをもって二の一、南多摩流域下水道事業の具体的促進に関する質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前十一時五十一分　休憩
午後　一時　十八　分　再開

○議長（名古屋史郎君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

二の二、高幡不動駅東側踏切と都道百五十四号線の立体化の進行状況を問うについての通告質問者、橘　祐子君の質問を許します。

（六番議員登壇）

○六番（橘　祐子君）　高幡不動駅東側踏切と都道百五十四号線の立体化の進行状況について質問いたしたいと思います。私は三月議会で都道百五十四号線並びに補助十七号の安全対策について質問いたしました。この中でこの問題を取り上げ市の方に質問したわけでございますが、そのとき、市当局から五

十二年度予算で調査費を計上、早急に調査をして都、京王との協議を進めるという回答をいただいております。そうした上に立ってこれからの質問をしていきたいと思っております。

まず第一の質問は、この事業に対する市の基本的考え方についてであります。この事業は東京都の事業であるかと思いますが、今日、市が南部地域の町づくりを進める上でこの事業は大変重要な意味を持つ事業ではなかろうかと考えております。都道百五十四号線が高架になるのか、それともアンダーになるのかによってもこれからの市の計画に大きな影響が出てくると思いますし、当然市としては今後の町づくりとの関係で強力な意見を東京都に提出していくべきであるというふうに考えております。そういう点で基本的な市の考え方をまずお聞きしたいわけであります。

二点目に、都に意見を提出するためにも必要な市の独自の調査、五十二年度予算で計上した調査費を使って、どのような調査が行われ、そしてどのような結果が出たのか、その点について二点目にお聞きしたいと思います。

第三点目に、都と京王との協議はいま進められているのかどうかということです。すでに進められていると思いますがそうした場合、どのような立場で考え、協議を進めているのかお答えいただきたいと思います。実は、これまで党議員団と京王との交渉の中において、京王は東京都の事業だから市と都で協議をして事業を進めるべきだと、京王の責任を回避するような主張をしております。この点市はどのように考えていられるのかお聞きしたいと思います。

第四に都や京王との協議を進めてこの事業を決定する時期大体いつごろまでには計画を決定したいと思っているのか、完成時期を大体いつごろまでに考えているのか、こういう点について具体的にお答えいただきたいと思うんです。なぜかといいますと、いま南部地域、いわゆる高幡計画の中で都道百五十四号に沿った地点においても市の計画がるる出されております。しかし、この立体化の問題が本決まりになっていかない、都市計画の変更も含めて、いま市がつくっていこうとしている南部計画が変更せざるを得ないような直面するような事態になるんではないかと、このような懸念を大変感じております。そういう中でこの点についてお答えいただきたいと思います。以上、まず四点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　ただいまの質問につきまして関連質問者があれば挙手を求めます。なければ橘祐子君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（成井正夫君）　それではただいまの御質問にお答えいたしたいと思います。まず第一点でございますが、この踏切の立体交差に関する基本的な考え方と、こういうようなことでございますが、これにつきましては、三月の議会

などでも触れたわけでございますが、公害の問題だとか、いろんな取りつけ道路の関係で、こういうようなものも考えまして一応高架よりもアンダーの方がよろしいんではないかと、こういうふうに見ておるわけでございますが、この踏切一つを立体交差するに当たって高架にするかアンダーにするかということについてはいろんな関連、ただいま申しましたようなあれもありますが最終的には都の建設局、あるいはまた都市計画局、こういうようなところと十分に協議しませんと、市の方だけでこの考え方を進めると、こういうようなことにはまいりませんというふうに考えておるわけでございます。一応私どもの方としてはアンダーの方がよろしいんではないか、こういうようなことで第三点の御質問にもございますが南多摩建設事務所、それから都の建設部の企画課の方に参りまして、総務企画課の方に参りますときには南多摩建設事務所の方の担当も参りまして、あくまでも事務レベルでございますがいろいろ市の方の案を持って参りまして案というかそのまだ考え方でございますが、そういうようなものを中心にしまして一応検討するとこういうことでございます。

それから第二点の調査費を計上しているけれども、どうなっているのか、ということでございますが、それにつきましてもその協議の中でやはりこれは実際の交差の地点を中心にしまして現形測量をやはりやって、それをもとにしてですね検討をすべきじゃないかというようなことでその現形測量をやりました後ですね、その図面を中心にしまして建設局と都市計画局とで協議をして基本的な案というふうなものをつくっていきたいと、こういうふうな考え方でございますが、この踏切一つを立体交差するに当たって高架にするかアンダーにするかということについてはいろんな関連、ただいま申しましたようなあれもありますが最終的には都の建設局、あるいはまた都市計画局、こういうようなところと十分に協議しませんと、市の方だけでこの考え方を進めると、こういうようなことにはまいりませんというふうに考えておるわけでございます。一応私どもの方としてはアンダーの方がよろしいんではないか、こういうようなことで第三点の御質問にもございますが南多摩建設事務所、それから都の建設部の企画課の方に参りまして、総務企画課の方に参りますときには南多摩建設事務所の方の担当も参りまして、あくまでも事務レベルでございますがいろいろ市の方の案を持って参りまして案というかそのまだ考え方でございますが、そういうようなものを中心にしまして一応検討するとこういうことでございます。

なお第四点でございますが、計画の決定の時期とかあるいはまた完成の時期、その見通しでございますが、これにつきましてもただいま申し上げましたような状態でございますので、いまここで何も申し上げられないと、こういう実情でございますが、いずれにしましても大きな問題でございますので、また緊

急な問題だと、こういうふうに考えておるわけでございますが、できるだけ早くいきたいと、こういうふうに考えております。以上でございます。

○議長（名古屋史郎君）　橘　祐子君。

○六番（橘　祐子君）　再度お尋ねしたいと思います。順序を少し変えてやりたいと思います。というのはいま三月議会でこの調査費が計上されていてその執行が九月ごろになるだろうということでございます。にもかかわらず、東京都との話し合いは進んでいるわけですね、で、私は調査が進まないのに東京都との話し合いを進めては悪いとかそういうことを言っているわけではないんです。やはり冒頭に述べましたように東京都の道路であっても日野市の中を通過しているわけです。そういう点では日野市にどのような道路にしていくのかという点ではかなりの重みといいますか意見を述べる権利と言えますかしらそういうものがあるというふうに考えているわけです。そういう点からすれば当然日野独自の調査を九月を待たず変更させるということが必要になってくると思うんです。どうして九月ごろにならなければ調査ができないのかという点がまず一つの質問であります。次に京王との話し合いを、東京都で終わってからいくということでございますけれども、あの高幡地域の町づくりを考える場合に当然京王としてあの地域の大部分を占めておりますので相当ですね、この協力してやっぱり解決していかないといけない問題があると思うんです。実はいま京王は高幡の一番線の乗場ですね、ホームを延長する計画を出してすでに工事が着工されようとしております。ここ何日間行っておりませんのでまだ着工されているかどうか具体的にあれしておりませんがそういう形で一番線がかなり延長されることになっております。こういう形でいま、あの高幡駅の京王関係の工事がですね、進められているわけです。これは京王の敷地内だけにやっているんだからそれは京王の問題であって市には関係ないんだ、ということでは済まされない問題があるんではなかろうかと思うんです。いまあの踏切が一時間のうちに四十分も開かない時間帯があるということで朝夕の通勤時のラッシュは目に余るものがあるわけです。そういう中で京王自身に何ら責任がないというようなことにはならないんではなかろうかと思うんです。どういう形でそこいらの問題を京王と話し合っていくかという問題がありますけれども、少なくともあの踏切と都道百五十四号線の立体化を考える場合に、東京都と市と京王がやっぱり三者で話し合っていかなければ解決しない問題があるんではなかろうかというふうに考えるわけです。

そういう点で東京都との話し合いが済んだら京王をやるということではなくて、やはり京王ともですね、並行して進めていく必要があるんではないだろうかというふうに考えます。そういう点で市がですね、京王と話し合いをしに行くときの立場、この

問三月議会では市長は当然京王にも責任があるんだから京王にも一定の負担というものは当然考えていかなければいけないということが答弁されておりますけれども、部長はどのように考えていられるのかその点をお聞きしたいと思います。

次に時期の問題ですけどね、時期、まだこういうことがあるんでいつになるかわからないということでありますけど、このアンダーになるにせよ、高架になるにせよ、あの都道百五十四号線の道路を拡幅するとかですね、それからあそこに都市計画決定いただいているものがいろいろありますけども、そういうのを変更させていかないといけないとか、そういう問題が出てくるわけです。一方では七生支所か図書館として早期にできるような印象を一般住民持っております。ところが都道百五十四号線がどういう形に敷かれるのかということによって、現在の七生支所の用地かなり面積が少なくなるんではないだろうかと思うんです。そういう中で言うならばこれがいつ決定されるかわからないという状態であれば、この高幡計画そのものが、いつ実現できるものであるかということは皆目わからないんだと、こういう状態になってくるんではないだろうかというふうに考えるんです。だからそういう点も含めましてそれが全く関係ないんだと高幡計画ではとにかく支所の問題、その他については別途進めていくんだというはっきりした答弁があればそれでもかまいませんけれども、私は大きなかかわり合いを持っているというふうに考えていますので、その点お答えいただきたいと思うんです。それからもし、高架にするにせよ、アンダーにするにせよあそこを立体化することになればですね当然高幡駅への進入道路といいますか、そういうものが必要になってくるわけです。そういう点を考えれば単に時期をいつになるかわからないというような形ではやっぱり進んでいかないんではないかというふうに考えるんで以上についてもう一回お答えいただきたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　都市整備部長。

○都市整備部長（成井正夫君）　お答え申し上げます。

まず九月にならなければできないという理由は特にこういう点でございます。実は三月の定例議会に予算として提案を申し上げまして御承認いただいたわけでございますけれども、御承知のように都市計画事業はその高幡の調査を含めましてそのほかに土地利用の現況調査であるとか、あるいは一・三・二の環境予測調査であるとか、二・二・五の調査であるとか、その他もろもろの予算が含まれておるわけでございます。これらが一括されまして三月の議会で御決定を見ておると、したがってそのうちのどれも重要の施策でございますので、どの点から実施していったらいいかどうか、そういうことを組み立てるわけでございます。したがって現段階ではですね、まず土地利用、これは比較的時間がかかりますのでこれをまず発注したいと、続

いてですね、一・三・二の環境予測調査、これも七月中ごろには実施できるんじゃないかと思っております。したがってそういう順序を経ていきますと、同時にやりたいんでございますけれども、どうしてもですね、事務上の手続がございまして九月ぐらいになるであろうと、そういうことで御了解いただきたいと思います。また、たた単に九月までになるというのは御承知のようにどこの範囲までを調査の対象にするかですね、これはおおよその作図はできておりますけれども、まず範囲の取り方、範囲を取れば当然その範囲の中に含まれる権利者の方々、京王ももちろんですけれども東京都あるいはその区域内に関連する権利者の方々、こういう方々が対象になりますのでそういうようなものを三千分の一の地図上にですね、公図から割り出して権利者の調査もしなきゃならないと、こういった手続もありますので九月ぐらいになるであろうと、こういうことを申し上げたわけであります。

それから二点目の京王と話し合うということが必要であるじゃないかと、確かにお説のとおりでございます。しかしただいま申しましたように現段階では市としてのプランは何も持っていないわけでございます。したがってそのプランをつくるための調査費を計上しているわけですから、これが完成しないと公の機関に協議という形で持ち込めないと、ただこういう問題がございますよと、その程度の話であれば楽な気持ちでお話することは可能だろうと思います。したがって話し合うことが必要なことはもちろんでございますけれども、現時点では時期がそこまで到達していないというふうに御理解いただきたいと思うんです。

それから三点目のやる時期はいつだと、こういうことでございますけれども、これは議員さんの御指摘のようにですね、いま基本的にはアンダーという考え方を持っておりますけれどもこれをアンダーにしますとですね、確かに都道百五十四号線の南北ですね、縦断するには交通が確かにでき上がればスムースにいくんですけれども、東西方向の駅前からの路線、つまり進入路あるいはランプと言っているんですけれども、そのランプの取りつけがアンダーに下がることによって直接道路が結びつかないと、つまり駅から発着しておる立川方面のバス、あるいは百草、高幡台あるいは日野方面、日野方面は直接あのルートには出てこないようですけど、いずれにしてもバスのルートの発着がそのルートに直接乗り入れられない、こういう問題があるわけなんです。したがって駅前広場と、どうしてもいまたんぼになっている一部建物もございますけれども、あの空地を含めて乗り入れの計画を立てないと簡単にはいかない問題があるだろうとこういうふうに考えます。したがっていまはとにかくその現形測量をこの五十二年度予算に計上していただきましたので、何とか市民並びに京王とそういうような方々と協議をしながら今年度はそれに費やされることになるだろうと、その基本方針が定まれば来年度以降これはもうできるだけ早い時期に立体化の促進になるようにしていきたい、こういうふうに考えます。以上です。

○議長（名古屋史郎君）　橘　祐子君。

○六番（橘　祐子君）　いま課長から答弁がありましたように、この立体化という問題が単に交通量だけの問題にとどまることなく、あの高幡駅を中心とした周辺一帯に大きな影響を持つ事業と言わざるを得ないと思うんです。そういう点でですね、これは市長にお聞きしたいんですけれども、いわゆる南部計画、高幡計画この計画がこのいま問題になっているこの立体交差、この基本計画と関係なくですね、先行できるのかどうなのか、またこの調査費で九月ごろから調査した結果ですね、やはりそれとの関係で南部計画をやはり考えていかざるを得ないのかどうなのか、その点について確認をしておきたいんです。

○議長（名古屋史郎君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　私どもの考えます南部公共計画というのは、今日の日野市を形成しております浅川を境にしての南北の関係より古い日野町と七生村の関係、それらを一体化する手段として南部計画に取り組む、しかも南部計画を実現し、それから一体化という市民感情が成り立つためには川の橋とそれから特に高幡踏切の円滑な交通が必要であるということを痛切に考えておるわけであります。そこでこの高幡踏切がいつできるかということと、南部公共施設計画の推進とはどういうかかわりがあるかというふうに問われていると思うんですが、施設そのものは踏切の完成とは一応その切り離してつくることはできると思います。ただそれらのこの有機的な利用といいますか、市として日野市側にたとえば庁舎の片わらにメインの市民会館をつくると、高幡にサブの市民ホールをつくると、こういうような関係で有機性が成り立つと思っておりますのでこういう関係ではなるべくやっぱり交通を早く整えるということが目的に対して必要であると、こう考えております。ただしその時期を待ってからというわけにはもちろんまいりませんので南部公共施設計画はいま持っております方針に沿ってなるべく早くつくっていこうと、こう考えております。

○議長（名古屋史郎君）　橘　祐子君。

○六番（橘　祐子君）　ではもう少し突っ込んで聞きますと、実は五月十八日の日に南多摩建設事務所でこの図面をですね、それはまだ市と都との話し合い過程での図面だと思いますけれども、その図面を見てみますと、この南部公共施設計画に大きな影響があるんではないだろうかと思われる点が何点かあるわけです。一つには七生支所の利用の問題があると思うんです。図面によりますと七生支所のかなりの部分がやはりこのアンダーないし高架になることによって道路としてかかるんで

はないだろうかというふうに思うんです。この間の南部公共施設計画に七生支所の計画も出されておりましたが、それはそうしたいま現在かかっているいまの道路と別にですね、今度の計画の中でかかろうとしている部分については当初からこの切り離してといいますか、はずして、面積からはずして計画を立てられたのかどうなのかという点が一点です。それから高幡市営住宅の隣りの土地、そういう問題につきましても、あそこに何だか公共施設をつくっていくということでありますけれども、当然この都道百五十四号線から高幡北口の方を通りながら道路を一本持っていかないといけないというふうに思うんですけども、これがアンダーになった場合に先ほど説明があった高幡駅の広場に通ずるこの進入道路と同じような形がやはり北側にも問題になってくるんではないだろうか、このように思っているわけです。そして、いますでに百五十四号の高幡の踏切の方から言いますと左側といいますかそちらの方には銀行が建ち、次々と住宅が建てられようとしているわけです。そういう中で、この計画がだんだん一日延ばしになっていけばなるだけ、土地買収の問題についても大変な困難が生じてくるんではないだろうか、そのように思うわけです。そういう点では一日も早く、やはり計画がつくられて市民に提示されるということが必要になってくるというふうに考えているわけです。そういう点で、当初いま質問いたしました南部公共施設との関係で七生支所の問題も含めてもう一度答弁をいただきたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　一つ目の質問の、つまり現在支所のあるあそこを将来図書館にしたい、こういうことに伴ってのお話だと思いますが、もちろんその都市計画道路を除外をして考えておると、こういうことであります。

それから第二点の御質問はちょっと御趣旨がよくわからなかったんですけど、いずれもおっしゃっているところの立体化が必要であるということには全く論を差しはさむ余地のないことでありまして、何といたしましても早くつくりたいわけです。つくるためのいま具体的な予算計上、それに先立っての現形調査、こういうことに取り組もうとしているわけでありまして、その重要度にかんがみましてひとつ精力的に都にも交渉を進めていくという努力を今後いたさなければならない、これを痛感しているところであります。

○議長（名古屋史郎君）　橘　祐子君。

○六番（橘　祐子君）　三月議会に続きまして再度この質問をしているわけでございますけれども、まさに、いま高幡踏切の混雑による交通の混雑ですかね、そういう問題によってさまざまな問題をあの地域にもたらしております。一つには補助十七号線の安全の問題もありますし、また百五十四号線の整備の問題を含めまして、あそこはまだ歩道がきちんと整備されてお

りません。そういう点でいま東京都に歩道を整備するように、ということで言っておりますが、何としましても整備をした途端に、たとえば道幅を広げなくてはいけないようになるかもしれない、そこいらが全然はっきりまだ決定していないという中で、なかなか歩道整備にも着手できないと、こういう問題の中で、あそこを通る一般市民の人たちは、大変な危険にさらされていると、この間も日野高校の子供たちが雨の日にかさを差しながら、あそこをかなり通るわけですけれども混雑をして車も混雑してるし、かさもあるということで歩道を通れないという状態で車道を歩いてしまう、そういう中でかさが車に引っかかるというような問題等も起こっております。そういうような安全対策を考える上でも、この立体化というものは進めていかないといけないというふうに考えますし、それからいま大きなこの南部地域の町づくりをしていくためにもどうしてもこれは進めていかなければいけない問題だと考えているわけです。そういう点で確かに市長おっしゃったようにやはり現形測量から始まって調査をしてやっていく、これがどうしても先行されなければいけないと思いますが、東京都や京王に対して市がどういう立場で交渉をしていくのかということも、また大きな問題になるかと思うんです。確かに都の建設局、都市計画局が主導権を持ちながらやっていく都の事業ではあると思いますが、日野市の中における道路、それも日野の町づくりにとって重要な位置を占める都道百五十四号線の事業でございますので、そういう点、市も十分考えられて、東京都に対しては市の立場、市の意見を強力に訴えていただきたいというふうに思うわけです。最後に、私はこうした問題を進めていく上で市民参加という問題がやはり問題になってくるというふうに考えているわけです。三月議会で述べましたけれどもアンダーになった場合に、地元の方々の意見では壁ができるんではないかと、この壁の問題をどうするかという意見もすでに出されていると、こういうことを私はここでお話をします。大体東京都の考え方も市野市の考え方もアンダーでしたいというところでは一致しているんではなかろうかというふうにいま考えるわけですけれども、それでやるならば、当然そうした考え方を市民に対してやっぱり知らせ意見を聞いていくということが必要になってくると思います。しかしその場合におきましても、やはり市がどういたしましょうかという形での市民への問いかけというのは、私はないと思うんですね。そういう点ではやはり市が本当にきちんとした考え方、調査に基づく考え方を持って、市はこういう形でやっていきたいけれどもどうであろうかということを提示する、いわゆるいまの下水道事業の中で市がやろうとしているようなパターンを、やはりこの問題についてもとっていただきたいということを要望しておきたいと思うんです。そして京王に対してはやはりその責任を明確にし、京王の協力といいましょうか、当

然の協力を得ながら、やはり負担させるものは負担させてやっていくことが必要であると思うんです。すでに一番線の延長も始まっているということでございますので、やはりこうした問題についても今後の協議の中ではっきりとうたっていっていただきたいというふうに考えます。それから調査の点でもう一つお願いをしておきたいことは、ただ測量、そういうことはないと思いますけれども、懸念があるのでお願いしておきたいんです。測量するのに当たってその測量がですね、大体アンダーにしたときに南側と、たとえば北の方を何メートル取ればいいんだとか、そういうような調査だけにとどまることなく、やはり壁になった場合に、どういうような状態になるのか、公害の点、それから排水その他の問題についてはどうなっていくのか、それから高幡の駅前周辺がどのような状態に変わっていくのかということも含めてですね、総合的な調査といいますか、そういう点をあわせて調査をしていただきたいということを最後にお願いをいたしまして質問を終わりたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　これをもって二の二、高幡不動駅東側踏切と都道百五十四号線の立体化の進行状況を問うに関する質問を終わります。

次に三の一、市民の健康管理についての通告質問者、大下博君の質問を許します。

（二十二番議員登壇）

○二十二番（大下　博君）　市民の健康管理についてお伺いいたします。市民の健康管理については、やはり何といってもみずからがその日常健康についての、常に考え、みずからがやっていかなければならないというようなことはこれは当然だというふうに考えます。しかし、これだけではどうにもならない現在の環境にあるということが言えるのではないかと思います。つまりかつて日野は緑のある丘陵と農地に囲まれた何といいますか、牧歌的な環境から急激な都市化が進んできました。こういう状態はつまり、言いかえれば、現在の資本主義社会体制の中での都市化、さらに言葉をかえて言えば、資本と力のあるものが生き残り、あるいは弱者が消えていくということではないかというふうに思います。これでは本当の情操豊かなしかも生活ができ、あるいは病気や心身の不自由な方々の人たちの、みんなで助け合っていこうという心が当然結ばれていくのが当然だというふうに思います。そこでこれらについて自治体が制度的に、また予算面からも情操を高め文化施設の充実、あるいは障害者の問題、あるいは病気にならないという、あるいは病気になったとしても早く健康を取り戻すということの援助が必要ではないかというふうに思います。そこで市長は今年度三月予算に緑と公園をふやす、あるいは学校開放、あるいは体育施設などに対しての予算の増額、あるいは集団検診の、つまり結核とかあるいは心臓、胃あるいは子宮ガンなどの集団検診の予算

を計上しています。しかし、先月の広報を見ますと、今回、地域保健協議会というものを設置して、総合保健体制を整備し、健康と文化的な市民生活の確保を図りたいというふうに言っていますけれども、一体この協議会というのは、具体的にはどのようなものであるかということを伺いたいと思います。幸いにしてこれについての協議会について医師会や歯科医からの協力が得られているように見受けられますけれども、こういった協議会が将来的にどのように発展し、それを行政の面にどのようにして取り入れようというふうなお考えがあるのか、この点をお伺いいたします。以上。

○議長（名古屋史郎君）　ただいまの質問につきまして関連質問者があれば挙手を求めます。なければ大下博君の質問についての答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（加藤一郎君）　それでは御質問にお答えいたします。五月十五日号広報におきまして、ただいま議員さんの方からおっしゃられたとおり総合保健体制ということで広報に載ったわけでございますけれど、これにつきましては、かねがね準備を進めておりまして三月の二十九日発足を見たわけでございます。それでこの協議会の内容でございますけれど、広報にも載っておりましたとおり市民のですね、総合保健体制の樹立、整備をしたいということで一つの総合的な計画、これを立てる協議機関ということでございます。そこでこの機関でございますけれど、これにつきましては市長の諮問にこたえ、あるいは委員の方からの提言を受けるということで所掌が決まっております。組織的には広報に載っておりますので省略いたしますけれども会長にはですね、医師会の会長である花輪先生それから副会長には歯科医師会の森田先生がなっております。そういうことで四月の二十六日におきまして一つの勉強会、地域保健とはどういうものであるか、ということの勉強会を行いました。その後、協議会を開きまして、今後の進め方につきまして協議いたしました。その中におきまして、各委員さんからですね、この保健を今後どうしたらいいかということにつきまして、あるいは各個人の委員さんからですね、提言、こういったものを議会におきまして出していただくということで、すでに私の手元におきましては、各委員さんの提言内容が提出されておりますけれど、その中におきましても、先ほど議員さんがおっしゃられたとおり、市民のですね、健康問題、管理、こういうようなことも若干出ております。そこでこの協議会、発足したばかりでございますので、これからそういった提言された問題、あるいは市長の方からの諮問ですか、こういったことも今後行われると思いますけれど、そういう中におきまして市民の健康管理、それから進めていくということがこの協議会の内容でございます。以上です。

○議長（名古屋史郎君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　市民の幸福という一番の根源はやはり健康であるということが大切な条件であるとこう考えます。そして今日いま大下議員が言われたごとく、資本主義体制のもとに、その経済成長あるいはいろいろな物質の食品あるいは生活関連のいろいろなものが取り入れられて豊富であり、かつ便利にはなっておるんですが一面そのために健康がむしばまれると、公害が進んで健康がむしばまれると、あるいは安全性にまだ欠けるところがあって、あるいは安全を脅かす要素が進行して、そうして健康がむしばまれる、ないしは事故を起こす危険もある、いろんなマイナスの要件が進んでおるわけであります。その中でなお、しかも健康を守るということが行政の大きい仕事になってその使命が大きく存在をすると、こういうふうに特に意識を持つわけであります。それでまた健康はもちろん御本人がみずからの健康を心がけをして健康を損なわないように、あるいは健康が増進されるように、こういうふうに、いわゆる管理をしていただかなきゃなりません。あるいは家庭の奥さんが御主人の健康を、いろいろと食べ物や生活上で配慮をされると、こういうようなことも結構だと思いますが、われわれは社会に対して健康を守れる、あるいはその個人の健康についての努力をされるそれに必要な要件を、サービスをするといいますか、あるいはこの社会的な意味からの集団検診でありますとか、こういうことも含めなきゃなりません。したがって今日は保健あるいは医療、この問題が非常に高い公共性を持つ問題となっておる、こう考えるべきだと思っております。そこでこれまで医療の、日本の制度は専門医科の営業の中に大部分がゆだねられておるということではありますけど、しかもその中でもっと公共度の高い健康行政を進めなきゃならん、幸いに私どもの市の医師会並びに歯科の医師会、これらの関係の方々が率先をしてその自分たちの使命あるいはこの地域社会においての役割りということを考えておられまして、したがって行政とうまく組み合ってそしていわゆる市民の健康を守る、あるいは健康を増進をする、そういう施策を行おうというのが形としましては地域保健協議会のできた理由であります。健康はこれはいろんな年齢層に対するそれぞれの、子供は子供並みに、あるいはお年寄りはお年寄り向きに提供する手段があるわけでありますし、それから特に専門医科のこの指導、あるいは指導に伴うこの背後の体制というものが大切であります。そういうことを保健協議会自身が行政に、ないしは行政に率先してでもやろうというぐらいな気構えがありますので、大いに期待をするところであります。後具体的なことを問われましたならばお答えをいたしますが、こういう考え方でいまスタートをし、今後の行政施策に大きく取り組もうという状況でございます。

○議長（名古屋史郎君）　大下　博君。

○二十二番（大下　博君）　部長あるいは市長からの答弁を聞きますと、具体的には会としても、どのような方向で何をしようかということもまだ固まっていないように受け取るわけです。これは、大変結構な制度なので大いに進めていっていただきたいというふうに思うんですけれども、具体的にどういうものが出るかわかりませんけれども、たとえばの設定で申し上げるんですけれども、現在、歯科医師の方たちは、生保の方とか、あるいは施設にいらっしゃる人たちの歯は見てくれないという現実があるわけですけれども、これは日野市に限らずどうも全国的にそのように伺っていますけれども、たとえばそういう問題を諮問し、あるいはみずからこの機関で取り上げられた場合に一つの例として総合病院に置くとか、あるいは特別なセンターをつくってそこに歯科医師を市が直営で置くとか、というような問題が提起されたときに、これはなかなか快く歯科医師会という、あるいは医師会という方たちの快い受け入れはなかなかできない、つまり、その審議会そのものがそういう一つの例で申し上げるんですけれども、問題に突っかかるわけですね。そうするとそれを行政にそういうものをつくるということをお願いして審議してもらうがためにむしろ行政に取り入れられないという面が私は、あるいは出てくるんではないかという危惧を持っているわけです。それからもう一つの例として申し上げるんですけれども、夜間なり日曜なり、とにかくこの庁舎が空くからそこに救急診療所とか、あるいは常時健康相談所をつくると簡単な診療はしてもらえるというものをつくったらどうだろうというふうに諮問する。あるいはみずからがその委員会で取り上げた場合に、やはりそれは医師は医師としての協力したいというその気持ちの中に、医師という専門的な立場からそのセンターなりなんなりをつくるというのについて、現実はよろしいけれども、しかし医師という立場ではもっと充実した設備のあるものでないと意味がないと、たとえばそういうふうな問題が出てきて、これもまた審議会があるために実現が困難になる、ということが起き得るんではないだろうかというふうに思うわけです。医師の方が歯科医師を含めて大変御協力を得ていますけれども、またそれだけに医師会主導型といいますか、そういうものが起きてくるんではないかというふうに懸念、よけいな懸念かもしれませんけども心配するわけですけれども、この辺はどのように信頼され、その審議会が発展していくのかということをもう一度お伺いしたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　これまでもいろいろと話し合っておりますが、地域保健協議会は市民の健康を守るための仕事を考える場所にしましょう、利害を調整するための団体交渉の場にはしないようにいたしましょう、ということを私もはっきりとお話をしておりますし、ある程度のまあ、そういう話も出るだろうとは思っておりますけど、問題をいつも提示しなが

ら積極的に市民の健康を守るにはどうすればいいかという本来の舞台にいつもこう焦点を置きながらやっていきたいと、こういうふうに考えます。そして確かに御懸念される議論の時間を必要とするために、あるいは一つの施策が渋滞をするないしは芽が摘まれるというようなことも懸念としては考えられますが、私はそれはそれなりにむしろ行政がリーダーシップを打ち出すことによってそのための裏の支えをやっていただく、そうでないとお医者さんのおっしゃる医療の公共性というものの本質がなくなるわけですから、こういうふうにむしろ積極提言を御期待をしたいと、こう考えております。ただまあ、たしかに利害関係、特に今日は健康でも医療でも行政が非常に大きな役割りを持つことになりますので、それに対するそちらの団体の側のブレーキのようなこともあり得るかもしれませんけど、それらをまあよく話し合って突破して本当の本来路線に絶えず乗していこうということで基本が一致できておりますので、可能であろうと考えます。そして確かに理想論のみをめぐらしておりますと現実論が停滞いたしますのでやっぱり現実論は現実論としていまの市の能力の範囲である程度の積極策も取りつつ御協力をお願いをする、そういう場にしたい、こう考えております。

○議長（名古屋史郎君）　大下　博君。

○二十二番（大下　博君）　大体わかりましたし理解に努めます。繰り返しになりますけれども、広報に載っている範囲ですけれども、スライドで歯の問題とか、あるいは広報に歯の健康についてという原稿を載せるという、あるいは健康についての講演会というのも必要だし、続けていかなければならないと思いますけれども、その範囲であれば、問題はないんですけれども、先ほど申し上げましたような医師という専門的な立場の理想というものはそれぞれ持っていらっしゃるし、またそれを曲げるということも医師としてはできないと、利害という面もあるでしょうけれども、そういう利害を乗り越えた中にも、そういう理想主義といいますか、この兼ね合いがやはり出てくるんではないかというふうに思うんですけれども、できるだけ現実の中の健康保持、この協議会がさらに発展するということをお願いしまして終わります。

○議長（名古屋史郎君）　これをもって三の一、市民の健康管理に関する質問を終わります。（「休憩」と呼ぶ者あり）

次に四の一、プールバスの運行についての通告質問者、竹ノ上武俊君の質問を許します。

（十三番議員登壇）

○十三番（竹ノ上武俊君）　プールバスの運行について質問いたします。

日野市内は海に遠く、また多摩川や浅川がありながらも、現在は水泳不可能な状態であります。小・中学校のプールも一部開放されてはいますが、全市民に自由に開放されているわけではありません。また市民が使えるプールは有料のものが二カ所ほどありますが料金も高く、十三万市民という規模にとってはプールの数が全く不足の状態であります。唯一の市民プールは最高では一日で四千人近くも市民が利用しております。市民プールに対する期待は非常に高いものがあります。市民の健康増進のためにも、また体力づくりのためにも市民プールの利用をもっと市民本位に高めていくことが必要と思っています。現在の市民プールの場所でございますが、浅川の河川敷、川辺堀の内一九〇番地先にあります。市民プールに行く交通機関がないのが難点となっています。京王バスもとうとうあの路線は廃止しました。市民は自家用車、自転車、徒歩で通うわけです。しかもあの道路は歩道がつくれない場所が多く、子供の通行はかねてから危険を感じているところでもあります。そこで第一の質問をさせていただきます。市民プール行きのマイクロバスを市として運行されてみたらいかがかと思います。その根拠としては多数の市民が望んでいることが第一でありますが、何といっても三月市議会で市が二台のマイクロバス購入を決定しておりますので、もしプールバスというものを運行するとしてもほとんど予算措置がかからないということであります。さらには去年からだと思いますが、市民プールの休みの日に、身体障害者の方々の水泳のために市が福祉バスを出しているという先例などもあります。もしプールバスを運行すれば市議会が一致して要望しております市内循環マイクロバスの実験的な運行としても大きく役立つものと思われます。このような次第でありますのでプールバスを運行してみようという御決意があるかどうか、市長に質問いたします。

第二の質問は、市民プールの施設の改善策についてであります。一つには利用者が多いこともあって待つ時間が長いということであります。約一時間炎天下で子供たちが待ちます。日射病の危険があり、現に毎夏一人、二人倒れる子供も出ています。

○議長（名古屋史郎君）　この際注意いたします。定足数を欠くに至る恐れがありますから退席しないよう願います。

○十三番（竹ノ上武俊君）　入場を待つ場所にテントなど張るとか日陰をつくるというようなことができないかどうかお伺いしたいと思います。

二つ目に入場料を無料にしたらどうかと思います。そうすれば人手も少なくて済むし、市民も喜ぶと思います。

三つ目に救助室ですが、救急車がスムーズに入れるようにしてほしいと思いますが、この点いかがでしょうか。

四つ目には放送用のスピーカーの音量ですが、付近に迷惑になってはもちろん困りますが、いざという時のために千人、二千人入場していてもよく聞こえるかどうか調べてほしいと思います。また改善できるものなら、改善していただきたいと思います。

五つ目に臨時に雇っております指導員のことですが、現在広

報で一般募集されているようですけれども、一般募集とともにもっと専門家を置いて特に救護についてはみんなが安心して救護の不安をなくして仕事に当たれるようにしてもらいたいと思いますがいかがでしょうか。市の職員も慣れない仕事でもあり毎日不安感を持って働いているのではないかというふうに感じております。

第三の質問です。第三の質問としてはさらに市民要望にこたえるために、市民プールの夜間使用の対策はどうなっているかということでございます。私どもの共産党市議団から橘祐子市議が以前質問を出したことがありますが、その後、その方の対策は進んでいるのかどうか質問します。そしてさらには、市内にあと数カ所の市民プールを至急つくるべきだと思っております。特に、たとえば処理場の余熱などを利用した室内プールとか、他の市にも例がございます流れるプールとかそういった工夫もして市民プールをふやしていく必要があると思っております。市の計画を聞かせてほしいと思います。以上三点について質問します。

○議長（名古屋史郎君）　ただいまの質問につきまして関連質問者があれば挙手を求めます。なければ竹ノ上武俊君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　御質問のプールバスを運行するかどうかということと、それから将来のプールの市民プール計画を発表せよと、この二つにつきましてお答えをしたいと思います。プールのためにバスを運行するということは、いろいろ検討いたしましたが結果といたしまして不可能であるという結論であります。それからもちろんプールはこれは子供が水泳を覚える、あるいは夏、水遊びをする、なお進んで健康のために役立てる、体力をつくる、こういうことに目的があると思いますので、必ずしもいろいろ保護手段をもっと固めるということが健康のために、健康づくりのためにはたしてどうだろうかという別の観点も多少感じます。それから市民プールが確かに少ないために、一カ所のプールに非常に過密な使用状態があります。でき得べくばこれを早く数をふやすことによって解決をしたいと、こう考えます。将来を見込みましていま言われますような屋内プールといいましょうか、あるいは年中使えるプールこれも必要であると思います。多少プールの場所をもうあと二カ所ぐらい、あるいはそのいま言いましたような屋内プール等もつくりたいと、こういう考えはあります。もう何年か一、二年待っていただきたいという考えであります。

○議長（名古屋史郎君）　体育課長。

○体育課長（日野義人君）　それでは引き続きまして私の方から市民プールの施設の改善計画等についての御質問にお答え申し上げたいと思います。まず最初に利用者が多くて待つ時間が非常に長いために、炎天下で待つというふうなことで弊

害があるんじゃないかというふうな御質問でございますけれども、現在市民プールの場合に午前と午後と利用者の入れ替えを行っております。午前が十二時で終わりまして、午後は一時から始まるんだというふうな形をとっておりますので、特にそう待つ時間帯といいますのは午後の部に入りますお昼の時間帯に待つというふうな形が出てくるわけでございますが、日野の場合のプールの利用につきましては、いまお話し申し上げましたような形で時間制の利用というふうな形ではございませんので、できるだけ私どもの方でも利用者に呼びかけをして、その一定の時間帯に集中しないように、まずは指導を申し上げていきたいというふうな形で考えていきたいというふうに思っております。これは先ほど大型等を置いたらというふうな御意見でございましたけど、一応先ほど御説明申し上げます救急体制等のあそこの進入路の問題等ございまして、現状の中ではあそこにお待ちになる大勢の方々のためのテントを張るというふうなことは困難ではないかというふうに考えておりますので、ただいま申し上げましたように十二時から一時の時間に集中しなくても入れるというふうな形で、利用できるんだというふうな形でのPRをしていきたいというふうに考えております。

それから万一事故者等がございましての救急車のプールへの進入でございますけど、一応現状の中では救急車は管理塔の救護所の所まで進入可能でございますので、その御心配はないんではないかというふうに考えております。

○議長（名古屋史郎君）　竹ノ上武俊君。

○竹ノ上武俊君　それでは、ただいまの質問に対する指導、誘導等のために使われますスピーカーの拡声装置の関係でございますが、これはいままで先ほどお話がございましたように一日の入場者数が三千、四千というふうに入るわけでございますが、その中で利用してきております状況の中では特にスピーカーのそういう意味合いでの障害といいますか住民に指導案内の声が届かないというふうなことは現状ではございません。逆にあまりスピーカーのボリュームを上げまして近所からうるさいというふうな苦情をいただきますので、ボリュームの方を下げるというふうな形で指導をしているというふうな状況でございます。

それからもう一つ、指導員の専門化というふうな御意見がございましたけど、私どもの方といたしましてもできるだけ専門化を図りたいというふうな気持ちでおるわけでございますが、ちょうどいわゆる水泳に堪能な方々はちょうどやはり水泳シーズンに入っておりますので、そういう人の確保は非常に困難な状況にございます。したがいまして特に水泳選手ですとかそういうふうな方でなく一応その水泳能力を持っている者を中心にして、学生の指導員を確保しているというふうな現状でございます。それから一応私どもの方では毎年この水泳シーズンを控えまして救急法の指導ですとかいうふうな形で、そういう学生アルバイトも含めまして指導を行ってきておりますがこれから

私どもの方といたしましても、水難救助員等の養成、それから一般的に水泳技術の認定者、そういうふうな者を養成していきたいというふうな考え方で本年もここで第二種の水泳指導員の講習会を開くというふうな計画を持っておりますが、逐次そういうふうな形で市内の中にそういう専門的な住民の方々を養成していきたいというふうな考え方で対処しております。

それからもう一つ、ナイター施設の設置をというふうなお話でございますが、これはいままでの議会の中でも何度か取り上げられた話題でございますが、たまたま日野の市民プールは浅川の河川敷にあるというふうなことでナイター施設をあそこに設置することによりまして昆虫があのプールに集中的に集まるというふうなものは、一中のナイター施設以上に高くなるだろうということが予想されるわけでございます。そうしますと市民プールの水面は混虫が何といいますか、非常にたくさん水面に落下して衛生的な管理の上で非常に支障が出てくるというふうなことも考えられますし、日中の騒音の状態といたしましても近隣から苦情が持ち込まれるというふうなこともございますので、現在の段階では市民プールへのナイター設置については考えていない状況でございます。

それからあと、入場料を無料というふうなお話がございましたが、これは数年前にテスト的に一時行ったわけでございますが一つには入場料をいただいているというふうなことは整理的な意味合いで入場料をいただいているというふうな状況でございますので、これは先ほど市長の方からお話がございました三番の市民プールの新設、増設とのかかわり合いもあると思いますが、現状の中では無料化するというふうなことは考えていない、このことは数年前に行いましたテスト的な入場無料の期間を置いて行ったわけでございますが、特に無料化することによって、さらに現状を一つの施設が非常に混雑がひどくなるというふうな状況も考えられますので、あと数カ所の市民プールの増設が行われるというふうな状況とのかかわりの中で考慮していかなきゃいけないものというふうに判断をせざるを得ないというふうなことでございます。それから市長の方からお答えがありました増設の中で流れるプールというふうなお話もございましたか、一応現状私どもの方で想定しておりますプールの増設といたしましてはやはり流れるプールというふうな形での何といいますか、遊戯的なプールを想定せずに現状のような市民プールの形態で考えていくべきではないかというふうなことで想定をしております。御質問のございましたことについて一通りお答えをしたつもりでございますが落ちがございましたら改めて御説明申し上げたいと思います。以上でございます。

○議長（名古屋史郎君）　竹ノ上武俊君。

○十三番（竹ノ上武俊君）　それでは若干追加して質問したいと思いますけど、第一番目に質問しましたプールバスの件ですが、種々検討されたということなんですけれども、どういう点が障害で不可能というような現在判断なのかという点をもう少し詳しく説明を担当の方からでも結構ですからしていただきたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　答弁願います。企画財政部長。

○企画財政部長（加藤一男君）　お答え申し上げます。御質問の趣旨は当初予算におきまして、マイクロバス二台の購入を運用したらどうかと、こういうことでございますが、私の方で検討いたしましたのは、いま体育課長も申し上げましたように、午前、午後の使用の使用状況を確立いたしておりましてその二台をしからばどこの部分についての運行をしたらよろしいかということを考えました。市内全域から子供なり、あるいは成人の方もそうでございますが、それを運行する場合はですね、相当の早い時期からですね、ピストン輸送をしなければ間に合わないだろうということになります。そうなりますとやはり台数に制限がございますからこれは不可能である、ごく一部を限っての運行でございますとやはり格差を生じると、そういうことでやはり大変申しわけないことでございますけれども、従来の方式でプールを使用していただけるよりほかないだろうと、こういう結論になったわけでございます。御了解を賜りたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　竹ノ上武俊君。

○十三番（竹ノ上武俊君）　いまの答弁を聞いてみますと結局マイクロバスは二台あると、輸送ということもできるけれども運び切れないという点が強調されているわけです。そこで私が第一の質問として行いました中でも、気持ちとして加えて質問したわけですけれども、たしかに二台でですね、全市民を運ぶということになりますと半日で最高入場者が二千四百五十人ほどございますので、これをマイクロバスに三、四十人乗せて運んでいたのでは全部運び切れないというのは、はっきりといたしております。そこで私が質問したいのは、プールに最も遠い場所とか、それからバスの便とか、電車の便が非常に不便な場所、こういう所を選んでですね、局部的でもいいからそういう点を選んでそして最初は試運転というような、試走というような意味で実験的にですね、始めると、こういうことからスタートしてみたらどうかと、こういうふうに考えているわけです。福祉バスの点でもですね、道路事情とかいろんなのがある中でも福祉バスが出ているわけでして、必要が出てくればいろんな工夫をしまして運行するということはできると思うんです。市長の話、あるいは企画財政部長の話を聞いておりますと、私は前回にも何回か市内循環マイクロバスのことで質問しているわけですけれども、結局何年たってもですね、そしてまたマイクロバスを購入の予算を決定しても実施が長引いていく、市議

会で決議をしても市民が署名運動して市長に要請してもですね、市内運行のこの市のマイクロバス、その実施が遅れていくという状況がございます。恐らく市庁舎ができたころに市内循環バスの考えなどが市長おありかもしれませんけれども、そのときになっても、また道路事情などで、あるいは一部の人に利益をもたらして市民に不公平になると、こういうような理屈を重ねていきますとね、いつまでたっても私はこの人口の多い、交通不便な日野市においてはマイクロバスの市内運行というのはだんだんむずかしくなっていくと思うわけです。そういうところから今回の三月市議会でせっかく第二期目の革新市政の第一の公約実現というような形で三月議会でマイクロバス二台の購入の予算が通過しているわけですから、そういう土台、条件ができているわけですから、近まる夏に備えてですね、一定の地域、特に私はどこそこという指定はいたしませんけれども、市の方で調査をされましてですね、市民プールまで非常に遠いと、こういう所の人のためにですね、試運転の意味を含めてそういう実験をですね、やっぱりしてみる必要があるのではないかと、こういうふうに思います。現在、たとえば府中に近い人は府中の市民プールを利用しているようでございますし、またほかの市に近い人はほかの市まで行ってしまっていると、こういう点なんかがあろわけですね。日野市の市民プール行きのマイクロバスが出たとなりますと、そういう人たちも私は市民プールを使えるという恩恵に加えることができると思います。ですからそういう交通の不便という点で逆に他市の市民プールなんかに通っている人が相当多数いるという状態もですね、いまの市の答弁の言い方をさせればですね、市の答弁の言い方を利用すれば市民税を払っていて他市の市民プールに行かなきゃいけないというのこそですね、不公平だと思うんです。そういう点で再度、この第一点プールバスの点で検討する気持ちがおありかどうか質問したいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　予算化をしました二台のバスを使えという御意見のようですけれども、これはまだ庁舎が新しく開かれる時点でこれまでの事情より、より悪くしないということの考え方で新旧庁舎のピストン輸送する用に当てると、そういう考えであります。そして仮りにいま言われるような、その二台のバスをことしの夏ほかのことに使ったりしますと、来年もそれは一つの前例になってしまいますからして本年の用途に充てるべきバスはその用途に正しく運用すべきだと、こう考えております。一台だけ夏休むバスが想定されます。それは特殊学級に子供を運ぶバスなんですけど、これはどうも一台仮りに運行しましても、ほとんど先ほど述べましたような理由によって、利用度も低いしそれからとてもその対応し切れるものではない、むしろ今後、プールをふやしたり適正配置をしました

りそういう方向で本来的な解決といいましょうか、前進を図っていくことが正しいと思っております。ことし、特にそういうサービスを拡大していくということは困難であります。ただ多少、浅川の南の岸から何かもっと子供らしい、子供の楽しみの伴うようなそういうプールの近道をつけることはできないかということをいま考えております。それも保証の限りではありませんけれどもひとつ検討をしようということになっております。

○議長（名古屋史郎君）　竹ノ上武俊君。

○十三番（竹ノ上武俊君）　この件については、やりとりしましてもどうも市長の勇断がいただけそうにないのでございますが、市長のいまの答弁のような考えでいきますとですね、そのいま実験的にそういうことをすると、また来年も前歴といいますか、そういう形からせざるを得ないという答弁でありましたけれども、私はそういう消極的な態度ではですね、市内で初めて踏み切る施策というものはなかなか踏み切れないんじゃないかと思うんです。先ほどの答弁でも、来年なり再来年にはもう一つぐらいプールがふえそうな気配でありますので、そういう点からいけばですね、あるいはそういうプールバスなんていうのもその地域からは廃止してもいいわけですので、もっと大胆な立場に立っていただいて市内循環マイクロバス、そういう点とも関連してですね、私はぜひ試運転、そういうものを試走、そういうものをしていただきたいと、こういうふうに意見を述べまして第一の点については質問を終わりたいと思います。

　第二の設備の問題ですけど、これについては若干具体的に処置していただけるような話がありましたが、再度確認をしていきたいと思いますが、一つ目の炎天下で一時間待つという問題ですけれども、市民プールのあの場所を考えますと、いま子供たち、あるいは市民が待っている場所、これは自転車置き場になったりいろんな形であそこの土地をさまざまに利用されているようですけれども、広い敷地がたくさんあるわけですね。場所はあるわけです。浅川が建設省の河川敷を占用許可を受けて使っているという点がございますので、本格的な建設ということになると大変だと思いますけれども、そういうことでテントということを言ったんですけども、簡易の建築物でですね、敷地だけはあるわけですから、最低数百人ぐらいは日陰で待てるような場所というのをですね、検討してみてもらえないかというふうに思います。時間帯の点を言われておりますけれども、午前中、最高の記録で二千人近く、それから午後が二千四百五十人です。これをいくらアピール、広報で徹底してみてもですね、時間差で来いと言っても子供さんや市民プールを利用する方が時間差でそれぞれ計画的に出てくるということは不可能に近いと思います。そして日野市の人口はプール建設以来、急速にずっとふえてきているわけですので、これをさらに押さえていくということはできないと思うんですね。そういう点から現実的に

は特に幼年、小さな子供、こういう子供のためにやっぱり日陰というものをつくってあげないといけないのではないか、こういうふうに思いますので、その点検討をしてもらいたいというふうに思います。それから入場料無料の問題については、混雑が予想されるということでありますけれども、それだけ市民の期待が高いということである証拠でございますのでその点についても今後またさらに検討していっていただきたいと思うんです。現在の入場料も物価高から見ますと百円あるいは数十円ということで市の財政を潤すという観点からはそれほど重視しなくてもいい、私は入場料ではないかとこう考えておりますので、もう一度そういう無料ということを検討していただきたいしあるいは新しいプールができた場合には古いのから順次無料にしていくと、こういうようなことも検討していただきたいというふうに思います。

それから指導員の専門を置くという点については努力するということでしたのでこれでとどめたいと思いますけれども、現在臨時の指導員が一般募集で面接だけで採っているために泳げると本人が言っても実際には大して泳ぎが上手じゃなかったという方もいらっしゃるそうですのでそういう点、いろいろ工夫していざという時のために役に立つ指導員、こういうのを置くようにしていただきたいと思います。以上の点について再度答弁していただきたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　答弁が必要ですか。要望ですか、いまのは。竹ノ上武俊君。

○十三番（竹ノ上武俊君）　いや、答弁して下さい。あの例の一つ目の問題のほか。

○議長（名古屋史郎君）　市長。

○市長（萩田喜美男君）　プールの使用料の無料化のことなんですが、これも私は早い時期に実行しようかと思いまして、試しに数日間の無料デーをつくってみたわけです。そして他市の市民もそれから合わせてアンケートのような意向調査をやったと思っておりますが他市の市民も日野市のプールに一〇％近く遊びに来ておるようでありますし、相互交換で日野市の市民がよそに行くということもお互いさまということで考えておるわけであります。そこでやっぱりその無料化は大して財政的な意味もありませんけど、いま徴収、徴収というか、受け取っておる便用料は一種の整理料であるというふうに考えたいと思っております。やっぱり本来的な施設をふやすことによって市民の利用にこたえていくという方向に積極的に取り組もうということがいま私の考えます結論であります。

○議長（名古屋史郎君）　体育課長。

○体育課長（日野義人君）　いまの一番最初のバスの問題ですとか、それから市長の方から御答弁いただきました入場料の問題ですとかいうようなこととの兼ね合いがあるわけでございますけれど、現状のように施設が一カ所というふうなことではとにかく絶対的にやはり入場者が混雑するというふうな状況は出てくるわけでございますけど、やはり現状のあそこの周辺の状況からいきますと、天幕を百人なりお待ちいただくために設置するというふうな土地の面積の状況からいきましても、ちょっと不可能ではないかというふうなことから、先ほど何といいますか、入場者の分散のＰＲというふうなお話を申し上げたわけでございます。これは現状の状況からいきますと、前にやはり議会でも話題が出ましたが、駒形公園のローラースケート場の方のあちらの方の面積につきましては、市民プールのために自家用車でおいでになります方々の自動車の駐車場に便っているというふうなこと、それから西側の隣接の少年野球場を兼ねた敷地がございますが、これにつきましては、自転車置き場として使用しているというふうなことで、どちらの面積にしても最盛時にはフルに活用されているというふうなことでございますので、現状の段階ではやはり先ほどお話申し上げたような御協力をいただくというふうなことのほか、ちょっと無理ではないか、というふうな判断がされます。それから指導員の専門化の問題なんですけど、これは確保する方向で努力をというお話でございますけど、一応先ほどお話し申し上げましたのは、私どもの方としますと、そういう資格者の養成をこれから努力をしていきたいというふうなことでお答え申し上げましたのでそういうふうなことで御理解をいただきたいというふうに考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（名古屋史郎君）　竹ノ上武俊君。

○十三番（竹ノ上武俊君）　待ち時間の日陰をつくる問題ですけども、いま言われたほかにですね、監視塔の下のあたりに非常にたくさんのこの子供が結局たむろして待つという状態になっているわけですね。ですからその付近の改善を私はしてもらいたいと、こういうふうに思いますので要望という形でしておきたいと思いますが、監視塔の付近にずっと広がって待つと、そして現に毎年一人、二人は倒れて救護室に運ぶという子供が出るわけですから、子供がひ弱だと言えばそれまでですけれども、そういうことは市としては言えないわけでありますし、やはりそういう倒れる子供が出ないような状態にですね、ぜひもっていっていただきたいと思います。そしていま課長が言われたような形で市民にＰＲして、ばらばらに来るような状態になればいいですけれどもね、これがならないということがわかった場合はですね、やはりそういう点で必ず待つ人たちに日陰が与えられるというふうに工夫をしてもらいたいと思います。

それからもう一つ要望したいのは救護室ですけれども、救護室に行くまでの階段が狭くて急であって、そして二階に救護室があるという点になっておりますのでぜひ救護室は一階の救急

車か来たらすぐ救護できるような場所に移すとか、そういう点をぜひ配慮していただきたいと思います。そして最後に一点だけ追加して意見を述べておきたいと思いますけれども、この点は前に私、一般質問で市に要望したことがありますけれども、現在、日野市内の大企業で社員用のプールが数カ所ございます。この社員用のプールについても非常に設備の整ったすばらしいのもありますので、一定の条件つきで結構ですけれども、日野の市民が利用できるような方向でぜひ社会教育の観点、その他で話し合いなどをしてですね、市民に若干でも開放するということを実現をしていただきたいと思います。以上で終わります。

○議長（名古屋史郎君）　これをもって四の一、プールバスの運行に関する質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認め、暫時休憩いたします。

午後三時　七　分　休憩

午後三時五十九分　再開

○議長（名古屋史郎君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

五の一、教育費援助を受けやすくするために問うの通告質問者、鈴木美奈子君より急病のため欠席する旨連絡がありましたので最終日に発言を許すことにいたします。

次に六の一、新市庁舎への市役所移転に伴い従来庁舎跡に支所を設置する考えありやについての通告質問者、三浦重春君の質問を許します。

（二十七番議員登壇）

○二十七番（三浦重春君）　御指名によりまして、ただいま議長が読み上げました表題につきまして御質問いたします。

庁舎もいよいよ落成近くになりまして、何か十月ごろ新しい庁舎に移転するというふうなことになったそうでございまして、りっぱな庁舎ができることで、一応それなりに結構なことだというふうに考えておるわけでございます。しかしながらですねこれから行こうとする庁舎はきわめて不便なところにありますので、それにつきまして議員の皆様方から環境の整備、特に道路網並びに循環バス等も設置して、そして不便を補うようにということ、並びに私どもの方から出ました旧庁舎の跡に支所を設置してもらいたいと、こういうふうな条件を出してあるわけでございますが、庁舎の設置、要するに建設の談決のときにもそういう条件がついて皆さんが議決に参加し、了解したというようなこともありました。しかしながらですね、これは、もうかなり、もう二年も三年も前のことでございますが、そういう事態の中で市の方でも鋭意その条件を飲む、実現すべく努力はしてあったように考えますが、現実にはですね、本年の十月に移転するというときになりまして二・二・五の道路等もまだ貫通しないような状況ですし、循環バスにつきましては皆目見当がつかないというような状況でございまして、いよいよ庁舎が新しいところに移ったときに非常に住民が不便をこうむるのではないかと、そういうふうに考えております。循環バスができないということでマイクロバスを二台買いましてピストンの輸送で旧庁舎と新庁舎の間を結ぶというふうな計画を最終的には立てられて、予算化し、実施するというふうになっているようでございます。しかしながらですね、私どもの見受けるところによりますと、道路の開通、あるいは新設、拡幅、そういうものにつきましては、これはもうどうも時期までには間に合わない、循環バスもだめだ、何もかにもできないという状況の中でいくということは非常に困ったようなことでございます。特にですね、そういう中でそれはそれなりにですね、またほかの方も質問もあると思います。したがいまして私はですね、三番目に申し上げました庁舎が向こうへ行った場合に、旧庁舎をどのように取り扱うかということで一言お聞きしたいと思います。旧庁舎が移転するということになりますと、日野地区のいわゆる日野市日野地区、これは非常にまあ、人口としても大きな人口を抱えているところでございますがそれがそのままそっくりその人たちがですね、旧庁舎が移転すれば非常に困ったことが起きるということでございます。たとえば戸籍業務にいたしましても印鑑証明を取るにいたしましても、あらゆる手続、あるいはたとえば死亡の手続とか、出生手続、申し上げれば数限りない、いろいろの諸証明等の交付等につきましても、たくさん市役所には来なけりゃなんないような状況でございます。それがですね、大体道路に沿って行きますと距離は一キロ二百というところに遠くなるわけでございますか坂道がありますのでですね、坂道を上がるという時には、雨天のときとか、いろんなときにも困るし、それからお天気のあんまりかんかん照りのときも困るし、非常に坂道を上がったりおりたりすることは苦痛を伴うもんだと、こういうふうに考えております。エネルギーの消費量もきわめて大きな消費量になるんじゃないかとこういうふうに考えております。たまたま市の方でマイクロの二台によってピストンで輸送するということになりますが、身体障害者が乗りおりするときとか、あるいは老人が行かなきゃならない場合あるいは大体が家庭の主婦はウイークデーでございますので、家庭を守っておりますのでその人たちが市役所へ行くというときにですね、子供を連れて行くというようなことも多々あります。そういう中でですね、自動車の乗りおり等につきましても危険が伴うというようなことで、しかも遠くなるというようなことでですね非常に困惑をして、明治五年からですね、たまたま現在の庁舎付近に庁舎がありまして、それまでその約百年の間親し

まれ、なじまれてきた庁舎でございますが、それが山の上の方へ行ってしまうということで精神的にもあるいは　また実質的な問題につきましても非常に困るような状況になったわけでございます。そういう中でですね、先般も私、庁舎をつくるときにちょっと質問の中で市庁舎をつくる意思があるかどうかということをお尋ねいたしましたが、市長の方ではですね、何かそのときには置くようなことを言っておりましたが、その間からずっとずれて来まして日時が経つにしたがいまして何かはっきりしなくなってきたと、だんだんその置くということ、考え方が薄れてきたというふうに見受けられるわけでございますが、この旧日野地区にいる人たちが非常に不便をこうむるということの中で支所を置く意思があるか、一応あえて支所と申しますが、支所を置く意思があるかどうか、この点につきまして御質問いたしたいと、かように考えております。以上です。

○議長（名古屋史郎君）　たたいまの質問につきまして関連質問者があれば挙手を求めます。なければ三浦重春君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　なじみ深い施設がこう位置が変わりますと、いろいろとそれの変化に伴うおもんはかりが利用される方々から出ることは当然だと感じております。ただしそのこれまで庁舎の位置の移転に伴いましていままでのところに、つまり現庁舎に支所を置くとか、そういうことを言ったことは私は一度もないと、省みて思っております。なるべくマイナスにならないように足のサービスはしたいというふうに申し上げてきております。そして、それが具体的には時間がやっぱりかかることですから御迷惑は御迷惑であると思いますけどひとつバスの運行ぐらいでがまんをしていただくと、そういうふうにお願いしたいと思っております。

ただ、いわゆる日野市日野地区と、その地域はこれから日野市民の方の一つの生活圏のこともありますので、ほかの方法でたとえば図書館をつくりますとか、あるいはこの旧庁舎の建物の市民的な利用というようなことで何らかのまた補いをするということも発展の中で実現をすることに予定できますので、そういうことでひとつ市民感情というものは御理解をお願いをするようにお願い申し上げたいと思っております。

○議長（名古屋史郎君）　三浦重春君。

○二十七番（三浦重春君）　市民感情とただいま申し上げていますのでですね、市長がいまいろいろと述べましたがですね、いまじゃ一般にですね、日野地区の市民感情は何だと、こういうふうに私、説明してみたいと思うんです。日野地区のですね、かなり多数の日野市の三分の一近くの方々の大部分の方がですね、市庁舎が新しく台の上にできたと、確かにりっぱな建物でしょうと、私どもの税金でつくったんで一応りっぱ

だけれどもですね、これがですね、はたして私どもがですね、本当に欲するような状況で利便を伴ったところにできたものかどうかと、これはですね、私どもには何ら関係ないと、はっきり言いますと。理事者とか、あるいはですね、職員の方々、そういう方々にはですね、きわめて環境のいい、きわめて何か設備の整ったところに行けるので結構だと思いますが、私ども市民はですね、何ら享受するところのないんでそれよりもですね、身近ないわゆる市の行政のことでですね、自分たちが諸証明取るとか、あるいは納税するとか、あるいはその他先ほど言ったようなもろもろのですね、ことをですね、さばいていただくのに山の上まで行くなんてことはもうとてもじゃないけど耐えられないというようなことが大きな声で起こっているわけです。たまたまですね、あの民情から申しますと、日野のですね、旧市民というのはきわめておとなしいんです。あんまり言ってこないんですね、がたがたがた、で、しかしですね、市政というのはがたがた言ってくるところだからやんなきゃなんねえとか、あるいはこれはやるとかいうんじゃなくして、本当にですね、もう静かな何も言わないようなところであんまり発展しないような人の気持ちをくみ取ってやらなければいけないんじゃないかと思うわけです。市長にですね、いままできっと市民の人が、市長あれは困ったと、とにかくあんな所に行かれちゃ困るということはあんまり言ってこないと思うんです。

これはね、昔からそういうその習慣とか風俗とかね、そういう慣習になっているところの地元なんです。きわめて市に協力はすることはあっても、あんまりその権利は主張しないというような人が多いんです。しかし腹の中ではですね、きわめて権利を侵害されたような気持ちでいるわけなんです。いわゆる無言の中でそういう気持ちがある方々のやはり考え方　をくみ取ることこそ、何と言いますか、市政の最たるものであると、私は考えるわけです。図書館を置きますからね、それでがまんしなさいと、そんなようなことでですね、市民が納得するわけにはいかないと、こういうふうに考えます。したがいまして一一応、支所を置くということがなぜできないかと、経済的な問題もあるか何かしりませんが不便をかけてまで支所を置かないというところの一つ、何か原因を、理由をここで述べていただきたいと、かように考えます。

○議長（名古屋史郎君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　日野市はいま御承知のとおり人口十三万数千というふうな発展をしておるわけでありましてその隣りの村との合併も重なって皆さんのお力によってなされたことだと思います。これからの日野市のあるべき姿というものをまたそれなりにつくり上げていくということが大切なことであります。したかってどこを重しとし、どこを軽くするということはありませんが、なるべく日野市民全部の方に共通に利

便が整うように、あるいは住民サービスが行き届くようにということが、当然の市政の考え方の中心であるわけでありまして、何か起こすとすれば、たとえば学校一つ建てるにしましても遠い子供、近い子供もできますし、本来の地元の住民の方に特別大きい御迷惑をかけるということが私はないようにすることによって御理解がいただけると思っております。市役所を利用される、ごく大きく平均的に取ってみますと、日野市民の方が一年に一・三回か、そういった率になるようでありまして、上に行くことによって近くなる方の利便もよくなる方もありますし、やっぱり多少遠くなって、足が遠いと言われることもあろうかと思いますので、したがってなじみの深い、いまのここの場所、ここからせめてバスでも運行をして御不便をなるべく少なくしようと、これまたよそから見れば特別サービスのようにとられるかもしれませんけど、それぐらいのことをするのは必要であろうと、こういうふうに考えておるわけであります。いずれ道路等を整えまして、バスの路線確保も可能だと思っておりますし、またマイクロバスの運行をするということもこれも重要な施策だと考えておりますので、できるだけそれらの条件整備も整えまして、全市民的な利便に供する単なる役所というだけじゃありません。一般的な市民生活それから生活環境あるいは生活圏あるいは市民意識、そういうものを整備し、御理解をいただきつつ、この発展に寄与していくということがやっぱり市政

の大筋であろうと、こう思うわけであります。

○議長（名古屋史郎君）　三浦重春君。

○二十七番（三浦重春君）　マイクロバスをですね、使うようにするからそれでがまんしろということなんですが、マイクロバスはですね、その旧庁舎の近隣、あるいは日野地区の人たちのためにですね、つくるんじゃなくして、私は市長がですね、先ほど言った道路網の完備、あるいは循環バスをしろというふうに議会側からも強く要望されたのにもかかわらず、それができないということでですね、そのためにマイクロバスを置くというふうに考えているわけでございます。そう近くにあったのが遠くに行くから不便になると、単にそのためにマイクロバスを置いたんじゃないと、こういうふうに判断しているわけです。それでですね、もしもですね、いま市長が言ったような考え方で近くの人が不便になるからマイクロバスで運んでやると、それだからまあがまんしなさいというならばですね、マイクロバスについては購入費並びに運転者の給料、その他燃料費あるいは修繕費、もろもろの経費がかなりかかるわけでございます。そうなればですね、そんなものを置くよりも、ここへ支所を一つ置いた方がよろしいと、経費は同じぐらいじゃないのかというふうに考えざるを得ないわけでございます。さらに時間もかかりますので先に進めますが、そういう中でですね、先ほどあえて支所と言いましたが、支所でなければ私は出

張所でもいいと思うんです、出張所でも。しかしですね、出張所では戸籍業務ができないというふうになれば所沢方式とか有田、その他、ほかの所でかなりやり出しているところのファクシミル方式といいますか、そういうものを使えばですね、本庁舎に戸籍業務が移ってもぱっと電送でいただけるというふうになれば何も電気料がかかるだけと、維持費の最初の設備費だけで後は電気料ということにまあ、あるいは証文品は金もらえるんですから一通いくらでね、そういうことでやれるんでそういうようなものも置けないのかどうかと、それも一言、それもがまんしてここへ来なさいと、それもやりませんという気持ちがあるんだかなんだかそいつもお聞きしたいと思います。これはマイクロバスを、近くの者をマイクロバスで運ぶよりもより経費が安いというふうに私はにらんでおりますが、それをあえてですね、そっちのマイクロの方に移ってこちらへは何にもその行政設備が来ないと、もっとくだけば動く窓口もつくらないというような気持ちで臨んでいるかどうか、その点につきまして御質問いたします。

○議長（名古屋史郎君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　動く窓口はこれは一日の運行のこともありますのでそういうことはでき得るかどうかわかりませんが可能であれば可能であるといいますか、そういうことについてのもし不便なところがあれば、これは別段この旧庁舎と

いうようなことではなしに、もっと広く考えていきたいと思います。ただその他におっしゃいます支所でありますとか、出張所でありますとか、あるいはファクシ何とかおっしゃいますけど、そういうことはもう考えてないわけでありまして、でき得べくば日野市民ですからしてなるべく視野を広げていただくと、庁舎は市民のセンターであるというふうな考え方もありますので、せめてバスででもお運びをいただきたいとこう思うわけであります。路線バスもいずれ一路線ぐらいはその関係機関にお願いをしたいと思っておりますし、漸次便宜を図って順応していただく、順応といいますか慣れていただく、こういうことで全市的な日野市民の共通の感情を御理解をしていただきたいと、こう考えております。

○議長（名古屋史郎君）　三浦重春君。

○二十七番（三浦重春君）　どうもですね、先に進まないのでもう質問は第一回目はこれで終わりにします。いずれまた九月もありますので九月のときにいたしたいと思いますが、住民感情といたしまして山の上にですね、高い所にりっぱな市役所をつくって市民はですね、そこまで出てこいというような、考え方の中で、市政を扱うということはですね、もってのほかでございまして、私はですね、やはり市民の便宜のために若干はですね、経費がかかるかもわかりませんが、従来庁舎の所へ支所なりあるいは支所でどうしても経費上高いと思え

ば出張所なり、出張所の業務が支所の業務と違いますので、支所の業務を兼ねるというならば、先ほど言ったような電送関係のファクシミル方式をとるとかというふうにして戸籍、印鑑証明全部やれると、これはですね、あえて日野市のこの旧庁舎だけでなくしてですね、できればですね駅前ぐらいにつくってですね、そこでもサービスをするというような方向づけでですね、もっと前向きの姿勢でやるべきではないかと考えておるわけでございます。一応意見になりますが、ただいまの意見を付しまして質問を終わります。

○議長（名古屋史郎君）　これをもって六の一、新市庁舎への市役所移転に伴い従来庁舎跡に支所を設置する考えありやに関する質問を終わります。

次に七の一、公私立高校の格差是正についての通告質問者、桑正一君の質問を許します。

（十六番議員登壇）

○十六番（桑　正一君）　公私立高校の格差是正ということで質問するわけですけど、表題からして大きな問題なんでこの中の自治体に関係する面にしぼって質問したいと思います。年々中学校を卒業して進学する高校生の人たちの数は、日野市の場合においてもふえてきております。五十一年度の場合を見ても一中から四中全部合わせて千四百六十四名の中学生が高校に進学するという状態にあります。その中で実際に高校

に入れた方は五十一年度の場合においても千四百五名、その中で、特に私立高校に入学された方は五百八十一名、残りの方が公立高校、三多摩の八王子周辺、この日野の周辺の立川とか国立、また都内とか、遠いところでは山梨とかいうふうにして入っているわけですけど公立の場合には山梨はないと思うんですけど八百二十四名そのうち普通科が六百九十九名、職業科が百二十五名、このようにかなり多くの方がそれぞれの高校に進学しているわけでございます。特にこの中でですね、私立高校に入学するための経費、膨大な費用になるわけで大きく家計を圧迫している、こういうのが現状であります。国や都の方の補助金が少な過ぎるというきらいもあるでしょうけど、平にその内容を申し上げますと、私立高校の授業料は最高で四十一万、最低でも十七万、平均して二十八万というふうに私の知っている範囲では調べた範囲ではなっております。公立高校の場合には年額三万円程度の資金で済むわけですけど、約十倍というふうな計算になります。入学金に対しても私立高校の場合には十万円、公立高校の場合にはわずか千円というふうにここにおいても大きな格差がついているのが現状であります。このほかに私立高校の入学時にはいろんな施設維持費とか学校費とかそれから教育振興費とか運営協力費こういったものが七万六千円、それからＰＴＡ会費とか生徒会費、交友会費、謝恩金とかこういったもので六千三百円、それから制服、制帽、体操の服

装代とか教材、教科書代、こういったもので四万八千円、合計しまして十三万必要になってくるわけであります。公立高校の場合を見た場合にはこういったものを、もろもろのものを合せて一万二千円程度でございます。全部合計いたしまして私立高校の場合には平均五十一万円、公立高校の場合にはわずか四万円と、約私立高校の場合は公立高校の十二倍というふうに負担増になっております。このように私立高校の場合に、高負担はですね、家計を大きく圧迫し、各家庭においても非常に危機を訴えているのが現状であります。そういう面で私は一つ提唱したいわけですけど、これは以前においてもですね、取り上げた問題ですけど、入学時のですね、学費の融資制度これを何とか実現できないかということでございます。一昨日の新聞にも政府の方からも特に教育論、こういうふうな見出しで入学金や授業料に対しての教育論というものを来年度から何とか具体化していきたいというふうな新聞のあれもありましたんですけど、それはそれとして、やはり日野市において何とかそういった面のですね救済の手当てはないのかと、教育は憲法にうたわれているように誰しもが平等にですね、受けられる権利があるわけですから非常にいまの高物価、生活の大変な中でですね、この教育費を生み出すことは非常に大変な家計が大きくというふうに感じられるわけであります。そういった面で、入学準備金制度なるものをですね、何とか実現できないかというふうに提唱

するわけです。資金においてはそれほど膨大な費用はかからないで、何とかやりようによってはですね、つくれるんじゃないのか、このように思うわけでその点についての考え方をまず最初にお伺いしたいと思います。

次に二点目といたしまして、都立高校の誘致の促進についてですけど、これは公私立高校の格差是正については直接関係ないと思いますけど、特に日野の場合においては都立高校が一校ということで非常にお粗末な状態であります。したがって高校がもう少し数があればですね、もっとその精神的においても、また現実な面においても救われるんじゃないかと、こんなように思うわけで都立高校となれば都の関係ですけど、市の段階において、こういった誘致の状況、こういった具体的にですね、もしあればですね、お聞かせ願いたい、どのような土地に、どのように建設され、どのようにいつごろですね、それが予定されるか、もしそういった面が掌握できていたらお答え願いたいこのように思います。以上二点について質問します。

○議長（名古屋史郎君）　ただいまの質問につきまして関連質問者があれば挙手を求めます。なければ桑正一君の質問についての答弁を求めます。助役。

○助役（前川恒雄君）　まず一点目につきまして私から答弁申し上げます。入学準備金の制度をつくる考えはないか、こういうことでございます。私ども確かに私立高校の父母負担か

非常に大きいということは自覚しております。これにつきましては御承知のとおり都が父母に対して負担軽減の措置をとっておりまして、これはいくばくかの授業料の格差を是正すると、こういうことでやっております。それを入学準備金というようなことで、市で何らかの助成措置がとれないかということでございますが、私ども一番考慮しなければならないと思っておりますのが、これが義務教育であれば当然いろんな面で市も施策を及ぼさないといけませんが高校でございますので、もちろん高校につきまして市が助成して悪いということではございませんが、私ども都の助成を、できましたら拡大する形でお願いしたい、そういうふうな考えをいま持っているわけでございます。

また融資などにつきましても、いま現在市で少額でございますが、かけ込み融資のような形でやっておりますが、これらの中でやれないかということをいま思っているわけでございます。

それから二番目の高校の誘致につきましては、現在都の方へ折衝中でございまして、幾つかの地点を候補として上げまして都の方から担当の課長が見に来ている状況でございます。さらにそれを前進させるために交渉していきたいというつもりでおります。これは非常に市民の希望も高いことでございますけれどなるべく早く誘致するために現在予定地を都と決めているという、そういう状況でございます。

○議長（名古屋史郎君）　秦　正一君。

○十六番（秦　正一君）　融資制度についてですね、いま助役の方から答弁あったわけですけど、反対にお伺いするわけですけど、都の助成措置が講ぜられるのか、拡大してやった場合にどの程度の助成措置がとれないかということでお伺いします。

それから高校予定地もですね、都と折衝して予定地については詰めの作業をやっているということなんでしょうけど、これは大体どの辺なのか、また何カ所ぐらいなのか、また目途はどのぐらいの時期として目途をつけてやっているのか、わかればその点をですね、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　教育長。

○教育長（倉又秀作君）　都の方に現在どのような制度かあるかということについては課長からお答えさせていただきますが、ただそれが都の方へ正しく伝わってどの程度までですね、どの程度まで拡大されていくかということについては、いまのところは都とそういうようなことについて話したことはありますけど、その辺のはっきりしたですね、問題はいまのところは明確でございません。現在どのようなことになっているかということについては課長の方からお答えします。

○議長（名古屋史郎君）　学校教育課長。

○学校教育課長（長沢三郎君）　公私立の高校のですね格差解消という形で、現在都がとっております制度としては、

私立高校の経常費補助、こういうことで私立高校にお子さんを上げている生徒一人当り六万九千百円とこれをその私立高校そのものに助成していると、その六万九千百円のうちの三万円をこれは月謝、授業料の減額補助と、そういう形で使ってほしいという、ある意味では気持を加えながら私立高校の方に一人当り六万九千百円の助成措置を現在は行っております。私立高校自体はですね、私立高校の自治会の中で大部分の私立高校が二カ月程度ですね、この三万円の授業料減額措置に応じて二カ月程度の授業料の減免措置それをですね、私立高校の高校生に対しては措置をしていると、それからあと都自体がですね、これは所得制限という一つの枠はございますけれども特別奨学金制度、これは公立高校に入学した場合には受けられないわけなんですが私立高校に子供さんがですね、通う場合に父母の申請に基づきまして年額三万六千円のその特別奨学金制度、これを私立高校の高校生に対してはですね、そういった方法でやっていると、なお育英資金制度というのがございますけれど、これは育英資金制度につきましても公立と私立の場合につきましては、都の場合格差を設けまして公立高校の場合については六千円、それから私立高校の場合については九千円と、このような形でですね、育英奨学金制度を設けていると、その育英奨学金制度と、先ほど申し上げました特別奨学金制度、この併用といいますか両方が受けられるような処置、これは都の方として、やっておるというような状況です。なお入学時に対しまして相当ですね、多額のその入学金その他がかかると、こういうことから都の方としては私立学校の入学金のこれは支度金ということであくまで貸し付けという形でございますけれど、その学校ごとに応じまして四万から六万くらいの入学支度金というものを貸し付けると、これをですね私立高校の場合にはとっていると、これが現在都がとっている現状です。

○議長（名古屋史郎君）　理事者、これはですね、都の助成制度をどのようにして拡大するのか、させられるのかということだと思いますのでその点に対してのお答え願います。助役。

○助役（前川恒雄君）　ただいま議長から質問をまとめていただきましたが、その点につきましては私どもとしまして、ただいまの秦議員の御質問を受けました形で都の方の現在の助成をさらに内容につきましても広げていただくような要請をしたい、こういうことでございます。それから秦議員御質問の二点目でございますが、高校誘致の場所でございます。これにつきましては豊田の西といいますか、西平山地区に一応考えを持っておりまして都と現在折衝中でございます。

○議長（名古屋史郎君）　秦　正一君。

○十六番（秦　正一君）　入学準備金制度の方はですね、市としては特別考えていないと、考えられないということで都の

方とかそういった面で何とか拡大できる点はですね、していこうということなんでしょうけど、市としてそういう構想がとても無理だということでありますもので、私はあえてこれ以上ですね、内容的な面でこうやったらどうだとか、こういう案はどうだという具体的な点については避けたいと思います。国の方でもですね、教育論とかそういった面の入学金、授業料こういった点に対しての具体化、しかも方向にですね、前向きな姿勢でやっていこうということなんで、これはどういうふうになるかわかりませんけど、いずれにしても都や国の方のですね、そういった施策に待つよりほかにもうないと思いますので、あえてこの入学準備金制度についてはやめたいと思います。特にこの点について市としてできないならば、それなりのですね、前向きな姿勢で多少なりとも、この苦しんでいるこの父兄の方に対しての救済方法を都や国の方の関係で将来とも積極的な働きかけをお願いしたいと、このように要望をつけ加えておきます。

それから誘致の件については場所それから具体的なそういう内容は別としてもですね、大体一年、二年以内に何とかなるんじゃないかと、このように期待感を持ってですね、私は理解したいと、このように思います。よろしいでしょうか。いずれにしても、これからの中学生は全部、ほとんどといっていいくらい高校に進学するというのが現状でありますし、何とかこういった面のですね、入学に際しますまた誘致に対してもですね、積極的な対策をお願いしたい、このように要望しまして質問を終わります。

○議長（名古屋史郎君）　これをもって七の一、公私立高校の格差是正に関する質問を終わります。

次に八の一、市内の学習塾の現状とその対策についての通告質問者、一ノ瀬隆君の質問を許します。

（二十四番議員登壇）

○議長（名古屋史郎君）　ただいま出席議員が定足数を欠くに至りましたので会議規則第十条第三項の規定により暫時休憩いたします。

午後四時四十五分　休憩

午後五時　一　分　再開

○議長（名古屋史郎君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

八の一の、一ノ瀬隆君の質問を許しましたが、先ほど申し上げたとおり定足数を欠く状態でありますので、これ以上続行は不可能と考えますので、以上をもって本日の日程をすべて終わりにいたしたいと思います。

本日はこれをもって散会いたします。

午後五時二分　散会

六月十六日　木曜日　（第七日）

昭和五十二年
第二回定例会

日野市議会会議録

第十七号

六月十六日　木曜日（第七日）

出席議員（二十九名）

一番	滝瀬政吉	君	
二番	滝瀬敏朗	君	
三番	奥住芳雄	君	
四番	正国大治	君	
五番	鈴木美奈子	君	
六番	橘祐子	君	
七番	板垣正男	君	
八番	黒川重憲	君	
九番	林重義	君	
十番	谷栄吉	君	
十一番	剣持佐吉	君	
十二番	石坂勝雄	君	
十三番	竹ノ上武俊	君	
十四番	米沢照男	君	
十五番	市川芳太郎	君	
十六番	秦正一	君	
十七番	清水芳雄	君	
十八番	杉山寅三郎	君	
十九番	高橋通夫	君	
二十番	佐々木昭雄	君	
二十一番	大柄保	君	
二十二番	大下博	君	
二十三番	本間久	君	
二十四番	一ノ瀬隆	君	
二十五番	日野源作	君	
二十七番	三浦重春	君	
二十八番	飯山茂	君	
二十九番	島村孝志	君	
三十番	名古屋史郎	君	

欠席議員（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男	君	
助役	前川恒雄	君	
収入長	杉木好次郎	君	
企画財政部長	加藤一男	君	
総務部長	松村清栄	君	
市民部長	森久保三次	君	
生活環境部長	加藤一郎	君	
建設部長	田倉高光	君	
都市整備部長	成井正夫	君	
病院事務長	遠藤政之	君	
教育長	倉又秀作	君	
教育庶務課長	永瀬誠一	君	
学校教育課長	長沢三郎	君	
職員課長	小林修	君	
区画整理課長	鈴木栄弘	君	

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	中村亮助	君
書記	鈴木晴彦	君
書記	荒井一雄	君
書記	樫村正男	君

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一―一〇―三
立川速記者養成所所長　関根雪峰
速記者　川久保友子君　清水隆一郎君

一、一般質問

本日の会議に付した事件
日程第一

昭和五十二年六月十六日（木）
午前十時開議

午前十時四十九分　開議

○議長（名古屋史郎君）　本日の会議を開きます。ただいまの出席議員十八名であります。

日程第一、一般質問を行います。八の一、市内の学習塾の現状とその対策についての通告質問者、一ノ瀬隆君の質問を許します。

（二十四番議員登壇）

○二十四番（一ノ瀬　隆君）　市内の学習塾の現状とその対策について質問いたします。

現在、日本の大きな社会問題の一つに学習塾の問題があります。いまや世は「乱塾時代」と呼ばれ、都市では中学生の二人に一人は塾に通い、多くの子供は遊ぶ暇も許されず夜遅くまで勉強を強いられています。一般の大人は労働基準法によって一日の労働時間は八時間以内と決められているのに、九時間も十時間も勉強させられていること、一日じゅう勉強にしぼられ、子供にとって最も必要だと考える、友達と一緒に遊ぶ余裕すらなくなっているということは大きな問題と言わざるを得ません。

このような塾の反映は、それが必要であると考えるならば学校教育の不備が指摘されていることになり、少なくとも学校教育だけではだめだと受けとめられているといえ、この乱塾と言われる実態は学校教育を鋭く告発していることになるわけです。学校の学習内容がむずかしくて家庭で教えられない、学校の勉強だけでは進学に不安など、学校教育への不満が塾通いの理由になっているのを見ても問題です。乱塾の果ては、学校の授業は塾の復習に役立つというところまできています。このような状況は学習塾が学校の主体性を失わせる結果になり、学校として最大な問題となるわけです。学習塾の教師に学校教員のアルバイトが多いということが文部省の調査で発表されています。そのアルバイトが学校での本務の遂行に支障を来したら非常にまずいことで、ますます学校の主体性が学習塾によって奪われることになると思います。

この学習塾の過熱は進学準備と大いに関連があり、受験過熱が浮き彫りにされていると言えます。このことは、学歴偏重の社会が問題であると言えます。東京都の佐藤教育長は、この四月市区町村教育委員長、教育長との連絡会で、ということは倉又教育長もそこに出席していたと思いますが、入試だけを目的とした進学塾、受験塾は学歴社会をあおり、その風潮に迎合するものだ、公教育は学歴社会と進学塾によってゆがめられている、と進学塾を激しく、厳しく批判したということです。都の教育委員会は、五月十一日、アルバイト自粛と学校教育の充実を求める通達を、区、市町村教育委員会、学校に出し、父兄にも通塾の自粛を呼びかけようとし、そして、つい最近六月九日には塾代表と懇談して、その実態がさらに明らかにされたところで、単なる自粛にとどまらず、家庭教師や塾でのアルバイト

を全面禁止する意向を明らかにしたと聞いています。もちろん塾の教師も多くいるはずです。個人経営の塾など自由な教育活動として意味のある場合もあり、学校教育の不備を補い、特に落ちこぼれ救済としての意義もあると思います。しかし、いまの塾ブームは何としても異常であり、この塾の過熱を食いとめ、あくまで学校教育の正常化に努力しなければならないと思います。以上申し上げ質問に入ります。

まず、市としてこのような大きな社会問題に対しノータッチでいることはできないし、いるべきでないと思いますが、いままでこの問題に対しいかに対処してきたか、また今後はいかなる方針で臨むかを質問いたします。

次に具体的な質問として、まず日野市内の学習塾の現状はどうかを質問します。市内に学習塾はどの程度の規模のものがどのくらいあるのかをお答え願いたいと考えます。

二番目として、もしこれが調査されていない、把握されていないとしたら、今後この調査の必要を感じるかどうかをあわせて質問いたします。

三番目といたしまして、市立の学校の教員のアルバイトについての実情はどうか。これについて教育委員会ではどう対処してきたか、今後はどうしていく考えかをお聞きしたい。

四番目といたしまして、学習塾が学校教育の欠陥を補うものとして必要悪だと考えた場合、その学校教育の欠陥の是正をするる考えはないか、その対策をお答え願いたいと思います。

五番目といたしまして、この学習塾の問題に対処するために、市として対策委員会などを設置して早急に対策を立てる考えはないかを質問いたします。

最後にその他この問題についての解決策があるかどうかをお聞きいたします。

以上を質問いたします。

○議長（名古屋史郎君）　ただいまの質問につきまして関連質問者があれば挙手を求めます。なければ一ノ瀬隆君の質問についての答弁を求めます。教育長。

○教育長（倉又秀作君）　いま御指摘がありましたように受験のための学習塾、いわゆる進学塾でございますが、これは大変、この私たち教育に携わる者から言っても大変不健全な姿であるというふうに考えております。それに対してですね、いまいろいろ御質問があったわけでございますけれども、その、日野市における実情、それからいままでどういうふうにしてそれに対応してきたか、そういうことに関しての答弁、一応、学校教育課長から答弁させていただきまして、その後、対策、それに対する構えというようなことについては私から申し上げたい、こう思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（名古屋史郎君）　学校教育課長。

○学校教育課長（長沢三郎君）　ただいまの御質問になりました市内の学習塾、これは、どの程度の規模のものがどのようにあるかと……。教育委員会自体がとらえております日野市内における学習塾、これにつきましては約四十塾ございまして、それ以外に個人塾いわゆる数名程度の児童生徒を教えている塾が数カ所あると、こんなようにとらえております。で塾の規模といたしましては、ほとんどの塾が、十数名から五十名程度の子供たちを週二回ないし三回指導していると、で、その中で指導している、まあ指導者といいますか、先生の状況というのはほとんど日野市内のこの教育の以外の教師、あるいは主婦、学生、これがですね指導に当たっていると。小学校の場合には主として算数と国語。中学の場合にはさらにそれに英語が加わりまして英語、数学、国語、この三教科を中心に、塾の授業が行われていると、こんなぐあいにほとんどの塾がやっております。

それから、塾に通っている児童生徒の状況でございますけれど、小学校三年生までは、ほとんどごく少数の特殊の家庭から、塾へ通わせてる子もおりますけれど、非常に少ないが、四年生ぐらいになりますと急激に塾通いがふえまして、四年、五年、六年では、大体三〇％から三五％、三人に一人程度が塾へ通っていると。さらにそれが中学校になりますと中学の一、二年生では、約半数の子供、それから三年生、高校受験前になりますと七五％からの生徒が塾通いをしていると。で塾に通う理由というものを調べますと、ほとんどが結局家庭で、現在の教育の中身その他を含めて見てやれないと。それからあとできるだけいい学校へ入れたいとこういう親のその願いというものが大部分であると。こんなように現在この市内の学習塾関係の問題については、教育委員会としてはとらえているわけです。

それから市内の学校のこの教員が学習塾へアルバイトという形で参加しているかどうか。この問題につきましては、少なくとも教員の学校の本務にこの支障を来さない面での兼職、特に教育的にかかわりのある兼職につきましては、教育公務員特例法の二十一条その中で兼職願いの届け出を出して、その承認の上に立って一応手続きがとられていると。こういうふうにその状況で現在まで日野市内の教員で、このアルバイト等のために塾教員の届け出というものは、教育委員会の方に届け出されているということはこれはございませんし、現実問題として日野市内の教員が日野市内の塾で指導していると、そういう形の問題は皆無であると、こういうぐあいに信じております。

それから三番目にこの学習塾の学校教育にかかわってくる、その欠陥と申しますか、学校教育に何かその欠陥があるからこういうような形での乱塾というものを迎えているんではないかと、こういうこの質問、並びにその欠陥があるとしたらばその是正についてどう考えるかという御質問でございますけれど、

学習塾そのものが、学校の教育というものが非常に大きな欠陥を持っていると、したがって学校教育だけでは賄い切れないので、その塾というものが現在のような形で非常にはびこっていると。この問題に対しましては先ほど一ノ瀬議員の方からもございましたように、現在のその入試制度、あるいは入試制度に絡む親の不安、そういうものが塾通いというものに対しての、やはり、大きな原因をなしているんではないかと。で学校教育、公教育という立場からみました場合においては、少なくともこの学校教育の目的というものが適性能力に見合った、その知、徳、体と申しますか、いわゆるこの総合的な児童生徒の発達、これを目指しての教育というものが行われているわけでございますし、当然その情操教育とかですね、その他その子供さんたちが社会人として成長していく過程での教育というものを、公教育という立場に立ってやっているわけでございますけれど、学習塾というものが、ほとんどいま言ったこの入試制度とか、あるいは高学歴社会、こういうその状況の中から入試科目、これを重点にしたところの補習的な、あるいは進学を目的とした、そんな形での教育が行われているとこういうふうなとらえ方になっているわけです。で、先ほどの御質問の中からもございましたように、確かにこの子供たちも健全な精神的、肉体的発達を願う立場からいきますと、この乱塾状況というものは決して好ましいものではございませんし、確かに文部省、あるいは都

の教育委員会これからの通達の趣旨というものを日野市教育委員会も受けまして、五月十七日の日には一応現在のこの学校教育のさらにその充実を期するということと、それからこの学校教育に対する父母の理解さらに教育公務員としての先生方の使命と自覚、これらの問題を骨子としたところの学校外学習、学校外学習活動の適性化という点についての一応通知を各学校に流すとともに、五月二十五日には、これは連Pの主催による、担任、PTAの会長さんとの、この塾問題についての話し合い等も持ちながら、現在のこの塾の問題というものが、学校、あるいは家庭、地域社会こういう中で、それぞれのその持ち場で問題解決を図っていくための取り組み、そういうものをやっていかなくてはいけないということを胸中に認識しております。で、特に教育の場においてどうあるべきなのかと。この問題につきましては現在日野市の小、中学校では、授業研究の推進というものが非常に大きなポイントになっておりまして、その中で子供たちがこの意欲的に取り組める学習活動、こういうものをやっていくためのその授業の創造、これを先生方には強力に、学校ごとに取り組んでいただいている次第でございます。それからさらにこの一人一人の子供の適性能力、これに見合った教育の中での進路指導の徹底、あるいはクラブ活動とか課外活動、こういうものをさらに、積極的に広げていくという、そういう面でのその機会の均等、こういう中から、できるだけ人間性豊

かな児童、生徒の教育というものを、こういうものを期していきたいと、こんなぐあいに考えている次第でございます。特に、この欠陥の是正という問題につきましては、単にこの学校教育の場だけでなくて、十分父兄等とも連絡を取りながら、いわゆる家庭の場における問題、あるいは地域社会における問題、こういうものを総合的にとらえながら対処していきたいと、こんなぐあいに考えています。以上でございます。

○議長（名古屋史郎君）　教育長。

○教育長（倉又秀作君）　いま、学校教育課長が述べましたように、学習塾そのものについてのですね、いろいろな対応の仕方というようなものがありますけれども、その基本的なものは、その原因というようなものは、さきに一ノ瀬議員が言われたようにいろいろ複雑な形で多岐にわたっております。非常に広範囲に及んでいるわけでございます。しかし、そういう問題はとかく原因がいろいろな面から出てくるために、かえってその衝に当たっている者たちがそのせいにして、どうも逃れるという、そういう傾向がないとは言えないと私は思っております。したがってそういうことがあってはならない。私たちは教育委員会として、現場と一緒になってこのことについて自分たちの責任として果たさなけりゃならんところはどこなのかということを究明しながら、そのことについての努力を当然していかなければならんと思いますし、現在もそれに対応しながら、

そういうつもりで、こういう塾の問題に取り組んでいるわけでございます。

それから、それに対しまして、私たち自分自身の問題としてこれを取り上げたときに、どういうときに問題があるのだろうかというようなことをやはり考えておりますけれども、それは、一つは、さきも申しましたように、私たちも含めまして現場の先生方がこの学習活動について本当に充実したものをやっているだろうか、その辺の工夫というようなものを本当にやっているだろうかということについてひとつ真剣に考えよう。まあ一つの具体的なあらわれは今度の乱塾時代が出てきてからの問題はありませんけれども、日野市がさっきから、前から取り組んでいる、さっき課長の言ったですね授業研究みたいなものを、そういうものに応じて役立つものを、そういうふうに思っております。それからもう一つは、どうもわれわれは、子供というものを見る場合に、学業成績というようなものだけでもってどうも見ている。それから、教育の効果というようなものを、むしろ学業成績というようなものだけでもってどうも見ていく傾向がともするとあるんじゃないか、それがまた小、中学校の入試というようなことにもつながってくるわけでございますが、そういうようなところについて、教育というものの評価をどうすべきなのかということも、これは重要な問題として私たち現場から築き上げていかなけりゃならないんじゃないか、こうい

うふうに考えております。それに関しまして、たとえば児童、生徒というものについての本当の能力は一体何なのか、というようなことについての反省というようなものを、これは、父母との理解のもとにおけるいろいろなこととかかわり合ってくることでございますけれども、そういうようなことを考えております。で、このようなことについて、たとえば校長会、あるいは教頭会、それから学校のそういうようなものの衝に当たっている先生方との連絡を密にしたり、あるいはＰＴＡの市Ｐ協というような形でもってそういうようなことの理解を深めながら、いま言ったようなことを進めていきたいこういうふうに思って、聞いております。で、それによって結局、じゃ、これに対応する対策委員会をつくったらどうかという御提案でございますけれども、これはいま言ったように非常に深いかかわり合いを持っているんで、その辺をじみちに深めていくことの方が、かえって、大きい目で、いかにも遠回りのようでいて案外近道というふうに私は理解しております。したがって早急にこういうものが出たから、すぐに対策委員会というようなものをつくることがすぐに効果が出てくるか、これは全市的な立場、あるいは全国的な立場でのそういうものを、対策っていうようなものも基本的なものがだんだん整えられると思いますが、そういうようなものを十分にらみ合わせながら、いま言ったような、教育活動というようなものを深めていくっていうことの方が近道なんじゃないかどうかというふうに考えております。で、

すね、学校を振り分けてしまう、機械的に振り分けてしまうというようなものを、これは、父母との理解のもとにおけるいろいろなこととかかわり合ってくることでございますけれども、そういうようなことを考えております。で、このようなことについて、たとえば校長会、あるいは教頭会、それから学校のそういうようなものの衝に当たっている先生方との連絡を密にしたり、あるいはＰＴＡの市Ｐ協というような形でもってそういうようなことの理解を深めながら、いま言ったようなことを進めていきたいこういうふうに思って、聞いております。で、それによって結局、じゃ、これに対応する対策委員会をつくったらどうかという御提案でございますけれども、これはいま言ったように非常に深いかかわり合いを持っているんで、その辺をじみちに深めていくことの方が、かえって、大きい目で、いかにも遠回りのようでいて案外近道というふうに私は理解しております。したがって早急にこういうものが出たから、すぐに対策委員会というようなものをつくることがすぐに効果が出てくるか、これは全市的な立場、あるいは全国的な立場でのそういうものを、対策っていうようなものも基本的なものがだんだん整えられると思いますが、そういうようなものを十分にらみ合わせながら、いま言ったような、教育活動というようなものを深めていくっていうことの方が近道なんじゃないかどうかというふうに考えております。で、いずれにしましてもいま、学習指導要領が今度新しく発表されたし、あるいはその前に教育課程の会議とか、あるいは大学入試の問題などが真剣に取り上げられてきていることは、やはり従来の教育というようなものが一応反省する時期にきているんだと、で、反省するからっていって、これは戦前の教育に戻るんじゃなくって、いままでの教育を構えながら、その教育の中での実践を通して、本当の教育っていうのは何なのかということを求めることを社会から要求されている時期であるというふうに、私自身理解している、そういう立場から、教育そのものを高めていくということが、やがて塾というようなものをまあ正常化していくことにつながってくるんではないかとこういうふうに思っております。そういう意味で、子供の成長に目を向けての教育実践というものを今後とも大事にしていくことが、塾問題への解決への一つの近道だと、こういうふうに考えております。以上でございます。

○議長（名古屋史郎君）　一ノ瀬隆君。

○二十四番（一ノ瀬　隆君）　どうもありがとうございました。

教育委員会の方から回答をいただいたわけですけれども、市役所の中の事務分掌として、総務部庶務課庶務係に「私立の各種学校と幼稚園に関すること」というのがあります。したがって、ここで学習塾についても当然把握していなければならないことだと思いますけれども、これについてこういう問題はすべて教育委員会に任せてあるのかどうかということをこの際お聞きしておきたいと思います。

それから、これらの実態を広報などで発表するのがよいと思うわけですけれども、そして、さらに、学習塾に対する市の教育委員会の見解も載せていただければいいんじゃないかと思います。このことについてさらに質問いたします。

○議長（名古屋史郎君）　総務部長。

○総務部長（松村清栄君）　私立の学校の指導、あるいは設立、こういう点につきましては庶務課の方が担当いたしておりまして、特に東京都が許可をする学校の建設、そういうものについては、それをある程度まで市長に権限が委任されてございます。そういう事務的手続の問題だけを庶務課が行っておるわけでございます。以上でございます。

○議長（名古屋史郎君）　一ノ瀬隆君。

○二十四番（一ノ瀬　隆君）　広報に載せていただけるかどうかということを……。広報に。

○議長（名古屋史郎君）　教育長。

○教育長（倉又秀作君）　いますぐにですね、このことを問題にして広報に載せるということについてはいまのところすだ検討しておりません。ひとつ、深く、もう少しそのことは検討させて結論を出したいと考えます。こう思っております。

しかし、さっきも申しましたように、いずれにしてもこれは表面というよりは中へ広く浸透した、むしろ父兄一人一人の問題ということが非常に強いものでございますので、やはり、学校など通してそういうような問題を話し合う機会を、これはつくりたい。で、大体この問題総論としては大変、こう、あれなんでございますね、それはけしからんと、こう言っているけれど、さあ自分の子供になるとどうなるか。（笑声）そういう親の気持ちも私は理解できないことはないんですけれど、その辺のことをあわせながら考えていかないと、なかなか、上からこれはけしからんと、こうきめつけてみてもそれは非常に問題ではないのか。そういう意味で、当事者同士の、学校というようなものが中心になって、そういうようなものを、受験指導というようなものをどうあるべきかということ、あるいはそういうようなことを今後も、いまもそうでございますけれども、今後もひとつ真剣に取り組んでいきたい。こう思っております。

○議長（名古屋史郎君）　一ノ瀬隆君。

○二十四番（一ノ瀬　隆君）　この乱塾時代への市としての対処は非常にむずかしい面があると思いますが、直接市に関係がある、あるいは関係を持ってきた点について、さらに質問したいと思います。

この乱塾は、大学、高校への受験過熱が大きな原因になっていますが、受験競争が激しくなるのは入学する大学、高校の絶対数が不足していることがまず挙げられます。この対策として従来から強い要望が出ている都立高校、この日野市への新設、誘致はどうなっているかについては、昨日の秦議員の質問がありましたので省きますが、この点について、さらに都立高校だけではなく、私立の高校や、あるいは大学についても同じ立場で考えたことはないか、この点についてだけ質問します。

乱塾、受験過熱の次にくる問題点は、学歴偏重の社会であると思います。高卒よりも大卒、同じ大卒だったら一流大学の卒業者を理由なく優先するゆがめられた学歴偏重の社会がこの乱塾に拍車をかけたと言えると思います。

そこで手近な問題として一つだけ質問しますが、市役所の人事にこの学歴偏重は全くないか。ゆがめられているこの社会を革新市政みずからがその範を示して、人権が尊重されないとまで言える、この偏重を正すべきだと考え質問します。以上二点さらに質問させていただきます。

○議長（名古屋史郎君）　市長。

○市長（森田美喜男君）　日野市内に私立の高校、あるいは大学が……現状、御承知のとおりでありますが、日野市はあまりもう施設地も多くありませんし、そういうかなりの規模を要する学校が立地し得る用地はない、まあ、こうも一面言えるかと思っておりまして、進出の希望もありませんし、それから、迎えるという積極的な行動も行っておりません。都立高校は、これはぜひ早急につくりたいと思っております。迎えたいと思っております。

それから、職員の採用につきましては、これは、大学卒あるいは高校卒、全く、ある枠はつくって募集を受け入れるわけですが、ほとんど同じ程度の問題で試験を行いますし、基準を特に大学卒、高校卒と特別に分けておる所はありません。したがって比較的高校卒の方が採用の、つまり採点の合格者といいましょうか、そういう率が高い。こういう風に見ております。ただ近ごろはむしろ大学卒の方が数としては多い傾向があります。それは、つまり高校卒よりも、ほとんどの人が大学に行こうという傾向が生み出しておる状況だと思います。むしろ、高校卒がまだ年齢も若く、これから、その本人の努力と、それから適当な指導があれば十分役所の職員として、能力を発揮するだけの資格はあると、こういうふうに評価をいたしております。そこで、こういう役所で学校別とか学歴社会とかいうことの差はほとんどないというふうに考えております。

○議長（名古屋史郎君）　一ノ瀬隆君。

○二十四番（一ノ瀬　隆君）　私立の高校、あるいは大学については、市長の考え、わかりました。さしあたり都立高校の誘致を一生懸命やっていただきたいと思います。質問を終わりまして、最後に意見を申し上げて終わりたいと思います。

こうした学習塾の問題はもちろんのこと教育問題を一地方自治体で解決することは、完全に解決することは不可能に近いことだと思います。しかし、国が、文部省が、東京都が、そして市民が、乱塾時代、第二の学校という言葉まで生んで大きな社会問題になっているとき、市の段階では、何の把握もなく何の対処もしないということではいけないと思います。他の市町村に率先してこの問題、この大きな社会問題に対処していただくことを希望いたしまして、私の質問を終わります。

○議長（名古屋史郎君）　これをもって八の一、市内の学習塾の現状とその対策に関する質問を終わります。

次に八の二、農業政策と農業共済制度についての通告質問者、一ノ瀬隆君の質問を許します。

○二十四番（一ノ瀬　隆君）　続きまして、農業政策と農業共済制度についてと題しまして質問させていただきます。

農業出身の議員の多い中で、農業についての知識の乏しい私が農業問題を取り上げるのははなはだ僭越ではありますが、農業共済事業運営協議会委員をやらせていただき、その研修会にも三たび参加させていただいたこともありますので、取り上げさせていただきました。

かつて、東京の穀倉と言われ、その繁栄を誇った日野の農業も、時代の波には勝つことができず、いまは農業を専業としている家はわずかに六十軒と少なくなってきています。そして、兼業農家と言われる約七百軒も含めて、その経営は非常に厳し

いものがあります。

都市化の激しいこの日野市で、農業を守り、農業を育てるためには市としてもでき得る限りの援助の施策を実行する必要があると思います。（「そうだ、そうだ」と呼ぶ者あり）

そこで、まず市として市内の農業に対して今後いかなる政策で臨むか、その基本的な態度というものがありましたらお聞きしたい。これは市長にお聞きしたいと考えます。

次に、具体的なものとして幾つかをお聞きしておきたいと考えます。いままで、多摩平をはじめとして、平山台、四ツ谷下、神明上と区画整理が行われていましたが、今後万願寺が予定され、豊田南口、平山四丁目、西平山などが話題になっているようです。このほか区画整理の希望はあちこちから出ていると思います。これらの地域の中にもたんぼや畑が存在していますが、この農地が自動的に区画整理によって宅地化されることになるとしたら農業地域は減る一方になります。日野市の農業を守っていくという基本的立場を持つならば、農業地域を守ることがまず必要であります。森田市長は、これらの対策として耕地整理を加味していくという考えを持っておられるようですが、この農業地域を守ることについて、従来から問題になっている大手会社による乱開発に対する対策を含めて、市の考えをお聞きしたいと思います。

次に、農業関係の仕事をする、市の職員の陣容強化の必要についてであります。農業に携わる市民は、市民全体からの比率はもちろん、絶対数も少なくなっています。しかし、それだけに守らなければならない厳しい農業経営に対する施策として、市としてはより多くの力を入れる必要があると思います。ところが、対象とする農家が少なくなるにつれ、市の農業関係職員の人員も少なくなっているのが現状のようです。農家のために何かをやってやりたくてもできない。いままでの仕事も、農家が少なくなっても仕事の量は少しも減らないのが現実でありながら、人員が減ってしまえばサービスは当然低下するはずです。たとえば、農業共済の担当がかつては三人ないし四人だったのが、いまは一人。大変のようです。農業の振興を図るため、市職員の陣容強化の考えがあるかどうかについてお聞きしたいと思います。

次に、市長が公約した朝市についてお聞きしたいと思います。この朝市の具体化はどう検討されているか。そして、いつごろから実現されるかをお聞きした上で、この施策が農家の利益のために、あるいは農業の振興のために、いかに役立つかについてお聞かせ願いたいと思います。

現在の農業は大幅に機械化、近代化が進んでおりますが、それでなくても厳しい農業経営で、高価な農機具などの購入は非常に大変なことだと考えます。これに対して、農業近代化資金利子補給などの施策を講じています。また、園芸施設の建設費

及び生産資材の購入に要する一部補助なども行っていますが、これらについてさらに前進した施策は考えられないか。あるいは、農業機械化センターと言ったものを市で設置し、機械を国から借り受け、これを農家に貸し出す、運転手つきで一定の使用料を払ってもらうといったようなことはできないだろうか。このほか農業経営に対して、市としての援助の手段として考えられているものがあったら聞かせていただきたいと思います。

以上、農業全般について若干の質問を行いましたが、厳しい農業経営にとって不慮の災害、悪天候などによって農作物が破壊したとしたら全く目も当てられないと思います。ここでどうしても農業共済制度が必要になってくるわけですし、その充実が強く望まれるわけです。農業経営にとって共済制度が必要不可欠な、最も大切なものであるという観点に立って、この制度について質問いたします。

農業災害補償法に基づいたこの農業共済事業を、日野市では政府に再保険されている水稲、陸稲、麦の農作物共済、蚕繭共済の家畜共済の三種類を行っていますが共済の範囲をさらに広げ、農業の振興に役立てる考えはないかをまず質問いたします。種目の拡大で要望が強く、神奈川県などですでに実施されている施設共済についてはぜひ早急に実現してほしいと思いますが、どうでしょうか。

現在、蚕繭共済の対象農家は一軒あるかないかぐらいときわめて少なくなっていますが、どんな共済でも少なくなったからといって、市としてやめるわけにはいかないと思います。蚕繭に限らず、時代の趨勢で何かが極端に少なくなっていく可能性はありますが、そうなった場合でも最後までやるのが市としての義務だと思います。しかし、対象が少なくなったとしても、事業量はあまり変わらないというのが実情だと思います。そこで、この事業を一人日野市のみで行わず、近接市と共同でやることが考えられます。多摩市、稲城市との三市で組合をつくり運営するということも考えられますが、この点についての検討はなされたことがあるか、また、今後どう考えるかをお聞きしたいと思います。以上、二件について質問しましたが、その他共済制度の強化のための施策があったら聞かせていただきたいと思います。以上です。

○議長（名古屋史郎君）　ただいまの質問につきまして関連質問者があれば挙手を求めます。なければ一ノ瀬隆君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　市内の農業に関する基本的な態度と、農政の基本的な態度ということを質問されておるわけですが、ここ十カ年間のこの市内の農業の実態に対する統計をごらんになると、よくその変貌がわかると思うんですが、耕地におきまして、あるいは専業農家の数におきまして、いろいろ、十年間に兼業農家の数の変異、変遷におきまして、あるいは

約二分の一、項目によりましてはもっと数が減ると、こういう状況であります。そうして、五年ばかり前になりますが、この日野市の市街化区域、あるいは調整区域の線引きが行われ、農業者の側の意向調査もその際に参考にされたわけであります。結論といたしましては農地のすべてが市街化調整区域に入っております。またそれが農業者の意思でもあったと、こういうふうにみざるを得ません。

経済成長が、様子が変わってきましたので、必ずしも今日宅地の供給、あるいはそのための農地の転用が、趨勢としては弱まっておりますし、むしろ都市に対します、あるいは都市の住民の意識変化もありまして、農業基盤はできるだけひとつ存続しなけりゃならんという傾向が強まっております。また、農家自身もそういう意識が生まれたように、まあ受け取れます。

そこで、私は特に日野市の都市の特徴といたしまして、なるべく農地、農業の存続をする、つまり都市に緑のあるといいましょうか、生産緑地のある、そういう都市環境こそ日野市の望ましい姿だと、こういうふうに考えております。そこで農地の、A、B農地の宅地並み課税におきましては、議会の御意思もあって、高い課税は全くやっていないわけでありますから、その点だけでは安心をして当分の間農業をやっていただける要件がある。そのほかの施策もあわせましてなるべく農業が振興でき、そうして長期に存続がされるような、そういう条件をつくり出

す。そういう施策をしむけていく。そういうことに、最大、一つの政策の柱とも考えまして、まあ言うなれば農業政策といいましょうか、その農業の基本的態度はそういう状況である、こういうふうに御理解をいただきたいと思っております。ただ、都市農業でなければなりませんし、それは、それということはつまり大きな基盤整備を伴うような農地集団といいましょうか、農地の大きい団地は、これはほんとの、日野市内で二、三カ所しかもう今日存続しない状況です。そこで、小農地といいましょうか、小型の、残っております農地に生産性の高い作物を中心に経営をしてもらって、そうしてでき得べくいは、それがまた地元の生産、あるいは消費、そういう関係のつながりになっていけば大変幸いであるというふうにも考えまして、朝市というような発想はそのあたりにもあるわけであります。まあ、言うべくしてなかなか労力面、あるいはこの生産価格、あるいは市場の流通価格、そういうことで、単純ではありませんけれど、その契約栽培、あるいはその保証価格等を定めたりしながら、つまり農協とよくそういう問題につきましての協議や契約を進めたりすることによって、一定の生産意欲といいましょうか、生産をする条件が整い得るだろうということで、農業団体あるいは農協、それらにいろいろと問いかけを行っております。そういう状況が現状の農業の基本的態度でありまして、なるべく採算の合う経営として農家の意欲と相まって、将来、長く農業

うちょっと日野では手が出しかねます。何か公共事業と伴って公共施設の整備をするということとそれから、将来、どうしても人口がふえて、そのために農地が宅地化をせざるを得ない、あるいはいろいろな制度のために農地が宅地化の必然性があるというようなことが絶対ないというふうには考えられませんので、一応耕地整理といいましょうか、区画整理をしても、つまり、すぐには宅地転用はしない。少なくも十カ年ぐらいは農地として営農につかってもらう。また、その区画整理区域の範囲に学校用地でありますとか、何かそのほかの用地に転換をし得るような、そういう大きい区画といいましょうか、この道は、道っていうか、道を入れておいてもいいんですが、はずせば一つこういう所がまとまる。こういうような設計で区画整理を今日やっといていただければ、市のこれからの都市の発展ということと矛盾なくいくんではなかろうかと、こういうようなことを考えたり申し上げたりしております。

それから、農業行政を行うために、市の、つまりいまやっております産業経済課の農業担当部門を、人をふやして強化するということは、現状の陣容で、ひとつのこの新しい発想等取り入れながらやっていけば可能であるというふうに考えております。

それから、農業う近代化資金に対する利子補給は、多少でありますけれど、意欲のある方には毎年、東京都の制度資金とあ

わせて数百万程度の事業をやっておるわけですが、この農機具の機械化センターをつくってそれを貸し出すということは、これは当然行うならば農協がやるのが、私はたてまえだろうと思いますし、それから今日、個々の小型の農業機械が取り入れられておりまして、それがどのように農業経営の中に位置づけられておるか、農家の方に聞きますと、確かに機械は相当高額ですが、大変能率がよくて、特に田植え機などは、その過去の水田農業の苦労がなくなってしまったというふうにも言われておりまして、もしこれらの機械の運用に共同化が必要であれば、あるいはセンターが必要であるというようなことが、農業をやっておられる側からシステム的にわれわれにも理解できるものであるならば、取り組んでもいいではなかろうかという感じがいたします。

共済制度につきましても、もちろん、農家が、あるいは農業が存続する限りそれを廃止するというわけにはいきません。でき得べくは三市あるいは南多摩というような範囲で共同運営していくということは望ましいと思っておりますけれど、現実問題としてはこれもむずかしいようです。まあ、強化の施策といいましても、一応今日の実情に対応できる程度の制度、ないし事務処理も支障なくやっておりますので、特に強化を必要とする具体性を感じていないというのが現状であります。

多少落とした点もあると思いますが、担当の方で補足をいたします。

○議長（名古屋史郎君）　生活環境部長。

○生活環境部長（加藤一郎君）　ただいま市長の方から基本的態度、その他、質問の中ではお答え申し上げているところがあるわけですけれど、その中で、落ちたところをちょっと御説明申し上げたいと思います。

市としての援助の手段でございますけれど、これについては、軟弱野菜、都の供給、これが都下におきましては特に著しいものがありますので、野菜供給基地ということから、そういう優れたものを持っておりますので、そういう作業に適した施設園芸農業、これを積極的に推進していきたい。そういうことからも先ほども触れました利子補給の問題も出てくるわけですけれど、こういった資金の融資、これは、振興ですか、こちらで実施しているわけでございますけれど、こういう一つの低利補給で、利子の補給、こういったことも農業の近代化、装備の推進ということからも必要ではないかということであります。その他、市におきましては現在、日野市の生産緑地保全育成事業、あるいは東京都の生産緑地保全育成事業あるいは野菜供給確保対策事業、家蓄事業、処理施設の建設事業、あるいは養鶏補助事業等の事業を行って、それぞれ行っている方に対して補助を行っているわけでございますけれど、そういった面の援助もさらに重ねていきたいというふうに考えております。

それから、農業共済の方でございますけれど、市長の方から説明がございましたけれど、この中で特に施設共済いわゆるビニールハウスですね、その設置の問題でございます。この施設共済というものが五十四年より農林省の方において実施されるということを伺っております。現在それに対する実施準備ということで、関係者の意向調査等も行ってございます。そういうことで、農業共済の方におきまして、現在行っている以外にこういったものも追加されるということは考えられると思います。以上でございます。

○議長（名古屋史郎君）　一ノ瀬隆君。

○二十四番（一ノ瀬　隆君）　どうもありがとうございました。

質問に対しては大体答えていただいたものと思います。

非常に厳しい状況にある農業経営に対して、市としてできるだけの努力は行うべきだし、現在の幾つかの施策をさらに発展、前進させていただきたいと思います。たとえばその一つとしての要望をこの際申し上げておきたいと思います。

今期の予算の農業振興費の節十九、負担金補助及び交付金の中に、日野市生産緑地保全育成事業補助金三百万円が計上され、先ほど部長が説明されました、園芸施設の建設費及び生産資材の購入に要する一部補助と説明されています。これは、五十万円以上の事業を対象に五十万円を限度として二分の一以内の補助を行うというものです。しかし、このような事業は多くが五十万円以下であり、その場合にもぜひとも補助してほしいという声が多くあります。これらについてもぜひ前進させていただきたいと思いますが、検討していただけるかどうかをお答え願いたいと思います。

あと一つ、農民の率直な一致した強い声がありますので、これをお伝えし、これに対する考えがあれば出していただきたいと思います。

農業経営者として市に希望することは、と問えば例外なく税金が高いということです。宅地並み課税一〇〇％減額は非常にありがたかった。しかし、百姓をやってもちっとも収入がないのに市税が高い。ことしは、またまた高くなった、という声です。農業収入に見合った市税にしてほしい。農業経営がこの市税によって追い詰められる。そういう、どう見てもはったりではない実直な声であります。その声に対する感想、対策があったらお聞かせいただきたい。以上、二点を追加して質問いたします。

○議長（名古屋史郎君）　市民部長。

○市民部長（森久保三次君）　ただいま、御質問の中に、農地の固定資産税につきましての御質問がございましたけれども、当然、農業耕作しておりますれば農地課税、固定資産税はそれを見合ったものであり、また市民税は収入に応じたもので

あり、それなりの課税でございますけれども、農業耕作していない農地は雑種地としての課税でございますが、これは、本市のみでなく地方税法に基づいたところの各市一様の課税でございます。日野市の段階ではいかにもしがたいものでございますので御了解いただきたいと思います。（「違うぞ」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　生活環境部長。

○生活環境部長（加藤一郎君）　日野市の生産緑地保全育成事業でございますけれど、事業費五十万円以下の取り扱いでございますけれど、これにつきましては検討させていただきたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　この際、この日野市が税率が高いということは、よそに比較してということ、と取らなきゃしようがないんですが、日野市が特別に高いなんてことはこれはもう絶対にあり得ないことですから、そういうことをお耳にされたら議員さん自身よろしくひとつ説明をお願いしたいと思います。（日野市が高いって言ってるんじゃないです」と呼ぶ者あり）

それから、恐らく農家は宅地も大きいし家もりっぱであると、そういう意味で居住関係の固定資産税は、これは評価に応じて課税がしてありますので、そういう意味で高い。これは農業の経営のせいではない。こういうこともあろうかと思います。農地に関しましてはこれは全国一安いわけですからよろしくそのあたりを御理解をお願いいたします。

○議長（名古屋史郎君）　一ノ瀬隆君。（「しっかりしろ、質問者」と呼ぶ者あり）

○二十四番（一ノ瀬　隆君）　日野市が他市に比べて高いとは全然言っていなかったつもりです。それから、固定資産税ではなく、私の言ったのは、農民の声としては、市民税ですね、地方税ですね、そういったものについて言ってるんであって、私もそれを高くて不当だから下げろって、特に強調したわけじゃなくて、とにかくそういう声は多くあるわけです。それをこの場で言っておきたかったわけです。もちろん市として努力する方向があったら努力していただきたいということです。（「自民党政府に聞いてみればわかる」と呼ぶ者あり）一言意見を述べて質問を終わらせていただきたいと思います。

かつての日野市は、いや日野町や七生村での町政、村政はそのほとんどが農家に対するもの、農業に対するものだったと思います。それがこの日野に都市化が急速に進み、経済高度成長政策は農業を著しく後退させ、農家数は昭和三十八年の一千六十五戸から昭和五十年で七百三十八戸、日野市全世帯の八・一％から一・六％と少なくなっています。これを専業農家で見ると、昭和三十八年二百八十一戸が昭和五十年わずか六十一戸となっています。現在の専業農家の比率は〇・一三％。農業が主な兼業農家を入れて〇・五三％になるだけです。しかし、農業人口比率の減少に従って、市政の農業に対する取り組みを弱めることは決して許せないことだと思います。少なくなったとはいえ、この農家の保有する耕作面積は日野市全域の二二％に上っていることを考えただけでも、これらを対象とする市政は重要であるはずです。ましてや緑を多くし自然を保護することが絶対に必要な今日、さらに減少していく可能性のある農家を守り、育てていくために大きな力を差し向けることが不可欠だと思います。過日の市長選挙で森田市長は圧勝しました。その票数から見ても、四年間の実績から見ても、そして森田さん自身の農業に対してやってきた経歴から見ても、いままでになく革新市政を支持した農家は多かったはずです。どろまみれになって働く農業経営者の期待に反することなく、農業を守り、育てていくために奮闘していただくことをお願いして質問を終わります。

○議長（名古屋史郎君）　これをもって八の二、農業政策と農業共済制度に関する質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩をいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認め暫時休憩いたします。

午後零時五分　休憩

午後二時十分　再開

○議長（名古屋史郎君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

次に九の一、森田第二期革新市政に問うについての通告質問者、石坂勝雄君の質問を許します。

（十二番議員登壇）

○十二番（石坂勝雄君）　第一期の森田革新市政が終わられて、先般来の選挙の結果、優秀な成績で第二期の革新森田市政が誕生したわけですが、前期の一年間は、私も議席にいなかったのでつまびらかではないんですが、三年間の第一期の市政の中で、森田革新市政というのは、憲法を市政に生かすというような形で市民本位の政治をやってきたと、こういうふうに私もやや受け取っておるのですが、第二期目は緑と文化都市をつくられるというようなスローガンの中で、幾つかの公約をなされている中で、たまたまわれわれは来年改選期を迎えるんで、ここらで聞いておかないと、市民に返事もできないんではないかと思うので、簡単に第二期の森田市政というのは、具体的にどういうことをおやりになるんだということをお聞きしたいと思います。

まず第一点に、二年ばかり前に職員の給与体系を通し号俸制

に改めたと、こういう中でこれはいわゆる地方財政が窮乏の中で、どのように、前のいわゆる給与体系を今度通し号俸制になった給与体系とどのように、財政窮乏の折、特に森田市政は市民税を不均一課税に直されたり、画期的な税制の改正をやられて、特にまたいわゆる固定資産税等の再評価の中で、不均一課税というような新しい財源、たとえば高速道路の下とかいろんな新財源の提起もなされている中で、実際に市民に奉仕する職員の給与に、もちろんわれわれ特別職の給与も含んでるんですが、こういう通し号俸制になったことが、果たして事務能率の向上に比して職員の士気の高揚になっているのかと、一面また財源的にどのような前の給与体系と影響があるかということの、なかなかその比較対照というのは自分も職員課で聞いてみると、なかなかむずかしいようですが、市長としてどういうふうな観点で、何ていうか、将来の財政を見ての展望があられるかどうかを第一点にお聞きしたいと思います。

第二点は、正国議員が聞かれているときに自分はたまたま欠席しておりまして、非常に恐縮なんですが、議会に対する市長の基本的な考えに対し自分は多少疑義があるのでお聞きしたいんですが、住民の、何ていうか、地区に市民会議をつくるということを広報にも提示されて、しかも選挙の公約の中でも約束されていると、こういうことが過日読売新聞の報道の中にも、いわゆるわれわれの市民生活の環境をよりよくするために市民会議はつくられる、というように報道されていますが、これはいわゆる地方財政が窮乏の中で、どのように、前のいわゆる給与体系を今度通し号俸制になった給与体系とどのように、財政窮乏の折、特に森田市政は市民税を不均一課税に直されたり、画期的な税制の改正をやられて、特にまたいわゆる固定資産税等の再評価の中で、不均一課税というような新しい財源、たとえば高速道路の下とかいろんな新財源の提起もなされている中で、実際に市民に奉仕する職員の給与に、もちろんわれわれ特別職の給与も含んでるんですが、こういう通し号俸制になったことが、果たして事務能率の向上に比して職員の士気の高揚になっているのかと、一面また財源的にどのような前の給与体系と影響があるかということの、なかなかその比較対照というのは自分も職員課で聞いてみると、なかなかむずかしいようですが、市長としてどういうふうな観点で、何ていうか、将来の財政を見ての展望があられるかどうかを第一点にお聞きしたいと思います。

第二点は、正国議員が聞かれているときに自分はたまたま欠席しておりまして、非常に恐縮なんですが、議会に対する市長の基本的な考えに対し自分は多少疑義があるのでお聞きしたいんですが、住民の、何ていうか、地区に市民会議をつくるということを広報にも提示されて、しかも選挙の公約の中でも約束されていると、こういうことが過日読売新聞の報道の中にも、いわゆるわれわれの市民生活の環境をよりよくするために市民会議はつくられる、というように報道されていますが、これは

会議はつくられる、というように報道されていますが、これは私の考えが間違っているのかもしらんけれど、行き過ぎるとやもすればエゴの集団になりはしないかと、それからまた議会を、ある場合には軽視になりはしないかと、そのためにわれわれがいわゆる市民から直接選挙を経けて負託されている中で、余りにも地域的な市民会議が強大な力を持つようになって、それが正しい世論の中でその会議ができて、それが中央の理事者の方に反映してくるならいいけれど、一部の何かによってなされるようなことがないと思うんですけれど、あった場合には、議会との関係がどういうふうになるのかということを第二点にお聞きしたいと思います。

第三点は、市長は第一期のときから市民本位というような施策の中で、たとえば幼、保の問題、保育料に対してはそういう協議会もつくられたり、補助金等には補助金検討委員会をつくられたり、昨日来の一般質問の大下先輩の中にもあった医療協議会とか、そういう非常に地域の何ていうか市民の協議集団ていうか、そういう市長の諮問機関ていうか、そういうものを非常におつくりになっているが、果たしてその出てきた答申をいつ市政の中に具体化されるのか。第一期というのは準備期間というような中であったから実施できないという面があったかもしらんけれど、第二期に、恐らく三カ年計画、五カ年計画の中でいけば、第二期というのは少なくとも八年間市長は今度担当

されることなので、第二期目にそういういわゆる補助金検討委員会なり、各諮問機関から出てきたものを、市政の中にどう具体化し、反映されるかという御意思なり、決定されている事項があれば御発表願いたいと、そういう点をお聞きしたいと思います。

次に、職員の組合活動の問題なんですが、私は決して組合活動を批判するものでもなければ、それに対する何ていうか弾圧するというような、そんないわゆる考えもございませんが、問題は年に必ず二回かなんか、庁舎を見ると、いわゆる特に六月なり十二月の時期になると、いわゆる期末手当等の問題で、廊下等にアジビラっていうか、そういうものが掲げてある中で、私は決して組合運動の、正常な組合運動っていうのはますます発展して労使が協調していかなければならんということも考えております。しかし、少なくとも地方公務員というのは市民の公僕であると、こういう点から見れば、いわゆる税金で賄われている機関であるだけに、ここら辺が限度だということでなければ、特に革新市政というのは、そういう点を先におもんばかって話し合いができるということでなければならんじゃないかと思うんです。その点で、何か醜いような、特にこの次の十二月議会のときには恐らく新庁舎に移るような中で、その新庁舎の中へまたああいう姿の物を張られるということになると、市民から何か批判を受けるんじゃないかというような感じも受けるのかもしれませんが、そういう何ていうかモラルを考えない、い

で、その点の組合に対する市長はどういう、何か一歩みずから入り込んだ姿勢の中で、前向きの、決して必ずしも強いばかりが姿勢でないし、弱いばかりが姿勢でない中で、どういうふうに取り組んでいくんだと、こういう点をお聞きしたいと思います。

次に、たまたまいわゆる五月の中旬に、市長の今議会の市政経過報告の中にもあったように、たまたま好ましからぬ職員の汚職事件が起きて、これは私は決して日野ばかりの問題でないから、必ずしも何ていうか日野の職員だけを責めるというのは酷だと思います。ただ、現実にこういうことが起きたという、特に革新というのは清潔だということがモットーな中で、こういうことが起きたということは、非常に恐らく市長自身も市民に申しわけないということは思っておられると思うので、われわれ議会人としてもそういう点ではもっと謙虚でなければならんということを、私も個人を戒めていく考えでございます。そういう中で、私はこれは非常に言いにくいことなんですが、非常に経済の高度成長の中で、特に何ていうか市役所の職員、採用が非常に困難だった時代っていうか、早く言えば手の裏を返せばだれでも入れる時代に入った、年代を言っちゃいけないかもしらんけれど、三十七、八年ぐらいからどうも四十五、六年ぐらいに入った人には、りっぱな人がいる中に、ごく一部の人かもしれませんが、そういう何ていうかモラルを考えない、い

わゆる地方公務員として、市の職員として適格でないような人もいるんではないかと、こういう人をしかしいまの機構の中では簡単にやめろとかいうことはできないんですが、どうそういうことを早期に発見して、職場を適正なところへ持っていくなり、その辺を再教育するなりということを市長はどう考えているか。それにあわせてまたここ二、三年というのは、また逆に地方公務員に非常に何ていうか人気が高まってるというか、生活的な保障とか給与の保障なり将来の保障がいいという面から殺到してるというか、生活が長期にわたって安定してるという点か知らんけれど、そういう点でも今度は逆に集中してると、今度この二、三年の傾向を見ると知識だけを見て、いわゆる何ていうか道徳的な観念というか、一般教養に不適当な者を、なかなかなんか一般的な教養を身に備えていないと、知識だけが先行していると、頭でっかちだと、こういう職員がふるい分けるときには第一次試験で出て、第二次試験で恐らく面接等でそういう点を理事者当局は判断されて採用されているんだろうと思うんですが。余りにも今度は試験というか、学歴というか、学校差というか、そういうものを見ると、知識偏重になりはせんかと、こういう点を踏まえて、今度の市の職員の再教育の問題をどう考えられるか、以上五点をお聞きしたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　ただいまの質問につきまして関連質問者があれば挙手を求めます。なければ石坂勝雄君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　石坂議員の質問に対してお答えをいたします。

まず、市の職員の給与でありますとか、規律でありますとか、それから今回の事件に対します反省でありますとか、あるいは職員の再教育ということにつきましてのお答えを先にしたいと思います。

私が一期目という形で、四年間、市長の職を庁の内外におきまして責任を持たしていただいたわけですが、その中で確かに職員の給与体系の改革も行いました。このとこにつきましては、私ももっと研究を必要とした、あるいは認識をもっと深く持つ必要があったというようなことも考えないではありませんが、決してそれは間違った措置であったというふうには考えておりません。本来、私の考え方は、まず人は信頼をしたいと、人の性というものは基本的に善であると、したがってそこから人を遇する、あるいは人との関係をつくり出していく、ということが人間関係に必要なことであるというふうに考えております。したがって、そういったたてまえに沿って相手側からはこたえてもらわなきゃならんと、こう考えておるわけですが、必ずしも相手が期待どおりにこたえてくれることばかりではない、という側面があることを大変遺憾にも思うわけであります。特に公務員の給与体系というものは、これは企業とはおのずから違

うわけでありまして、住民、市民の方に俸仕をする、いわゆる公務員であるという一つの全く独立をした勤務体制があるわけでありまして、そのほかのいろいろな人事あるいは服務規則それから給与、一連の公的な基準があるわけでありまして、本来それにまずお互いがその基準に沿って、そしてまず任務を務めるということが前提であると、こういうのが本来のあるべき姿だと、こう考えております。したがって、通し号俸という給与体系は、日野市にこれまでありました多少職域ないしは仕事の性格等に差をつけた形の号俸制があったわけであります。それを時代の要請ということもありますし、都下の他市も採用しておることでありますし、もっと私はそういうところから職員の本来の公務員としての資格、規律を導き出したいと、こう考えて、基本的には年齢給というような単純通し号俸制を採用したわけであります。これは組合交渉の中ですでに前任者と約束をされておったというふうな状況もありましたので、四十八年にたしか実施をしたと、こういうふうに記憶をしております。また、四十八年に実施することが前任者と約束をされておったということでもありますので、私はやっぱり約束は守るべきであろうというふうに考えてまいりました。それから本来の通し号俸制というものに私は欠陥があるということではなくて、その適用がちょっとといまの風潮に沿わないといいましょうか、現実に沿わないところがあると、したがって何かそれを裏返してみると、それが一つの原因ないしは理由となって、そうしてまた弊害的な風潮を起こしておるというふうにも言われておりますので、私も最もその点に注目をしているわけであります。組合にもそのことに触れてこれまでも協議をいたしましたし、今後もまたその課題に触れて公正さを保っていきたいと、こういうふうに考えております。そのことの弊害が何か士気の緩みを生じさせたとか、あるいは組織の本来の士気系統の規律をなおざりにしたとか言われる点もありますので、その点につきましても十分検討もする。しかし私の期待をいたします人間の性は善であると、したがってサボるとか怠るとか規律を乱すとか、そういう弊害はこれは本来的にあってはならんという、いわゆる規律を確立することによって克服をし、整えていかなければならないというふうに考えております。（「簡単明瞭にやれ」「議長交通整理やれよ」と呼ぶ者あり）採用につきまして、つまり高度成長が日野市にも人口の増大をもたらした、つまり三十七、八年ごろから、四十数年にわたって、私の承知するところで、かなり急速に職員の数がふやされたと、しかもきわめてあいまいな採用の仕方もあったというふうに聞いております。そういうことが支障の誘因になってるというふうには考えたくはないんですけれど、やっぱり点検をいたしまして、欠ける点があればもっと規律も正しくしなきゃなりませんし、再教育、再指導も必要であろう、こう申せざるを得ません。それから、

最近は非常に厳しい採用の状況でありますので、いま言われます頭でっかちという意味は、つまり試験には強いけど果たして中身はどうかということだろうと思うんですが、比較的若い職員層には大いにやる気もあるし、それから士気もあると、これの指導の方法あるいは引き出し方、導き方によって大いに期待ができると私は考えておりますので、そういう信念に沿って今後職員の研修、再教育あるいは規律の確立、それから自覚の確立というふうなことを一層努力をしていくつもりであります。給与及び人事関係は一応以上のことでお答えをさせていただきます。

それから、二番目に、マイタウン計画ということは市民間のエゴ意識を高めないかと、あるいは議会制民主主義を変則化させないかと、こういうふうな懸念の御指摘だと思うんですが、私は全くそうは考えていないわけであります。市民自身が参加をして市政の運営を一緒に行う、それからいろんな意見もまた吸収しつつ市政を行う、これはもう自治体行政の原則であるというふうにも考えますし、したがって小地域でエゴ意識を誘発するというふうには考えないわけでありまして、むしろ地区を一小学校区域というふうな、コミュニティーという言葉を近ごろよく使われますけど、つまり一つの日常の市民生活の圏内といいましょうか、市民生活圏、日常活動のある範囲と、そこにはいろいろな意見や考えが存在できるわけですからして、それを何らかの形の会議を通じて集約をしていくと、そうして実現可能なことをどんどん実行していくと、この方がむしろより自治体行政としての、そうまだ大きくて手が届かないというような状況ではありませんからして、むしろ日野市程度の規模の都市の一つの行政のあり方といいましょうか、少なくも市民対話とかあるいは市民の意見を伺うということを、公平にしかもわりあい組織的にできるというところに一つの目的を考えておるわけであります。それから、またそのために議決機関としての議会が、その機能が変則になるというふうなことは、私はそういうやり方をやろうとは思いませんし、またそんなことになるはずはない、こう考えております。市民会議といいましてももちろん議決機関でもありませんし、いまであります地域内の自治会の役員の方、地元で推薦される方に一応の形をつくっていただいて、そこにどなたでも地域の方が出席をして意見が言えると、こういう会議形式をとろうと、しかもそれは談判とか交渉とかいうような場ではなくて、むしろわれわれ行政当局者との意見の交換の場でもあると、相互がお互いに意見を吸収し合う、そしてより意識の高い自治の精神をつくり出していくと、こういうところに目的を置いておるわけであります。昨日も正国議員からいろいろ懸念についての御質問がありましたけれど、私はそういうことはもうほとんど考えられない、むしろよさの方にたくさんの根拠を置きたいと、こういうふうに考えておるわけであります。ただし、御意見なりそれから御指摘の事柄については十分配慮もいたしまして、そして市民のコンセンサスをまとめる場所であると、こういうふうに運営をさせていただきたいものだと考えております。それから、一方に市政を運営いたしますのに、科学性といいましょうか、あるいはもっと広い客観的な意見を聞くということが必要だと考えまして、行政調査研究会でありますとか、あるいは下水道調査会でありますとか、あるいは補助金等検討委員会、新しくは地域保健協議会と、こういう学識経験あるいは知識の高い方から一定の日野市の現状ないしは進むべき道を診断をしていただくと、そしてある意味では処方も書いていただく、それをわれわれが実現に適用していくと、こういうことを行ってまいりましたし、それから、これから答申、御報告を現実に応用させていただこうというようなものも幾つもあるわけであります。

大体以上のようなことでお答えを一通りしたんではないかと思っておりますので、欠けている点がありましたらまたお答えをいたします。

○議長（名古屋史郎君）　市長、組合活動に対する質問がありましたね。（「はい」と呼ぶ者あり）市長。

○市長（森田喜美男君）　組合活動に対しましての交渉事がありますし、それから何か革新市政なるがゆえに組合にある種の甘えをつくり出しているんではないかと、こういう御指摘かと思いますが……（「そんなこと言ってないよ」と呼ぶ者あり）いえいえ、ピラを張ったなんていうことは多分そういうことの御指摘だろうと思います。ですから、これらにつきましてはその都度勧告もいたしまして、決して逸脱をするようなそういう関係はないと、組合は組合活動としての正常な活動をし、それから市民に理解をされる、それから市民に信頼をされる、そういう自治体行政をつくっていこうということが私どもの考えであり、いつもそれが中心になって話し合いをやっておるところであります。別段非常に大きな困難を持っているということはございません。

○議長（名古屋史郎君）　石坂勝雄君。

○十二番（石坂勝雄君）　丁重などうもお答えで恐縮なんですが……（笑声）私は、何ていうかああえてこういう問題ですから市長を追及する種もございませんし、問題はただ、再質問というか再度聞きたいことは、少なくとも森田革新市政というのは一期目は早く言えば準備期間であるという中で、石の上にも三年て言うけど、いわゆる石の上に八年お座りになるんですから、今度はそろそろ決断と実行っていうんですか、そういう何かが出てもよかろうではないかと、こういう中できのう橘議員のいわゆる高幡の東側の踏切の問題、南部地区の文化センターの問題、こういう問題はいま少し時間をもらいたいと、九月だというから時間待ちという中で、少なくともいわゆる二

期目は、たとえばいまいわゆる財政の問題、こういう問題は自分は財源的なものはこうするんだと、それからいま一つはいわゆる年次計画の中でここへこういうものをつくるんだとか、いわゆる組合対策という言葉はいいが、組合に対しては市長は何か私の言ってることを多少誤解している、私は決して云々というようなことを申してるんではなくて、組合に対して臨む市長のむしろ態度を、いわゆる当然いまのむずかしい時代なんですから、なかなか市長と言えども簡単にこうだというようなことは言えないかもしらんけれど、やはり革新市政なら革新市政の特色の中で、組合に対して、ここまでは何かしてもいいけれど、これはどうなんだと、こういう何かがおありですかということを聞いているんで、その辺の市長の何か財政のいわゆる財源的な問題、それからいわゆる組合対策の問題、職員の再教育の問題に対しても、少なくとも簡単に言えば、私、何ていうか幼稚な考えかもしらんけれど、朝会ったときには上司には、いわゆる給与は通し号俸でしてるんだから、いわゆる職階制の中で職員は課長におはようを先に言うとか、何かそういうものの一つのアイデアを取り入れるとか、何か一つのアイデアのようなものがあったらお示し願いたいということを、再度質問したいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　別段アイデアはありません。

現実の問題で規律を確立しつつやっていこうと思っております。

○議長（名古屋史郎君）　石坂勝雄君。

○十二番（石坂勝雄君）　特にアイデアもないそうですがただ私、最後に臨んで、いわゆる政治というのは、われわれが大先輩の市長にそういうことを申しちゃ失礼かもしらんですが、やっぱりある場合には決断をするというか、あらゆる土地の交渉にしても、どんな職員にたとえば訓示するにしても、ある場合にはこうだという断を下すということが必要ではないかと、いうことを市長に要望しまして、この問題を終わりたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　これをもって九の一、森田第二期革新市政に問うに関する質問を終わります。

次に九の二、開発行為の完成に伴う問題点についての通告質問者、石坂勝雄君の質問を許します。

○十二番（石坂勝雄君）　日野全体の開発行為の問題も多少は関連しますが、特に南多摩丘陵で、百草園からいわゆる動物園の入り口までぐらいの区域内の開発というのは、いわゆる大資本の乱開発、大資本の何ていうか無軌道の多摩丘陵の開発の中で終わりを遂げたいというのが現実です。私はいつも言うように、こういう開発もやはり日本の住宅政策の中では必要ではなかったかというふうに考えるんですが、問題はこの後のいわゆる高幡団地、明星前の団地、百草団地、西武団地、信販

の団地なりが完成後にくる、いわゆる既存の地域とそういう新団地なり、新開発区域なりを結ぶ道路……まず第一点に道路の問題、それから用水路の問題、それからいわゆる雨水と汚水の処理の問題、こういう問題がいわゆる非常にいろいろな問題を提起されているんではないかと、こういうことを考えた場合に、少なくともこれはかなり長期にわたっている問題なので、いまのいわゆる現段階の法律と、いわゆる前の何ていうか開発行為の指導要綱なり法律等が違ってるから、非常にいまの段階で判断するということはなかなかむずかしいんではないかと、私もその点は考えております。ただ、現実はいわゆる地域住民なり既存の住民、いわゆる新しく住まわれる住民なりにいわゆる不便を与えるような市政であってはならないんではないかと、そういう点を考えた場合に、まず第一点に自分がお聞きしたいことは、いわゆる団地なり分譲地なりができたときに、いわゆる現在いままであった旧部落というか、既存の道路との接続はどういう点で、これはもちろん開発行為の許可は東京都の認可なので、市段階あたりでそういうことが話し合いがされたのかどうか。いわゆる道路の点に対して話し合われたかどうかと、いわゆる既存の部落との接続については話し合われたかどうかということが第一点です。

それから、これは一つの例を挙げますと、百草団地の場合は、雨水はいわゆる倉沢川に放流して、汚水はいわゆる高幡用水っていうか湯沢川を通して、いわゆる橋用水を通して、浅川っていうんですか程久保川に入って多摩川に放流されると、こういう低い所のものを無理に高く持っていって汚水を流していると、どっかに無理が出てくるわけです。これはもちろんそのときのいろんな経緯なり指導の中で行われたんで、いま簡単に直せといっても無理だと思うんですが、そういう点がいわゆる今後の支障の問題で出るんじゃないかと、出るんならそういう点を市ではどう考えているかということが第二点です。

それから、いま一つこれは憶測の域で、ぼくも言うのはまずいと思うんですが、そういう心配がなければそういうことはございませんと、たとえば一つの分譲地の中で集中浄化をやってると、その集中浄化がいわゆる管理組合なら管理組合で、後の管理運営というのは、きのうも橘議員が指摘されたように、多摩ニュータウン流域下水道の中のあの辺の地帯は、信販いわゆる西武の何かが、多摩流域下水道のいわゆる大栗幹線へ接続されないうちは、恐らくああいう団地っていうのは集中浄化されているんじゃないかと、この中の臭気とか、いわゆる集中浄化の処理場がもし欠陥があれば管理組合のものはどういう形でなされているのか、自分は都産の委員会で豊田等にそういう問題が現実に出ておるのを知っておりますが実際問題として困るのは住民なんです。そういう点で、そういう管理方式を市がどの程度いわゆる指導していくのかどうか、いわゆる処理場のいわ

ゆる今後の管理を自主的に管理組合等にさせた場合、そういう点の指導が何か問題が出た場合に、市はどういう助言なり指導をしていくのか。豊田の例を見ても、三年も四年もなかなか請願を抱えて決断が出ないと、こういう中で少なくともそんな新しい開発地域の集中浄化だから、そんないわゆる欠陥的な処理場はないと思うんですが、聞くところによると何か集中豪雨なり少しの雨でもはんらんしてるやに聞いているので、もし自分の言うことが間違いであれば幸いだけれど、もしそういう点があれば徹底的な調査をされるかどうかという点が三点です。

それから、いま一つは、開発行為に伴う問題かどうか、これは私も市長にも報告しながら、いわゆる自主施工のような道路を、一番やっぱり不便を感じてるのは、この道路がたとえば早く市に移管にならないとか、早く舗装されないというのは、市は市道になってないからいわゆる市の責任ではないんだと、こう言われるかもしらんけれど、現実的にいわゆる不便をこうむったり、道路としての形態をなしていれば、そこが閉鎖されてなければ通るというのが現状です。そういう場合に、そういう自主施工でつくったような道路を、市はどのような形で指導して、また実際にその開発行為の業者っていうか、開発行為の会社にやらせて、今後早期の形に、どういうような形で引き取るのかという点、四点をまずお聞きしたいと思います。

それから、用水の問題は、これはなかなか出てくる臭気の濃度っていうんですか、汚水の濃度っていうのは、農民から見れば非常に何ていうか臭いからどうだとか、臭いだけでは何ＰＰｍ以下はよろしいという中で非常に判定はむずかしいんですが、そういう何ていうか現実には機械がいわゆる浄化することなんで、現実にそういうことを定期的に市なり都が、そういうものを絶えずこれから検査等をしてやるかどうかと、その以上五点をお聞きしたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　ただいまの質問につきまして関連質問者があれば挙手を求めます。なければ石坂勝雄君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　今日の開発行為の申請の際には、指導要綱、指導基準、かなり厳しいものを持っておりますから、そうほかとの関連の矛盾でありますとか、市民の方に御迷惑をかけるということは大体ないだろうと思います。ただ、古く市の指導が全くないような形で行われておる開発に今日非常に手を焼いております。そこで、後追いかもしれませんけれど、とにかくこれが抜本的に近くなるような方法で、開発業者の所在がはっきりしておれば開発の責任者に、それからそれがはっきりしない場合には、管理組合あるいは自治会等とお話、協議をしながら、なるべく市民生活に不便がないように、あるいは他に伴う公害的な弊害を及ぼさないようにということでやってまいっております。地形を変えた開発行為ということは、

取りも直さず従来の自然の一応安定していた地形を変えることですから、特にいろいろな変化が生じてまいります。水の場合に特にそれが顕著であります。雨が降れば、高い所を開発したり、それから舗装あるいは建築等で地面が水を吸わないということから、非常に流出係数が高まっておるのがいろいろな形であらわれております。多摩平などはその典型であります。それから、多摩丘陵に開発された造成地も同様でありまして、だんだん被害、弊害が拡大をしつつあるといっても差し支えないような状況があります。それで、徹底的に汚水等の調査をするかということでありますが、これはそれぞれ排出をする放流点で基準がありますから、その検体を定期的に取って、そうして検査をし、合格、合格といいますかそういう市でもデータをとり、かつそれを多摩公害事務所に送る、あるいは管理者にその状況を知らせると、こういうことを行っております。徹底的調査も今後行って、どうしても何らかの方法で改善をしなきゃならんと、こういうふうに考えるわけであります。道路や自主的に施工したという開発と、それから周辺連携地との道路のつながりなどにしましても、やはりこれは道路の管理者がありますからして、その管理者においてその安全の責任をとってもらうと、そういう指導で臨んでおりますし、今後もそういうことをますます明確にして指導いたしたい、こう考えております。以上です。

○議長（名古屋史郎君）　石坂勝雄君。

○十二番（石坂勝雄君）　それじゃ一問一答になるんですが、どうなんですか、そういう集中浄化の処理場が、これはもっと具体的に言うと、恐らく市はいまの現段階ではああいう開発行為も大きく、集中浄化の問題なんかの処理場は、引き取る市は財政のことははっきりしてると思うんです。そういう処理場が、どうも何かいわゆる地下にみんな配管等が埋設されてる中で、たとえば接続等が欠陥が生じてできた場合には、都が指導するのか、市のどこの課が指導するのか、具体的にそういうことがないと思うけれど、あったら困るのでお聞きしたいと思います。その点が一点。

それから、いま一つは、市長は何か古く開発行為をされたのは、要綱等で指導がいかなかったというか、市で法律的にもやれなかったという点を言われ、それは私は了とします。ただ問題は、新しいケースで、当然これはたとえば道路というのは行きどまりでいいとは自分は考えられないんです。既存の部落の道路と当然接続されるような点が、役所が一回も図面すら見なかったというようなことは考えられないと、そういう点で既存の道路とどういう接続を指導するのか、しないのか、したのか、しないのか、こういう点です。

それから、いま一つは、たとえば車なら絶えずメインストリ

ートの道路を通って、たとえば百草団地、日本信販、あそこらの道路から川崎街道に出るということは、たとえば人間が歩く場合には、なかなか車をお持ちのような人ばかりでもないようです、そういう人は当然既存の、たとえば何ていうか二メートルなり四メートルの道路を通って出て行かれると思うんです。その道路がいわゆるうまく接続していなければ、現実にはまたそういう要望が出てくるんだと思うんです。そうなると当然そこは市民のいわゆる環境を整備するという形の中で、市の当然責任だというふうに市民は言うと思うんです。その場合に、企業との関係をどうお考えになっているのかということを自分は聞いているわけなんです。その辺だから多少専門的な方で何かお答えしていただきたいと、こういうふうに思うんです。

○議長（名古屋史郎君）　生活環境部長。

○生活環境部長（加藤一郎君）　第一点の問題についてお答え申し上げたいと思います。この接続の問題でございますが、これによって欠陥が起き公害が発生するということにつきましては、これは私どもの担当において行われるわけですけれど、この集中処理場、この規模によりまして市と多摩公害事務所、これが二つに分かれるわけですけれど、五百人以上の槽につきましては、これは多摩公害事務所の指導監督下にあるということでございます。そういう中で、地元で起こります問題でございますので、市の公害担当といたしましても、当然それに対する要望等を集めまして多摩公害事務所の方には連絡すると、通報するということでございます。そういうことで、担当としてはそれによって起こる公害問題、特に水質問題、悪臭の問題等につきましては私どもで担当するということでございます。

○議長（名古屋史郎君）　部市整備部長。

○都市整備部長（成井成夫君）　第二点の道路の関係でございますが、この開発の時点で都の方に一応の図面など提示があって指導したんではないかと、こういうようなことでございますが、これにつきましては先ほど市長の方からもお話がございましたように、規制法の、いわゆる宅地造成規制法ですか、そういうふうな関係の法律に基づくものの市の方に対する協議と、こういうようなことでございまして、現在のように指導基準より細かいところの話し合いと申しますか、協定、こういうようなものがなかったために、場所によってはそういう内容の話し合いが不備であった、というふうなところも出てきておるというようなことは事実であろうかと思いますが、これらにつきましてもその責任というようなことで、いまこれを市の方でやるとか都の方でやるとか、そういうふうなことでなくて、現状におきましてどうしてもこれはやらなければいけないと、こういうようなところにつきましては、会社の方にできるだけやらせるように地元の方とも一緒になって交渉をすると、こういうふうな程度で強制的にこれに改善の命令と、こういうふうなわけにはいかないと、こういうふうに思うわけでございます。いずれにしてもそういう個所がございましたら、そういうようなものにつきまして何とか対処をしていきたいと、こういうふうに思います。

○議長（名古屋史郎君）　石坂勝雄君。

○十二番（石坂勝雄君）　処理場の問題は、いわゆる公害が起きればその調査と、その問題はもちろんそうなんですが、一つは処理場の問題は、いまたとえば人口が、世帯は六百世帯として、四人家族だとしてもいわゆる人口二千四百人ぐらい入るというものが、いま入れば仮に三分の一で、少し大雨が降ったから処理場が満タンになって噴いていたというような、これはうわさの域だからわかりませんけれど、そういうことがあったとたとえば仮定した場合のものを、どこが指導して、それはまた雨が降ってないときは直っちゃうんですよ、そういうときのことを想定しちゃいけないが想定した場合に、そういうことはどこに責任の所在はどこにあるのかということを、再度お聞きいたします。

　いま一つは、特に自分は日本信販なり西武の分譲地の問題を聞いているんですが、大体ここで公園なり道路が完全に市に譲渡されると、私は決して会社と通じてるわけじゃないけれど、いままでの開発区域から見れば、公園なりいろんな道路というのは整備されていると思うんです。それをしかも今度は恐らく市が完全に引き取れば、議会が議決すれば、その後なかなかいま言うとおり不足な所をやれといっても、これはそういうこともちろん、いま都市整備部長の答えだと部落と一緒にと、部落は絶えず引き合いに出されるのが決して御免だと言いたいわけじゃないんですが、そういう問題は市の責任においてその終わった後に、当然これはそのときに、考えておけばよかったものを、いわゆる住民が多く住むことによって、自動車はたとえばいわゆる東へ向いたけれど、人が歩く道路というのは駅に近いために北に向いてきたということでは、当然これは市の責任において整備するんだと、さもなければその問題はどういう形になっても開発行為の当事者にやらせるんだと、何かがはっきりしてないとその辺が、部落ばかり何かいつでも旗を持てと言われるんでは、私は恐らく部落の自治会等の役員の人は大変ではないかと、こういうふうに考えられるので、この辺を……。何かこういう通告質問ではいわゆるデスクで聞けばわかるじゃないかと言われるかもしらんけれど、なかなかデスクで聞いてわからないから自分はここであえて聞いているんです。ひとつその辺のところをお願いしたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　開発行為の責任者に責任を持たせるのが私は当然であると思っておりますから、受け取った

後もある期間は責任を持たせると、そういう約束で事を処理したいと思っております。それから先のことは、やっぱり公共体の責任というよりも、仕事として受け持っていくということになろうと思います。

○議長（名古屋史郎君）　石坂勝雄君。

○十二番（石坂勝雄君）　処理場に欠陥があった場合は、これは都が指導して都が悪いんだから、恐らく竣工検査っていうのをやってると思うんです。処理場にしても道路にしてもみんな見てると思うんです。しかし、私が言うのは地下に埋まっているっていうのはなかなかデータを使ってみたか何を使ってみたかわからないんじゃないかということ、現実には自分が聞いてる範囲で、目でも見ているんですが、いわゆる五十ミリなら五十ミリの集中豪雨が降ると、処理場のいわゆるなんかため槽っていうんですが、したがって噴き上がるということが現実にいま三分の一くらいのときである。しかし相手方の会社なりはそういうことはないと言うかもしらんけれど、確認しているわけです。部落は……。そうなってきたときに、自分はいまたとえば七百人かそこら入っているのが三千人も入ったときに、今度そういうものと一緒に流れるといった場合にどうなるんだという、極端なことを言えばたれ流しのような、直す期間にしても一カ月や二カ月かかるような事態が出たときに、どこへいわゆるしりを持ってくるのかと、また改善命令は出したって改善されるまで、豊田のあの例を見てもなかなかいま言うとおり四年がかりの請願を抱えてるというようなことになるので、この辺に問題があるので心配してお聞きしておりますが心配がないと言われればぼくはこの問題はこれ以上追及はしません。そういうことは竣工検査で都だけでやっていて市は責任がないんだといういうなら、それで自分はこの質問は終わりたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　生活環境部長。

○生活環境部長（加藤一郎君）　先ほど公害問題ということで、その指導監督は多摩公害事務所が行うということでございました。そういう中でこういう一つの欠陥が出た場合には、多摩公害事務所の方から一つの改善命令というものは施工者、現在百草団地とすれば住宅公団ですね、その責任者の方へ改善命令が出されるということになると思います。現実にそういう問題が起きているのは私の方も若干伺っております。そういう中で多摩公害事務所の方には再三通告はしてございます。以上です。

○議長（名古屋史郎君）　これをもって九の二、開発行為の完成に伴う問題点に関する質問を終わります。

次に十の一、仮称十七小建設の見通しについての通告質問者、奥住芳雄君の質問を許します。

（三番議員登壇）

○三番（奥住芳雄君）　十七小建設の見通しについて質問をいたしたいと思います。

皆さん御存じのとおり、十七小建設予定地は昭和五十年六月、いま市長の言われてるように住民参加の校地選定委員会を初めてつくり、現在造成を行った新町三丁目に決まり、多くの市民の要望と市当局の要望により五十二年四月開校と決定をしたわけであります。また、地主さん方の理解ある協力により五十年の十一月には買収が終わり、現在に至っておるわけでございます。用地買収の際にも地主さん方に五十二年四月開校と、市長初め理事者たちは何度も確約をしているわけであります。地主さんや皆さん方も、一日も早い協力のもとに建設ができるように努力をしたわけでございます。そうして買収が終わり、校地選定委員会の再三の席上にも市長等が出席して、五十二年開校を約束しているわけであります。こういうように地元の住民には何回も約束をしておるわけであります。しかし、五十一年の予算編成どきになりましてにわかに変わり、計算違いであったということはすでに皆さんも御存じであると思います。また、五十二年度の当初予算にも計上されず全く残念であります。いまの状態ではいつできるのかもわからないというのであります。地域住民は、この春、造成工事が終わりましたので、いまにも学校ができて、たちまち幼い子供が行けるのだというふうに期待をしているのであります。私も会う人ごとに、いつできるのかと、しょっちゅう聞かれておるのが実情であります。

そこで、ひとつ御質問をしたいと思います。現在の第三小学校の児童数は何人であるか。また、いま一つは、いま学校の教室があいているということでございますが、何教室くらいあいているのか。また、いま一つは、今後三小学区の児童数の増加の見込みについてまずお聞かせ願いたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　ただいまの質問につきまして関連質問者があれば挙手を求めます。なければ奥住芳雄君の質問についての答弁を求めます。教育庶務課長。

○教育庶務課長（永瀬誠一君）　ただいまの御質問の三小の現状でございますが、五十二年の五月一日の普通学級の数が三十一でございます。特殊学級が二で合計三十三学級。それで児童数は千二百四十四でございます。それと保有教室数でございますが、これが現在三十六普通教室でございますので、三教室余剰があるという現状でございます。それと後は推定でございますけれども、これは学級数で申し上げたいと思います。五十三年度が三十五、五十四年度が三十七、五十五年度が三十七このように推定いたしてございます。

○議長（名古屋史郎君）　奥住芳雄君。

○三番（奥住芳雄君）　現在、児童数が千二百四十四人という非常なマンモス校になっているわけでございます。これは取りも直さず第三小学校は、増築する以前には運動場もすべ

てにおいて日野市の学校では優秀な場所であったわけでございます。しかし、現在の児童数からいって非常に学校の校庭も狭くなってしまっているように思われるわけでございます。これは取りも直さず市長の言うプレハブ解消を率先してやってしまったので、逆に今度は困った問題が起こったということも承っております。言うなればもっと早く新しい所に第三小学校の分校であります十七小学校を、用地を買収して建てなければならなかったのだと思うわけでございます。しかし、いずれにしても現在用地が造成されまして、予算さえあればできるという状態になっておるのであります。千二百四十四人という大きな数字の生徒を集めておるわけでございます。こういう過大校ではとうてい校長先生初め先生方の管理も思うようにいかないんではないかと思うわけでございます。それで現在、いま承るところによれば、三教室ほどまだあいているというんでございますが、これはほかの要するに教室に使っていただいて、そして十七小学校の建設をしていただかなければならないと思うのであります。そこで、今後の建設の見通しについてお尋ねをしたいわけでございます。本年度建設ができるのかどうかお尋ねしたいと思います。また、現在補助対象の資格の云々と言われているわけでございますが、この問題についても御説明を願いたいと、また、資格が出ない場合には市独自予算でやるのかどうか、その点についてお尋ねをいたします。

○議長（名古屋史郎君）　企画財政部長。

○企画財政部長（加藤一男君）　お答えを申し上げます。仮称十七小に関連いたしましての御質問でございます。現時点の三小の状況につきましては、ただいま庶務課長の方から御報告申し上げたとおりでございますが、次にまいりますものは、今後の建設の見通しはいかに、また本年度できるかと、またこれが財源についてはどうかというような御質問かと思います。確かに仮称十七小の校地買収にあたりましては、奥住議員さんの方から御指摘がありましたとおり、あるいは前回の議会でもこのことが事実上問題になりまして、若干の数値の誤りがありましたことを御報告させていただきました。で、三小でございますが、ただいま教育庶務課長が申し上げましたように、五十三年度までは現時点の保有教室で特別の社会増のない限りは賄えるであろうというような御報告をいたしました。ただ、五十四年度になりますと不足教室が生じます。したがいまして、五十三年度中には何とかこの三小学区の問題を解消していかなければならないと考えておるわけでございます。また、いま質問者も指摘されましたように、必ずしもクラスルームが足りるからいいのだということばかりではございません。特別教室とかあるいはプールとかあるいは校庭等の問題も生じてまいります。そういうことから現時点で考えておりますことは、明年度の会計におきまして何とか考えていこうという姿勢をうたっております。ただ、私どもが考えておりますことは、なるべく多くの特定財源の確保をいたさなければなりません。それにはどうしたらいいかということを考えていかなければなりません。これからいろいろ地域の御父兄の皆さんあるいは学校等と、いろいろ担当の教育委員会の方で御相談の場もあろうかと思いますけれども、なるべく多くの特定財源を確保し、正常な学校運営ができるようにというふうに目下考えております。そういうことで現時点で申し上げられることは、五十四年四月には何とか仮称十七小のオープンにこぎつけなきゃならない、ひいては五十三年度で考えていかなければならないということでございます。現時点、事務レベルで考えております十七小建設につきましてのお答えを申し上げました。

○議長（名古屋史郎君）　奥住芳雄君。

○三番（奥住芳雄君）　大変悲しい話でございます。

（笑声）市民参加を呼びかけて約束しながら、こういう三年も四年も用地を買収してほったらかしておくという結果になってしまったわけでございます。これが市長の言う市民参加のあらわれであるかとも私は思うわけでございます。本当に地域住民を大きくだましたというのが事実であります。この点について何らか今後お考えを願って、一日も早く建設するようにひとつ努力をお願いしたいと思います。また、現在一中も来年度はプレハブが五つも建つというのでございます。こういう中で、必ず仮称六中を建てなきゃならない問題は出てくるわけでございます。そういう中で、三年も四年も放置をしておくということは、非常に私も地域の協力を願った地主さんに申しわけないと思っているわけでございます。言えば税金のむだ遣いであったと、先行投資をいまやっていかないという市長の言葉の逆に、つまらない先行投資をして税金のむだ遣いをしているのが現実であります。この点について市長さんは、地域住民に対して今後どういうふうに謝罪をするのか、市長さんの気持ちをひとつお聞かせ願いたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　すでに地主の方には文書をもって御了解を願うようにいたしておりますし、土地があるということは何にしましても次の仕事はいつでもできるということですから、時期が到来すれば必ず行うということで御理解を願いたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　奥住芳雄君。

○三番（奥住芳雄君）　どうもうまく逃げられてしまったんですけど……。

（笑声）実際問題として地域住民は非常に立腹しているというのが現実であります。この点について何らか今後お考えを願って、一日も早く建設するようにひとつ努力をお願いしたいと思います。また、現在造成された土地について、今後どのように使わせていただけるのか、その点につ

いてひとつお聞かせ願いたいと思うんです。地元の子供たちの野球なり遊び場にしていただきたいというお話もあるんでございます。何か聞くところによると、助役のところへ申し込めば貸してくれるというようなお話もあるんですけれど、どういうわけで助役さんのところへ申し込めば貸してくれるのか、その辺も含めましてひとつ御説明願いたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　助役。

○助役（前川恒雄君）　公社が保有しております土地で、さしあたって使っていない所は、地域の住民の方々があるいは子供さんが、スポーツあるいはその他の行事に使っていただきたいと考えております。別に私に一々お断りいただなくても結構でございます。（笑声）

○議長（名古屋史郎君）　奥住芳雄君。

○三番（奥住芳雄君）　それでは黙っていつでもどんどん使っていいということですね。それだけわかっていれば結構です。今後の早い建設をひとつお願いしてこの質問を終わらせていただきます。

○議長（名古屋史郎君）　これをもって十の一、仮称十七小建設の見通しに関する質問を終わります。

次に十の二、都市計画と区画整理についての通告質問者、奥住芳雄君の質問を許します。

○三番（奥住芳雄君）　都市計画と区画整理について御質問いたしたいと思います。

日野市は過去長い間にわたって都市計画にのっとり町づくりを進めてきたわけでございます。その中で平山台、吹上、四ッ谷下と多くの区画整理を行って、現在神明上の区画整理事業が進んでいるわけでございます。また、この区画整理地内に日野市の新しい庁舎も建設されているわけでございますが、この神明上の区画整理も非常に長い間の年月がかかって、予定の時期を大分経過しているわけでございます。そして、現在までに、聞くところによると、相当多くの市の金が持ち出されているということでございます。それにもかかわらず、まだ日野駅周辺の整理が進んでいないというのが現実であると思います。しかし、いずれにしてもこの区画整理は完成させなければならない事業であると思うのであります。しかし、先日の広報の中に、市長さんは今後区画整理事業はやらないというようなことが載っておりました。しかし、まだまだ今後区画整理は万願寺地区、新坂下地域等が指定されているわけでございます。こういうまだ予定地が数多くある中で、市長さんは区画整理をやらないというようなことでございます。しかし、都市計画にのっとって区画整理をやらなければ、きちんとした整理ある町ができないと私は思っているわけでございます。特に万願寺地域の区画整理を行わなければ、いま一番皆さんが問題になっております下水道の処理場の建設ができないのではないかと私は思うわけで

ございます。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）そこで一つ、どうして市長さんは区画整理をやらないということを申しておるのか、その点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　ただいまの質問につきまして関連質問者があれば挙手を求めます。なければ奥住芳雄君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　区画整理事業を行わないという記事が広報に載ったということですけれど、そういうことを言ったことは私は記憶がありませんし、ちょっとどういうもんだろうかと考えております。ただ、区画整理事業につきましての基本的な見解は、先ほどの一ノ瀬議員の御質問でお答えをした、そういう考え方であります。

○議長（名古屋史郎君）　奥住芳雄君。

○三番（奥住芳雄君）　ちょっと間違ったところがありました。区画整理はやらないような記事があったということでございます。市長はなぜこう区画整理をやりたがらないのかということであります。それは何か私の思い過ごしかもしれませんが、平山台において自分がごね得をしたようなことがあるので……（笑声）それでもって好んで区画整理をやらないのかというふうに私は解釈するわけでございます。（「そうだ、そうだ「議長発言に問題があるぞ」と呼ぶ者あり）私の申し上げたいことは、特に万願寺地区においては一日も早く区画整理を進めていただきたいと思っているからであります。そして、特定な地域だけ区画整理されて整備されるということは、私たち一般市民も都市計画税を長い間支払っているのであります。そういう中において、特定の地域だけ行って、後は要するに買収をしてまで道路はつくらないと、土地も所有者の寄付があれば道路はつくりますよというような言い方では、とうてい私たちは納得できないわけでございます。この点について今後どういうふうに市長は区画整理を進めていくのかお聞かせを願いたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　すでに考え方につきましてはお話をしたとおりでありますが、公共事業を伴うあるいは伴わせると、そういう事業の形にしていきたいというふうに言ってるわけであります。人口の急増にはもう当市としましてもすでに実験済みでありますからして、急速な宅地化を必要としない、それから宅地化のための区画整理は当分見合わせるという形でいくと、こういう考えであります。

○議長（名古屋史郎君）　奥住芳雄君。

○三番（奥住芳雄君）　万願寺地区の区画整理事業について、どういうふうに市でやるかということは詳しくお答えにならないようでございますが、いずれにしても下水道の早期完成ということについては、やはりこの地域の区画整理を率先し

て進めていかなければ下水道はできないと思うのであります。また、新坂下の区画整理事業にしても、早期に着工して行うよう努力していただかなければ、虫食いだらけの都市計画になってしまうということであります。いま一つ最後にお聞きしたいんですけれど、新坂下の方は今後どういうふうに区画整理を進める見通しがあるかどうか、ひとつ市長にお聞きしたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　万願寺につきましては、下水道事業との関連でいまその処理場地域の線引きをどうするかということで真剣に取り組んでおります。（笑声）それから、新坂下につきましては、当面区画整理によって整備をするような公共事業がありませんので、いますぐには日程に上ってこないと、こう考えております。

○議長（名古屋史郎君）　奥住芳雄君。

○三番（奥住芳雄君）　公共事業が行われないから新坂下の方は見通しがないということでございます。しかし、地域の皆さんの要望もかなり強いようでございます。また、皆さんも都市計画税を払っていて、要するに今後農業をやっていくとしても膨大な農地の中に道路がみんな狭くて、非常に車の通行等に困っているわけでございます。要するに都市計画税を取っているならば、こういう所も宅地化ではなくて耕地整理のような法で整備をして、そして農業のしやすいようにするのが行政ではないかと思うわけでございます。（「いいぞ、いいぞ」と呼ぶ者あり）その点について、こういう地帯も区画整理か耕地整理か何らかの法でやっていくように私はしていただきたいと思うんですが、こういう生産緑地を残す面において市長の見解をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　原則的にはすでに何回も申し上げたとおりであります。今後の動向を見定めつつ、また御意向も十分伺っておきたいと思っております。

○議長（名古屋史郎君）　奥住芳雄君。

○三番（奥住芳雄君）　どうも漠然とした答弁で、本当に何をやっていただけるのか、やろうとしているのだか、私にはてんでわからない。やらない代表の市長ではないかと私は思うわけでございます。これ以上質問していっても何かだんだん腹が立ってくるので……。（笑声）この辺で質問を終わりたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　これをもって十の二、都市計画と区画整理に関する質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認め暫時休憩いたします。

午後三時三十六分　休憩

午後四時　五分　再開

○議長（名古屋史郎君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

次に十一の一、職員の職場指導についての通告質問者、日野源作君の質問を許します。

（二十五番議員登壇）

○二十五番（日野源作君）　ただいま議長から紹介のあったことについて御質問いたします。

まず、今回の職員の事件を中心に、職員関係について職員課長を中心に御質問いたしたいわけでございます。まず、職員課長の職責として、職員の職場指導についてどういう見解で行っておるのか、それと同時に職員課長の職員に対する職責について、どういう精神を持って課長の職責を果たしておるか、ということをまずお尋ねいたしまして本文に移りたいと思うわけであります。

○議長（名古屋史郎君）　ただいまの質問につきまして関連質問者があれば挙手を求めます。なければ日野源作君の質問についての答弁を求めます。職員課長。

○職員課長（小林　修君）　お答えします。職員課長としてのことですけれども、私たちは職員全般についていろんな指導はしていますけれども、ただ、職員の指導ということになりますと、御存じのように部長さんがいて、各課に課長がおるわけですが、その人たちが各課の職員の管理、指導を行うわけです。そういうものを含めまして職員課としては毎年研修等を計画しまして、職員初め部長、課長を交えて研修を行っているというのが職員課としての一番やらなきゃいけない仕事でございます。私たち職員課としては研修を中心に行っておるわけでございます。

○議長（名古屋史郎君）　日野源作君。

○二十五番（日野源作君）　課長の、自分の遂行する任務の、課長としての見解をということがまだあるわけですが……。

○議長（名古屋史郎君）　職員課長。

○職員課長（小林　修君）　職員課長としてお答えいたします。職員全体を職員課でできるだけ把握しまして、各職員には円滑に仕事ができるように大所高所からいろいろな計画をつくりまして、各所属長さんに、こういう計画で職員を一年間指導していくからひとつこの計画でやってくださいということでございますから、私たちは直接一人一人の職員には御指導はできませんけれども、所属長を通じてやっていくというのが職責だろ

うと思っております。（笑声）

○議長（名古屋史郎君）　日野源作君。

○二十五番（日野源作君）　それでは、それは十二分ということは考えられませんが、ある程度の職員の職場の行動については掌握しておりますね。

○議長（名古屋史郎君）　職員課長。

○職員課長（小林　修君）　たとえばいろいろもろもろの職員に起こりました仕事とか、けが、いろいろありますが、そういうことについてはできるだけ各所属長が、問題があれば私たちの方に連絡を取りまして、これについてどう対処したらいいかということを相談に来ます。ですから私たちはできる限りそういうことを、また知らなきゃいけないわけですから、そういう点では把握しているつもりでおりますけれども、それが全部、十二分とは申せません。

○議長（名古屋史郎君）　日野源作君。

○二十五番（日野源作君）　それでは、今回事件を起こしたことに限って質問するわけなんですが、そうしますと、今回の事件を起こした建設部の佐々木という職員の行動なんですが、このやった本人はこれは当然いいということはなくて悪いに決まっておるわけですが、そうしますと、この事件の起きた発端というか根源はどうかというと、こういう事件を起こさせるような職場に十数年間置いて、こういう事件が起きたということが明確になっておるわけです。それと同時に第二の問題、これは言うまでもなく庁舎建設の電気関係の、議会で議決した会社からさらに職員が、一職員の見解でその親会社からさらに下請を取らせて、その謝礼金として金を取ったと、こういう事件なんです。こういう事件に対して、いま課長は、職員の職場をある程度管理その他を掌握しなきゃならないんだと言っておったわけなんですが、実際にそういう、いま課長が口頭で申すような、実際そういう精神で職員の職場を管理しておれば、こういうことが表面化するまでにどうして、とっさに災害の起きたような問題とは違うと思うんです。いまこうやって平穏なところへ地震が起きたとか、雷が落ちてどうとか……。もう一年以上もこの行為が、ただ表面にやたら出ないだけのことであって、その間そういうことがもう町のうわさにものっておったことは、課長が知らないということはあり得ないと私は思う、いまの答弁からいって……。それは知らないと言えばそれまでで、水かけ論だから、こっちの想像で申し上げるわけですが……。いま職員の職場をある程度把握してるという答弁があったからお尋ねするわけですが、まずその点についてひとつ見解をお聞きしたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　職員課長。

○職員課長（小林　修君）　お答えいたします。私が職員課長として把握してるのは、さっきもちょっと申し上げましたけれども、各課からのたとえば課長なり部長なりが、こういう事態があるんだとか、事件があるんだとか、こういう問題があるんだということが表面に起こってから私の方へ来るのが普通なんです。ですから、議員さんがおっしゃいましたように、職員課長は神様じゃありませんから、予測することとか臭いとかなんとかということは、ちょっと私の方はそこまでは正直言って把握はできません。（「職員課長じゃないよ。担当課長だよ」と呼ぶ者あり）そういうことでありますから……。

○議長（名古屋史郎君）　日野源作君。

○二十五番（日野源作君）　いま把握できないということは、だからさっき課長が答弁したことと違うわけです。

（「そうではないですよ」と呼ぶ者あり）いやそうですよ。それというのはなぜかというと街路灯の場合はそれはそういうこともあり得ると思うんですが、金子の場合は、これはただ単にそういう職員が、こっちで議決させて契約している会社からさらに請け負ったのを横取りして下請させたということは、これは金子個人ではそれはできないと思うんです、これは……。もしそれが知らないと言えば、いつの間にか、これは市長初め理事者にも言えるわけだけれど、これは職員の責任かどうかわかりませんが、こういうことは本当に市政のルーズと言えばルーズということかもしらんけれど、また市長がどういう答弁するかわかりませんが、金子のやった行為は、これは知らないということはあり得ないと思うんです。なぜかと言うと、仮に、最初、日本電設工業に受け渡した、それをさらに六興電気に、金子という職員が個人で横取りして下請させたわけでしょう。これが知らずにいるはずはないでしょう。実際からいくとこういうことは……。そういうことがわからないんじゃ、やっぱり課長として職場の管理、掌握するなんていうことは言えないんじゃないかと思うんです。だからわからなければわからないであれに聞くから……。

○議長（名古屋史郎君）　答弁必要ですか。（「しょうがない。わかんないならわかんないでいいから」と呼ぶ者あり）

職員課長。

○職員課長（小林　修君）　ちょっと私正直申しまして、議員さんのおっしゃってることは職員課長に対する、ちょっと正直言って超えているんじゃないかと、私はほんと言って金子とか佐々木の事件が起こるまでは正直言ってわからなかったわけです。それと職場指導とはちょっと別ではなかろうかといま思っているわけなんですけれども、それは責任の一端は職員課長としては感じます。いろんな研修とかいろんなことで日常職員のモラルとかいろんなことでやらなければ指導とは言えませんけれども、そういうことをやってくれと、またやらなければいけないわけですね。そういうことが十分ではなかったということは反省はしておりますけれども、いわゆるいま言われた汚職

事件のことについては、これは正直言って全くわかりません。それが偽らざる気持ちです。（「職員課長が答弁するのが適当かよ」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　日野源作君。

○二十五番（日野源作君）　それでは、課長は昭和五十年二月六日に通帳の盗難事件があったのを知ってますでしょう。職員の通帳の盗難事件があったのを知ってるわけでしょう。知りませんか。知らなければこっちで説明してやるから……。

○議長（名古屋史郎君）　職員課長。

○職員課長（小林　修君）　昭和五十年二月六日といいますと、私まだ秘書課におりまして……（「大きい声で、聞こえないよ」「もっとでかい声でしゃべれ」と呼ぶ者あり）いま日野議員さんが昭和五十年の二月六日のこととおっしゃいましたけれども、私はまだ職員課におりませんので、いまおっしゃった内容のことは、私が去年四月に異動で職員課長になった後に聞いております。そのことは聞いております。ですから、昭和五十年二月六日の時点では、私はまだ秘書課におりましたからわからないわけです。

○議長（名古屋史郎君）　日野源作君。

○二十五番（日野源作君）　なぜいま課長に聞いたかというと、その当時、秘書課長だったからもっと課長より市長に接近という関係で私は聞いたわけです。そのぐらいのことを掌握していなかったら秘書課長なんか勤まるものじゃないんだ。（笑声）だから聞いてるわけだ。課長としてのを聞いているんじゃないよ。これは……。（「議長、整理」と呼ぶ者あり）それをいまだに、私は内容を全部いま説明しろと言えばしますけれども、いまあれだけの問題が、いつも私は何でもそう思うんだけれども、実際いまのこの職員の事件にしても、職員の通帳の盗難事件にしても、実際いまの状態を見ますと、正直者は実際ばかをみるようなことになっておるんです。いま、この通帳の盗難事件にしたって、自分で十万五千円も取られて、相手が薄々わかっているのに相手からかえって恨まれて犯人扱いされたという経過があるわけです。だから私は質問してるんだ。こんなことはいま出てくる問題じゃないんだ。（「汚職なのかどっちだよ」と呼ぶ者あり）だからそういうことを踏まえて、さっきも当初に課長の職責というものと、職員課長が課長として職員の職場をどういうふうな見回り方、管理というものを掌握してるのかと、掌握してると言うからいま聞いてるんだよ。全然知らないというのは掌握していないんだよ。掌握していないものを質問してもしようがないと思うから最初に聞いてるわけだけど、掌握していますって言うから質問しているんだよ。別にわかりませんて言えば課長には質問しませんよ。したってしようがないから……。

○議長（名古屋史郎君）　助役。

○助役（前川恒雄君）　ちょっと職員課長の答弁について、多少は受け取り方に差があるような感じが私いたします。職員課長の職責としまして、現在千数百人の職員がおりますが、それの行動一つ一つにつきまして職員課長が掌握するということは、これは事実上無理でございますし、そこまで私ども理事者としても職員課長に責任を与えておりません。職員課長が先ほど一応掌握していると言ったのは、つまり各担当の部、課長がそれぞれの部、課でいろんな職員の問題があった場合に職員課長に相談があるだろうと、そういうことにつきましては職員課長は承知しておりますと、こういうことを言ったわけでございます。ですから、たとえば佐々木あるいは金子の事件につきまして、職員課長が、事件がはっきり表ざたになる前に知ってなきゃおかしいということでございますが、それは事実上無理でございますし、またこういうことにつきまして、私どもを初めとして監督という立場の者の責任は十分感じますが、先ほど職員課長が言っておりますように、職員課長としてそれを知らなきゃおかしいと、こう言われますと、やはり職員課長はそこまで私は掌握できないのが事実の姿であり、またそれを全部掌握しろということは私どもとしても職員課長には言えません。職員課長は、相談があった場合に相談に乗る、あるいはそういうことの起きないように全体として研修したり、あるいは職員のモラルを喚起したり、そういうことは日常的にやっているわけでございます。

○議長（名古屋史郎君）　日野源作君。

○二十五番（日野源作君）　じゃあいま一点職員課長にお尋ねしたいんですが、この職員の異動については課長みずから関係しているのかしてないのか。

○議長（名古屋史郎君）　職員課長。

○職員課長（小林　修君）　職員課長ですから関係はしております。

○議長（名古屋史郎君）　日野源作君。

○二十五番（日野源作君）　そうしますと、いま起訴された佐々木が、この事件が発覚する直前に、こういう疑わしい、市民から最も敬遠される職員が、市民から特に信頼される職場である教育委員会の社会課に異動したということは、これはどういう根拠でしたんですか。そういうところがどうも本当に納得がいかないんです。現にそういう行為がもう歴然として、この佐々木が、この以前の十何年もいた職場を離れる時点で、もう職場の内々でもうこういう行為があるというわさは相当出ているわけですよ。そういうことを課長が知っていても知らないというのは当然かもしれないけれど、これは水かけ論だから……。（「知りませんよ」と呼ぶ者あり）わかりませんが、そういう時点で最も信頼されなければならない教育委員会の教育関係に異動させたという根拠はどこにあるのか。（笑声）

○議長（名古屋史郎君）　職員課長、指名されてから発言するようにしてください。よろしいですか。職員課長。

○職員課長（小林　修君）　私は教育委員会だけが重要な課だとは思っておりません。全体が重要で、市民に対して各課の上があり下があるべきものではないと思っております。それが一点です。それから異動、これはいろいろありますけれども細かくは言えません。いろいろな要素が入りますから……。ですけれども議員さんがいまおっしゃいましたように、佐々木については確かに十年以上同じ仕事一本でやってまいりました。私たちは毎年九月に、自己申告制度という制度で自分のいままでの仕事はこうだとか、またどういう仕事を次にはやってみたいとか、ということで自己申告制度というのをやっております。それに基づきまして年数とか希望とかを加味した中で異動をやってるわけです。ですから、佐々木賢については、長いから毎年どこかへかえてほしいという希望が出ていたことは事実です。そういう形もありましたし、ちょうど年数も長くなっておりますから、そういうことで……。佐々木ばかりではありません。ほかの種類も長いのは少しずつ、一遍に全部はかえられませんけれども、少しずつかえていってるわけですから……。そういう基準でやっているわけです。

○議長（名古屋史郎君）　日野源作君。

○二十五番（日野源作君）　そういういまの課長の見解は課長の一存でやってるわけですか。

○議長（名古屋史郎君）　職員課長。

○職員課長（小林　修君）　いや、これは理事者にやってからやってるわけですから、一存なんかでとても異動なんていうのはできるものではありません。

○議長（名古屋史郎君）　日野源作君。

○二十五番（日野源作君）　それでは、職員課長の把握の程度はこれ以上求めても無理かと思いますので、この両者の事件について、それではその職場の部長にこれから質問をいたしたいと思いますが、まず、建設部の佐々木がこの事件を起こすまでの経過について一番問題にされなければならないことは、十二年間もこういう街路灯の発注、新設、補修工事に、一個人の相対で行うような行政があったということは、部長は把握、また聞けばこれは知らなかったとかなんとか言うのはわかっているけれども……。（笑声）この前もこれは私が委員会で聞いたところが、知らなかった、そんなことはないと言ってるやさきに、また第二の問題が出たわけですが、それだって聞かないというわけにもいかないし、聞いてもここらへくると知らないと言うに決まっているけど、一応……。（笑声）建設部長にひとつ……。

○議長（名古屋史郎君）　建設部長。質問の意味がわかりますか。（笑声）

○建設部長（田倉高光君）　十二年も長くいたということについて考え方をという御質問のようでございますので、お答えをいたしたいと思います。

この街路灯の所管につきましては、市の機構の中でいろいろな変遷をたどっておるように思います。と申しますのは、施設管理課とかいろいろな機構の中で、現状では管理課のところで街路灯を管理してるというような実情でございます。したがって、その間に係が同じ、制度的には変遷をして名称こそ変わっておりますけれども、事業の内容は同一であったというような経過のようでございます。したがって、そういう面からすれば確かに職場が長かったということについては考えられると思います。ただ、そこでいろいろ一個人に任せておいたというような御質問のようでございますけれども、決してそうではなくて、制度的に課の中で処理するような機構になっておりますので、この制度上の欠陥でそういうことが生じたということではないというふうに感じておりますし、適正な処置がされておったやさきではありますけれども、こういう事件についてはこんなふうに感じております。

○議長（名古屋史郎君）　日野源作君。

○二十五番（日野源作君）　第二の金子の事件ですが、これも所管は建設部ということになっておるんですが、さっきもお尋ねしたとおり、金子一職員が親会社から子会社に下請させたと、こういうことについては、部長に先日お尋ねしたら知らないというような答弁があったわけなんですが、こういうことが知らずにできますか、実際問題としては……。半年もやっぱり現場へ行ってみなかったんですか、課長にしろ市長にしろ……。ただ単に内緒程度のふところのやりとりならこれは別だけど、電柱の工事なんていうのはおかしな人が来ればすぐにわかることですから。どういう人がどんな仕事をしてるというのは……。

○議長（名古屋史郎君）　よろしいですか。建設部長。

○建設部長（田倉高光君）　お答えをいたします。

確かに庁舎の電気工事につきましては、先ほど御指摘がありましたように日本電設工業が工事を請けており、その工事にかかわる下請等の届け出が一切出ておりません。したがって、そのさらに下請と申しますか、そういう関係になっておるということはわかっておりません。

○議長（名古屋史郎君）　日野源作君。

○二十五番（日野源作君）　わかっておらないと言うけれどもそれで済まされるかね。部下のやったそういうことが……。私はずいぶんこれは行政上の誤りとして確実だと思うんです。議会を欺瞞してると思うんだ。議決までして請けさせてきたものをさらにそれを横取りした職員の権限でこういう行いが起こったということは、これは市長初め本人はもう当然で

すが、それにやっぱり上司というものは相当責任を感じてしかるべきなのに、いまだにわかりません、知りませんぐらいのことでこれが被告できますか。先日も市長に聞けば、市長も余り責任を感じてないような答弁があって、私もいろいろお話ししたんですが、当然これはもう行政上の私はミスだと思うんです。金子そのものはそれはやったことは確かに悪いに決まってるけれど、こういうことをやっぱり温存させたということが行政上の責任じゃないかと思う。

○議長（名古屋史郎君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　いま、お言葉の中に、市長は責任を感じないようなことを言ったとおっしゃいましたけれども、事件ができたことについては私大変遺憾に思っておりますし、責任は深刻に感じておるということをこれまで申し上げてまいっております。感じてないようなことを言ったことは一度もありませんので、その点は御訂正を願いたいと思っております。それから、言いわけをする何物もないんですが、仕事の管理上、元請が存在をしてその下がどういうふうになってるかということは、なかなかわれわれの知り得るところではないと、また大きな仕事は必ず一つのピラミッド型で組織されてるわけですから、その中を全部知らなければ責任が果たされていないというふうにはわれわれは思ってないわけでありまして、事件を起こしたということにつきましては当然責任を感じますが、これは事件が存在しておったこと、それからそれが発覚したということのきっかけで、われわれも大変ショックを受けたわけでありまして、あり得べからざることが起きたと、こういう意味で大変責任を感じております。それから、系統的にそれぞれの職員系統におきまして責任を感じておりますし、当然責任のまた処罰も行うものであるということを申し上げておきます。

○議長（名古屋史郎君）　日野源作君。

○二十五番（日野源作君）　いま、これに対しての市長の見解なんですが、私がなぜそういうふうに申し上げたかというと、ただ単にそういう内部事情はわからないと、こういうことを言ってるから私は申し上げたんで、わからないということは私の見解、市民もそう思っているだろうと思うけれど、こういうある程度議決までして業者に請けさせた業者以外の方が、もしその仕事に携わって工事する場合には、当然これは表面上の工事だけに、わからないで過ごせるものじゃないし、また事件がなけりゃこれは別に何も問題が起こらなかったことにもなっちまうけれども、だからこういう問題が起きたということは、行政上の監督不十分ということに、私はそういう解釈をせざるを得ないんです。その後の責任は別としても……。だからただ単にこれはほかの事件のように、落札して契約した会社から結局こういう事件が起きたなら、いま市長が言うようなこともあり得ると思いますが、そうでなくて、この事件はさらに複雑

な事件であるがゆえに私はあえて市長に責任を問うておるわけです。これも市長の見解、また上司の見解も、これは人間だから、幾らこっちでどういう解釈しろったって、これは相手ができないって言うんだからやむを得ないと思いますが、それじゃあ部長に、これ以上追及してもう必要は余り感じませんが、最後にじゃあ部長にこの両者の上司として、これは起訴がはっきりしたんですから、これから考えるなんていうことはこれはあり得ないと思いますので、その部下のやった行為に対してどういうふうな見解で、どんな責任をとろうとしてるんですか。

○議長（名古屋史郎君）　建設部長。

○建設部長（田倉高光君）　お答えをいたします。もちろんこのことについて十分担当の部長として責任を感じておるものでございます。ただ、職員に対しての処置という御質問のようですが、これは全体的と申しますか、私どもの考えることじゃなくて、むしろその上で考える段階でございますので、そのことについてはお答えは避けさせていただきたいと思います。で、なお関係者二人については起訴されておるというのが実情でございます。

○議長（名古屋史郎君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　そういう事件を起こしましたその不明につきまして、私どももきわめて深刻に責任を感じておるわけでありますし、ようやく当事者の被疑の内容が警察、検察におきましてはっきりしたわけでありますし、起訴されたわけでありますからして、それに伴いましての責任処分を行政処分という形で行うということをいま進めております。ただ、その両名の者に対しましても、職員の処分をするそれに伴う手続といたしまして、本人の釈明を必要といたします。そういう手続をいま行っておるさなかでありまして、整い次第厳正な処分をするということでございます。

○議長（名古屋史郎君）　日野源作君。

○二十五番（日野源作君）　いま、部長と市長からこれに対して答弁があったわけなんですが、ただ処分するということで、部長は部長としての見解がまだはっきり答弁がなかったようなので、いま一度部長としての責任をお伺いいたします。どういう見解でこのことについて責任をとろうとしているのか。これは当事者はもちろんわかってるわけですから。

○議長（名古屋史郎君）　建設部長。

○建設部長（田倉高光君）　はなはだ遺憾であるというふうに感じておりますし、そういうことです。

○議長（名古屋史郎君）　日野源作君。

○二十五番（日野源作君）　部長は別に自分の一身上のことは考えていませんね。

○議長（名古屋史郎君）　助役。

○助役（前川恒雄君）　この件につきましてもちょっと

日野議員に御理解いただきたいのでございますが、部長を含めまして責任をとらすつもりでおります。ですから、これは部長はもちろん責任を十分感じていることは当然でございますから、そのことにつきまして私どももしかるべき措置をとるということを先ほど市長も申し上げたわけでございます。そういう意味で、部長にどういうとり方をするかという問いかけをされても、部長は非常に答えにくいと思います。それは私どもがこの事件の全貌をつかんだ上で、先ほど市長が言っておりますように、つかんだ上でしかるべき措置をすると、こういうことに至るのが当然でございますので、もうしばらく待っていただければはっきり皆さん方にも御報告できると思っております。

○議長（名古屋史郎君）　日野源作君。

○二十五番（日野源作君）　それじゃあ市長にお伺いするわけですが、今度のこの事件について行政上の不手際ということを認めますか。

○議長（名古屋史郎君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　あらゆる観点からいま検討、反省、いろいろ行っております。制度がどんなに整っていても何らかの欠陥があったことは否めませんので、それなりの状況を認めて、なおそれを是正をしようと、こう考えております。

○議長（名古屋史郎君）　日野源作君。

○二十五番（日野源作君）　いま市長の答弁で、今後のことが余りはっきり明確になっておりませんが、これを機会にどういうところをどういうふうに、これを改革すべきだということを感じておるわけですか。その点をいま一回お尋ねいたします。

○議長（名古屋史郎君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　感じておりますので、そういうことを近く御報告をすると、いまそれの処理中であります。

○議長（名古屋史郎君）　日野源作君。

○二十五番（日野源作君）　そういうやっぱり軽い答弁じゃあ、本当のやっぱりそういうことじゃあ、いまの市長の状態じゃあ、本当の改革は私はむずかしいと思うね。そういういま言うようなまぬるいような答弁では……。答弁ということはもう明らかに市長の意思ということになる。そういうことであるならそれで……。

○議長（名古屋史郎君）　助役。

○助役（前川恒雄君）　ちょっと市長の答弁につけ加えますと、この事件が起こりまして、市長の命によりまして私助役が長になりまして、庁内挙げての、今後このような事故の起きないように綱紀を確立するという観点から委員会をつくり、現在それを各部ごとに積み重ねている過程でございます。私どもとしましてもちろんこの事態を軽く考えておるわけじゃございませんし、非常に重大に受けとめております。また、何よりも市民の皆さんあるいは議会の皆さんに対する私どもの責任のとり方の最も大事なことは、今後絶対このようなことを起こさないということだと思います。そういう点では私ども全力を挙げて取り組んでおります。決していいかげんにするつもりもございませんし、深く全庁挙げて反省をし、これをある意味で一つの大きな機会と考えまして、さらに一層清潔な市政を進めたいと思っております。

○議長（名古屋史郎君）　日野源作君。

○二十五番（日野源作君）　それでは、これ以上やりとりしても何ら進歩がないという見解から最後に意見を申し上げておきたいと思うんですが、私がさっき職員課長に、昭和五十年の二月に起きた通帳十万五千円の盗難事件について、市長にも私は何回も懇々とこういう職員関係の内部事情に対して、これを未解決にするとそれがいろいろな面に波及して、取りとめのない職員のまた問題が起こるから、何とかこれを明確にやはりすべきだということを再々申し上げたわけですが、それがいまだに市長は何ら手をつけずに、未解決になっておるやさきにまたこうした問題が起きたということは、何が原因しておるかといえば、やはり正直者はばかをみるという行政指導から私は波及しているんじゃないかと思う。そういうことを勘案しまして、今後これを徹底的にやはり悪いものは悪いというような、やはりだれが見ても、内部から見ても外部から見ても社会から見ても、やはり正直者はやっぱりいつになっても正直で通るんだというやっぱり一つの行政指導ということに基づいて、市長、理事者がやはりそういう精神ですべての行政指導を今後行っていただきたいということを、意見として申し上げましてこれで終わります。

○議長（名古屋史郎君）　これをもって十一の一、職員の職場指導に関する質問を終わります。

次に十一の二、区画整理事業についての通告質問者、日野源作君の質問を許します。

○二十五番（日野源作君）　いま、議長の方から御紹介がありました神明上区画整理事業についてお尋ねいたすわけでございますが、これからお尋ねする内容については、私は決してこの事業がいいとか悪いとかということでこれから申し上げるのではございませんので、その点をまず御了解をいただきたいと思います。

この区画整理事業という本質は、これは法的に決められておることは市長も御承知のことと思います。ところが、この神明上に限っては、そういう本質から全くはずれた事業が現在行われておるわけでございます。その内容を申しますと、事業認可の総事業費が十四億八百万円ということになっておるわけです。それから、その内訳は、都の交付金が六億九千六百三十五万五千円、市の負担金が三億円、保留地処分金が四億一千百六十四

万五千円という事業費で認可になって始まってるわけです。ところが現在行われている内容を見ますと、すでに一般財源から市の持ち出しが十六億二千二百七十万円出てるわけです。こういうわけです。内容が……。そこで、私はこの事業に基づいて事業の基本というものを申し上げたいわけですが、全国どこの市の区画整理を見ても、こういう内容の事業はまずありません。というのは、私は相当の関東を初め関西の方まで、ずっとこの区画整理の事業を、いろいろな視察かたがた見てきたわけなんですが、これは法的に決められるからそのとおりやるのは当然なんですが、群馬の前橋、綾瀬あるいは名古屋の周辺の地域、岐阜や岡山等、それから先日都産で行った福知山、そこらあたりは十数カ所も行われておるんですが、全部当初の計画どおり行われておるのが実情なんです。どこへ行っても……。そういう実情で、私は何もそれがいいから悪いからということでこれから質問するわけじゃございませんが、とにかく事業内容はそういう状態で行われておるわけです。そこで、それではどういうことが当初の事業認可から膨大な予算を伴わなければできないというような結果になったかと、それにはいろいろな諸問題が組んでいかなければならないということで質問するわけなんですが、そういうことでこれからその膨大な事業費について質問いたしたいと思うわけでございます。

まず、質問の要点は、当初の事業計画がいつごろ、どういう変化を、どういう形で、またどういう目的で変更せざるを得なくなったのか、またそれに伴う予算がどうなったのかということをお尋ねいたしたいわけですが、それに伴って日野駅のあの周辺の換地について、私は先日も質問したことがございますが、特に私はあの日野駅周辺のいまの現状を見ますと、非常に、あれでも区画整理をやってるのかなと思われるような、多々疑惑を持たれるような状態が見えますのでお尋ねするわけなんですが、駅前のいま駐車場というか営業しておる日野交通、都民交通が一方的に営業してるわけなんですが、行く行くは理事者の話を聞きますと道路にするんだと、こういうことなんですが、そういう点はどうか私にはわかりませんが、そういう点と、またいま大企業が帰されると困ると、こういう問題も出ているやさきにおいて、駅前のあそこを、何軒かある若い商店街の所の商店の移転その他のその後の商業上の関係についてお尋ねすると同時に、また国道のふちの廃道を一部利用し、そして用水の上を大幅に利用して店をしている、こういう形の権利者っていうか、方がおるわけで、そういう形の移動、換地についてまずお尋ねをいたします。

○議長（名古屋史郎君）　ただいまの質問につきまして関連質問者があれば挙手を求めます。なければ日野源作君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（成井正夫君）　それでは、ただいまの御質問にお答えしたいと思います。私の方からは一応第一点の御質問に概略お答えして、二点以外につきましては課長の方から細部説明を申し上げたいと思います。

まず、この事業が、いつごろ、どういうふうにその事業がどう変わって、その理由はどうなのかというふうなことでございますが、私どもの方で一応各事業計画につきまして都の認可がそれぞれ必要なわけでございますが、そういうことでそれらのものを集約いたしまして、既略でございますが御説明いたしたいと思います。まず、当初の認可でございますが、四十一年の十月一日と、こういうことで十四億八百万、これらにつきましては先ほど議員さんのおっしゃったとおりでございます。第一回の変更は四十六年の十月八日、これは事業の期間を二年延ばして四十八年にしてございます。総事業費が約七億ふえまして二十一億八千八百万、こういうことでございます。その事業の内容についてそれぞれあるわけでございますが、特にこの中では公共施設の管理者の負担金ですが、これは一・三・二の関係の国の費用で用地費及び補償費と、こういうものが約四億ふえてございます。そのほか家屋移転補償その他につきまして棟数が百五十一棟のものが二百九十一棟にふえたと、こういう内容。そのほか築造費、擁壁工事、こういうものにつきまして新規にやる個所が出てきたと、こういうことで変わっておるわけでございます。次に第二回でございますが、四十八年の六月十二日に年限をさらに二年延長いたしまして、五十年度までということで総事業費が二十七億八千万ということでございます。これにつきましての内容は、同じく家屋の移転補償、調査、設計事務費等の単価のアップ、あるいはまたここで水道の負担金を五千万追加を、新規に内容に計上したわけでございます。それから、続きまして第三回でございますが、四十九年の二月八日、総事業費は三十一億三千万、こういうことでございます。内容といたしましては、同じく家屋の移転補償、利子、事務費関係の単価アップ、こういう内容でございます。さらに第四回でございますが、これは一年度事業年度が延長しまして五十一年度にしたということで、五十年度の三月十九日に変更をしております。三十八億七千五百万と、こういうことでございます。これらにつきましても前回の水道負担金というものの計上、あるいは幹線街路の関係、整地費の単価アップ、こういう変更の内容でございます。続いて第五回でございますが、これは五十一年度を五十四年度までとすると、こういうことでこれにつきましては昨年十一月二十四日に変更をしております。総額五十五億四千二百万、内容といたしましては幹線街路、持に国鉄の歩道橋、二・二・四号線の関係、その他道路の区画街路の舗装、整地費と、こういうものの変更、新設に伴うものでございます。概略一点目のことにお答えいたしました。

○議長（名古屋史郎君）　区画整理課長。

○区画整理課長（鈴木栄弘君）　それでは、第二点目の駅前のタクシー乗り場、それから水路上の換地の件について御説明いたします。

タクシー乗り場につきましては、現在のタクシー乗り場ですけれども、用地は国鉄の用地となっております。それが五十一年の七月に都市計画街路二・三・四号線ということでいまの指定になっております。区画整理の中では、国鉄には換地を与えないということで都市計画街路の中に全部いまの国鉄の駅前広場は入っております。タクシー乗り場については、いまの道路を利用して、市の方と協議しながら使ってもらう。この道路の管理は、今度市役所の方、市の建設とかの方の管理、最終年度となりますので、その時点で管理条例なりそういうものの中でタクシーの利用を図っていただきたいというもの。

それから、水路と国道の換地の問題でございますけれども、通称銀座町栄会という個所だと思いますけれども、ここの個所はすべて仮換地の規制が行われております。したがって、現在水路の上、それから国道にある家については換地はいっておりません。その移転については審議会等の中でいろいろと検討していただいております。以上です。

○議長（名古屋史郎君）　商店の問題……。移転後の……。三点目になりますね。区画整理課長。

○区画整理課長（鈴木栄弘君）　銀座町栄会の現在の移転につきまして、残りの地主さんは一名でございます。その中で現在非常に安い単価で借りているわけです。家が古いということで非常に安い単価で借りております。ところが、それをいろいろと商店を二階なり三階と、いろんな計画を持っておるようでございますけれども、現在の占有してる商店主と移転後の使用料といいますか、賃貸の料金の話し合いが、どうも高いということでいまのところまだ煮詰まっておりません。いま協議中でございます。

○議長（名古屋史郎君）　日野源作君。

○二十五番（日野源作君）　いま、部長の方からの答弁で、新規事業ということが事業変更の内容で出たわけなんですが、新規事業というのは当初は全然なかったんですか。

○議長（名古屋史郎君）　都市整備部長。

○都市整備部長（成井正夫君）　当初の計画の中では含まれていなかったと、こういうことでございます。すなわち、水道の布設と六メートル以下の舗装、こういうものについては減歩の関係で、それについては一応当初の計画の中ではやらないというようなことで、途中からその必要といいますか、そういうものを認めまして、これについては審議会にも諮って計画を変更したと、こういうことでございます。

○議長（名古屋史郎君）　日野源作君。

○二十五番（日野源作君）　先ほども申し上げたとおり、この事業というものは、大体の事業費には、これは全額とまでは言いませんが、事業についてはある程度の受益者負担になっているはずなのに、新しく事業を取り入れたことに対して恐らく受益者負担にはなっておらないと私は推定するんですが、その点についていま一点お尋ねします。

○議長（名古屋史郎君）　区画整理課長。

○区画整理課長（鈴木栄弘君）　受益者負担ということでございますけれども、いまの神明上の減歩率二四・二一％の減歩を出しております。減歩を出しているということは要するに受益者負担があるということでございます。

○議長（名古屋史郎君）　日野源作君。

○二十五番（日野源作君）　そういう解釈にはならないです。ならないから聞いているんです。当初事業計画に入っていれば当然そうなんですけれど、だから減歩をするがためにそんな事業はいらないからやらないんだ、というようなことが当初の計画じゃなかったかと推察されるわけです。その後、必要が生じたために新しく事業を取り入れたというような形じゃないかということで質問しておるわけですから、だから当初の事業計画に入っていれば、これは当然もうその減歩について受益者負担に何らかの形でなっておるわけですが、いま部長の方の事業計画の変更の中で、新しく取り入れたという説明があったからいまお尋ねしてるわけですが、そういう課長の説明にはならないと私は思うんです。それはもうはっきり言って……（聞きとりがたし）……それがいいということじゃない。私はさっきも申し上げたとおり、この事業内容そのものがいいとかと言って、私は、あそこがどうだこっちがどうだということで質問してるわけじゃなくて、いま行われておる事業の実情の内容においていまお聞きしてるわけですから、余りひた隠しのないようにはっきり答弁してもらいたいと思う。決してそれは必要だから必ずもうやったことだから悪いわけじゃないんですよ。私はそういう見解でお聞きしてるわけですから、だから受益者負担になっているからと言えばそれでいいんです。私は何とも言いませんから……。だからさっきも申し上げたとおり、事業の実情の内容を明確にお尋ねしてるわけですから、余りかっこうが悪いのはこれは言っちゃ悪いとか、こういうことはまずいから言わないとか、そういうことじゃ困るんです。それといま一点それにつけ加えて、さっき課長が駅前の換地についてまだはっきりしておらないと、もういまだってある程度の目安がつかなかったらどうする。換地が足りなかったらどこだって動きませんよ。そのくらいの計画がなかったらどうします。それといま一つは、一番皆さんが庁舎建設で心配されているのは、交通関係をいま心配されておるわけなんですが、そういう点だってずいぶんふえるじゃないですか。この区画整理について……。これだけ市税を持ち出して、それこそ当初の計算以上に

市民の税金をこういう特定なところに出しておきながら、こういう不手際な事業というのは私は余り好ましくないからお聞きしてるんです。後で下水道のことでまた質問しようと思っているから言わないと思っておったわけですが、こういうやはり膨大な市民の税金を投入するということは、それ相応のやはり市民が納得する事業があってしかるべきだということを私はお尋ねしてるわけですが、たとえば神明上の地区外下水路にしても、あれがなかなか金をかけなければ市民の要望にこたえることはできないということで、土地買収なり事業費なりをかけてあれを完成したというような、この事業をどうしてもしなければならないためにこれだけの市税をつぎ込むんだというならこれは市民も納得すると思うんですよ。いまの状態でこれだけの工事の経費を、それ以上に上回るような、自己資金でやるべき特定の事業にこれだけの一般市民の税金が出ておるから私は聞いておるわけです。だから、はっきりいまの問題でも、なけりゃない、あるならあるではっきり答弁してもらいたいと思うんです。私は何もそれがいいとか悪いとか決して言ってるんじゃないです。

○議長（名古屋史郎君）　答弁願います。区画整理課長。

○区画整理課長（鈴木栄弘君）　区画整理上で受益者負担ということは減歩の何物でもないわけです。したがいまして、神明上で現在二四・二一%の土地を平均減歩率ですけど出しておるわけです。（「それはわかってんだよ」と呼ぶ者あり）それから、平山、四ツ谷下、そういう中でも大体二十四から二十七ぐらいの間で普通減歩として提供してるわけですが、その土地を処分して資金、要するに受益者に該当する資金をつくって事業を進めていると、これは合算減歩率ですから公共……

（「それはもうどうでもいいですよ。そういうことはわかっているんだからいいんですよ」と呼ぶ者あり）ということです。

○議長（名古屋史郎君）　日野さんに申し上げますが、やりとりしないで指名によってやりとりをお願いします。（笑声）それから店の件、庁舎建設についての交通網、三点目……。出た質問に的確に答えてください。区画整理課長。

○区画整理課長（鈴木栄弘君）　要するに土地のない換地にある家の件でございますけれども、施工者としては一応案は持っております。案を持って神明上の審議会に諮っておるわけですが、ところが審議会の中でいろいろと調査してもらいたいという要望が出ておりまして、その調査をいましておると、一番古いものは大正の時代のものがあるわけです。そういうものからいま調べて、一応ずっと系統的に調べて、それを今度審議会に報告するという形に段取りはなっております。

○議長（名古屋史郎君）　一点目の受益者負担があるのかないのかという、減歩以外には考えられないから新規事業は、水道その他は受益者負担という形ではないと、こういうことですね。区画整理課長。

○区画整理課長（鈴木栄弘君）　事業計画上で減歩率が出てくるということは、事業計画では受益者負担があるという解釈になるわけです。ただ、新規に追加したものについて受益者負担があるかないかと、こういう御質問ですか。

○議長（名古屋史郎君）　そのようですね。区画整理課長。

○区画整理課長（鈴木栄弘君）　そうしますと、その時点で事業計画の、要するに負担率が変わってこない限り、受益者負担がさらに追加になったというふうには解釈できないと思います。

○議長（名古屋史郎君）　日野源作君。

○二十五番（日野源作君）　どうも課長は余り知らないんだよ。（笑声）なぜ私がいま質問したかというと、部長の答弁で減歩の云々というときにその事業を入れなかったと、その後新しく事業に入れたんだと、これは課長ねえ、なぜ私がこういうことを聞くかというと、もう総事業費の計画を立てるときに減歩っていうのは決まってるわけです。それでどの事業を、どういうことについて、幾ら金がかかっているかほかの人にはわけがわからんわけです。そのときに、これだけの事業というのはこれだけ減歩がいるという時点で、さんざん減歩出して事業はしないんだと、そんなものはいらないからこれこれでやればいいんだと、こういうことがいま部長の方からあったわけです。それは全国大体どこへ行って調べたって同じです。それ以上上回った市民の税金が特定なこの地域に出てるから私はいろいろ聞いてるわけです。それがなければ聞く必要ないですよ。これは……。そういうことですからもうこれで終わり

ます。

○議長（名古屋史郎君）　これをもって十一の二、区画整理事業に関する質問を終わります。（「終わり。終わり」と呼ぶ者あり）

次に十一の三、税制問題についての通告質問者、日野源作君の質問を許します。

○二十五番（日野源作君）　それでは、いま議長の方から紹介があったとおり税制問題についてお尋ねいたします。

私は、税金の使い方についてこれからいろいろな問題について御質問をいたしたいと思うわけです。と申しますのは、いま区画整理事業の事業費のことについて御質問したとおり、こういう特定な地域へ個人の権利者の利益に伴うような市税が使われている現在、こういう税金の使い方においては、私は非常に税金の使い方においては格差が生じておることを痛感するものであります。それは固定資産税にしても都市計画税にしても、年々膨大に引き上げられておる現在を見ても、こういう税金で潤う地域はこれは喜ばしいことだろう。しかし、この都市計画税を見ても、それでは半永久的にこの都市計画が行われないような地域の税金についてはどういうふうな考え方なのか。私はこういう点が非常に現在もそうですが、ますますこの税金の格差というものは、膨大な額になるのではないかと思われるわけです。そういうことから、少なくもやはりこの都市計画税というものは、字にあらわれてるように計画税ですから、言いかえれば、計画ののらない地域は、何らかの酌量があってこれは当然ではないかと私は思っておるわけです。それを半永久に、それこそ何らの値打ちのないような、使えないような土地の地域でもこれだけの膨大な税金をかけられて、ほろが金にも等しいような地域と同一に税金を取るということは、まことに私は不合理だと痛感せざるを得ないんです。そういうことに基づいて私は少なくも計画のない地域は、都市計画税については計画の出るまで税金を凍結するか、さもなければ現在のままで取るというのなら、まあ二分の一にするとかあるいは三分の一にすべきだということを訴えたわけでございます。また、税金の使い方の公平さを見ても、私どもの事業費も現在は二分の一になっておるわけなんですが、そういう計画のない地域には、やはりそういう事業費も全額負担ですべきでもあり、また昔農道のような狭い道路は、市が率先して土地買収なりして、その地域を何らか税金で潤うような制度がこれからもたれてしかるべきだろうと思うわけでございます。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）その点について、これは市長の見解以外にはなかろうかと思いますので市長にひとつお尋ねいたします。

○議長（名古屋史郎君）　ただいまの質問につきまして関連質問者があれば挙手を求めます。なければ日野源作君の質問についての答弁を求めます。市民部長。

○市民部長（森久保三次君）　お答えいたします。ただいまの御質問の趣旨は、区画整理事業の今後何年先に行われるかわからないような土地につきましては、都市計画税は課税しないようにという御趣旨だろうと思いますけれども、地方税法及び日野市税条例によりますれば、減額または税率を引き下げて不均一に課税するという規定はございません。市街化区域内の土地及び家屋に対しては同一の課税をすることとなっております。したがいまして、日野市全体を一行政区域として考えて税の負担をしていただくというふうに解釈されるものでございますので、その区域のみを税率を下げて課税するということはできないものでございます。以上でございます。（「いいぞ、いい答弁だ」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　ほかに答弁ありますか。答弁ありませんか。（「ないことないですよ」「市長だよ」と呼ぶ者あり）市長。

○市長（森田喜美男君）　いまお答えをしたことで大体足りていると思いますけれど、狭い、限局をしてものを考えますと、そういうことが、つまり御質問のようなことが言えるかもしれませんが、今日、都市の生活というのは、この日野の市域に通じて、道路をつくればその道路の利用、下水道をつくればその下水道の利用、その他の学校、そういった公共施設をつくればそれなりの市民の普遍的な使用にゆだねるということであります。そして、市街化調整区域のみ都市計画税は賦課してありませんけれど、そこには本来生活がないという日野市内の現状でもありますので、大きい矛盾はないと、こう考えてしかるべきかと思っております。日野さんは日野さん独自のものの考え方……（笑声）御意見はそれなりに私もいつも拝聴するんですけれど、もう少し視野を広げて考えればそう大きい矛盾はないと、こういうふうに考えるわけであります。それから、あえてつけ加えますと、神明上のことを盛んにおっしゃっておりますが、神明上は確かに当初から資金に供すべき保留地の取り方が少なかったということで、確かに財政的に窮屈でありますけど、まあ第七小学校の校地など時価並みにもし買収するというふうに考えますならば、そう大きい矛盾はないというふうにも言えるかと思います。

○議長（名古屋史郎君）　農道の拡幅、買収などについて答弁願います。市長。

○市長（森田喜美男君）　市民生活にきわめて必要だという部分につきましては、御承知のとおり買収をして拡幅工事等を行っております。ただ、一方には開発指導要綱等もあるわけでありまして、つまり宅地化を促進するというような場所に道路をくっつけて、そしてその関係の矛盾をつくり出すことはこれまた適当でないと、こう考えております。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　日野源作君。
○二十五番（日野源作君）　いま、市民部長の方から答弁があったわけなんですが、これは法的に決められていることはわかっているんですよ。（笑声）わかっていても、そういうことは考慮すべきだということを言ってるわけですから。たとえば法人税にしたって、当然取れることになっていたって、やっぱり内々でいろいろ考慮して話し合いならどうにでもできるわけですから。多少の考慮はできることくらいわかってるわけですよ。わかっているから質問してるわけですよ。これが法的に決められているのはだれが見たってわかってるから、聞かなくたってわかってるよ。決められているものを曲げてそういうことを考えてもらえるかということを聞いてるわけなんです。
（笑声）そういうことなんですよ。だから税金の公平化を図るにはそういうことも考えられるだろうということを聞いてるわけです。それと、いまやっぱりいままで私道については事業費を、舗装に限られるけど、そういう事業費を一部、二分の一の補助でやってると、それと、さっきも申し上げたとおり、農道のような狭い道を拡幅するには、地元の協力を得れば市では全然高みの見物ということになるわけです。そういうことじゃ税金の不公平、なおさら格差を重ねるにすぎないということで、そういう点にも幾分か特定の税金をつぎ込むなら、いま少し公平にそういうところまで税金のめんどうを見てやる方が公平に

多少でも接近するんじゃないかと、こういうことで質問してるわけですよ。これはもう法的に決められていることは部長が言わなくたってわかってるんです。そんなことは……。そんなことを聞いてはいないんだよ。（笑声）
○議長（名古屋史郎君）　御意見ですか。
○二十五番（日野源作君）　いや、いま一回、市長ね、その税金のことはこれでもうできないって言えばそれまでで、法的に決められてるんだからやむ得ないとしても、いまの私道と農道のような関係の地域の要望があった場合には、市で買収してやるような意向があるかないかということをいま一点聞いて終わります。
○議長（名古屋史郎君）　市長。
○市長（森田喜美男君）　今日までもすでにそういうことは行っておるわけでありまして、必要があれば行うということであります。
○議長（名古屋史郎君）　日野源作君。
○二十五番（日野源作君）　行っておるといってもそれは確かにやらないということはないだろうけど、やはり事業費が問題です。いままで拡幅の場合には地元がある程度協力するということは、仮にその周辺の土地が二十万すれば五万か七万出せばやるとか、できるんだという見解がいままであったわけですから、そういうことでなく、やはり少なくも税金の格差是

正という意味合いから、二十万していれば二十万で買って、そしてその地域に余り迷惑をかけないように、行うようにすべきだということをお尋ねしてるわけですよ。その点どうです。
○議長（名古屋史郎君）　助役。
○助役（前川恒雄君）　御趣旨はよくわかるわけでございますが、先ほど市長がお答えしましたように、たとえば一つの道路をつくるにしましても、それが買収する場合にどれくらいの価格で買収すべきかというのは非常に問題でございます。私どもやはり考えないといけないと思っておりますのは、これは道路の性格によりますけれども、道路をつくることによって周囲の地価が上がるというような場合に、地価が上がることによって受ける利益をある程度負担していただくという形で買収費を安くすると、こういうことは私は当然であろうと思っております。ですから、地価そのままの価格で買収していなかったということも、これはそういう理由でいままであったことでございますし、今後も道路をつくる場合に、これはそれぞれの道路の条件その他によって決まってくるわけでございますけれども、先ほど市長が申し上げましたように、宅地をつくるというような形での道路のつくり方はなるべく抑えていきながら、それぞれの事情に合わせて買収をしていきたい、こういうふうに思っているわけでございます。ですから、極端な場合は寄付していただく場合もございますし、その場合はいわゆる買収にな

りませんけれども、それから時価で買収するという場合もありますし、それはケース・バイ・ケースでございますので、一概にここでこうするということは申し上げられません。
○議長（名古屋史郎君）　日野源作君。
○二十五番（日野源作君）　いま、助役の答弁によりますと、確かに全地域を取り上げた場合には、確かにそういう見解にならざるを得ないと思いますが、私がいまお尋ねしておることは、あくまでも、またそういうことを申し上げると、市長の方ではやはり全区域に総体的ということが非常に市長の頭にあるようですが、あくまでもこれは特定の条件、特定の地域に限ってそういう考慮をすべきだということを申し上げてるわけです。全区域をそういうふうに考えたらということではございませんので……。それというのは、あくまでも税金というものは、やはり公平に使われるべきだという観点からそういうことを、小さいことではございますが、税金が全市民に余り格差のないように使われるという前提から、そういうことが考えられるかどうかということをお尋ねしてるわけなんです。全区域を公平に何でもかんでもということじゃ別に聞いちゃございませんから。というのは、さっきも申し上げたとおり、私がここで税金関係にしてもその他にしても、やはり特定の所へ特定な金が出てるというところに多少の市民の感情というか……
（「声が聞こえない」「もっと大きな声で言ってくれないかな

あ」と呼ぶ者あり）税金の使われ方を聞いてるわけですよ。

○議長（名古屋史郎君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　税の公平な使い方ということにつきましての御指摘は全くそのとおりでございますからして、極力不公平のないように、そして公平の上にもまた公平であるように努めてまいりたいと思います。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　これをもって十一の三、税制問題に関する質問を終わります。（「終わり、終わり」と呼ぶ者あり）

以上をもって本日の日程はすべて終わりました。本日はこれをもって散会いたします。

午後五時四十二分　散会

六月二十日

月曜日

（第八日）

六月二十日　月曜日（第八日）

出席議員（二十六名）

二番　滝瀬敏朗君
三番　奥住芳雄君
四番　正国大治君
五番　鈴木美奈子君
六番　橘祐子君
七番　板垣正男君
八番　黒川重憲君
九番　林重義君
十番　谷栄吉君
十一番　剣持佐吉君
十二番　石坂勝雄君
十三番　竹ノ上武俊君
十四番　米沢照男君
十五番　市川芳太郎君
十六番　秦正一君
十八番　杉山寅三郎君
十九番　高橋通夫君
二十番　佐々木昭雄君
二十二番　大下博君
二十三番　本間久君
二十四番　一ノ瀬隆君
二十五番　日野源作君
二十七番　三浦重春君
二十八番　飯山茂君
二十九番　島村孝志君
三十番　名古屋史郎君

欠席議員（三名）

一番　滝瀬政吉君
十七番　清水芳雄君
二十一番　大柄保君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男	君
助役	前川恒雄	君
収入役	杉本好次郎	君
企画財政部長	加藤一男	君
総務部長	松村清栄	君
市民部長	森久保三次	君
生活環境部長	加藤一郎	君
建設部長	田倉高光	君
都市整備部長	成井正夫	君
水道部長	中島武男	君
病院事務長	遠藤政之	君
教育長	倉又秀作	君
教育庶務課長	永瀬誠一	君
児童課長	高野隆	君
建築課長	平井忠	君
学校教育課長	長沢三郎	君
社会課長	長谷川暢男	君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	中村亮助	君
書記	鈴木晴彦	君
書記	荒井一雄	君
書記	樫村正男	君

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一―一〇―三
立川速記者養成所所長　関根雪峰
速記者　清水聰一郎君

議事日程

昭和五十二年六月二十日(月)午前十時開議

一、一般質問

本日の会議に付した事件
日程第一

○副議長（杉山寅三郎君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員十八名でございます。

なお、議長が所用のため欠席しておりますので、副議長が議長の職務を行いますので、よろしくひとつ御協力をお願いいたします。大柄議員、名古屋議長が欠席、佐々木、剣持議員の遅刻の連絡がございました。その他の方は連絡がございませんがおいでになると思いますので、ただいまから会議を開きたいと思います。

日程第一、一般質問を行います。十一の四、建築制度化についての通告質問者、日野源作君の質問を許します。

なお、理事者側の答弁におかれましては質問者の要旨をよく把握して、適切な御答弁をいただいて……（笑声）議会の効率的な運用にひとつ御協力ください。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）

（二十五番議員登壇）

○二十五番（日野源作君）　それでは、議長からの御指名がございましたので建築制度化についてこれから御質問をいたします。

現在、建築については、非常に厳しい制度があるわけです。これは建蔽率にしても、また厳しい道路の規制にしてもあるわけですが、その中で常識では考えられないような、違反という

以上の建築が、たまたま事もあろうに国道から歴然と見えるような所に最近行われているわけでございます。そういうものを見てその建築に対して早速市の建築課に連絡をして、現場の確認をさせたわけなんですが、そのときに市の見解では、二十五万以上の市でないと、建築については監督権もなければ指導権、確認申請もないと、建築指示も受けないと、こういうわけで建築には本当に無関心だと、われわれ関係ないんだと、そういう態度であったわけです。その確認をさせたのは建築課長の平井課長であったわけなんですが、いかにそういう制度がないからといって、そういう市民から見て目に余るような建築が放任されるということは、これはどう見たって許すわけにはいかないと思うんです。そういうわけで、平井課長が早速都の方へ連絡するということで、翌日、都へ連絡したところが、あそこは道路確認の話が薄々あったと、こういう翌日、回答があったわけなんですが、そういうことを推察しますと、いかにも建築に対しては都の役人が知っていたではないかと、こういうことが推察されるわけです。さもなければ、そういう道路関係が恐らくわかるはずはないし、そういうことが出るはずはないと私は推察するわけです。現場の様子をお知らせしますと、確かに国道から入る少しの認定された道路があるわけです。その先にはそれらしい道路があるけれども、それは本当の私有地で、ここから先は通行してもらっちゃ困るというその道路沿いならまだい

いけれども、それからさらに歩道にも等しいような、路地に匹敵するような所のその先にそういう建築が行われておるわけなんです。だれが考えてもその宅地にそういう建築が、材料さえ持ち込めないような所にそういう建築が行われてるわけなんです。それで、都の見解はそういうことで私、推察したんですが、都の役人にもいいかげんな人間が多いです。というのは、三年ばかり前にあの柳町の裏に、私の山林があるそばに、佐藤という人がいるわけなんですが、その人が、私はどういう建築するかわかりませんでしたので、増築するんだから私のあいてる土地を貸してくれと、そういうことで、私は別に関心を持っておらなかったんですが、たまたま見るところが、増築どころでなく、予想もつかないような建築が始まったわけです。それで近所の人が、あの宅地にああいう違法な建築がどうしてできるんだろうなんていう話をたまたま聞いたもんですから、行ってみたら、そういう建築が行われておったわけです。その人は、どういう人間かと申しますと、都の建築課の職員がそういうことをやったわけです。都の職員にもそういうでたらめな、いいかげんな職員がいるんです。市町村だっていないとは言えないけど……。そういうことで、そういう違反どころでなく、違法にも等しいような建築に対して、都がどういう処理をされたのか、まずその点について建築課長にお尋ねいたします。

○副議長（杉山寅三郎君）　ただいまの質問につきまして関連質問者があれば挙手を求めます。なければ日野源作君の質問についての答弁を求めます。建設部長。（「違いますよ。私は平井課長に求めてるわけですから。ちゃんと通告してありますよ。ほかの人じゃだめだ」と呼ぶ者あり）課長を呼んでくれないか。（「休憩」と呼ぶ者あり）しばらくひとつこのまま……。すぐ来るそうですから。済みません。いましばらく……。（「議事進行」と呼ぶ者あり）大下　博君。

○二十二番（大下　博君）　いまの答弁者ですけれども、質問者が課長を指定して答弁を通告してあるなら、これは私は出させない方がいけないんじゃないかと思うんです。もし、書いてないで平井課長という指名がここで出た場合は、私は上位者、責任者といいますか、がやってもかまわないと思うんですけれども、その辺はどのようになっておるんですか。

○副議長（杉山寅三郎君）　お答え申し上げます。日野源作君の一般質問、要旨の回答を求める理事者という欄の中に、第四番目に、建築課長と明記してございますので……。これは私のちょっとミスだったと思いますけれども、明記してございますので、大下議員の言われる……（「続けて」と呼ぶ者あり）大下　博君。

○二十二番（大下　博君）　そういうふうに指定してありながら、出さなかった市側の方の考えはどういうことなんですか。

○副議長（杉山寅三郎君）　建設部長。

○建設部長（田倉高光君）　お答えいたします。実はこの建築基準にかかわります問題につきまして、日野議員さんから御指摘の建築の場所につきましては、私ども十分承知をしておったはずでございます。と申し上げますのは、過日、六日の日あたりでしたか、場所を指摘されまして御質問され、八日の日に、たしか西部建築事務所の方へ連絡をいたしまして、問題等については理解をいたしておったはずでありましたので、私ども、そういうことでできるんではないかと、そういうことの経過の中から、こういうふうな事態になったということでございます。

○副議長（杉山寅三郎君）　大下　博君。

○二十二番（大下　博君）　大変時間をとらせて済みません。こういう場合は、やはり議長に、こういうことで、こういうふうにするという届けがないというのは、やっぱり市側の方の手落ちではないかと思うんですけれども……。

○副議長（杉山寅三郎君）　よろしいですか。（「いいです」と呼ぶ者あり）お待たせしました。平井課長が出席しましたので、日野源作君の質問についての回答を求めます。

（「質問を聞いてないのに答弁できないよ」「再質問」「休憩」「御趣旨は聞きましたから」と呼ぶ者あり）建築課長。

○建築課長（平井　忠君）　前回、日野議員さんの方から御指摘があって、いわゆる違反建築についてということで、馬場ガソリンスタンドですか、あの上にいわゆる道路に接しないで家が建っているということにつきまして、一応調査していただきたいということの依頼がございました。そこで、私どもの方で一応現地を見ました結果、いわゆる接道義務違反ということで、道路に二メートル接してない、それで建築物がもうすでに建っちゃっているというような状況の中で、私どもは一次的には調査しましたけれども、二次的には今度東京都の方の所官でございますので、東京都の方に連絡しまして調査していただいた結果、実は市道に接していないんだと、したがって前回、申請者が東京都の方に御相談にお見えになりましたと。しかしその場合、現在の敷地は道路に接してないから、馬力、隣の馬場さんからいわゆる道路をお借りし、あるいは馬場さんまで入っております道路を延長して、道路が住宅敷地に接続するように一応、私の方から、東京都の方からいわゆる現在の建て主に対しまして指導します、というような状況でいま中断されております。以上です。

○副議長（杉山寅三郎君）　日野源作君。

○二十二番（日野源作君）　そういう、さっきも都の職員にそういう、みすみす職員でありながら、違法建築をするようないいかげんな職員が……。それはだまされているんです。課長だって知ってんだろう。いま、その土地を利用してる

って言ったが、あれは道路じゃないよ。あれは、馬場君のあの通路というのは、あれは営業上、あそこに通路をあれだけしないと営業ができないんだよ。そういうことをだまされちゃだめだよ。絶対そんなことはあり得ないんだから。幾ら道路の話し合いをしろって言っても、あれは営業上の通路になっていて、道路なんていうことは絶対にあり得ない。それで、夜になればちゃんと門を閉めちゃって、だれも人っ子一人通れないんだ。あれを道路とするなら、あれは営業できないですよ。馬場君は絶対に……。そんなでたらめな答弁がどこにありますか。その役人を引っ張ってこい。ここへ……。（笑声）そんなでたらめな答弁というのはあり得ないよ。そういうことでだまされてしまう市の行政というものを全く疑うんだ。じゃあ行政も何もないじゃないか。そんなでたらめな答弁がどこにありますか。道路らしい道路があるならやむを得ない。これは人間だから……。道路ではないんだよ、営業上の通路なんだよ。あそこは……。きょうは間に合わないけれど、その人間に会って、そういうでたらめな答弁をする職員に会って、ちゃんと聞くから連れてこい。今度……。それをまともに受けている。課長は……。どういう見解を持っているんですか。そんなでたらめな見解を聞いて、実情調査しないで、そんなことを、ええそうですか、と聞いているのか。そういうことがいろんなこういう問題を起こすんだよ。私はもうちょっとこれから職員の関係、都市計画事業の問題にしたってそうだ、税金にしてもそうだよ、みんなそれにつながっているじゃないか。自分たちの都合のいいときには、取るものは法的に決められているから取るんだ、取るんだと、都合の悪いときには好き勝手なことをしてるんじゃないか。（笑声）そんな市政があるかっていうことですよ。幾ら森田市長が緑と清流だなんていばったって……（笑声）これじゃあ通用しませんよ。ふざけるんじゃないよ。（笑声）いま一回、都へ連絡してみろ。何て言うか……。（「いいぞ」と呼ぶ者あり）連絡してみろ。それじゃこれが進められないから。そういう答弁じゃあ……。絶対に許せないよ。よく調べてこい。（笑声）で、もう一回連れてきてくれ。そんなごまかし答弁というものか……。だからさっきも言ったとおり、都にもそういうばかげた職員がいるんだよ。建設局の職員だなんていって自分で自分のことを犯しているんだから、何が指導できるんだ。これは都が指導しているから、こっちには指導権がないから何がくるかわかんない、知らないと、こんなことで市の行政が務まるか。いま連れてこいと言ってもこれは無理かもしれないが、この議会中に――これはもう、課長はこれだけの答弁でこれはもうやむを得ないよ。そんな全くおかしな課長がいると思うと情けなくなるよ。（笑声）そんなことをみすみす、ええそうですか、なんて聞くような課長じゃあ頼りにならないもん。これ以上追及しないよ。（笑声）相手に不足だから

もう追及しない。そのかわり、そういう答弁した、都のどういう人か知らないけれども、この会議中に連れてきてくれ。ここで答弁させるから……。これで課長には問題は終わり。

今度は市長に、こういうことについて質問するわけですが、いま、こういう捨てておけない問題が、いまの一件ばかりでなく、もとの市の職員でありながらこういう違法建築を犯しておる場所があるわけです。これは建築課の課長だって知ってると思うんだけど、ここで言う必要もないから言わないけれども……。こういう建築が公然と行われるということは、市長ねえ、これは何かやっぱり市の行政に欠陥があるんだよ。これはそういう推察をせざるを得ないんだ。なぜかと言うと、庁舎の建設についても、市民の数多くの、庁舎建設をするにはこれだけの、これこれのことをしてくれよ、という要望があるわけでしょう。そういうのを前提に何一つ解決しないで、自分たちはできるからいいやって言って、庁舎が建っているじゃないか。たまたま先刻都産の委員会で福知山へ行って、いろいろな行政視察をした中で、わずか六万何がしの人口の庁舎が、いま日野で十三万対象の庁舎と比べて、もっと膨大な、もっとりっぱな庁舎が建っていますよ。それは十一万市民を目標に建てたんだということなんですが、それで何か問題があったかと聞いたら、よくこの辺を市長聞いてくれ、庁舎を建てるには市民から数多くの諸問題があったと。ところが庁舎をつくるのはたやすいから、その問題をすべて市民に納得のいくように、全部解決をしてから庁舎をつくったから何の問題もなかったと……（「えらいぞ」と呼ぶ者あり）これが市政のあり方だと思う。おやじだから何だってやればできますよ。人の首だってとれるんだ。できるから、できるからって、自分の都合のいいことばかりやったんじゃ市政にならないんだよ。いまの現状はそうじゃないか。やってることはすべて……。それに対して市長の答弁を求めます。

○副議長（杉山寅三郎君）　市長答弁。

○市長（森田喜美男君）　建築指導行政につきましては、欠陥があることを私どもも認めております。そこで、日野市が自主的に建築指導のできる、そういう仕組みを取りつけようということをいま東京都と折衝をしております。これまでもすでに申し上げておるとおりでありますが、限定特定行政庁という資格を取りつけて、それで日野市でも建築確認行政をしようと、それによって違法建築等がもっときめ細かに対処できると、指導できると、こういうふうに考えております。

○副議長（杉山寅三郎君）　日野源作君。

○二十五番（日野源作君）　こういうなまぬるい考えだからだめなんだよ。（笑声）ちっとも熱意がないじゃないか。そういうふうないいかげんなことをするならだれだってできるよ。市長ぐらいは……。私もかわってやりたいと思うけど……（笑声）私にもできるよ。（笑声）かわっちゃえ、かわっち

やえ」と呼ぶ者あり）だからすべてやはり人間は熱意でやらなきゃだめなんだよ。夕立雨のように上っ面だってだめなんだよ。（笑声）いま制度化を、これは行く行くは来年あたりなるらしいけど、こんなぶざまな市政の内容で、こんな課長を抱えて、何がそんな制度化ができますか。（笑声）都の役人にだまされるようなことをへいへい聞いてるような課長を据えておいて、こんな不安定なことで制度化ができますか。どういうふうに解決するんですか。その点についていま一回お尋ねします。

○副議長（杉山寅三郎君）　市長答弁。

○市長（森田喜美男君）　その限定特定行政庁というつまり日野市内の独自の建築指導事務を行いますためには、相当数の職員が必要でありますし、有資格者もまた必要であります。体制づくりがうまくいくかということにまだ懸念を持っておりますけれども、何とかやれようというふうに考えております。それから、いろいろ慣慨されることはわれわれも謙虚に伺いますが、行政の区分、つまり都の範囲、市の範囲というものが、これが決まっておるわけですから、やっぱりいまは都の指導の範囲であります。したがって、都の指導にはわれわれもルーズな点がある、あるいはきめが細かくないということですから市でひとつやろうと、これはよその市ではやってないことをわれわれがやろうとしておるわけですから、熱意がいかにあるかということを認めていただきたいと思います。

○副議長（杉山寅三郎君）　日野源作君。

○二十五番（日野源作君）　市長ねえ、そのやることを私は何もどうこう言っているんじゃないんだよ。体制、体質が問題だと思うんだよ。何やったっていいんだ。こういういまの体質で、幾ら市長がどう言ったって、市民に信頼されるようなことは何一つできないと思うんだよ。だから信頼されるようならされるように体制改善が私は本質だと思うんだよ。頼られないものを幾らそう言ったって何にもならないよ。だからそこのことを質問してるんだよ。制度化や計画っていうのは、これは別に聞かなくてもわかってることだと、だからいまの体質じゃあ無理だろうと。だからもっと体質改善をどういうふうにするんだと、市民から信頼される体質は今後こういうふうにして考えるんだと、そこだけ一点、私は聞けばいいんですよ。よけいなことを言ったって何にもなりやしないんだ。（笑声）（「そのとおりだ」と呼ぶ者あり）いま、市長だって聞いているでしょう。これくらいの程度の建築課長を相手に、都の職員にだまされるような、何が頼りになりますか。これで……。いままで都の方に責任があるから都の責任だと言っておっかぶせてればいいけれど、今度はこっちの独自の制度でやった場合には、もっと市に迷惑のこうむるようなことになりはしないかということで私は質問してるんです。

○副議長（杉山寅三郎君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　御指摘、御懸念のことについて、われわれも感ずるところがあります。したがって、市民に信頼をされる、そういう行政をつくろうということが究極の目的でもありますので、極力それに沿って体制づくりをするという考えであります。

○副議長（杉山寅三郎君）　日野源作君。

○二十五番（日野源作君）　むだな時間を費やして長々これ以上質問する勇気もなくなったのでやめますが、市長がそれだけの意気でこれからやる以上は、必ず背信行為のないようにやっていただくことを希望いたしまして終わります。

○副議長（杉山寅三郎君）　これをもって十一の四、建築制度化に関する質問を終わります。

次に十一の五、下水道事業についての通告質問者、日野源作君の質問を許します。

○二十五番（日野源作君）　議長から御指名がございましたので下水道事業について御質問をいたすわけですが、まず、あすにも庁舎ができ上がろうとしておる時点で、一番庁舎に関心の深かった、これだけは何とか解決をしてもらわないとかく市民が困ると、庁舎をつくるのがいいとか悪いとかということじゃなくて、そういう観点から、初めに神明上の地区外下水道のことがもうすでに庁舎の建設の計画の時点から、これだけは何とか庁舎ができ上がると同時にこれも完成させて、市民の不安のないようにしていくんだ、ということが、もう七年も前にあったわけです。ところが、いまあすにも庁舎へ移ろうという時点でこの問題はまずどうなっていますか、その点からひとつどなたでもいいですからお伺いいたします。

○副議長（杉山寅三郎君）　ただいまの質問につきまして関連質問者があれば挙手を求めます。なければ日野源作君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（成井正夫君）　それでは、ただいまの御質問につきましてお答えいたします。

神明上の都市下水路でございますが、これにつきましては、五十一年度から工事を始めまして、新都市建設公社に委託をした工事でございます。これにつきまして二・二・三の所から大昌寺の横を五十一年度に終わったわけでございますが、昨年度に一小の横ですか、そちらの都道までの距離、こういうことで五十二年度の工事、これも新都市建設公社に委託してございますが、一応、工事は終了したわけでございます。これにつきましては、約総計で三百六十六メートル、こういう工事を終わったわけでございます。なお引き続きまして　失礼しました。五十年度、五十一年度で終わったわけでございます。五十二年度につきましては都道の横断の工事、それから在来あります排水官の接続工事と、こういうことで設計がちょっとおくれたわけでございますが、これにつきましても新都市建設公社の方に

委託をすると、こういうことで議案にも今回提出しておるわけでございます。今後のことはまだ御質問がないわけで、現状におきましては一応終わりまして、五十二年度ここで予算を計上しまして、公社に委託をしまして、それからやると、こういう状況でございます。

○副議長（杉山寅三郎君）　日野源作君。

○二十五番（日野源作君）　部長ねえ、そういうことを聞いているんじゃないんだよ。根本のやっぱり本質を聞いてるのは、この下水、排水路が、市民に、やっぱり当初からの計画どおり、いつごろになったらこれが、市民が要望してるような状態に工事が完成するのか、そういうことを聞いてるわけなんですよ。現在行われてることは、もう目に見えてだれだってわかってるんですよ。だから、当初から問題になっている東町周辺の用地、道路の関係をどうするかっていうことが、当初からの問題であったわけなんですが、あの問題にしても、もう足かけ八年ぐらいになるわけなんですが、これはもう本当に、下水、排水路というものは、完成しておるわけですよ。普通からいけば……。いまだにもたもたして、これがいつ使えるんだか、十年先にいくのか、二十年先にいくのかなんって、そんなばかげた計画はないわけですよ。これは、いまの部長が答弁してる背景の、それより先のことは、全然未定なんですか。わかりませんか。わかんないものを聞いてもしょうがない。

○副議長（杉山寅三郎君）　市長答弁。

○市長（森田喜美男君）　私は、神明上都市下水路という名前が下流方面に与えておる、ある区域だけの排水だということで受け取られることにつきまして、大変、名前そのものを変えなきゃならんというふうに考えております。千四百八十メートルの長さで、いま三百六十六メートルが終わっておる。こととし、そこの都道一・三・五の横断部分を施工すると、なお、それに合わせまして、それより下流の経路につきましては一つの単独事業を組んで、そして認可をとり、補助対象の資格をつくって、そうして工事を進めると、こういうことをいま進めつつあります。石田、新井方面の、つまり日野用水の流末に当たる方面の方には、昭和五十五年にはいわゆる神明上下水路、実質市の排水幹線でありますが、これを終えたい、終えると、こういう約束をしております。二・二・十という道路とあわせて施工したいと思っておりますけど、これは橋をかけたり、用地買収が伴いましたり、大きな工事ですから、果たしてわれわれの期待する年度どおりいくかどうか、やや疑問であります。そこで、やはり市の排水事業ということで推進工法でありますとか、あるいはシールド工法でありますとか、そういう工法を駆使しながら、なるべく早くやっていくと、少なくとも多摩川沿いの、つまり日野側の堤防に樋門を早くつくることをやっていこうと、こういうことをいま内部で計画を進めておりまして、

これをいま事業計画として都に提出をしていこうと、こういう状況であります。五十五年に何とかやりたいと思っております。それを目途に、いま一生懸命にやろうということであります。ですから、何にもしてないなんてことはもちろんありませんし、一生懸命やってるというふうにお答えをしておきます。

○副議長（杉山寅三郎君）　日野源作君。

○二十五番（日野源作君）　何事も市長に聞いても、市長の答弁というものはもう決まってるようなもので、思うという程度っきりもう先が進まないような、いつもそういう答弁で、私は市長には余り期待しないんだ。答弁というのは……。（笑声）いまの成井部長の答弁ですけれども、すでにこんなことといまこんなところでどうのこうのと聞く段階じゃないんだよ。実際は……。もう八年も前の、これは当然いま完成しなければならない事業であって、七年も手がつかないから質問せざるを得ない形になっておるんです。そこで、こんなことをいつまで無理言ったってこれはしょうがないことで、一番だから私がこれから憂えることは、十三万市民どころじゃなくこれが十五万、二十万にいつなるかわかりませんから、市長もどういうふうに考えてるか知らないけれども、この下水道事業を私は一番憂えているんだよ。なぜかと言うと、もういまの市長が学者を集めて審議会なり、いろいろな計画をしているようですが、こんなことを十年したって、ちっとも前へ出ないんだ。なぜかと言うと、市長が議員生活のときにもわかるとおり、有山市長の時代から、日野の下水道はどうしようかということで、さんざん苦労していままできている。古谷市長の時代から……。もう十年以上たっているんです。いまだに森田市長がまた学者や専門家を集めて審議会を開いてどうのこうのとやってるんだろう、こんなことしたって、三十年たったって下水道はできませんよ。これは恐らく……。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）できるわけないよ。これは……。やってみましょう、考えてみましょうという程度だろう、こんなことで十年や二十年はじきにたってしまうんだよ。そこで、この下水道事業が進んでいる、先日もお話しした、こういう所へ行って市長よく教育して見てきなさいよ。こういうりっぱな、福知山じゃあ下水道と取り組んでもう三十年たってそれでも完成しないんだから。（「やる気がねえんだよ」と呼ぶ者あり）そういうことで、やりましょう、考えてみましょうなんていうことで、そのうち市長も終わってしまうから……（笑声）それじゃあ頼りにならないって言うの。それじゃあ……。そういうことでだまされちゃ頼りになりませんよ。それじゃあ……。（「ほんとだよ」と呼ぶ者あり）もう十年や十五年すぐたっちゃうんだから。たまたま聞けば万願寺の区画整理に合わせて便乗して下水道事業をやるんだと、とんでもないんだよ。いまの、市長、このおかしな市の行政の中で、たとえばおかしなことっ

ていうとこれは具体的に言わなきゃわかんないけれども、こんな神明上のようなおかしな区画整理事業なんかやっていて、万願寺の区画整理ができますか。そんな夢のようなことを考えて下水道事業をやるなんていっても、それこそ私たちの子や孫の時代にならなけりゃこれは目鼻がつかないと思います。恐らくいま生きている者には通用しないよ。市長はどういうふうに考えてるか知らないけれども、私はそう思うんだよ。だからどういうふうにすればいいかというと、私はあんな区画整理なんて夢みたいなことを考えないで――いま土地なんていうのは金を出せば幾らだって買えるんだよ。これは……。だから必要な土地は幾らでも買って、あすにも必要な用地買収をして、必要な所から単独事業で下水道事業を着工すべきだと私は思うんだよ。たとえば、二十年計画でやるとか三十年計画でやるとか……。これは十年や十五年ではどんな偉い人だってできませんよ。下水道事業は……。福知山のあれだけのものを三十年もやってたって、まだ完全な下水道事業ができないと言ってるくらいだから。あしたから始めたって三十年かかるんだよ。市民の使えるような下水道になるには……。それをこれから計画するなど、そういうことを考えたってそんな夢のようなことを言ったってだめなんだ。だからこの辺で頭を切りかえて、市民のためにやろうという意思があるならそのぐらいのやっぱり頭を持たなきゃだめだと思うんだよ。用地だって幾らでも買えるんですもん。売らないなんていう人は恐らくない。たとえば、いま神明上にあれだけの財源をつぎ込むんなら、どうしてもやらなければだめだと思う下水道事業に、年々三十か四十億の財源をつぎ込めばできるじゃないですか。五百億もかかったって二十年もかかればできますよ。これは……。どっちみち市政というものは本質からやっぱり考えて、金のかかるかからないは問題でなく、やっぱり市民が必要なことは当然これは金をかけなきゃだめだと思うんですよ。それで単独買収で始めて、それに準じて区画整理が伴っていくなら話がわかるけど、これだけの必要な下水道事業を、できもしない、恐らく私はもうできないと思うんですよ。これは……。三年や五年のうちには……。そういうことからいま申し上げてるわけで、だから本当の下水道事業というのを本格的に単独事業で、いま市長が言うとおり単独事業で、用地買収して、あんな区画整理なんておかしなことを考えないで、この辺で頭を切りかえて私はやる気があるかないかということを一応市長に……。市長に聞く以外にこれはないと思うから聞くので、ほかの部長なんかじゃわかりゃしないから。また市長もいいかげんなことを言うだろうけど、これは……。（笑声）

○副議長（杉山寅三郎君）　市長、答弁。

○市長（森田喜美男君）　日野議員はよその勉強をされることも結構なんですが、日野市の下水道事業についてもっとこれまで言ってること、行ってることを勉強していただきたいと思うんです。（笑声）すでに調査会の答申に基づいて、日野市は下水道計画をほぼ持ち得ておると、それをいま実行しようということです。そうして、処理場の用地は、万願寺の区画整理事業とは切り離して単独事業として直接買収でやるということをはっきり言ってるわけですから、そのとおりにひとつ御理解をしてください。

○副議長（杉山寅三郎君）　日野源作君。

○二十五番（日野源作君）　それが実質的にいつごろ実質的の着工になるか、それじゃあ、はっきりそれだけのことが、もし計画にあるなら申し上げてください。

○副議長（杉山寅三郎君）　市長、答弁。

○市長（森田喜美男君）　事業計画を公的に事業として認定してもらう直前の作業をいま進めております。そうして、そのことを市民にＰＲをしようと、つまり両建てでいこうということをいまやっております。ことしのうちにはそのあたりまで進んでまいります。

○副議長（杉山寅三郎君）　日野源作君。

○二十五番（日野源作君）　大抵そのくらいのことだと思っていたよ。（笑声）（「そのとおりだ」「しっかりやれよ」「ごまかされるな」「幾ら聞いても同じだよ」と呼ぶ者あり）ただ、これ以上聞いても貴重な時間を費やすだけで、もう何ら取り柄がないからこの辺で、この程度でやめますが……。

それでは、最後に意見を申し上げて私の質問を終わりたいと思うわけですが、私は今回のいろいろな諸問題について質問したわけなんですが、何一つとして明るい面の出なかったことを、まことに私は残念に思っているわけです。と申しますのは、どの質問に対しても、暗い面ばかりが私の頭脳に残っておるわけです。市長の当初からの緑と清流というスローガンには、余りにも私はほど遠い市政ではないかというふうに感じとられておるわけです。と申しますのは、取るものは法的に決められているから何でもふんだくるんだと、出すものは適当に、いいかげんにやるんだと、こういう市政であるように私は受け取られるからです。どうか少なくも森田市長の任期中は、自分の責任の市長をこれから四年間担当していくわけですから、自分のスローガンにどうか恥じないように、これからしっかりとこの辺で頭へはち巻きでもしてやっていただくことを希望しまして、私の質問を終わります。

○副議長（杉山寅三郎君）　これをもって十一の五、下水道事業に関する質問を終わります。

次に十二の一、実効あるマイタウン計画の推進についての通告質問者、米沢照男君の質問を許します。

（十四番議員登壇）

○十四番（米沢照男君）　実効あるマイタウン計画の推

進について質問をいたします。この問題については、先日正国議員が質問をしておりますけれども、正国議員の質問はこのマイタウン計画を推進するという立場よりも、むしろこれを正面から批判をする、計画に対して真正面から立ちはだかる、こういう立場の質問でしたけれども、私の質問は全くその逆であります。むしろこのマイタウン計画を第二期革新市政のスローガンを、実際にこれから実践をしていく、そのために積極的に進めていく必要があるだろう、こういう立場からの質問であります。もちろんこの問題は、これからの課題でありますし、長期的な展望に立って計画を練り上げていくということですから、まだまだ市当局としても具体化されない点も多々あるかというふうに思いますけれども、現時点でお答えできる範囲で御答弁をいただきたいというふうに思います。

私は、昨年の三月に、公害道路と市の基本的な姿勢について質問をしてまいりました。さらには、六月議会で住民参加による地域別町づくり計画の策定について、質問をしてきておりますけれども、この二つの一連の質問の基本点は、あくまで市民の要求、意見を基礎にして計画、施策を実施していく必要があるだろう、そして市政に対する市民の要求や不満、そしてそれを基礎にした住民運動を町づくりのエネルギーにしていく、さらには、行政主導型ではなくて、住民主導型の行政、施策を実施していく必要があるだろう、こういう立場から質問をしてきたわけでありますけれども、こうした立場こそ民主的な行政を進めていく基本でもあり、憲法を市政に生かしていくというスローガンを実際面で実施していく立場ではないかと、こういうふうに考えております。第二期革新市政のスローガンは、「みんなでつくろう緑と文化の市民都市」と、こういうことでありました。市民の期待と要求、そしてそれを基礎にした住民パワーを民主的な町づくりのエネルギーにしていくと、こういう形態で、市民を直接行政に参加をさせていく、これがマイタウン計画の基本的な姿勢、考え方であろうと思います。これからこの計画の具体化がされていくわけでありますけれども、そこで、まず一点お伺いしたいのは、このマイタウン計画を練り上げていくための市民会議、この人選をどのように行っていくのか、そしてその市民会議の規模はどの程度の規模になるのか、それから地域的にはどの範囲で一つのブロックとしてまとめていくのか、この点についての構想をお聞かせ願いたいと思います。

○副議長（杉山寅三郎君）　ただいまの質問につきまして関連質問者があれば挙手を求めます。なければ米沢照男君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　御承知のとおりわが日野市は、ここ十数年の間に人口が非常な急増をいたしまして、都市形態がないままに、人口のみが都市規模になったということであります。いま、日野議員からいろいろ言われておりました下水道

にいたしましても、あるいは建築の指導にいたしましても、その矛盾から始まってることが多いんですけど、とにかく大急ぎで都市基盤の整備ということにこれから取り組もうということが日野市の置かれておる現実の課題であります。そして、これまでどちらかといいますと、農村時代は地縁、血縁で部落がうまくいっていたということもあるんですけど、今日は地縁、血縁はもう通用しなくなって、新しいやっぱり住民意識をつくり出す必要がある、こう考えます。そして、まあ、大体市民の方の生活圏という範囲が、おのずから日常生活の中であるわけでありますから、その市民生活圏というものを一単位にするような、そしてまた、それが自分たちの町であるという意識が起きるような、そういう手続をとりつつ町づくりをすることが適当だろうと考えておるわけであります。すでに二月一日の広報で、少しばかりの部分をイメージとして発表いたしておりますが、一コミュニティー、つまり生活圏といいましょうか、これを小学校区程度に置きたい。それで小学校を、できれば小学校の体育館などを会場にして、そうして市民との対話のできる場をつくりたい。それをでき得べくば市民会議という形でつくりたい。一つの小学校区には恐らく十幾つかの自治会が平均的に見ればあるわけでありますから、それらの自治会を一単位とする委員でも出していただくと、それを常任委員的な運営の役になってもらって、そうしてどなたでも出席をして意見が言えると、ただし、ここは議決をしたり何したりする場所ではない、むしろコンセンサスをつくり出す場所である、それから行政と住民との対話の場所である、そういう関係に置きたいと思います。いわゆる市民参加の一歩前進ではないかと、こう考えております。市内の各自治会でもどうにか、どうにかというか、新しい執行部の改選等が行われておりますので、いまそれらをいただきまして、学校区に分けた範囲をいま試案として決めようとしておる、そういう段階であります。でき得べくばこの秋には何カ所かの地域でモデル的なスタートをしてみたらいいんではないかと思っております。ただ、この間の正国議員の質問で、マイタウン計画そのことには異論ないだろうと思っておりますけど、市民会議のつくり方に御意見があったように思います。つまり議会との関係それから何か市民会議が議決機関となって、行政がそれを、つまりどちらかというと無批判に受けなきゃならんような立場になるんではないかと、こういうことが懸念の材料じゃなかったかと思うんですけど、そういう形の場にはしたくない、むしろ先ほど言いましたように、いろんな視野を広げて、合意をお互いが理解をし合う、そういう場所にしたい、こういうふうに考えております。それから、市民会議をつくるための市民会議ということは、そこまでまだ考えておりません。

○副議長（杉山寅三郎君）　米沢照男君。

○十四番（米沢照男君）　これからの課題ですから、ま

だはっきりした構想、あるいはプランというのが固まってない点もあるかと思いますけれども、先ほど市長の答弁の中にあった、一小学校区を単位に、いわゆる市民会議をつくっていくと、そこで行政と住民側との話し合いをして、地域の町づくりを進める、そういう方向づくりをやるという点でありますけれども、この点はもちろんこれまでにない新しい施策、構想として大いに歓迎するところでありますけれども、町づくりと言えば、一口に言って下水道の問題あり、道路の整備があり、緑地保全、環境整備の問題がある、あるいは公共施設の適正配置、どこにどういう公共施設をつくっていくのか、そういうもろもろの将来に向けての町づくりの課題があるわけですけれども、それを具体的にどういうふうに練り上げていくのか、その辺がまだ私としてその新しい開拓分野であるだけに、イメージがはっきりしないわけですけれども、その点についてもしこういう段取り、こういう手順で実施に移していくんだ、というところまで構想がまとまっていれば、ひとつお答えをいただきたいと、あわせてこの市民会議の人数はどの程度、地域によって差はもちろんあるでしょうけれども、どの程度の規模をお考えなのか、この点についてお伺いいたします。

○副議長（杉山寅三郎君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　市内にたくさん既存の自治会が二百二十ほどありまして、その自治会はこれは自主的に住民自身でつくられてあるものですから、これは当然尊重しなきゃならない地域の自治体組織だというふうに考えます。そこで、自治会から常任委員になる方を推薦をしていただこうと、こう考えますので、恐らく十名か十五名か、そういう範囲が自治会の数ではないかと、こう思っております。地域性もありますからして、必ずしもそうはいかないかもしれませんが、そういうことを一つの標準として役割りをすれば、おのずから一つの生活圏というものが納得をされる形で設定し得るだろうと、こう考えております。

○副議長（杉山寅三郎君）　市長の構想があればという質問者のあれがあったんですが、どうですか。米沢照男君。

○十四番（米沢照男君）　それじゃあ再質問をいたします。再三申し上げますけれども、これから新しい分野を開拓しようということですから、最後の実施段階までの一つのルートがはっきりこの時点で定まっているとは私は思っておりません。そういう点で、まだそこまでの検討がされてないということであればそのようにお答えをいただければいいと思うんですけれども、先ほど申し上げたいろいろな地域の課題、地域住民の要求がある、それを積極的に取り上げて、将来この地域の町はこういうやはり町をつくっていくんだと、そのための町づくりを進めていくと、公共施設その他こういうふうに適正に配置していけばより住みよい環境、生活ができるだろうということで煮詰めていくんだろうというふうに思うんですが、その点でどういう手順、つまり私が前々から申し上げた住民参加による地域別の町づくりというのは、私は私なりに考えております。これまで、たとえば南部地域計画というのが市の委託でまとまってきております。しかし、私はどうもこれまで、たとえば、五年前あるいは十年前にさかのぼって、あの地域からどういう要求が住民から出されていたのか、そして出された要求がどこまで解決されているんだろうか、この点を基礎に町づくりプランがスタートしていかないと、住民の要求、住民の意見とやはりマッチしたものにならないんではないかと、ですから私はその市民会議では、まずいまこの時点で、その地域で抱えてる問題や要求や不満、こういうものを洗いざらい出し合い、それを地図に落として、そして実態をはっきりと見きわめる、把握した上でそこを基礎に将来に向けての町づくりプランを練り上げていかなければならないんではないか、こういうふうに考えております。もちろんさら地へ道路をつくり、下水道を引きということなら簡単ですけれども、大変地域的には複雑な要素が絡んでいる。一つの要求でも、ある地域の住民は賛成だし、ある地域の住民は絶対反対と、こういうこともあり得るわけですから、そういう点ではまず実態の把握、そこを基礎に計画を練り上げていくということが必要だろうというふうに思います。その点で計画を練り上げ、そして実施に踏み出すまでの過程はどういう段取り、手順になるんだろうと、その辺のイメージがいまの時点で出せればお聞かせいただきたい、というふうに思います。それから、もう一つ、この住民参加の、言いかえれば住民自身による手づくりの町づくりを進めるという点で、大前提になる課題は、住民自身がみずからの手で、みずからの町づくりを進めるんだ、という自覚意識が定着しなければ、これは行政の側のかけ声だけで終わってしまうんではないかと、もちろんこれまで広報その他を通じて、市も積極的に市民の自治意識を高めていく、こういう啓蒙運動をやってきました。しかし、こうしたマイタウン計画という具体的な構想を定着させていくためには、さらに一層市民の自覚、自治意識を高めていく格段のやはり努力が必要だろうと思う。これは情報の提供も含めてですけれども、その点をどのようにお考えなのか、お答えをいただきたい。

○副議長（杉山寅三郎君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　自治意識の定着が一番われわれも目指すところ、かつ望むところでありまして、そのためには、市の行政資料を情報として提供すると、ある程度広報等でやっておるわけですが、そういうつまり図書館なり、それからその一単位の会議に、そういう市の資料をあらかじめ差し上げておる、というようなことがきわめて大切なことだと思います。要は、住民の方が自分たちの町であると、そういう意識をつくり出し、それによってまたいろいろの御意見が出るわけですか

ら、そういう基礎的な手順を踏みつつ、特定の人ばかりに限らない、そういう幅広い会議ができれば幸いであると、こう考えております。これからの運用になると思いますが、試案としましては、小学校区ぐらいで一区域を定めてみて、それで出たり入ったりの、つまり生活圏が自分たちと違うという御意見もありましょうから、そういう試しを行いながら、ある範囲を決めていくと、別段明確にまた範囲を限られなければ会議の場が成り立たないというふうには考えておりません。これからのことですからして、なるべく目的に沿った形、あるいは目的が達せられる形で取り組んでまいります。

○副議長（杉山寅三郎君）　米沢照男君。

○十四番（米沢照男君）　この市民会議の構成ですけれども、私は行政の側と地域の住民を代表する自治会、これも一つの方法だというふうに思いますけれども、これだけではちょっと私は内容的に不十分だと思うんです。それはやはり学者なり専門家なりが一枚加わってそして住民の意見、要求を基礎にしながら、やはりより住みよい町づくりを計画していくと、この辺について私は、これからスタートするわけですけれども、その具体的な町づくりを進めるためのその前段として、会の構成市民会議をどういうメンバーで構成していくか、ということがとりわけ重要だというふうに考えております。だれでも型どおり頭数をそろえて、丁丁発止討論すれば、いいものがまとまることでは必ずしもないだろうというふうに思います。もちろん言うまでもなく、住民の要求、意見を基礎にしながらも、やはり専門家の独自の意見も積極的にやはり取り入れて、そして行政は行政の立場からの意見もあるでしょうし、その言ってみれば、三者の意見を練り上げていって初めてより民主的な町づくりが可能になるんではないか、こういうふうに私は思っています。その点で、一言お答えをいただきたい。

○副議長（杉山寅三郎君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　私の考えておりますマイタウン計画の市民会議というのは、形は会議という名前を当てておるわけですが、その地域の方全部が会議を構成するメンバーであると、したがってどなたでも出て御意見を言われる場にすると。ただ、それでは会議がなかなか成り立たないでしょうから、自治会選出の役員さんを骨組みにして、そして自治会の選出の方は自治会の御意見をまとめたというふうな形をまた自治会自身でとっていただくと、そういうことがだんだん積み重ねてくれば、個人的な意見ということじゃなくて、ある程度の公共的な観点に立った意見が生まれてくるはずでありますからして、そういう考えであります。したがって、そこを議決機関とか何か事を決める機関にしようとは思わないわけでありまして、言うなれば行政と住民との対話の場であると、こういうことが一つの段階だろうと思っております。

○副議長（杉山寅三郎君）　米沢照男君。

○十四番（米沢照男君）　わかりました。つまり素案をこの市民会議でまとめていくということであります。（笑声）そういうことなら私も了解をいたします。ひとつ市長もこの緑と文化の市民都市づくり、そしてそれは市民みずからの手で築き上げていくんだという政策を掲げて、圧倒的な勝利を市長選ではかち取ったわけですから……（笑声）自信を持ってひとつ力強く前進をしていただきたい、ということを要望して私の質問を終わります。（「休憩」と呼ぶ者あり）

○副議長（杉山寅三郎君）　これをもって十二の一、実効あるマイタウン計画の推進に関する質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますがこれに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（杉山寅三郎君）　御異議ないものと認め、暫時休憩いたします。

午前十一時五十四分　休憩
午後　一時　十二分　再開

○副議長（杉山寅三郎君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

十二の二、第十九小の通学路新設計画に地域住民の意見を反映させよについての通告質問者、米沢照男君の質問を許します。

（十四番議員登壇）

○十四番（米沢照男君）　第十九小の通学路新設計画に地域住民の意見を反映させよ、この表題で質問をいたします。

この問題については、すでに市側と住民側との間で三回にわたって話し合いが行われてきております。私もそのうち二回同席をしておりますので、これまでの話し合いの中で市側の通学路の設置計画案、そして住民側が要求している通学路の設置案、それぞれにどういう問題点があるのかこの点については十分理解をしているつもりでおります。この二回にわたって同席したその中で、いろいろ話し合われた内容を踏まえて質問をしたいと思います。

一つは、計画の立案をし、そして工事着工というこの実施に移していくまでの間の手順、段取りについて行政と住民との関係はどうあるべきなのか、この点に関連して質問をしたいわけでありますけれども、この表題にあるように、市民の要求、意見をどう計画に反映させていくのか、これがこの質問の中心になるわけでありますけれども、十一日に平山地区センターで行われた話し合いでは、かなりエキサイトした場面もあったわけです。計画案をめぐって、行政側と住民側でいろいろ意見を交換する、場合によっては激論を闘わせる、そういうこともあり得るわけですけれども、私は、この通学路の設置の計画に対して、安全性をめぐって、あるいは可能性をめぐって、かなり激

しい意見の交換がされると、これはむしろ住民の要求に基づいた施策を実施していくという点では歓迎すべきことではないか、というふうに思います。通り一遍の案を何の意見交換もなしに、計画だからすぐに実施ということよりも、あらゆる角度から双方の、つまり行政の側と住民の側、それぞれの立場から意見を闘わせ合う、そして一つの最終的な案をまとめていくということでは、先日の話し合いは非常に有意義だったというふうに考えております。ただ、私がその場で感じたことは、市側の態度でありますけれども、市のコース案にかなり固執した態度が見られる。もちろん住民側が示している案は、市側から見て一つの障害があることも事実です。しかし、市側が示している計画案も住民の側から見て大きな問題点があるというふうに思います。そういう点で、私は一つの計画案をめぐっていろいろ掘り下げた論議をするのは当然だし、積極的にやるべきだろうというふうに思いますけれども、当初から市側がその市側の案で固執した態度をとるというのは、私としては納得できないところがあるわけであります。むしろ、この通学路の問題だけでなしに、一般的な道路の計画にしても、下水道計画にしても、そのほか公共施設の設置計画にしても、市の施策というのはやはり市民の要求、意見を基本にしながら計画をまとめていく、という姿勢が必要ではないかと、こういうふうに思います。先ほどのマイタウン計画との質問にも関連があるわけですけれども、あの計画は計画と、しかし個々の具体的な問題、通学路の設置問題、その他もろもろの具体的な施策は別個なんだ、ということではないだろうというふうに思うんです。そこで、一つその点でお聞きしたいわけですけれども、私が率直に感じた疑問つまり、もっと積極的に市民の意見あるいは声に耳を傾ける姿勢があっていいんではないかと、もちろんこの十一日の話し合いには市長は出ておりませんでしたけれども、そういう感想を持っております。この点について、市長の見解をひとつお伺いしたいと思います。

それから、二点目は、十八日にも話し合いが、これは市長との間で行われておりますけれども、この席上で市長は、この計画については白紙に戻して計画を検討し直す、という考えを明らかにしておりますけれども、今後の住民側との話し合いも含めてどういう見通しを持っておられるのか。もちろんその十八日の話し合い以降、幾日も経過しておりませんので、これだという御回答はもちろん無理だろうというふうに思いますけれども、見通しについてお答えがあれば御答弁いただきたい。

二点お伺いをいたします。

○副議長（杉山寅三郎君）　ただいまの質問につきまして関連質問者があれば挙手を求めます。なければ米沢照男君の質問についての答弁を求めます。

その前にちょっと米沢さん、お断りしておきたいんですけれども、この前の会合の場合、助役が出ておりましたけど、助役がきょうどうしてもよんどころがない用事で多分出られませんので、その点をひとつお含みおきいただきたい。（「はい」と呼ぶ者あり）

答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　十九小をつくることになりまして、その校区として考えられる平山苑住宅から通学路をつくって、子供たちの安全やそれから利便を図らなきゃならんという問題がまた発生しております。そこで、住民側とか市側とか、そういう計画に差があるのがそもそもおかしいんで本来、子供の安全それから通学路としての性格をとどめるための目的なんですから、一致するのがあたりまえだと私は思っております。したがって、どちらが固執するとかなんとかそんなことは本来おかしいんでありまして、当然あるべき一つの共通点が出てこなきゃなりません。その共通点をつくり出すためには、これはきちんとした現実論がなければこれも困るわけであります。私も余り現地を歩いて見ておるということではありませんので、これらのことをもう一遍整理をして、そうして可能性とそれから実現性、これらの中で一番いい方法をとる、こういうことにしたいと思っております。そこで、どちらの説がよりすぐれてるとかなんとかということはまだ検討もしておりませんが、また、いわゆる住民側という案で、これでなきゃだめだなんて固執されることもまたこれもおかしいと、こう思っております。したがって、なるべく学校ができるまでに子供の安全の通路ができると――私は、道路、道路とおっしゃっておるけど、道路ではない、通路であると、こういうふうな考えで考えたいと思っております。

○副議長（杉山寅三郎君）　米沢照男君。

○十四番（米沢照男君）　ただいまの市長の答弁ですけれども、市側が市の案に固執するあるいは住民側が住民側の案に固執すると、お互いに固執していたんではまとまった案ができないだろうと、そういう意味の御答弁がありました。確かにそういうことだというふうに私も思っております。ただ、市側の示した案は、法的にも無理があるという点、一点、住民側から指摘をされています。それから、勾配との関係で、冬雪が降り、それが氷結するという状況になった場合、恐らく通学路として利用できないんじゃないかと、こういう懸念も住民側から指摘をされているわけです。そういう点では、私は客観的な立場で双方の案についてのそれぞれの意見も聞く立場にあったわけですけれども、やはり住民側の示している案は、京王と田園都市との間で、土地の問題で係争中であると、その問題が解決しなければ実現がむずかしい、こういうネックのあることも事実です。しかし、これは訴えてる側が京王でありますから、京王側に働きかけることによってその通学路の部分だけ争いから

はずすといいますか、訴訟からはずすということもこれは可能なことではないかと、より現実的にそして同じ金をかけてつくるならより安全なものを、そして効率的なものをという要求は当然だろう、というふうに思うんです。そこで、ぜひひとつ市側がまとめた案なのだからこれでいくんだというか、それを押しつけるようなやり方はやはり避けるべきだろう、より現実的なやはり解決策をとるべきだろうというふうに私は思います。その点について再度質問をいたします。

それから、もう一点お伺いしたいのは、あそこに第十九小学校を建設しなければならない背景を考えてみますと、言うまでもなく、京王帝都による宅地造成があります。当初千百戸の計画が、いま千二百数十戸ということで、当初計画よりも多い戸数の造成がされております。当時、つまり昭和四十四年だと思いますけれども、市と京王電鉄の間で宅地造成に関係した協定書が取り交わされています。この協定書にうたわれてない事項については、市と京王側で協議をして決定するという協定の条項があります。この協定書の全文を読みますと、通学路については全く触れられていません。つまり、協定にない部分であります。したがって、私は、ここに第十九小学校の新設が迫られ、それに合わせて通学路を設置しなければならない、このよって来るところの原因を突き詰めてみれば、やはり京王電鉄にかなり社会的な責任の一端があるだろう、こういうふうに考えております。御存じのように東京都が団地を造成する場合には、千戸を基準にして小学校一校分、用地と建物をそっくり東京都がつくって市に提供するということになっております。保育園は五百戸に一カ所と、そのほか児童館か老人福祉施設かあるいは図書館、いずれか一カ所と、集会施設はもちろんセットすると、市町村には極力しわ寄せをしない、財政的な持ち出しをさせないというのが東京都の積極的な姿勢であるわけです。私は、いまこの東京都の基準を持ち出して、これに右へならえさせろとは申しませんけれども、しかし、京王に対しては積極的な姿勢でこの通学路のセットを要求していいんではないかと、こういうふうに考えております。土地の係争の問題も京王から持ち上がった問題でありますから、京王がその気になれば問題の解決は早いと、こういうふうに思っております。この点について市長の見解を協定書との関係でお伺いしたいと思います。

○副議長（杉山寅三郎君）　市長答弁。

○市長（森田喜美男君）　京王平山の宅造地というのは、だんだん約束をされてから宅地の戸数がふえる、そういう経過がありましたので、その都度、たとえばコミュニティーセンターの施設でありますとかを要求をして、約束に追加をしてきております。それから、千二百五十戸という小学校を一つぐらい必要とする団地ですから、学校用地を出せということを詰めました結果、余りいい場所じゃありませんが、一番高い地域を一部の造成地を崩して用意をさせたと、こういうことであります。隣の別の造成者の団地と合わせて、校区を編成するためにつなぐ道路をつくるというような問題としてこの問題が出てきたわけですから、もちろん京王が可能な責任の範囲を受け持ってもらうということは当然行います。ただ、事の動機が学校の子供たちが安全でなるべく近く通える、ということが本来のもとですからして、やっぱりそれに伴って事を考えるのが順序であろうと、こう思っております。したがって、交渉の関係を、交渉といいますか、話し合いの関係を何か交渉の姿に変えると、話し合いの関係を何か試案とか地元案とかそういう交渉の姿に変えると、そういうことは私は方法として適当ではないと、やっぱり原案をつくるのは市側であると、それについての意見は十分受ける、そして一致点をつくると、これが順序だろうと、こういうふうに考えております。そして、なるべくそのように処理をしたい、こう考えております。

○副議長（杉山寅三郎君）　米沢照男君。

○十四番（米沢照男君）　住民側が先に計画案を持とうと、市側が先に計画案を持とうと、その後先は私は余りこだわっていません。ただ、結果的に、これが市側でまとめた案なんだということから、何かメンツにこだわって住民側の要求をわきへどけて、結果的に市側が案を押しつけることになりはしないかと、この点は十一日の話し合いのやりとりでも率直に私はその点を感じたわけです。後戻りしても仕方ありませんから、前向きなところで一点確認したいと思いますけれども、これから市側の案、そして住民の案、それぞれネックになっている問題点これは先ほど申し上げましたとおりです。ひとつ住民側で示している案も積極的に検討に値する案だと私は思っております。それは言うまでもなく、市側のまとめた案が法的にもやはり問題点があると、その点の指摘は事務当局も認めざるを得ない、そういう弱点を持った案であります。そういうことからして、市側の案に固執することなく、先日、市長も言ったように、白紙の立場から、よりよいそして安全性のあるものをひとつ計画していただきたいと、こういうふうに考えております。その点について、お答えがあればいただきたいと思います。

○副議長（杉山寅三郎君）　答弁ありますか。市長。

○市長（森田喜美男君）　やはりそのとおりに考えておりますし、そのとおりに決着をつけたいと考えております。

○副議長（杉山寅三郎君）　米沢照男君。

○十四番（米沢照男君）　これをもって私の質問を終わります。

○副議長（杉山寅三郎君）　これをもって十二の二、第十九小の通学路新設計画に地域住民の意見を反映させよに関する質問を終わります。

次に十三の一、市職員の綱紀問題とこれが対策についての通

告質問者剣持佐吉君の質問を許します。

（十一番議員登壇）

○十一番（剣持佐吉君）　私がこの綱紀問題について質問しようと思ったことは、もうすでに石坂議員、日野議員から詳しい質疑応答がございましたので、私は、そのことも質問しようと思ったんですが、結局、そういうことはもう過ぎておりますので、結論的なことになると思いますので、ひとつ簡単、率直にまた答弁の方もお願いしたいと思います。

質問する前に私お断りしておきますが、この問題は、市長がもうすでに日野広報にも態度を発表しておりますし、石坂、日野議員の質問に対しても重大な問題を痛感しておりますので、あえて市長の責任だけを追及しようと思っているのではございません。責任が一番あるのは市長でありますし、それから市長はがこれに対処する態度がなければならないし、それから市長はもうすでにそういうことは自覚しておりますし、そういうことは、もう私はあえて追及しようとは思っておりません。ただ、この問題は、市政あるいは政治に関する不信という大きな問題を抱えておりますし、それから私がここで例をいろいろ後で申し上げますけれども、その問題は巷間流れている単なるささやきであっても、火のない所に煙は立たないので、それを私、初めどう受けとめて、これにどう対処するかということは必要であろうと思いますし、それから、市長は特にその立場にありますので、特にそのことは必要ではないかと思うのです。したがって、そういう点において、市長に質問するのでありますので、率直にないものはない、あるものはある、というふうに簡明、率直に御答弁をいただきたいと思います。

それでは、質問に入りますが、第一は、市職員の汚職事件発生の原因はどこにあると思われるのか。これは刑法上の問題で言えば、これは贈収賄という刑事上の違反行為があったからと、これはもうはっきりわかっております。私の問題にしてるのはそれだけではございません。ことに刑事法上の問題としては、もうすでに刑事事件として、いろいろの段階を経て、一連の司法機関に回っております。しかしながら、それが日野市のいわゆる市役所という一つの構造の中にあるいは市役所を取り巻く二百億の予算の執行の半径、この範囲の中にどういうふうに動いてきた原因、結果がこうなったかという問題はわれわれは関心を持たなければならないと思うのであります。単なる刑事上の問題だけであるならば、きわめて機械的な問題であって、そういう問題は一体どういうふうに分析し、どういうふうにとらえたかということです。そういうことを市独自においても一体どこから来たんだろう、どういうわけだろう、これはどうしたらいいだろうという、高級職員の間で市長を中心としていろいろ論議されたと思います。もしそれが研究、分析されないとするならば、かなり無責任なことでありますが、その結果はどう

いうふうになって、どういうふうにとらえたか。幸か不幸か私たちにはその調査をする資格がございません。権利もございませんので、ここで市長に対する質問という形において、その分析の結果を市民に公表していただきたい、という意味で第一の問題を質問するのであります。

第二の問題は、給与制度すなわち通し号俸制の実施がモラルを低下させていると、そこに原因があると、こういうふうに言っております。この問題を例を挙げて二、三申し上げますというと、あるおばさんか、おじさんか知りませんが中年の職員が、こんなにもらっていいのか、ということを冗談ながら言ったという話を聞いております。一方においては、おやじ日の丸だからあぐらかいていてもなるところにはなるんだと、そういうあるいは責任制度によるところの給与制度とかそれから努力に報いるための給与とか、そういうものを中心として、古い例を言いますと、私たちの過去においてはそういう給与体系であったことを記憶しております。通し号俸というのは、いつ始まったのか私たちにはわかりませんけれども、森田市長になってから保守系の野党の反対を押し切ってやった、という経過があることは御存じのとおりでございますが、その通し号俸制の妥当性といいますか、そういうことについては、こういう説明をしたことを私は記憶しておりますが単なる記憶でありますので、間違いであったら市長御自身でひとつ訂正をしていただきたいと思います。率直に私は頭を下げますが……。人間は平等であるから平等にということであります。この平等であるから平等にということと、基本的人権は平等であるということ、これは人間平等の理念においては同じであります。宗教的な分野に入りますというと、動物すべて同じだと、植物も動物の仲間だから同じだと、みんなかわいがるんだと、こういうことを言っておりますけれども、それはいまの制度の中には取り入れておりませんが、職員が平等であるから平等にやるんだと、年がたてばたつだけ金が上がるんだということになりますというと、よく私は共産主義理論がわかりませんけれども、ここで説明するほどの深い知識を持っておりませんけれども、共産主義的に考えると、五つのものは五つになり、六つのものなら六つ与えられるということがあるいは共産主義の理念かもしれません。平等という意味においては……。しかしながら、おのおの人間には残念ながら格差があるわけです。それから得意の分野があるわけです。その得意の分野を伸ばしたことによって、それに対する報酬というのは、共産国の御本尊であるところのソビエトにおいても、それが行われてるわけです。その格差があるがごとき、それに平等があるわけです。努力に報いる者、あるいは先天的な知能をそのまま停滞させては、社会の不利益になるから、それを引き出そう、開発しよう、ピックアップしよう、ということに不平等の給与制度があるはずであります。森田市

長の説明はあくまで押し切った感じがいたしますけれども、私たちのそういうこととは別に、人間は平等であるから、職員は平等であるから、どの職についていても、それは確かにそうですね、どの職についていてもこれは同じだと思います。きれいな仕事をしているからそれだけが大事で汚い仕事をしてるからそれが大事でないということではありません。それは私はいいと思う。おしろきれいでない仕事をしている人には、同じ人間ですからよけいに給与をやるという制度もまた考えなくてはならないんじゃないかとすら思っております。そこに、それを押し切って給与制度は年齢において通し号俸制ということを言っておりますが、その通し号俸制の内容がどうであるかは私にはわかりません。その分析する機会もありませんし、よくわかりませんが、ただ、通し号俸制によっておやじ一日の丸だからあそこと競争する必要はないというモラルの低下を起こしたという原因があるということも世論では言っております。そうであるのかどうか、そしてそれにそうでないとするならば、じゃあ、どうなのかという説明をお願いしたい、というのであります。

それから、職員組合の取り扱いでありますけれども、職員組合というのは、どういうものか、私もよくは知りませんけれども、大正年間からデモクラシーの思想なんていう本を読んでみましたし、それから労働組合運動についても少しは見てきましたけれども、かつての労働組合運動というのは、資本家を中心とした社会であったもんだから、事実そうですね、したがって規則あるいは資本家を中心とした社会であったもんですから、これに対して労働組合が対等で話をし合おうという理念は、むしろ異端的な扱いにされたという歴史が私は記憶にあります。間違っていたら訂正していただきたいんですが……。それが昭和から半世紀たった今日には、もうそういう時代ではなくなっております。労働組合というのは貴重なものである、またそれは育成をしていかなければならん、そしてまた労働組合運動指導者においてもりっぱな人も出ておりますし、それから指導態度としてもりっぱでありますしますが、日野市の職員組合の様子を見ますというと、ビラを張った一つの例を見ますというと、廊下へバーッと所構わずビラを張るということ、この文句を見ますというと、市民に対する挑戦という感じがしないでもありません。これをまた町の中、巷間ではまた言い伝えられて、言い伝えられてというか、話し合っている中には、労働組合の指導的な役割りをしている人たちに好感を持たれなければ、自分の立場が、どういう表現にしたらいいか、自分の立場が安定しないという感じを持っているということを聞いております。こうなってきますというと、いま、部長、課長、係長制度という階級制度は全然労働組合の行動、その育成、その動きいかんによって階級制度というものは全然なくなってくるわけです。あってなきがごとしですね。したがって、上意下達もなければ

監督、指導も形式のとおりだと思われるわけです。ある職員が十二年間も同じ職にいて、そして部、課長に話ししてもしょうがないからそこへ行くんだと、そこへ行くとある特定の者しか話ができないで、私たちは行けないんだという巷間に話がありました。確かにあったのでありますが、それはことしの一月ごろからもうすでに聞いております。私はそのときに贈収賄があったことは知りませんが、その疑いがあるという話は聞いておりました。しかし、私は一部にそういうことをどうかということも聞いてみましたが、それはないと言うからそのとおり、ちょっと甘い方か知りませんけれども信じておりました。私も検察官でもありませんので、それ以上追及しょうとは思っておりませんでした。中にはこういう話も聞いておりますが、もうこういう——その前にちょっと申し上げます。そういう特別のコネクションを持った、ある業界のグループがあるそうです。正常といってはおりますが、私たちは正常にものを運びたいんだ、あのグループだけがうまいことをやっていて、部、課長は何といっても、どこへ行っても、部、課長とは言いませんが、どこへ行ってもその話は通じない、われわれもやっぱり多少の、これはコミッションていうんですか、悪い言葉で露骨に言えばそういうようなことですが、何かをしなければならないという表現でいたようなことも聞いております。こういうことが職員の監督制度に何か欠陥があったのではなかろうかと思われますが、まずこれを要約してみますというと、職員組合を甘やかせ過ぎたという感じは持っていませんでしょうか。また、私は職員組合を弾圧するというようなことは毛頭考えておりません。職員組合諸君自体も、一体自分の話し相手の対象は何かというと、市当局のはずです。市民に訴えることは別の方法があるはずです。入ってきたら廊下でもって鼻の詰まるように玄関から何からべたっと、これに何らの手を尽くさない。それで助役にその話を私は私的にしてみました。いや、いろいろやったんだと、市長にも私的に話をしたことがありますが、いろいろやったんだけどまた張るんだと……。しかし、それに対しては権利があるはずです。私は直ちに器物毀棄罪を利用して、自分の管理権を法律をばらまいて、そして弾圧しようとは決して思っておりません。だけども、その辺に何かがありはしないかと、反省するものはありはしないか、どうしたらいいか、職員諸君自身もそうだし、市当局もそうでなければならない。はがすんだけれどもまた張るんだ、しようがないというんでは、市民はたまらないということです。だから贈収賄があった、極端な例を言って申しわけありませんが、どろぼうがあった、それはしょうがないんだと、やめろと言うけれどもしょうがないんだと言うんじゃしょうがないと思うんです。そこに何らかの手を施さなきゃならないと思われるんですが……。このいわゆる職員組合あるいはモラルの問題、こういう問題について巷間叫ばれて

いるのが正しいと肯定されるのか、もしそれが否定できるならばこういうわけで否定するんだと、それは巷間はそう思っているかもしらんけれども、実はこうなんだということを胸を張って言えることがありましたらひとつ言っていただきたい。私はいまの状況で上意下達の指導、監督の責任を――これは部、課長諸君が意気地がないと言ってしまえばそれまでのことです。意気地があるかないよりは、この社会全体の、つまり二千人を擁してるところの市職員という一つの社会、構造の中に一体どういう監督を期待するか、しからばどういう制度をとるか、ということを市長みずからが考えなければならないことであって、私は部、課長を追及しようとは思っておりません。一生懸命にやっているけれども能率が上がらなかった結果が贈収賄事件になった、という結論と言わざるを得ません。こういう状態をどうとらえておられるのか、をお答えいただいた次に、しからば、これが対策として、士気高揚についてはどういうことをしようというのか。監督、指導制度の確立についてはどういうことをしようというのか。いま、指導、監督の確立ができているとは思われません。もしそれが確立されているとするなら、ひとり逮捕された人だけではなくて、一連の関連があると言わざるを得ない。つまり、刑法的な言葉を言って申しわけありませんけれども、共犯と言わざるを得ないです。そこに断層があったから、一人の刑事責任者で逃れたことになるわけです。その間には、監督の一連性、有機的な一体性がなかったということが言えるわけです。したがって、この監督制度は、末端にあったらそれは市長も連帯責任を負える体制がなければ、監督制度が確立したとは言われないと思うのであります。したがいまして、監督制度の確立についてどうなさろうとするのか。それから、責任者の処置については余り、まだこれから検討もしなきゃならないし、被疑事件が進展して後のことにもなろうと思いますので、それから世論に対するまたお答えもあろうと、この次の課題であろうと思いますので、責任者の処置については具体的なことは要求しておりません。適当な処置をとっていただきたいと思うし、そうしますという答えが出るだろうと思いますのでその点は省略しておきますが、その他の対策がありましたらそれをはっきりとお示しいただきたい。これによって市当局不信の問題を解決をしなければならない。それから、市民にその信頼を回復しなければならない。この間、こういうこともありました。美濃部さんはクリーンを看板にして出てきた、それで、出てきたらいま何十、私は数字はわかりませんけど、数字はだめなんですが、至るところに汚職がある、国立もそうだ、日野もそうだ、こう言っております。やっぱりこの辺は、いわゆる革新市政はこうなんだ、市民本位の市政をやるんだと、それもいいと思う。こうじてやるんだ、それで後ろの方でどろぼうがあったんじゃあどうしようもないわけです。だから、日野市における第二期革新市政確立のためにも、この問題は市民に本当のクリーンの姿を訴えなければならない。かつて汚れたものは、それはここで徹底的に先浄して、そして新しいスタート、四月の選挙の日がスタートでなくて、これからでもいいから、市長はひとつきれいなスタートの姿を見せるために、この私の質問に対してお答えをいただきたい。

○副議長（杉山寅三郎君）　ただいまの質問につきまして、関連質問者があれば挙手を求めます。

（関連質問者挙手）

○副議長（杉山寅三郎君）　剣持佐吉君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　議会の初日にも申し上げたことですが、不祥事件を起こしまして、まことに遺憾に考えております。また、これをあらゆる角度から真剣に反省し、検討をして、再度こういうことの起きる余地のないように、そしてまた、市民の回復を取り戻すために最大限のあらゆる努力をしよう、こういう決意を持っておりますことを申し上げたわけです。それで、いま質問で問われておることにつきまして、それらがそれぞれすべて反省の、あるいは再検討の課題であると、こういうふうに考えております。事件発生後、非常に驚きまして、一連の職務規律に関します訓示、通達等も行っておりますけど、なお、この間、議会でもお話ししましたとおり、綱紀確立委員会というものを、各部長を委員といたしまして、全庁内に反省をするような、そういう検討を行って、そしてそれらを報告としてまとめて、今後の庁内の管理、運営に役立てようと、こういうふうに考えております。通し号俸でありますとか、あるいは職員組合、ないしは職員組合が行ったビラ、それらに対しましても、すでに先に質問された方々にお答えをしたとおりですから、もしお許しがあれば省略をしたいと思いますけど、要はいま御指摘のことすべてにつきましてが、これが反省のあるいは内部検討の課題であるというふうに考えておるわけであります。それから、公務員に対する通し号俸制が、これが基本的に誤りであるというふうには私は考えていないというふうにこの間もお答えをいたしましたが、現実に合わないものがあるとするならば、それなりの反省もしなきゃならん、こう考えます。また、現行の職務規律あるいは庁内の組織がそれぞれの管理者に指揮、監督権が不十分であるというようなことは、私はないと思っております。たまに言う言葉ですけど、本来、人を指導したり監督したりするにはそれなりの能力なり人格なり、人を説得するものが伴わなきゃいけない、管理職というものはそういうものをすでに持っておる人たちである、だからそれを十分に発揮せよ、というふうに言っておるところであります。何といいましても、とにかく事件を起こしたと、不祥事件を起こしたという何らかの欠陥があるわけでありまして、それはそれな

りの一般的に言われる事柄を、いま反復、反すうしておるわけであります。庁内の綱紀確立委員会のまとめは八月いっぱいをもって行うということにしております。それらに伴いまして、つまり、その結果、どうこうということが対策としてあらわれるよりも、そういうことを行うということによっての、庁内挙げての反省と、それからもう一遍自分のこと、周辺のこと、あるいは組織のこと、給与のこと、あるいは組合活動のこと、これらを点検することによって、おしろそこから生まれる職員の意識の変革というものが貴重なものである、こう考えております。

簡単に答弁せよと言われますが、そうですかとか、そうでありません、ということだけではお答えはできませんので、簡単でありますけど以上のようにお答えをさせていただきます。

○副議長（杉山寅三郎君）　剣持佐吉君。

○十一番（剣持佐吉君）　私はこれで満足はしませんけれども、後は見解の相違になるというと……。ここで議論することはいりませんが、ちょうど参議院の選挙もございますし、市長のそれを場合によったら市民に街頭で訴えることもあるかもしれませんので、特に私はここでお伺いしたいんですが、綱紀確立委員会、これは結構だと思います。ところが、指揮、監督権が及ばないと言うけれども、それは見解が間違ってると言っておりますが、いま機構制度の中に、数字はどうもちょっと頭が悪いんですが、たとえば十万円なら十万円、十万以下のものは見積もりもいらない、相見積もりもいらない、上司の決裁もいらない、それで一人でやっていた、中には五万円の事業を七万円で「おいやれっ」とやって一万円を分けたという声も聞いてるわけです。それで指揮、監督ができますかということを聞きたいんです。それで、私はいま答弁だけでしますと、こういうことを言わざるを得ない。綱紀問題は市民の皆さん御存じでしょう。これに対して森田市長は十分の反省の色を示しております。しかし、具体的には何ら言っておりません。――これです。これが助長していると、いわゆるクリーンであるところの革新政治というものは当てにならないことになりはしませんか、だから自民党がやってくれと、こう言うかもしれない。これじゃあ余りに街頭演説としてはみっともないから、ここで整備をしていきたいというのが私の本心なんです。したがって、監督権が及ばないということは、それは間違っている、というようなお答えでありますけれども、しかし、しからば今度は発注っていうんですか、何か工事を業者に発注する、そういうような制度については何らの手を加えていないんですか。そのことが一つ。そういうことを私は聞いております。だから、予備費の充当についても、違法でないから、予備費があるからいいんじゃないかということが出てくるわけです。そして、この間ある建設部の職員が、監査でもって呼んできたら、で、こういうふうな予備費の流用があるから、これを一々聞こうと思ったら、来て説明するのは財政課長です。私は、財政課長が合法的だから仕方なしに判を押したんだと思う。そうではなくて、本当にこの議会でもって予算審議をしてる、それを尊重する気持ちが職員の末端にあるならば、職員自身が来て、あのときはこうであったから仕方がなかったという説明があってしかるべきです。そうではないんです。それで一連の監督がピラミッド型に有機的に動いてるということは私は信じられない。もし、市長がそれで信じていると言うならば、私はあえて水かけ論はしたくはない。こういう状態です、ということを市民に訴えざるを得ない。それから、綱紀委員会の内容が私にはわかりませんけれども、これは内部のことでほかに言ってはいけないならばあえて聞きませんが、綱紀委員会は八月にまとめる、これちょっとわかりませんけれども、それは説明できないんですか。できましたらひとつ内容をお知らせいただきたい。

○副議長（杉山寅三郎君）　答弁。市長。

○市長（森田喜美男君）　組織上の指揮、監督が現体制で不十分であると、不十分だからそういう事故が起きておるんだと、これは現実の姿だと思うんです。つまり、管理職に対しましての範囲は一応届いてるとは思っておりますけど、それ以下のつまり職員、つまり決裁という形が成り立っておるわけですからして、一人で事を決めるなんてことは、ほとんど職制上許してあるわけはないと私は思っております。つまり、それぞれの組織の中で、当然踏むべき手順を踏んで事が決まっておる、そう思っておりますが、それを現実に行ってないと、あるいは任せ過ぎがあったというところに欠陥があるわけですから、それらをもう一遍掘り起こして、そういう手扱き、手落ちがないようにしなきゃならんということにむしろ問題の焦点を当てていきたい、こう思っております。

それから、綱紀確立委員会は、これは部内のこの事件に対しましての、庁内的な反省をしようということにも趣旨があるわけでありまして、それ以外の何ものでもありません。そう特別の条項を付してることはありません。言葉の、つまり委員会の名前の示すとおりであります。

○副議長（杉山寅三郎君）　剣持佐吉君。

○十一番（剣持佐吉君）　それでは、第一の問題の市職員汚職事件発生の原因はどこにあると思われるか、これはお答えがないようですが、これは分析していないんですか。それから、重ねて確認の意味でお伺いしますが、給与制度は、通し号俸制においては欠陥がないと断定してるわけですね。それから職員組合を甘やかしている、そんなことはないと、そしてモラルの低下もないと、こういうふうに断定してるわけですね。それでは重ねてお伺いしますが……（「ちょっと議長」と呼ぶ者あり）

○副議長（杉山寅三郎君）　まだ剣持議員のを聞いて……。
○十一番（剣持佐吉君）　途中で言わなきゃなりませんから……。間違ってれば……。
○副議長（杉山寅三郎君）　市長。
○市長（森田喜美男君）　その前段になるあなたの断定が、私の言ってないことを決めていらっしゃるようですから……。そういう問題もすべて含めて、反省の対象にすると言ってるわけですから、断言をしておるわけではない、ということを御承知願いたいと思います。
○副議長（杉山寅三郎君）　剣持佐吉君。
○十一番（剣持佐吉君）　給与制度もそれでは含めて反省の対象にしよう、と受け取っていいわけですね。（「はいそのとおりです」と呼ぶ者あり）それから、組合を甘やかし過ぎているということは、そうではないと、断定ではなくてそれをも含めて検討しようというんですか。（「はい結構です」と呼ぶ者あり）そう受け取っていいわけですね。それでは第一の問題で、この発生の原因はどこにあったか、こういうことです。いま、市長は、制度的に一連の監督制度があるのに、こういう事件が起こるわけはないと言ったって、起こったんです。起こったわけですね。じゃあ、どこに断層があったか、ということがあるわけです。その断層の究明はしなかったのか、ということを聞きたいわけです。どこか断層があったわけです。市長までといったところで、たとえば五万や十万の事件を市長が一々頭に入れようったって、これは頭が割れたってできやしないから、それは私はそこまでのことは知りませんけれども少なくとも、課長ぐらいは把握できるはずです。課長が把握できてあったとするならば――大体贈収賄という事件は、それ以上の税金の不法消費があったから、その中の一部分が贈収賄という額になってあらわれるんですから、だからそれをどこでかチェックしなければならない。チェックして、市長までは、それは市長決裁というようなことで代決とかいろいろなものがあると思われますので、市長が一々これをなぜ知らなかったかというようなことは私は追及してるんじゃないが、しかし、一職員がそれを専行したと、そういうことはあり得ないと市長は言ってるわけです。ところがあったわけです。しからば、どこに、そういうことで断層があったかということは、事実を究明しなければならないわけですよ。第一の問題としては、事件発生の原因はどこにあったのかということを究明したらそれをお答えいただきたい。それは人事に関する、名誉に関する問題や、プライバシィーに関する問題だったら私は「そうだ」とおっしゃっていただければこれで引っ込みます。ただ、それが抽象的にもここに断層があると、これを今度は連結するように検討するんだと言うならばそれで理屈は通ると思う。何だか答弁まで私がしゃべってるようで大変恐縮ですが、その辺どうですか。ひとつ

……。
○副議長（杉山寅三郎君）　市長。
○市長（森田喜美男君）　私が答えてるとおりにどうも前段が受け取ってないようですが、私はそれらについてすべて欠陥があるから、やっぱり反省しなきゃならんと言ってるわけですから……（「はあ、はあ」と呼ぶ者あり）断層がやっぱりあったと言わざるを得ないと思っております。
○副議長（杉山寅三郎君）　剣持佐吉君。
○十一番（剣持佐吉君）　頭が悪いから、ついそういうふうに理解してしまうんですが、反省をするということに、私はまた不満があるわけです。はっきり言うと……。あの事件が起こったのは、表面に出たのは、まだ一回か二回です。その前に事件があったわけですよ。いま、ここでもって、これをすべて反省の材料にしますと言って、じんぜん時を移すことを待ってるようだと、市民がそれを承知しますか。それではその態度でやるならそれで私は質問を打ち切ります。そのいま対策として、それがよかれあしかれ、具体的な対策としては、士気高揚について、監督、指導確立について、いま研究中だということですね。そう受け取らざるを得ないんですが……。だから巷間でささやいていられることは、全部参考にして反省をしますと、謹慎をしますと、これは抽象的な通り一遍の政治家の私は社交辞令でしかないと受け取らざるを得ない。もっと具体的に、それではいま確立委員会もみんな反省をする、確立委員会ですよ、何にも具体的にこうするんだというものはないわけですね。できないかもしれませんね。その点をもう一遍最後に……。どうぞ、勝手にしろなら勝手にしろでもいいですから、ひとつ最後のお答えをいただいて、私はこの質問を打ち切りたいと思います。
○副議長（杉山寅三郎君）　市長答弁。
○市長（森田喜美男君）　反省がいけないとかというより、反省する以外にありませんので、すでに手を着々と打ってもおりますし、それから今後、より役所の中の全組織にこの反省を及ぼして、成果をあげたい、信頼を回復したい、こう考えておるわけであります。
○副議長（杉山寅三郎君）　剣持佐吉君。
○十一番（剣持佐吉君）　それじゃあ街頭演説の場合、機会があったらそう言っておきましょう。（笑声）これで質問を終わります。
○副議長（杉山寅三郎君）　次に関連質問者、大下博君の質問を許します。
○二十二番（大下　博君）　関連ですから端的に、具体的に、簡単にお伺いしたいんですけど、聞く前提が、別に職員を締めつけるとかなんとかという意味でなく、純粋にお伺いするわけですけど、市長がその都度言っておられる、公務員は良

識とそのモラルによってやってもらうんだと、また職制の長はその能力とあるいはその格、あるいは人格、その他によって十分やってもらうんだ、という言葉をおっしゃっていますけれども、確かにそのとおりだというふうに思いますし、それでなければならないというふうに思うんです。そういう前提の中でも、お伺いするわけですけれども、例規集を見ますと、職員の昇任などについては試験制度をもって、その試験のいい者から順次採用していくんだというふうになっていますけれども、それをそのとおりにやっていらっしゃるのか、それをやっていないのか、やっていなければそのやらない理由はどこにあるのかということが一点。

いま一点は、さっき申し上げましたように、職制の長は、その実力とあるいは本人の人格なり、そういうもので意識をするんだと、確かにそうですけれども、やはり一方ではその部長なり、課長なり、あるいは係長なりという者が、三面にはその人事に対する発言、あるいは全部が、部長なりが申告したものがそのままになると、そのまま通るということではないですけれども、そういう面に対する逆の権限といいますか、そういうものがあるのかどうか、この点をお伺いしたいと思います。

助役さんがいらっしゃれば助役さんにお伺いしたいと思っておりましたけれども、どなたかあるいは総務部かわかりませんけれども、どなたかにお答えいただきたいと思います。

○副議長（杉山寅三郎君）　答弁求めます。総務部長。

○総務部長（松村清栄君）　お答えいたします。確かに昇任の場合においては試験制度で昭和、ちょっと忘れましたけれども、昭和四十八年か九年まではやっておりました。しかし、その後、組合との交渉によりまして、これらはある一定の年数がまいりますと、その年数がきた時点において、論文を本人に書かせ、なおかつ各部課長、上司の推薦によりまして昇任をしておるということです。それから、その時点において研修を行う、こういうことで昇任をいたしております。それから、その次の問題につきましては、これは自己申告制度によってします。

○副議長（杉山寅三郎君）　大下　博君。

○二十二番（大下　博君）　もういいです。

○副議長（杉山寅三郎君）　よろしいですか。（「いいです」と呼ぶ者あり）

これをもって十三の一、市職員の綱紀問題とこれが対策に関する質問を終わります。（「休憩」と呼ぶ者あり）

次に十四の一、新町、栄町地域における公共施設の配置についての通告質問者、板垣正男君の質問を許します。

（七番議員登壇）

○七番（板垣正男君）　新町、栄町地域における公共施設の配置について質問を行いたいと思います。

御承知のようにこの四年間、革新市政のもとで、いわゆる公

共施設と言われるような学校、保育園、あるいは幼稚園、これらの施設が数多く建設されてきたわけであります。それぞれの建設された地域における、あるいは市民全体の利用する施設として喜ばれ、またその利用によって市民が多くの利益を受けると、こういう施策は前進してきたものと評価をするものであります。そういう施策の前進の中でも、地形的なものや、あるいは生活道路、通勤、交通等の要因によりまして、限定された地域における公共施設の利用しやすさ、あるいはしにくさ、こういうものが発生していることは、当然と言えば当然でありますけれど、これもまた指摘せざるを得ない問題点の一つではないかと思い、私は、今回の質問を取り上げたわけであります。表題にありますように、新町、栄町地域は、西に日野台の高台を持ち、真には中央線によって遮断されております。国道二十号線の日野駅ガード下は、日野市の大きな解決すべき課題というべき交通の難所でもあります。ここを通過しながら、この中央線の東と西を買い物であるとかあるいは通学、通勤等の関所になっているわけであります。こういう点から見るならば、地域的な広がりというのがなかなか持てないということを、私が強調するまでもなく、容易に理解するところであります。そして、人口等の増加に伴う特殊な行政需要、公共施設の需要というものも高まってきているわけであります。そこで、私は具体的に幾つかの問題を提起しながら、市側の現在の計画、構想等について質問を進めていきたいと思います。

議会におきましても、一般質問で保育園の問題で質問した際、いわゆる日野地域における公立保育園の建設問題であります。過去に質問した際、日野町、新町、栄町、多摩平の六丁目、日野台の一、二丁目、五丁目も含めてでありますが、仮にそれらの地域を日野地域と仮定いたしまして、公立保育園の建設を要望いたしました。今日に至るまでまだ実現していないわけでありますけれど、この際、数字をもってその必要性を改めて市側に問うてみたいと思います。昨年度の調査によりますと、日野市全体のゼロ歳から五歳児までの人口は、一万六千六百二十六人おります。このうち日野地域におりますゼロ歳から五歳児は、三千五百五十六人、二一・三%の割合を占めております。そして、保育園への入園申込状況を見てみますと、申込者が市全体で千七十五人、日野地域は四百六十七人となっておりまして、全体の四三・三%を占めております。新興集合団地などのわりあい少ない地域であるにかかわらず、申込児童が四三%を超えているというのも、実は私もこうした調査によって初めて知ったわけであります。そのうち、措置された人数を申し上げますと、市全体では七百三十六人、日野地域では三百八十一人、内訳でございますが、市全体は公立保育園に措置されたのが五百二人で六八・二%、私立は三一・七%、いわば七対三の割合で圧倒的に公立保育園に入っております。しかしながら、日野地

域に限って見てみるならば、公立がわずか七十八、一八・三%、私立は三百十一人で八一・六%の割合となっております。二対八の割合で、これは全く市全体の割合とは逆に、私立に依存してるということが明らかになっているのであります。ことし大久保保育園が開園いたしましたので、私立あるいは市立の保育園を合わせまして十六の保育園が開園されております。このうち日野地域における保育園は、私立が二園、公立が一園、合わせて三園となっております。こうした調査の結果からもわかりますように、圧倒的に私立に依存するこうした保育状況を、行政の福祉施策として公立保育園の建設を要求するというのも、私は単なるごく限られた地域的な要求ではなくて、市の行わなければならない福祉施策の一つではないか、と考えているわけであります。市側の保育園建設の見通しについて、こうした数字を踏まえながらお答えをいただきたいと思います。

次に、学童保育クラブと児童館の建設問題であります。日野地域における児童館の設置は、公民館の前に一館ございまして、第一小学校、第三小学校、第四小学校の児童が利用するように配置されております。しかし、現実は第三小学校や第四小学校からの児童一人の通園といいますか、通学といいますか、ふたば学童クラブに行くまでの時間、距離というのは非常に危険でもあり困難な状況でございます。市民が第三小学校、第四小学校の学童クラブの必要性を要求する場合、担当部課の説明の中に、希望者が少ない、需要が少ないというような説明が再三再四返ってくるわけでありますけれど、現実にない所で、しかもある所に行くまでには、小学生の一、二年生が一人で歩いていけないような所へ設置する現状を、何ら省みることのない説明がなされているわけでありますけれど、こうした設置状況を考えるならば、私は当然、三小学区にも児童館の、あるいは学童保育クラブの必要性を強調したいのであります。第三小学校のPTAで調査した学童保育クラブの希望数がたまたま出ております。いますぐにでも必要だという人が、六十四人いたというような最近の調査結果が明らかにされておりますし、今議会にも、請願が提出されております。そのほか詳しい調査結果については、まだ聞いておりませんが、こうした一つを取ってみても、その必要性とまた希望がかなり多くあるということがうなずけるわけであります。担当ないしは理事者における今後の設置、構想についてお伺いしたいわけであります。なお、この学童保育クラブについては、いま市内各地から、たくさん要望として出されているようにも聞いております。そうした兼ね合いの中でも、この質問の趣旨に沿うような回答をいただきたいわけであります。

そのほか、文化施設の中における図書館の配置をどのように構想として持っておるのか、この点もあわせてお答えをいただきたいと思います。

さらに体育施設の関係で申し上げますと、昭和四十八年の第四回定例市議会におきまして、わが党の鈴木美奈子議員が、いち早く多摩川河川敷利用の問題で、一般質問を行った経過がございます。いわゆる谷地川改修に伴う廃川敷の利用を、体育施設に利用するという問題であるわけでありますが、最近の広報のお知らせのところにも、谷地川の改修計画が、一年延期されるというような記事も載っておりました。この河川敷利用の体育施設計画については、まだはっきりした、あるいは具体的な構想、計画がまだ議会には示されていなかったようにも記憶しております。具体的な計画がまだ作成されていないというのであるならば、構想としてどういうものを考えているのか、また工事着工年度はいつごろになるのか等について御説明していただきたいと思います。

体育施設について質問をいたしまして、次にもう一点、姥久保都営住宅の中におきます空き地と申しますか、現在広場として地域の人たちに大変利用されている所でありますけれど、この都有地の利用について、一体都側はどういうふうに今後の計画として考えているのか。断片的な質問等による回答が、何回か議会にあったようでありますけれど、都有地だからといって、日野市が都任せということではなくて、積極的な地域の人たちの土地利用、あるいは公共施設用地として市側なり、あるいは日野市民の利用に供するような計画や構想を持ち、都側と折衝するということも決して無意味なことではなく、むしろ必要なことではないか、と考えます。広場としての利用を保ちつつ、なおかつ土地の利用、公共施設等の計画を図るために、市側のお考えを聞かせていただきたいと思います。

以上、五点にわたって質問をいたします。

○副議長（杉山寅三郎君）　ただいまの質問につきまして関連質問者があれば挙手を求めます。なければ板垣正男君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（加藤一男君）　お答えを申し上げたいと思います。

第一点の御質問は、公立の保育園の問題でございます。栄町、新町の地点に公立保育園をということで、数字的なことをお挙げいただきまして、御質問をちょうだいいたしました。御承知のように新町には、住宅供給公社の中に保育園を建設すべく用地を確保いたしてございます。ただ、この建設に当たりましては、他の保育園との調整をかなり必要といたすものでございます。そういうことで、この調整の後に考えられる問題でございます。具体的には、児童課長の方から後ほど御説明をさせていただきます。

さらに、第二点の問題につきましても、児童課長の方から説明をいたします。

三点目の問題は、新町、栄町付近に図書館の問題はどうかと

いう御質問でございますけれども、目下のところでは栄町、新町につきましては、計画を持っておりません。ただ、このことにつきましても、若干、市長の方から報告がございましたけれども、甲州街道沿いに一つの図書館設置をいたしたいということで、目下計画をいたしてございます。ただ、まだ用地あるいは建物等の買収の時点までは、立ち至っておりませんけれども、そういう計画を立てておるということを、第三点の問題といたしましては、お答えをさせていただきたいと思います。

それから、第四点の御質問は、体育施設の関係でございます。具体的には、谷地川の河川敷に、具体的にどう市では対処しているか、着手はいつごろか、という御質問でございますけれども、この谷地川改修につきましては、地元の方々に大変御協力をいただいて、だんだんと改修に進みつつございます。しかし、若干の年数を必要とするものかと思います。問題は、体育施設につきましては、谷地川改修がどうしても完了しませんと、市の方といたしましても、着手に入るわけにはいきません。で、すでにこのことにつきましては、いろいろ変化がございまして、当初は、学校施設とかというようなことも、建設省と調整をいたしましたが、現時点では、体育施設ということで、建設省と調整済みでございます。建設省の方も大体、市の計画の案を承知をいたしております。ただし、河川敷なものでございますから、建物につきましては、これは問題があろうかと思います。

若干の工作物等の関係はよろしいかと思いますけれども、永久建物等についてはかなり制約があろうかと思います。これは河川敷のままで利用をする関係でございます。計画といたしましては、グラウンド施設を考えてございます。要するにソフトボールあるいは野球等、そういう場をできれば二面考えているわけなんですが、ただ、具体的にいった場合、果たしてどうかと思いますけれども、そういうことを考えておりますので、着工は何月何日ということはちょっと申し上げられません。ただ、計画は建設省と調整済みでございます、ということは申し上げられます。

それから、第五点の問題は、姥久保都営における空地の利用についてでございます。姥久保都営につきましては、御承知のように、あそこに二百二十戸の都営住宅が建設されておりまして、いま御指摘の空地というのは、およそ千八百坪前後あろうかと思います。このことについて、積極的に市も東京都と交渉せよ、という御指摘でございますが、東京都の考え方としますと、いわゆるあの姥久保都営は、いわゆる建てかえといいますか、改良の方針で進んでおるようでございます。言いかえますならば、中高層の住宅につきまして、空地も十分取った都営住宅の建設をいたしたいという考え方が基本のようでございますが、しかしながら、あの地点につきましては、排水等の関係がまだ十分ではございません。そういうことで、東京都住宅局と

いたしましては、まだ手をつけていないという状況でございます。基本的には、いわゆる建てかえをし、もう少し戸数もふやすことでございましょう。そして、十分空地も取りたいというのが基本でございます。この空地につきましては、かつて、地元の自治会長さん等が市の方にお見えいただきまして、いろいろいま御質問の趣旨のようなことも確かに陳情を受けましたけれども、都の方は、気分的にそういうことを考えておりますので、目下のところ、公園とかいわゆる駐車場とか、そういうものについてはちょっと隘路がございます。そういうことで私の方でも都の考え方がそうなものでございますので、積極的にはこの利用の問題については、折衝に入っておりません。

以上、簡単でございますが五点について説明をいたしました。あと二点につきましては具体的に児童課長の方から説明させていただきます。

○副議長（杉山寅三郎君）　児童課長。

○児童課長（高野　隆君）　それでは、保育園及び児童館、学童クラブについてのお答えをいたします。

いま、企画財政部長の方からお話がありましたように、新坂下の都営住宅の中に保育園用地がございます。これにつきましては、前々から保育園設置の要望等が地域の市民の方からなされておりますので、それについては、現在、東京都と設置についての協議中であります。五十二年度協議事項として東京都に提出中であります。これは先ほど部長が申しましたとおり、近くに約四百五十メートル、新坂下の予定地から離れた所に日野保育園があります。その関係の調整をやはり済ませませんと、設置についてはなかなか困難があります。現在、東京都とはその辺のところを詰めて、話を現在進行中でございます。これが予定としましては、五十三年度の開園として、いま鋭意努力しております。

二点目の児童館の設置、これは土地が現在あそこの地域にはちょっとございません。予定としては、今後の懸案事項として努力したいと思います。

それから、三小地域に学童クラブを設置せよ、ということでございますけれども、確かに要望等が、あるいは需要等が年々増加してきておりまして、現在ふたば学童クラブには残留といいますか、入れないで残っている者も五十二年度からは出てきておる状態でございますので、これについては、現在検討中でございます。それで、三小の特殊教室を利用させていただくように、教育委員会とも調整しておりますし、これが予定としましては、五十四年から二教室が生まれるというような御回答をいただいておりますので、私の方は、それまでの暫定期間をどういうぐあいに対処していくか、ということについては、現在検討しております。以上でございます。

○副議長（杉山寅三郎君）　板垣正男君。

○七番（板垣正男君）　回答が全般に抽象的な回答で、ちょっと残念なんですが、たとえば保育園については、大ざっぱに西と東、北と南に分けまして、昨年度との比較で保留児の増加状況を見てみますと、日野地域を含む多摩平、旭が丘、こうした地域も含めまして、昨年度よりも六十名保留児が多くなっております。大久保保育園の開園があるにもかかわらず、一層、需要がふえてるということも明らかになってきておりますが、こうした需要にやはりこたえるということからも、保育園の建設が必要であるわけであります。特に、私立の保育園との調整の問題が、再三再四言われるわけでありますけれど、もっと精力的に調整を進め、話し合いをつけるように努力を行っていただきたいと改めて要望したいわけであります。とかく園児の父母等から、いろいろ問題点などを私どもに聞かされるわけであります。私立保育園のあり方等も含めて、調整の努力を行っていただきたいことを要望しておきたいと思います。

図書館、学童保育クラブの件については、先日の一般質問のやりとりの中でも、現在、三つの教室があいているというような、教育委員会の説明もありました。五十四年の、これは恐らく十七小学校開校の時期でありましょうが、それまで待って空き教室を利用して、ようやく学童保育クラブを開始するというようなことではなくて、現在の空き教室も含めて、あるいはそのほかの方法も含めて、早期に実施できるよう、検討願いたいわけであります。希望する児童数からいっても、また、かって、議会に請願が出されて、わずか九カ月間で学童保育クラブの設置予算を計上した、というような例からも見るならば、五十四年開園というような現在の考え方では、住民はなかなか納得しないのではないかと思います。これらも含めて、また早期に建設したという経験も踏まえて、鋭意努力を行っていただきたいと思います。

図書館のことについては、後で教育委員会から一言……。新町、栄町地域における図書館の配置は、市内全体の配置状況から見て、今後必要な地域と思えるかどうか、その点を一点、教育委員長にお伺いしておきたいと思います。

河川敷の利用状況についてでありますけれど、グラウンド二面を考えているということであります。いつの議会でしたか、プールの設置等について、市長の発言もちょっとあったようにも記憶しております。そういう構想が、いまではないのかどうか、またグラウンド二面というのは、単なる広場のグラウンドなのか、さまざまな施設を持ったグラウンドなのか、その辺のところについて具体的に説明をお願いしたいと思います。

以上、再質問も含めまして、市長からこの質問の表題における公共施設の配置等についての考えを、お伺いしたいと思います。

○副議長（杉山寅三郎君）　板垣さん、教育委員長という

ことなんですけれど……（「図書館だけね」「教育委員長はいないぞ」「教育長です。お断りしておきます」と呼ぶ者あり）答弁求めます。教育長。

○教育長（倉又秀作君）　図書館のことについてお答えいたします。教育委員会でつくりました昭和四十八年ごろかと思いますが、そのときに図書館配置のマスタープランをつくっておりますが、その中には、もちろんこの地域の必要性というものを認めて、そこにも図書館の分館をつくっていくというふうな計画になっております。ただ、現在その必要度というんですか、そこももちろん必要なんでしょうが、その必要度の強さというようなことでさっき企画財政部長が答えたような点が緊急の問題かなあ、というふうに教育委員会でも考えております。以上でございます。

○副議長（杉山寅三郎君）　企画財政部長。

○企画財政部長（加藤一男君）　第四点の御質問に関連いたしまして、いま少し、グラウンド二面と言ったが、そのグラウンドの内容はどうかと、それからプールのことはどうか、この二点の再質問でございます。

私が先ほど申し上げましたように、建設省との調整の中では河川敷としてのグラウンドでございます。そういうことで大きな構築物等は非常にむずかしいと思います。ただ、取り外し等がきくような、そういうようないわゆる構築物といいますか、それは可能かと思いますけれども、具体的にはまだその時点がまいりまして煮詰めてまいりたいと思うわけでございます。

それから、プールの問題でございますが、確かに市長の方から若干そういうような御発言がございましたけれども、やはりプールとなりますと、河川敷のままでは非常にむずかしいんじゃないかという感じがございます。行く行くこの地点が廃川になった場合には、模様がえ等も考えられた中では可能であろうと思いますけれども、河川敷のままですと、ちょっと不利があるかなあということでございます。しかし、その時点がきてみませんとわかりませんけれども、そんなことで取り組んでおります。それならば廃川にすればよろしいじゃないか、という御意見もあろうかと思いますけれども、廃川になりますと、元地主等の関係がございまして、非常にむずかしゆうございます。そういうことで河川敷のまま、当分の間はそういう措置をとらしてもらいたい、こんなふうに考えております。

○副議長（杉山寅三郎君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　新町、栄町の地域は、従来水田地帯であった場所ですが、駅に近い関係上、だんだん人口がふえて、市街化の傾向が強いわけであります。そこで、何にもまして第一番に着手したのが排水工事の事業であります。続いて学校を建てること、それからだんだんいま御指摘のような地域に必要な施設をやっていこうと、こういう方向にあることは

間違いありません。日野駅に近い、日野市でも枢要な所でありますから、今後状態を見きわめつつ、とりあえず保育園でありますとか、あるいはいまお話ししましたようなグラウンドでありますとか、とにかく文化施設、体育施設が乏しい所に対しまして、あの方面は将来の有望地でもありますので、そういう課題に取り組んでいきたい、こう考えます。

○副議長（杉山寅三郎君）　板垣正男君。

○七番（板垣正男君）　きょうの新聞によりますと、新町一丁目から甲州街道までの緑地保全の記事が載っておりました。失われつつある緑を、市としても本格的に保存する施策を進めるような新聞報道がありましたが、こうしたことも広い意味での公共施設の一つに数えられていくのではないかとも思われるわけであります。周囲のそうした自然を残しつつ、また住みよい環境、あるいは文化施設、こうしたバランスの配置によりまして、一層市政の前進を図っていただきたいことを最後に申し上げまして質問を終わります。（「休憩」と呼ぶ者あり）

○副議長（杉山寅三郎君）　これをもって十四の一、新町、栄町地域における公共施設の配置に関する質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（杉山寅三郎君）　御異議ないものと認め暫時休憩いたします。

午後三時　七分　休憩

午後三時四十七分　再開

○議長（名古屋史郎君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

次に十四の二、再び路線バス（日野台バイパス経由）の新設についての通告質問者、板垣正男君の質問を許します。

（七番議員登壇）

○七番（板垣正男君）　再び路線バス、日野台バイパス経由の路線バスですが、この新設について質問を行いたいと思います。以前に一度、一般質問でもこの問題を取り上げまして、市側に要望を行ってまいりました。市側でも十分この問題に対処する時間的な経過はすでにあったものと私は思います。かつて、交通対策特別委員会等におきましても、この問題の論議があったようにも聞いております。京王帝都との折衝の中で、甲州街道日野坂にバス停の設置の問題を合わせまして、話と申しますか、折衝の中でも非常にむずかしいような話も伺っていたわけであります。しかし、住民の要望というのは、依然として路線バスの新設に対する要求は、低くはならず高まる一方でもあります。また、八王子工業団地の中における企業の経営者と申しますか、企業にとっても、路線バスの新設を要望する声が

非常に高く、このバスのことについても、七つの企業が協議会をつくりまして、バス問題について非常に関心を示しているということも伺っております。八王子の駅から工業団地まで、西東京バスとの契約による勤労者の送り迎えを行っている、というような事情もあることから、勢い、路線バスの新設を望んでいるものと思います。現在の甲州街道八王子——日野間の権益は京王帝都が持っており、日野——立川間を都バスが運行する、こういうことになっているそうであります。しかしながら、直接東京都との交渉等を行ってまいりますと、東京都はこの新しいバイパスに路線バスを走らせるということについて非常に関心を持ち、京王帝都との話を解決させながら新設問題も取り組んでいく姿勢も示されております。こういう点から、私は日野市におきましても京王帝都だけを相手の交渉ではなくて、当然路線バスを走らせている東京都に対して、もっともっと住民の切実な声を反映するよう努力を行っていただきたいものと考えて、再び路線バスの新設についての質問を行うわけであります。東京都の交通局に、五月でございましたが、住民の代表等と一緒に交渉を行ってきた結果などを伺いますと、八王子——立川間の利用客は平均いたしますと一日約千人、この乗客の中で、八王子の住民あるいは日野台の住民が、かなり含まれているわけでありますけれど、いわゆるバイパスよりも北側の住民が、このうち六、七〇％を占めているのではないか、というような数字も示されたわけであります。ですから、現在の甲州街道の路線バスを利用するにも、非常に苦労してバスを利用する、という実情が明らかにされたわけであります。バイパスにバスが走ることができるならば、その便利さは格段の違いがある、ということになるわけであります。日野台地域、あるいは新町地域の一部の住民の人たちの利便も、私がここで言うまでもなく明らかであります。

そこで、まず初めに市側にお伺いしたいのでありますが、路線バスの新設について、東京都等との接触がこれまで持たれていたか、どうか、またその感触等について御説明をいただきたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　ただいまの質問につきまして関連質問者があれば挙手を求めます。なければ板垣正男君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（加藤一男君）　お答えを申し上げます。

再び路線バスの新設につきましての御質問でございます。このことにつきましては、いま質問者の方からもお話がございましたように、昭和四十九年に日野台の地域の方から請願が提出され、交通対策特別委員会でも、五十年の三月の時点でこれが採択になっております。いまの御質問は、路線バスの、いわゆるバイパス経由の路線バスの新設について、都と折衝をしたか、

またその感触はどうか、という御質問でございます。御承知のように、国道二十号の路線バスは、京王帝都がもちろん権益を有してございまして、京王バスが二十号につきましては百十三本、それから都バスにつきましては三十二本が運行を目下されております。それから、いま一つは、八王子駅から、いま御質問の中にもありましたように、八王子工業団地に朝晩のみ京王バスによりまして六台の運行がされております。市といたしましても、この八王子から発車をいたします工業団地を経由して、何とか日野駅につなぐその路線バスの新設ができないかということで、当面の窓口は、京王につきましては八王子でございまして、この方とかなり折衝をいたしましたけれども、非常にむずかしいということでございます。でき得るならば、八王子工業団地の路線バスもぜひやめたいんだと、しかしながら、会社との調整等で、目下六台の運行はしてるけれども、これを延ばすだけの考え方は目下のところございません、という回答でございます。反面、それでは都バスの関係はどうだろう、いま御質問の中にもございましたように、これは日時ははっきり覚えておりませんけれども、東京都の交通局の方に参りまして、折衝をいたしました。その結果を申し上げますと、やはり権益を京王帝都が持っておりますので、あくまで京王さんとの御相談を、ということでございます。考えますに、国道、いわゆるバスの運行につきましては、一つの決めがあるようでございまして、いまの路線バスの所から五百メートル以内の住民については、いま国道二十号なら二十号を通っているバス路線を御利用いただきたい、という考え方を持ってるようでございます。したがいまして、いま御質問の、いわゆるバイパスより北側の部分については、六十ないし七〇%の利用者があるというようなお話でございましたけれども、私はこれは明確に率はつかんでおりませんけれども、京王との折衝の中では、当市の住民がバス路線を利用される場合、日野台一丁目から日野台五丁目を考えますときに、若干、日野台二丁目の方につきましては、御不便をかけるかもしれませんと。しかしながら、このバイパスに一部割愛することは、かえって地域住民の方に御迷惑をかけますと、ぜひ日野台二丁目の方につきましては、若干の御無理はありましょうけれども、ひとつ国道二十号までおいでをいただきたいと、こういうことが京王帝都の見解でございます。そこで、私の方でも、日野台二丁目の人口を調査いたしましたところ、大体全部で千五百人程度の人口を擁してございます。この千五百人の利用者が、大体何%になるかは明確ではございませんけれども、かなり少人数になってしまうわけでございます。そういうことで、全体の中から考えたならば、ひとつぜひ二十号まで、大変酷な話ですけれども、ひとつ歩いていただけませんかと、こういうことが権益を有する京王帝都の考え方でございます。東京都の交通局としましては、京王さんとの調整の中

では考えられないわけでもございません、ということでございますけれども、京王帝都の考え方が固りませんとやはりむずかしいようでございます。しかし、いま御質問にもありましたように、できればバイパスの所をバスが通ればこれにこしたことはございませんので、今後も京王との折衝を重ねてまいります。まいりますけれども、理由はそういうことでございますので、思うようにいくかどうかわかりませんけれども、住民の意思は十分京王側に伝えて、そして何とか新路線の方向を出してみたい、こんなふうに目下のところは考えておるわけでございます。以上で説明を終わります。

○議長（名古屋史郎君）　板垣正男君。

○七番（板垣正男君）　京王との熱心な交渉を重ねることもこれは当然必要なことでもありますから、今後も折衝を続けていっていただきたいと思います。私は今回あえてこの問題を再び取り上げたというのは、京王との交渉もさることながら、東京都との交渉も同時に進めていただきたいということが大きな理由にあったわけであります。路線バスを走らせる場合、素人が考えても当然、経済性の問題がありましょう。企業が新しくバスを走らせる場合は、かなりの収益が上がることを何といっても第一の条件になるものと思います。しかし、東京都のバス路線が、企業ほどの利益が上がらなければ、新しく路線バスを始めるということができない、ということではないと私は考えるわけであります。赤字でもやると、公共性の交通網を整備するために、最低の黒字でも東京都ならバスを走らせるということは可能なわけであります。東京都の交通事業も大きな赤字を抱える中で、五十四年度までに経営の合理化、そして再建策がいま進められているようであります。この合理化、再建の対象になっているのが、二十三区内を走っている路線バスが対象だというふうに聞いております。三多摩はこの対象からはずれているということを考えるならば、バス路線の充実は、この三多摩にこそ必要になってきてるのではないかと思います。人口の急増あるいは工業団地の建設、新しい人口の分布等による新しい交通網の整備が急がれているわけであります。そうしたことからも、この日野台バイパスの新しい路線が開始されるということになるならば、私は三多摩の新しい交通網整備のきっかけになっていくものと確信をしているわけであります。住民との交渉の際、東京都の交通局自動車部長、主幹等が現地調査を約束いたしまして、五月の二十五日に現地の調査に来ております。そして、現在事務レベルで検討を行っているという回答をもらっているわけであります。全く不可能なことではないように私は思うわけであります。それだけに、これにも増して地元自治体からの強い要望、陳情等がどうしても東京都に必要なのではないかというふうに私は判断するわけであります。

　そこで、市長にもお伺いしたいのでありますけれど、東京都

に対して、美濃部知事あてに市長名で陳情を出すと、路線バスの新設その他都バス関係に関する改善等も合わせて陳情を行っていってもらいたいというのが住民の希望でもあるわけですが、市長にその点のお考えはありやどうかということをまずお伺いしたいと思います。二点目に、住民とともに東京都にかけ合う、あるいは陳情に一緒に行く、というようなことが住民からの要請があったならば、勇んで市長も出かける、そういうことがいま必要なのではないか、と考えているわけであります。その際市長も心よく引き受けて、知事にあるいは交通局長との陳情も行う用意があるかどうか、その辺のところもお伺いしたいと思います。三点目には、これは日野市だけの問題ではないわけであります。お隣りの八王子市との関係も非常に密接なわけであります。八王子市と共同してこの問題の実現に当たるということも必要であると思います。したがいまして、八王子市長にも共同した運動やあるいは陳情を展開するよう申し入れを行い、そして実現のために努力していただく、これこそが革新市長の真価を発揮する一つの問題、課題でもあるように思います。

（「そうだ」と呼ぶ者あり）以上三点、市長の考えをお伺いしておきたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　大衆輸送の手段として、バス路線がもっとウエートを高めるということは、私はマイカー問題の改善、あるいは駅前の自転車の置き場の問題等についても必要な方法だというふうに考えておりますが、いずれもそのバス路線というものは東京都においても公営企業、あるいは京王バス会社等においても営利という範囲でものを考えるものですから、なかなか解決がむずかしい、こういう現況に把握をしております。ただ、都バスというのを考えます場合に、知事に手紙を出すとか、あるいは交通局長に陳情するとかということで必ずしも問題は解決しない、つまり全都的に見てどういうウエートがあるかということがやっぱり一つの判断の基準になるだろうと思うんです。特に企業が八王子の、つまり工業団地がそういう要請が高いということであるならば、それなりの企業側の運動もあってしかるべきだと思いますし、なかなかそこに、京王にしましても都バスにしましても、バス路線を運行させるということは、現状では大変むずかしいことではなかろうかと言わざろを得ません。一体、起点が仮に日野駅といたしましても、終点は一体どこになるのかと、それすらわれわれもまだちょっと、調査いたしかねております。もう少し検討を詰めてみて、使用者がどれぐらいあるか、そういうことをはっきり把握した上でおっしゃる必要性というものをもっと強固なものにして、そうして運動をする必要があると、こう考えております。単なる文書を出すとか、陳情に行くなんていうことでは、なかなかむずかしい、やっぱり住民のそういう異常な背景が多く存

在をするということが必要だと思いますので、そのあたりの調査をいたしたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　板垣正男君。

○七番（板垣正男君）　手ぶらで東京都に行けということではないわけであります。当然それなりの資料や調査を持って、根処を持って東京都に要請するということは、私が改めて申し上げるまでもなく行わなければならないことでありましょう。先ほど、企画財政部長の説明の中でも、若干調査をしたような報告もあったはずであります。そうしたことも踏まえて私は市長の考えをただしたわけでありますけれど、必要な調査も行いつつ、そして住民の要望にこたえていくということで、私はぜひ市長にも先頭に立っていただきたい、ということを要望したわけでございます。こういう趣旨については市長はいかがですか。再度この点を質問いたします。

○議長（名古屋史郎君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　市内に路線バス等の設置を求めておられるところもたくさんあるわけでありますし、やっぱり成り立つとこから手をつけると、その成り立つという意味では日野台バイパスはりっぱな道路ですから、これは車が運行できないなんていうことはないわけであります。伴うのは経済性の問題等であろうかと思います。それらを十分検討して、根処を把握して運動に取り組みたい、こう考えます。

○議長（名古屋史郎君）　板垣正男君。

○七番（板垣正男君）　それでは、最後に公共交通網の必要性、マイカー依存の今日の交通体系を改めていくということの必要性は、公害等の問題も合わせまして今日非常に重要な課題になりつつあるわけであります。特に三多地域における交通網は都心に向かって放射状に発達してまいりました。南北、横の路線というものがほとんどないわけであります。そうした東京全体、あるいは三多摩全体の公共交通網をさらに充実、整備していくという意味合いからも、この日野台バイパスの路線を、一つの突破口にできるのではないかと、そう私は考えております。そうした意味で、市長にも今後、一層努力をしていただきたいことを最後に申し上げまして、質問を終わります。

○議長（名古屋史郎君）　これをもって十四の二、再び路線バス（日野台バイパス経由）の新設に関する質問を終わります。

次に十五の一、学校校庭の諸問題点についての通告質問者、市川芳太郎君の質問を許します。

（十五番議員答壇）

○十五番（市川芳太郎君）　私は、表題にもありますように、学校校庭についての諸問題を、これから質問をさせていただきます。学校校庭と申し上げましても、非常にいままで学校校庭につきましては、滝合小学校を初めといたしまして、幾

つかの学校の校庭に対するＰＴＡの方、また学童の父兄からも市当局に要望されたことは、周知のことでございますけれども、それに対する教育委員会の――私がこれから質問する校庭は、七生中学校の校庭についての質問をいたすわけでございますけれども、七生中学校は、もういままで三十年近い経過もしてる中で、状況は教育委員会として当然把握されておると思いますので、前置きは抜きにしまして率直なる御答弁をいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。それから、つけ加えまして、七生中学校の校庭の雨水の貯水槽と申しましょうか、それから貯水槽の水中ポンプが設置されておりますけれども、このような施設が小学校十七のうち、または中学校六の中学校のうち、幾つかそういう施設がほかにも設置されているのか、また、なければないというふうな御答弁をいただきたいと思います。よろしく御答弁をお願いいたします。

○議長（名古屋史郎君）　ただいまの質問につきまして関連質問者があれば挙手を求めます。

なければ市川芳太郎君の質問についての答弁を求めます。教育庶務課長。

○教育庶務課長（永瀬誠一君）　ただいま御指摘いただきました七生中の校庭につきましては、浅川を中心といたしました滝合小、七生中、あるいは程久保小、八小と、これらに共通した問題点がある。特に、たとえば雨がたまりにくいとか、あるいは乾燥しやすいとか、するとばさばさになって非常にほこりが出るというような現状は、私ども把握しておるわけでございます。それと雨水の貯水槽の問題でございますけれども、これにつきましては七生中だけでございます。といいますのは、七生中の校庭は従来から雨水がその南側にある用水に流れておったわけでございますけれども、その用水を改修した際に、校庭よりレベルが高くなりましたので、排水がなかなかできないということでもって、バックネット裏に貯水槽をつくりまして、そこに一度ためて、ポンプアップして用水に流すということをやっておりますので、七生中独特なものでございましてほかの小、中学校にはございません。

○議長（名古屋史郎君）　市川芳太郎君。

○十五番（市川芳太郎君）　いま課長の方から答弁がございましたけれども、七生中の校庭については把握されているという答弁でございましたけれども、それについての今後の校庭整備なり、それと計画、こういうものがありましたら御答弁願います。

○議長（名古屋史郎君）　教育庶務課長。

○教育庶務課長（永瀬誠一君）　ただいま申し上げましたような現状でございますので、間にやられます各教育委員会並びに学校では、乾燥した校庭に水をまいたり、あるいは土や砂を入れたり、あるいは雨がたくさん出ました場合には、先ほど申し上げましたような貯水槽に落として外に出すというような一応施設の整備はしておりますけれども、これはやはり抜本的なものではないというふうなことで承知はしております。そこで具体的に七生中学校の今後の問題ということでございますけれども、これにつきましては先ほど申し上げました七生中学以外の学校も含めて抜本的な改良をしなくてはならない。特に、非常に中学校の場合には生徒が使う量、そのほかに社会体育の開放をしております。したがいまして、日曜日等非常に社会人がたくさん使われておりますので、そういうことからやはり先ほど言いました難点を改良したい。これは一挙にはできませんので、年次的にでも計画を立てて改良していきたい、このように思っております。

○議長（名古屋史郎君）　市川芳太郎君。

○十五番（市川芳太郎君）　いま課長から答弁がございましたので、教育委員会としては状況から判断して、何とか抜本的な整備をしていきたいと、こういうことが申されましたので、後は予算関係と申しましょうか、市長にお伺いする前に、私の方から現況と申しましょうか、七生中学校の市民の利用の必要性といいましょうか、こういうことを申し上げて市長さんのお考えを質問いたします。

七生中学校は、非常に最近はスポーツの盛んになってきた関係もありますけれども、日野市の少年野球連盟の多くのチームが、あの七生中学校校庭におきまして、開会式から閉会式まで行われている場所が、七生中学校校庭でございます。それから、市の主催による自治会のソフトボール大会、これが行われております。それも、かなり七生中学校で実施されております。さらには、一般の勤労者、また地域の住民の野球、またサッカー、ソフトボール、最近は特に日曜、土曜、祭日を含めては特に婦人の方々がソフトボールを行っております。そういう状況から見て、当然、必要性は、いま申し上げた中でも他の学校に比べますと、非常に利用度の高い校庭ということが実証されると思いますけれども……。それから、滝合小学校、また七生中学校、南平小学校、潤徳小学校、第八小学校、このように浅川沿いにかなりの学校が建設されておりますけれども、昨年でございますけれども、南平小学校の校庭につきましては、南平地区の連合会で、十四自治会で、あそこで地区連の運動会をするときに、たまたま明日運動会がある前日でございますけれども、夕方まで雨がしきりに降りまして、翌日の運動会の設営もできなかった。そのような状況の中で、明くる日にはもうお天気も回復して、運動場がどうかと申しますれば、りっぱにもう地区連の運動会ができるような状態で、南平小学校につきましては、そのような校庭でございます。先ほど申しましたように、七生中学校におきましては、もう七生中学校が開校された当時は、木造建てで、校舎が建設されて始まったのが七生中学校で

ございますけれども、現在は、鉄筋の四階建ての校舎が七生中学校で建設されておりますけれども、校庭については、全くその当時と変わらないような状態で、いま申し上げたように、利用度の高い、そして十二月の議会には住民から夜間照明を設置してほしいというほどの、また請願も市当局に出ております。そういうことから、七生中学校についての整備するお考えについて、市長のお考えを伺いたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　七生中学のグラウンドというのは、雨が降れば水たまりができる、乾けばほこりがたつということで、学校のグラウンドとしては悪い方の部類に属しております。新しい学校はほとんどグラウンドをかなり意識して整備しておるものですから、わりあい苦情はないんですけど、むしろ古い学校あるいは川に沿った学校に問題があるというふうに感じております。ほかの学校関係の急ぐことが先だったものですからおくれおくれになっておりますが、事情は全く市川議員のおっしゃるとおりでありますから、なるべく早く改善をしたい、そういうふうに特に感じ、またそれの整備についても内部の検討をしようということにいたしております。

○議長（名古屋史郎君）　市川芳太郎君。

○十五番（市川芳太郎君）　いま市長から答弁がございまして、非常にありがたいような答弁をいただいたわけでございますけれども、あと教育委員会に要望になるかと思いますけれども、校庭の雨水の貯水槽でございますけれども、これはどこが管理されていらっしゃるか、その点について伺いたいと思います。それから、管理の中で当然お話があると思いますけれども、貯水槽の水中ポンプと申しましょうか、これがほとんど動いていないということが、私もここ二、三日続いた雨の中で状況も見たんですけれども、鉄板のところまで貯水槽の水がたまってるということはポンプアップされてないということが実証できると思いますけれども、その点についてお考えを再度質問いたします。それから、貯水槽のすぐそばに直径一メートル、それから深さ一メートル余の、これは何といいましょうか、マンホールというかもしれませんけれども、このマンホールが水たまりがいっぱいになっておりまして、そのマンホールのふたが三月か半年ぐらい取ったままの形でありますけれども、非常に危険性があるということは、私が申し上げるまでもなく多摩平の六丁目であのような事故がありましたし、昨日の新聞にも報道されておりましたけれども――埼玉県のある市の小学生が、十八日の土曜でございますけれども、下校して自宅途中でその穴に子供さんが落ちまして、ちょうど穴に水がいっぱいになっておりまして、そのふちにランドセルが置いてあり、よく穴を調査しましたら子供さんが亡くなっていたと、こういう実情から、いま申し上げた七生中学校の校庭のバックネットのすぐ裏にある貯水槽のそばにマンホールがあるわけでございますけれども、それのふたがいつ取ったのかわかりませんような形でありますので、これは早急に調査もし、指導の徹底をお願いしたい、このように考えますのでその点、教育委員会でよろしくお願いいたします。事故があってからでは非常にもう取り返しのつかないことが想像されます。ということは、先ほど申し上げましたように、七生中学校の少年の野球のときには、必ず父兄の方々が子供さん達れで応援にかけつけてくるわけでございます。そういう状況の中で、その穴にちゃんと鉄板のふたがあるにもかかわらずしてないということは、危険がもう論をまたないような状況でございます。ですから、私はこの点については強く要望を教育委員会にお願いしておきたいと思います。

　それから、市長に再度お願いでございますけれども、いま早急にということもありましたけれども、整備すれば完全な校庭になるということははっきりしております。たとえばいま申し上げた南平小学校の状況から見ても、予算をかければきちっとした校庭になるということは私が申すまでもないのでぜひお願いしたいと、それから、もう一点、状況を申し上げたいと思いますけれども、春から夏、冬にかけましては非常に校庭の砂じんと申しましょうか、こういうほこりが七生中学校の周辺の市民に、もう家庭の生活環境を破壊するような、たまたまでございますけれども、そういう状況もございます。ですから、そういう幾つかの状況を私から申し上げましたけれども、近々に市長さんは、この七生中学校の校庭については予算化もし、整備に対するお考えを教育委員会と状況を踏まえた中で、早急に整備の実施をしていただきたいことを要望しておきます。それについて市長さんからありましたら……。

○議長（名古屋史郎君）　教育庶務課長。

○教育庶務課長（永瀬誠一君）　それでは管理面のことで……。前段でございますけれども、管理は市から移管を受けました教育財産でございますので、教育委員会の方で責任をもって管理しておるということでございます。ただ、やはり学校施設は多いものでございますので、教育委員会で直接管理というわけにはなかなかまいりませんので、学校の方に管理をゆだねている面がございます。たとえば校舎の点検でありますとか多少の修理、そういうものは各学校の校長に一応ゆだねてあります。御指摘を受けました水中ポンプが故障してるんじゃないかというようなことでございますけれども、これについても私どもが年に三回ぐらい学校の方に行きましてそれを確認しましたけれども、水が全然入っておりませんので、私ども安易に水が入ってないからもうそれはよく働いてたもんだというふうな簡単に理解でおりましたけれども、これを機会に十分に調査いたしましてそれが作動するように努めてまいりたいと思

います。また、御指摘のありましたマンホールの問題、確かに危険を伴う問題でございますので、学校と相談しまして早急に応急処置をいたしたい、このように思います。

○議長（名古屋史郎君）　次に市長答弁願います。

○市長（森田喜美男君）　中学校では七生中学、それから小学校では滝合小学校の校庭が悪いわけですから、なるべく早く改造するように努力をする考えです。

○議長（名古屋史郎君）　市川芳太郎君。

○十五番（市川芳太郎君）　いま教育委員会からまた市長から答弁がありましたので、それを期待して私の質問を終わります。

○議長（名古屋史郎君）　これをもって十五の一、学校校庭の諸問題点に関する質問を終わります。

次に五の一、教育費援助を受けやすくするために問うについての通告質問者、鈴木美奈子君の質問を許します。

（五番議員登壇）

○五番（鈴木美奈子君）　教育費援助を受けやすくするために問う、この質問に入りたいと思います。就学援助制度は、国民の権利として憲法に保障されたものであります。就学困難な児童及び生徒にかかわる就学奨励についての国の援助に関する法律、学校給食法学校安全法などに基づき、低所得者に対して、学用品や通学用品などを支給する制度であります。いまの物価高の中で、父母が負担する教育費は、年々増大する一方で、文部省の発表でも、年間の生徒一人当たりの支出額は、これは昭和四十九年ですけれども、小学校で四万六千円、中学校で六万一千円、高校では八万九千円、こういう父母の負担となってるわけです。五十二年度には、もっとこれが増加するものと思われます。このような状況の中で、就学援助制度の利用が低所得者だけでなくて国の基準の引き上げ、また市独自の基準によって、もっとたくさんの父母が利用されるべきだ、と私は考えるわけです。この制度を当然受けられる人の中にも、受けるのがはずかしいとか、また子供の教育費については、生活を切り詰めてもという、そういう考えを持つ方もいらっしゃいます。これは学校から児童、生徒に対して渡される教育費援助の申請と、それから受給申請書とお知らせ、この内容にあるわけです。このお知らせは大変わかりにくくて、そして受給できるかどうか、こういうことを判断して、父母が学校の方に渡しますと、この内容が非常に悪くて、文部省の一辺倒のそういう考え方に貫かれているために、これを見た父母は、なお一層こんなことであれば教育費援助は受けなくてもいいという、そういう気持ちになるような内容なわけです。学校長の認定の意見の欄にもございますけれども、こういうことや、それから援助を受けたいという、このことが十項目とそれから学校長は六項目あるわけですけれども、この内容が非常に父母にとっては、こういう

内容であったならば受けなくてもいい、というふうになると思うわけです。この受ける内容については、所得の基準があれば受けられるわけですから、そういう基準によって受けられるかどうかということを判断すべきだ、というふうに考えます。この制度が、当然国民の権利として保障されておりますのに、文部省が教育委員会や学校を通じて困っている家庭を発見して、そしてこれを給付する、こういう考えに貫かれているわけです。この適用を多くの人に受けさせるためには、自治体が独自に上積みしたり、基準を引き上げたりいたしますと、文部省の方から横やりが入って、基準を引き下げるように、こういうことが行われるわけです。板橋区でもこういうことがありましたけれども、教職員や父母によって、多くの人たちと一緒になって引き下げさせない、こういうことも行った例もございます。いま自民党政治の中で、悪いことともしないで本当に精いっぱい働いてようやく生活できる、これが本当の現状だと思うわけです。そういうことであるならば、文部省のこの締めつけをはねのけてなお多くの父母がこの援助を受けられるようにすべきだ、と考えます。そして、それをやるのが革新自治体の任務だと考えるわけです。この制度を日野市で初めて実施したのは、ちょうど十年前です。古い資料を出してみますと、ちょうど四十一年の秋、この当時は十月の定例会でございましたが、米沢照男議員が一般質問で取り上げて、そして翌年の四月に実施されております。私も、昨年の決算委員会の中でも、このことを取り上げ、申し込みの方法、また基準の引き上げ、払い込みの方法などを取り上げ、徐々に教育委員会としても改善されてきておりますが、まだまだ日野に十六校の小学校がございます。中学校は六校ございますけれども、その父母の全部にこの制度が本当に入ってるかどうか疑問に思うわけです。

以上の点から、私は四点について質問いたします。一つは、五十二年度の申込件数と認定された件数でございます。二つ目には、この適用基準をもっと引き上げて、たくさんの父母が受けられるようにするということです。いま日野では、生活保護基準の一・五倍ということですけれども、二十三区内でも一・八倍、三鷹でも一・八倍、こういう市がございますので、ぜひこれを引き上げていただきたい。そして、また市独自でできる範囲、独自の援助できる点、こういうことを考えていただきたいと思います。三つ目には、就学援助のこの申請については改善されてきておりますが、このお知らせを、学校を通じて父母に渡しております。このことは結構だと思いますけれども、就学援助費、受給申請書、これなどあとすべて教育委員会を通じて父母との間で行って、教職員の手を煩わせないようにしたらどうかと思いますが、その点をお伺いしたいと思います。それから、四つ目には、非常に国に対しての問題ですが、国からくる補助の単価が非常に低いわけです。ノートなど百円くらいす

るノートが四十円の基準の額で来たり、そういうことで大変国に対しての超過負担の問題もございますので、国に対して補助単価の引き上げだとか、また適用の拡大を国に求めていただきたい。こういう点について四点まず質問いたしたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　ただいまの質問につきまして、関連質問者があれば挙手を求めます。なければ鈴木美奈子君の質問についての答弁を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長（長沢三郎君）　ただいまの御質問の五十二年度の申請件数、申込件数、あるいは認定件数、これがどうなっているかと、この件でございますけれど、六月一日現在におけるところの申請件数は、小学校関係三百二十六件、中学校関係百二十一件、計四百四十七件の申込件数がございました。認定件数の方は、小学校の方で三百二十四件、中学で百二十件。小学校で二件、中学校で一件、一応否認という形で、認定できないケースという形で認定を一応お断りしたというケースがございます。この認定できなかったケースというのは、これは申請されました内容につきまして、一応、所得が認定基準を上回っちゃってオーバーしていると、こういう状況の中で、どうしても受け付けられなかった件数ということになっております。

それから、二点目の適用基準の引き上げ関係の問題でございますけれど、いま鈴木議員の方からお話がございましたように、日野市の場合は、生活保護基準の一・五と、こういう形で適用してるわけでございますけれど、ただ、昨年度まで、日野市の場合、総収入を基準にいたしまして、総収入を土台にしての基準認定という形をとっていたわけでございますけれど、本年度から総所得方式、これに切りかえて、いわゆる生活の中での必要経費を控除した金額、それを土台にして認定の適用者の拡大、これを図っているような次第でございます。ちなみに、三多摩二十六市の中で、日野と同じような方向で総所得方式、これをとっています市は、全部で日野市以外七市と、それ以外は総収入方式をとっているような次第でございます。

それから、申請に対するチラシ関係の問題でございますけれど、私たちもできるだけ就学援助をお受けになる方々が、ごらんになってわかりやすいようなチラシ、これをおつくりして、児童を通して各家庭にお配りするのが当然だと思いまして、年々いろいろ苦労しているわけでございますけれど、その中で結局問題点というのが、各家庭の年齢構成等によりまして、基準の中身がいろいろ変わってくると、たとえば同じ四人家族の場合におきましても、いわゆるおじいちゃん、おばあちゃんを含めた構成みたいな家庭の場合と、あるいは高校にすでに進学しているような子供さんを抱えてる家庭と、いろいろ家庭の年齢構成等によっても違ってまいりますので、ごく基準的なケース、これを一つの事例として、その場合、一人当たりどれくらいの

所得未満の家庭の場合には、この就学援助を受けられますからと、こんなような形で一応、例記してチラシという形でお配りしてるような次第でございます。それから、教職員の手を煩わせないようにと、確かに先ほどの御質問の中にもありますように、受給申請書を書く場合に、相当細かい、いまのあれでいきますと、細かい形で書類の中に記載しなくてはならないと、こういうことやなんかもございまして、本年度から、一応チラシそのものは学校を通して各家庭にお配りしますけれども、その申し込み時点につきましては、直接市の教育委員会の方に持参していただいて、その中で書き込み方等についてよく理解できないという方につきましては、教育委員会の中で一応いろいろ説明しながら、その申請書が一応でき上がるような形をとっている次第でございます。なお、いままで、一応、お金を子供さんを通して各家庭に、対象児の方にお配りしていたと、その点等につきましても、本年度から銀行口座への振り込みと、こういう方向で改善しておりますし、できるだけ学校現場の方の手を煩わせないで、直接、父兄と教育委員会との間でできるような方式に徐々に改善している次第でございます。

それから、四番目の、国に対する基準単価の引き上げ、この問題につきましては、二十六市の教育長会とか、あるいは学事担当の課長会とか、こういうところで、それぞれの市の状況等も踏まえながら、都とか国へ働きかけているという、そんなような現状でございます。

○議長（名古屋史郎君）　鈴木美奈子君。

○五番（鈴木美奈子君）　それでは、一つ目から順々に質問してまいりたいと思います。小学校、中学校の全部の児童数ですけれども、五十二年度では一万九千二百三十一名です。その中で受けられた方が四百四十七名、これは要保護の方もいらっしゃるので、これは含まれていませんので含めますともっと多くなるわけですけれども、約六百七名になると思いますけれども、この約二万近い児童、生徒に対して六百人ということは非常に少ないと思うんです。ですから、こういう点についてもっとやはり教育委員会としてどのようにしたらもっと父母が受けられるようになるか、そういう努力をしていただきたいと思うわけです。それから、母子、父子の世帯が多くなってきております。いま交通事故その他、また工場災害などによって、非常に母子世帯、父子世帯になる家庭があるわけです。約八百人の中学校のところでは約十九人の生徒が片親がおりません。千二百人の小学校のところでは約二十九人の片親、こういう状況もあるわけです。そして、広報によりましても日野市の母子世帯が四百四十世帯、そして年間の収入が月収九万円、父子の場合では十一万円、これが五七％を占めているわけです。そうしますと、母子世帯の場合でも働いているわけですから、生活保護は受けないわけですけれども、福祉事務所の方では、こう

いう世帯に対してどのような、教育委員会との間ですけれども、指導がなされているのかどうか、そういう点をお聞きしたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　学校教育課長。

○学校教育課長（長沢三郎君）　チラシ関係につきましては、毎年、先ほども御質問にもございましたように、全部の児童、生徒の方にお配りして、次のような家庭については、ぜひ教育委員会の方に御持参くださいと、こういうお知らせを出していたわけでございますけれど、結局、先生方自体が家庭訪問とかその他を通しながら事実問題、なかなか学校に納めるべき給食費とかその他滞りがちの家庭とか、こういうものに対しましては、戸別に、一応こういう制度があるんだからその制度を受けられてはと、ただ、あくまでもこれは父母の申請等に基づいて行われるという形式をとっておりまして、余り極端に教育委員会側、あるいは学校側から働きかけるという形になってまいりますと、父兄の中には、働けるうちは援助等は受けたくないんだと、こういうような形でそういう援助を受けられることを説明することによって、逆に反発をお持ちになる、こういう家庭も中にはございますわけでございまして、そんなことで、できるだけ学校現場では、担任とそれから担任の受け持っている家庭との中で、それらの問題に対しては対処していくという、こんな方式でいまのところ先ほどお話がありましたように約六百名、要保護、準要保護を合わせて六百名程度の家庭がこの制度を適用していると、こんな状況でございます。当然、年度末までには、本年度からさらに枠の拡大が行われますので、もう少し人数そのものは年度の途中等を通しながらふえていくんではないかと、そういうように予測はしております。

○議長（名古屋史郎君）　社会教育課長。

○社会教育課長（長谷川暢男君）　福祉関係のお答えをいたします。確かに議員さんからの御指摘のように、母子関係、父子家庭につきましては、低所得階層の中で非常にふえてる傾向は御指摘のとおりでございます。私の方も、これに対しまして、福祉事務所を中心として、学校教育の方と連絡を十分とりまして、完全なＰＲではございませんが、実際にそういった制度があるということで努めてるのが実情でございます。以上です。

○議長（名古屋史郎君）　鈴木美奈子君。

○五番（鈴木美奈子君）　それでは、二番目に移ります。適用基準の問題ですけれども、たとえば五十二年度のこのお知らせですけれども、修学旅行費の問題です。ことし中学三年生が、つい先日修学旅行に行ったと思います。それで、実際にかかった費用が三万八百円です。それで、市から二千五百円の援助があるわけですけれども……。そして、援助される費用が二万三千五百円、国からは一万九千八百五十円、これだけしかこないわけです。そういう点で差があるわけです。このやっぱり援助を受けるっていうのは、家庭的にもかなり低所得の方が多いわけですから、三万八百円かかるだけでなくて、これは学校に納める費用ですけれども、そのほかに修学旅行に行きますと、ふだんは何も買わないおうちも新しいブラウスを買ったり、下着を買ったり、かばんやくつを買うという、こういうことになりますと、かなりの出費になるわけです。そうしますと二万三千五百円の修学旅行費の援助だけではなかなか困難だと思います。そういう点で、もっと基準を引き上げるべきじゃないかということなわけです。それと、あと独自にもっとふやす考え、この中では、校外活動費、卒業記念アルバム費、移動教育費、これを市独自でプラスしているわけですけれども、そのほかに、もっとふやす考えがあるかどうか、その点をお聞きしたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　学校教育課長。

○学校教育課長（長沢三郎君）　このしおりは、これは五十一年度の援助額をもとにして、五十一年度の場合には次のような援助額が支給されましたと、そういう方向でつくられておりますので、一番最初の学用品あるいは修学旅行、学校給食費、これらにつきましては、その年度にかかりました実費、これを基礎にいたしまして、就学援助を行っていると、確かにいま御指摘のように、対外活動費とか、あるいは卒業記念アルバム、標準服、移動教室、この卒業アルバム以外の問題については、国の基準の中には、これらの問題が取り入れられていないと、しかし、市独自という形の中で予算措置をして、現在対象児には支給してるという方法をとってるわけでございますけれども、さらに援助の費目を拡大する考え方はないかと、これは市の超過負担の問題等も絡んでまいりますけれども、確かに先ほどの三鷹市あたりは一・八という方向での線を出しておりますが、三鷹の方とも連絡をとって、どういうことでその一・八という方向がとれているのかという話を聞きましたところ、市独自のアルバムとか標準服とか、こういうものを設定していないと、こんなような話も三鷹の方からは聞かされているわけで、ただ、私たち自身、来年度以降に教育課程の移行措置に伴いまして、学校教育そのものがゆとりある充実した学校生活という中で、クラブ活動等につきましては、さらに盛んな形になっていくんではないかと。たとえば中学校で剣道クラブだとか柔道クラブ等に入るということになりますと、けいこ着だとか、あるいは剣道の場合ですと一つの用具とか、そういうものにつきましては、結構それを購入するためのお金がかかると、現在このクラブ関係の問題につきまして部分的ですが要保護関係についての基準の中等にもそれが措置されている面もありますので、その辺等を十分研究しながら、たとえばクラブ関係等についての援助等は考えていきたいと、こんなようにいまのと

ころ検討しております。

○議長（名古屋史郎君）　鈴木美奈子君。

○五番（鈴木美奈子君）　よろしくお願いいたします。

それから、三番目ですけれども、申し込みについては、本当に徐々に改善されまして、非常にいい方向にきていると私も認めるわけです。まだ、まだほかの自治体では、民生委員が介入したり、福祉事務所、それの助言がないと受け付けないという、そういう市もあるわけですけれども、日野市の場合は、そういうことがいまのところないということで、この点では認めるわけですけれども、民生委員の介入ということは、一切ないかどうか。基準を決める場合、これを受けるか受けないか決める場合には、どれくらい所得があるかと、そういう資料さえ出せばいいわけですけれども、日野市は全く民生委員がその申請にタッチしてないかどうか、その点をお聞きしたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　学校教育課長。

○学校教育課長（長沢三郎君）　ほとんどそういうケースについては、聞いていないわけでございますが、たとえば、所得の上では所得をオーバーしていると、ただ、所得そのものがあっても、ほとんどおやじさんが金自体を家庭に入れないと、したがって、奥さんあるいは子供さんたちが、非常に生活の上では苦しい立場に置かれていると、このような形のケース等の場合には、そういう事情等も話が民生委員の方から持たれて、ああいう家庭については、教育委員会の方として何とか考えてあげる必要があるんではないかと、こういう話がありますと、学校を通しまして、学校の必要経費、これの納入状況、あるいは担任の先生がじかにその子供さんを通して見られているふだんの生活状況、そういう中で仮に所得そのものはオーバーしていても、実際の生活面そのものでは、学校に対するお金の納入も滞りがちであると、こんなような特別ケースの場合には、その他の方法を適用して、対象という形で取り扱うケースもまれにはございますけれど、ほとんど民生委員の方が直接この所得問題その他に関連しながら、問題を持ち込んで来ているケースというのは聞いておりません。

○議長（名古屋史郎君）　鈴木美奈子君。

○五番（鈴木美奈子君）　それでは、本当にこれは、課税証明とか給与証明でこれが認定できるかどうか、ということが確認できるわけですから、文部省が言うとおりの福祉事務所とか民生委員を介入させない、こういう方向をぜひ貫いていただきたいと思います。

それから、最後ですけれども、国に対しての補助単価の問題ですが、これは四十九年の文部省の予算要求の資料ですけれども、教育用のノートが三十円から四十円、実際に買えば百円以上するわけです。それから、筆入れとか下敷きなどは二百三十円で、これを一年生のときに買ったならば六年まで使用する、

こういう状況になっております。それから、中学生、小学生の体育着、八百円から千円。運動ぐつもいまは四百円では買えないくらい高くなっておりますけれども、こういう非常に低い単価でいるわけです。そして、実際には支給する額との間が差があるわけですけれども、日野市ではこういうものに対して超過負担があるのかどうか、もしあったらそういう額について二、三の例で結構ですので答弁をお願いしたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　学校教育課長。

○学校教育課長（長沢三郎君）　学用品関係につきましては、直接そういう事例のあれは持っておりませんが、たとえば校外活動費、校外活動費等につきましては、これは小学校、中学校の春あるいは秋の遠足、それらにつきましては、昨年度の場合には、小学校の校外活動費として百九十円と、文部省基準では百九十円と、その二分の一を国が負担するという形で、現実問題としては、小学生の場合にも春と秋の遠足、校外活動等をやりますと、どうしても八百円から千円近い交通費その他のあれがかかると、こういうことでそれらのあれにつきましては、全額市の方の超過負担という形の中で、措置をしております。中学校につきましても同様で、国の基準では三百三十円と、本年度は若干引き上げられておりますが、五十一年の場合は三百三十円と、これが基準になっておりますけれど、基準ではとうていいまの状況の中では困難であるということで、実額支給という方向で、千円前後の金が市の負担の中で支出されていると、こんなような現状です。

○議長（名古屋史郎君）　鈴木美奈子君。

○五番（鈴木美奈子君）　それでは、最後に市長にお尋ねいたしますけれども、やはりこういうたくさんの父母に、そして子供たちに教育を与えるというか、そういうことのためには、もっと援助をうんと多くの人に受けさせるために、財政的な面もあると思いますし、また一市でやった場合には、先ほど述べましたように、文部省の横やりが入るという、こういうことがありますので、国に対して、三多摩段階では革新市長会がございますが、そういう市長会ともども、一緒に国に対しての超過負担の解消、また単価の引き上げ、こういうことをやっていただきたいと思いますが、その点についてお尋ねいたします。

○議長（名古屋史郎君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　準要保護の小、中学校生徒、児童ですが、私も余り実態をよく知りませんでしたけれど、伺ってみるとかなり細かい問題があるようですから、教育当局ともよく話をしてみまして、つまり、教育費について、子供に肩身の狭い思いなどはさせない、ということで考えてまいりたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　鈴木美奈子君。

○五番（鈴木美奈子君）　よろしくお願いいたします。

四点についての質問をまとめますと、ほかの市に比べては、かなり本当に改善されてきております。しかし、まだまだ受ける側とすれば、まだ不足してる面もございますので、これをぜひもっともっと受けやすくしていただきたい、というふうに考えます。ことしは、憲法や教育基本法制定三十年目にちょうど当たるわけです。すべての児童、生徒にこの精神が貫かれていくのが当然だというふうに考えるわけです。しかし、まだこの問題については、落ちこぼれもありますし、まだ、学校の中には、雨が降りますと、かさがないから学校を休むとか、体育のある日には、体育着に着がえなければならないので学校を休む、こういう児童がいるわけです。この子供と同じクラスに学ぶ子供たちも、やはり関心があって、きょうは休んだとか、またきょうは一緒に遊んだとか、一番子供たちが関心を持ったのは、修学旅行に本当に一緒に行かれるかしら、という心配をしておりましたけれども、そのお子さんが、一緒に修学旅行に行って本当によかった、ということを子供たちも言ってるわけです。この就学援助は、経済的な理由によって差別をなくし、そして教育の機会均等を保障するためにも、低所得者への教育を受ける権利を具体的に保障した制度です。ですから、この制度が本当に実施されますように、教育委員会としても、学校や父母とも協力し、そして、なお一層この受給者がふえますように、また国に対しても超過負担のないように運動を進めていただきたい、このことをお願いいたしまして私の質問を終わります。

○議長（名古屋史郎君）　これをもって五の一、教育費援助を受けやすくするために問う、に関する質問を終わります。

以上をもって本日の日程はすべて終わりました。本日はこれをもって散会いたします。

午後五時七分　散会

六月二十一日　火曜日　（第九日）

昭和五十二年
第二回定例会

日野市議会会議録

第十九号

六月二十一日　火曜日（第九日）

出席議員（二十七名）

一番	滝瀬政吉君	十五番	市川芳太郎君
二番	滝瀬敏朗君	十六番	秦正一君
三番	奥住芳雄君	十八番	杉山寅三郎君
四番	正国大治君	十九番	高橋通夫君
五番	鈴木美奈子君	二十番	佐々木昭雄君
六番	橘祐子君	二十一番	大柄保君
七番	板垣正男君	二十二番	大下博君
八番	黒川重憲君	二十四番	一ノ瀬隆君
九番	林重義君	二十五番	日野源作君
十番	谷栄吉君	二十七番	三浦童春君
十一番	剣持佐吉君	二十八番	飯山茂君
十二番	石坂勝雄君	二十九番	島村孝志君
十三番	竹ノ上武俊君	三十番	名古屋史郎君
十四番	米沢照男君		

欠席議員（二名）

十七番	清水芳雄君
二十三番	本間久君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男	君
助役	前川恒雄	君
収入役	杉本好次郎	君
企画財政部長	加藤一男	君
総務部長	松村清栄	君
市民部長	森久保三次	君
生活環境部長	加藤一郎	君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	中村亮助	君
書記	鈴木晴彦	君
書記	荒井一雄	君
書記	樫村正男	君

議事日程

建設部長	田倉高光	君
都市整備部長	成井正夫	君
病院事務長	遠藤政之	君
教育長	倉又秀作	君
業務課長	松本松夫	君
社会課長	長谷川暢男	君

書記	川上輝子	君
書記	安原清美	君
書記	小松恵美子	君

昭和五十二年六月二十一日（火）

午後一時開議

（総務委員会）

補助十七号線の安全対策に関する請願

（請願審査報告）

一　請願第五二―一〇号　京王線南平駅周辺に自転車置き場の設置を要求する請願

（文教委員会）

二　請願第五二―一二号　日野第八小学校区域内における学校増設に関する請願

三　請願第五二―一号　日野市にもう一校都立普通高校を誘致促進に関する請願

四　請願第五二―一四号

（厚生委員会）

五　請願第五一―五九号　児童館及び学童保育施設設置に関する請願

六　請願第五二―七号　立川基地跡地に障害者（児）のための総合福祉施設の設置を求める請願

七　請願第五二―一三号　都立勤労福祉会館の誘致促進に関する請願

八　請願第五二―一五号　出産費用貸付制度についての請願

九　請願第五二―二号　（都市計画産業建設委員会）

都道一五四号線歩道整備に関する請願

（議案上程）

一〇　議案第四四号　昭和五十一年度日野市一般会計補正予算（第七号）専決処分の報告承認について

一一　議案第四五号　日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の制定について

一二　議案第四六号　議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

一三　議案第四七号　日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

一四　議案第四八号　日野市立公園条例の一部を改正する条例の制定について

一五　議案第四九号　日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定について

一六　議案第五〇号　日野市立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定について

一七　議案第五一号　昭和五十二年度日野市一般会計補正予算について（第二号）

一八　議案第五二号　昭和五十二年度日野市都市計画事業特別会計補正予算について（第一号）

一九　議案第五三号　市道路線の一部廃止について

二〇　議案第五四号　市道路線の廃止について
二一　議案第五五号　日野市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
二二　議案第五六号　日野市神明上都市下水路事業（工事の一部）委託契約の締結について
二三　議案第六二号　昭和五十二年度日野市下水道事業特別会計補正予算について（第一号）
（報告事項）
二四　報告第一号　昭和五十一年度日野市一般会計継続費繰越計算書の報告について
二五　報告第二号　昭和五十一年度日野市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
二六　報告第三号　昭和五十二年度日野市土地開発公社事業計画の報告について
（請願上程）
二七　請願第五二―一一七号　程久保地区町名地番整理に関する請願
二八　請願第五二―一一八号　道路新設に関する陳情
二九　請願第五二―一一九号　第十九小学校（仮称）に関する通学路並びに防災用道路の新設に関する請願
三〇　請願第五二―一二〇号　排水溝建設についての陳情
三一　請願第五二―二一号　地区センターを大地区センターに格上げし増築願う陳情
三二　請願第五二―二二号　市道整備に関する請願
三三　請願第五二―二三号　日野市立病院歯科設置に関する請願
三四　請願第五二―一一四号　訪問看護制度実施を要望する請願
三五　請願第五二―二一五号　都道一五五号線の信号機設置に関する請願
三六　請願第五二―二一六号　登録民間日雇労働者の雇用促進に関する請願
三七　請願第五二―二一七号　滝合橋東口路の歩道設置の請願
三八　請願第五二―二一八号　平山小学校区内への学童保育所設置に関する請願
三九　請願第五二―二一九号　郷土資料館（博物館・文書館）と遺跡公園設置促進方請願
四〇　請願第五二―三〇号　三小地域に学童クラブ設置に関する請願
四一　請願第五二―三一号　道路の舗装並びに側溝の整備について陳情
四二　請願第五二―三二号　市立第五幼稚園増設に関する請願
四三　請願第五二―三三号　側溝改修に関する請願
四四　請願第五二―三四号　多摩平五丁目地区大型店舗建設反対に関する請願
四五　南多摩東部共立病院組合議会議員の選挙について
四六　会期の延長について

本日の会議に付した事件
日程第一から第四六まで

○議長（名古屋史郎君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員二十三名であります。本日、欠席の連絡のあったのは、清水芳雄議員、遅刻の連絡のあったのは、本間久議員であります。

これより請願第五二―一〇号、補助十七号線の安全対策に関する請願、請願第五二―一二号、京王線南平駅周辺に自転車置き場の設置を要求する請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。総務委員長の審査報告を求めます。

（総務委員長登壇）

○総務委員長（竹ノ上武俊君）　総務委員会の審査報告を申し上げます。請願第五二―一〇号、補助十七号線の安全対策に関する請願についてでございます。これは補助十七号線、新井橋から川崎街道に抜ける道路の交通事情の問題ですが、種種専門機関などとも提携いたしまして、安全対策を講じてほしいということで満場一致で採択と決しましたので、よろしく御審議をお願いいたします。

また請願第五二―一二号、京王線南平駅周辺に自転車置き場の設置を要求する請願でございます。この件につきましては、京王帝都の方にも用地がありそうである、可能性があるというような状況もありまして、満場一致で採択というふうに決しました。そして総務委員会として京王線南平駅周辺だけではなく、全駅に自転車置き場の設置をぜひ促進してほしいという全員の意見でございましたので、この件もつけ加えておきたいと思います。

以上、五月十一日の総務委員会で採択と決しましたので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（名古屋史郎君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本二件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本二件を採決いたします。本二件に対する委員長報告は採択であります。本二件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認めます。よって請願第五二―一〇号、補助十七号線の安全対策に関する請願、請願第五二―一二号、京王線南平駅周辺に自転車置き場の設置を要求する請願の件は、委員長報告のとおり採択と決しました。

次に請願第五二―一一号、日野第八小学校区域内における学校

増設に関する請願、請願第五二―一四号、日野市にもう一校都立普通高校を誘致促進に関する請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

文教委員長の審査報告を求めます。

（文教委員長登壇）

○文教委員長（林　重義君）　文教委員会の御報告を申し上げます。

請願第五二―一号、日野第八小学校区域内における学校増設に関する請願について、この請願は、市立第八小学校ＰＴＡ会長菅原明さんより提出された請願でございます。市として、ある特定な場所に関係者の方々とも折衝中ということでございます。委員会としましては、慎重審議の結果、全会一致で採択と決定をいたしました。

続いて請願五二―一四号、日野市にもう一校都立普通高校を誘致促進に関する請願、この請願は、日野市立小中学校ＰＴＡ協議会会長、内山浩さん外二万九千四百七十名より出された請願であります。この問題については、父兄の長期間にわたる要望でもあり、市としては、都の関係の行政でもありますが、都と積極的に取り組んでおるようでございます。委員会としましては、慎重審議の結果、全会一致で採択と決定をいたしました。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（名古屋史郎君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本二件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本二件を採決いたします。本二件に対する委員長報告は採択であります。

本二件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認めます。よって請願第五二―一号、日野第八小学校区域内における学校増設に関する請願、請願第五二―一四号、日野市にもう一校都立普通高校を誘致促進に関する請願、請願第五二―一五号、出産費用貸付制度についての請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。厚生委員長の審査報告を求めます。

（厚生委員長登壇）

○厚生委員長（秦　正一君）　五月六日に行われた厚生委員会の審査報告をさせていただきます。

最初に請願第五一―五九号、南平小学校の西側に児童館及び学童保育施設を設置してほしいという内容のものです。市の方といたしましても、現在、地区センターができておりますが、その周辺に学童保育はやりたいと、要するに児童館を、分室を設置していきたいという構想もあるし、また南平小学校の西側は体育館を設置したいというふうな意向もあるようだし、いずれにしても、この児童館、子供のための施設、こういったものを設置することには全員一致で採択をしております。

次に請願第五二―七号、立川基地跡地を利用して総合福祉センターを設置してほしいという、これは国に対しての働きかけですが、これもすでに立川、昭島等においては採択しているようだし、当委員会といたしましても、この趣旨をくみまして、全員で採択いたしました。

次に請願第五二―一三号、都立勤労福祉会館の設置についてですが、これは以前にも、市の方にもこのような構想があったようです。委員会といたしましても、慎重に審議し、全員一致でこの趣旨にはよかろうということで採択しております。

それから請願第五二―一二号、これは助産費の補助ですが、現在の物価高で非常に出産の分娩費の費用が大変だということで、何とか市のほうでこの費用の貸付制度をつくってほしいという内容のものです。これについても一応全員一致で採択しております。

簡単ですが、厚生委員会の報告を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（名古屋史郎君）　これより質疑に入ります。谷栄吉君。

○十番（谷　栄吉君）　請願五二―七号、もう少し細かい説明がおありになったらいいんですが、この地域につきましては、非常に、駅周辺ということで、密集した家屋が点在しておりますことは、もう周知の事実であろうかと思います。そこでこの時期が参りますと皆様方から大変熱心な御討議が出るわけでございますが、ちなみにこれは予測でございますから何とも申しかねるわけでございます。話を承るところでは、関東の大震災等あのような大きな地震、災害が起きた場合、どのような救済方法をもってこれに充てるかというときに、あの地におきまして収容能力はよろしい、このように考えられる。そこでスケールを小さく申すならば、そのような福祉的なあらゆる団体から、レジャーセンターにしろとか、請願がものすごく出ておるようでございます。私どもの地域は隣接でございますから、

そのような請願が出ておるようでございます。やはり、現在は自衛隊が使用しておるわけでございますが、あの程度の使用でございましたら、災害時にはいつでも避難場所として使える絶好の場所でもあろうかと思います。それらを踏まえて審議をなされたのかどうか、それらを一点お聞きしたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　厚生委員長。

○厚生委員長（秦　正一君）　委員会といたしまして、この立川基地跡に身体障害者の福祉のための総合福祉センター、要するに弱者のための、こういう施設をつくってもらいたいという趣旨からきているんですね。基地の跡地がどのように使われるか、それはわかりませんけれども、いずれにしても、身体障害者のための福祉施設ということで、膨大な用地ですから、その中に三多摩周辺の人たちが使う、利用できる、こういう施設をつくることは、これは基地全体を使うわけじゃないだろうし、ほんのわずかな部分で済むことだろうし、谷議員の懸念されるような心配は別になかろうと、このように思います。委員会といたしましては、そういった広範囲にわたっての審議はなされておりません。あくまでも私の私見として言いました。災害時の避難場所ということなんかは当然これはそういう構想の中には織り込まれてくるとは思いますけれども、委員会といたしましては、あくまでも身体障害者のための、弱者のための立場に立って、一応よかろうということで、みんなで意見一致したわけでございます。

○議長（名古屋史郎君）　谷栄吉君。

○十番（谷　栄吉君）　一言だけ……。もちろんこの土地は立川でございます。日野市内ではございません。そこで日野にも何らかそういうふうな土地があるならばということで、私どもに言わせればこのように考えられるわけでございます。そういう中で、もう少しよりよい検討がなされなかったのかなというふうに考えるんですが、採択ということでございますので深くは追究しません。以上で私の質問を終わります。

○議長（名古屋史郎君）　ほかに御質疑はありませんか。

なければこれをもって質疑を終結いたします。

本四件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本四件を採決いたします。本四件に対する委員長報告は採択であります。

本四件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認めます。よって請願第五一―五九号、児童館及び学童保育施設設置に関する請願、請願第五二―七号、立川基地跡地に障害者（児）のための総合福祉施設の設置を求める請願、請願第五二―一三号、都立勤労福祉会館の誘致促進に関する請願、請願第五二―一五号、出産費用貸付制度についての請願の件は、委員長報告のとおり採択と決しました。

次に請願第五二―二号、都道一五四号線歩道整備に関する請願の件を議題といたします。都市計画産業建設委員長の審査報告を求めます。

（都市計画産業建設委員長登壇）

○都市計画産業建設委員長（日野源作君）　それでは都市計画産業建設委員会の審査報告を行います。請願五二―二号は都道一五四号線の歩道整備に関する請願でございます。この場所は浅川から京王線の東の踏切の間でございます。委員会としまして、さっそく現地をつぶさに状況調査したわけでございますが、その結果を申し上げますと、都営団地の西側にすでに歩道がつくってあるわけでございますが、この歩道が道路より多少低いために、雨水が歩道に上がって歩行困難だというようなことが、整備の趣旨になっておるわけです。それから団地を過ぎまして京王の東の踏切の間には歩道がございません。この請願の趣旨からいきますと、歩道のないところに歩道を整備していただきたいというのがこの請願の趣旨でございます。そういうわけで、いろいろ委員会としましても判断したわけですが、ここは御承知のとおり、日野高校の生徒の通学路にもなっておるというようなことも踏まえまして、都の見解をいろいろ理事者から尋ねたところが、そういう学生の通学路ということを踏まえまして、なお、これには都道百七十三号線、平山六丁目の住宅の都道ですが、ここにもこういった歩道の整備が要望されておると同時にこれらも一緒に踏まえて都のほうで整備をするというような要望がございましたので、委員会としましては、全員一致で採択をいたしたわけでございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（名古屋史郎君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件を採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。

本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認めます。よって請願第五二―二号、都道一五四号線歩道整備に関する請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより議案第四四号、昭和五十一年度日野市一般会計補正予算（第七号）専決処分の報告承認の件を議題といたします。理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（森田喜美男君）　議案第四四号につきまして提案

理由の御説明を申し上げます。本議案は、昭和五十一年度日野市一般会計補正予算第七号として、地方自治法第百七十九条第一項の規定に基づき、昭和五十二年三月三十一日付で専決処分したものに関し、承認を求めるものであります。補正額は歳入歳出それぞれ二十一億一千八百五十一万七千円を減額し、歳入歳出予算総額を百五十三億五千八百八十七万円とするものであります。なお、詳細につきましては担当部長より説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（名古屋史郎君）　関係部長から詳細説明を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（加藤一男君）　それでは議案第四四号、昭和五十一年度日野市一般会計補正予算第七号の専決処分の御報告を申し上げます。本報告は、いま提案理由にもありましたように、三月三十一日に百七十九条の規定によりまして、専決処分をさせていただきました。毎会計年度末におきまして議会の御審議を賜わっております予算でございます。国、都の関係費、並びに市債関係等を中心といたしまして、若干の数字的な補正も加えさせていただきまして、執行をさせていただきました。あらかじめ御了解を賜わりたいと存じます。

提案理由の中にもありましたように、補正総額歳入歳出それぞれ減額でございます。この内容を申し上げますと、国庫補助関係といたしまして一億二千万円強の減額をいたしました。これは仮称十七小学校と、それから旭が丘小学校の用地補助の関係で減額をいたしました。このことにつきましては、後ほどまた御説明をさせていただきますが、国庫関係では以上のとおりでございます。これはなぜ減額になったかということでございますが、用地買収を次年度、つまり五十二年に送った関係でございます。

次が起債関係でございますけれども、これも同様の理由からでございます。このことは補助金、あるいは起債等のことのみではございませんで、先般、市政経過報告の中でも御説明をさせていただきましたけれども、義務教育施設につきましては、従来必ずしも政府債のみを充てずに縁故債をもって充てておりました。ところが昭和五十二年度からは義務教育施設につきましては、全額政府債をもって充てるという国の方針が出ました関係もございまして、二校の用地買収費を次年度に見送ったわけでございます。

それから、さらに内容といたしましては、都の支出金関係でございますが、三億三千八百万円強が歳入増となっております。これは落川第一都営住宅に関連いたしますところの、三沢中学校に対します補助金の確定に伴いましての増額でございます。

歳入の主なものは以上でございまして、歳出の方におきましては、ただいま御説明させていただきました十七小とそれから旭が丘小学校の用地買収を次年度に送ったという関係で、大き

く教育費で減額になっております。主な専決をさせていただきました内容は以上でございます。

それでは、若干内容説明をさせていただきたいと思いますが、ページを追いまして御説明を申し上げます。まず説明書の三ページ関係でございますが、ここで大変恐縮でございますが、ちょっとミスプリントがございまして御訂正をいただきたいと思うんですが、地方譲与税関係でございますが、節の欄で増額で二千七百万円となっておりますけれども、これは減額で二百二十七万九千円でございますので、御訂正を賜りたいと存じます。説明書の三ページでございます。もう一度申し上げますと、説明書の三ページの地方道路譲与税関係で、補正額そのものの数値を節の金額の欄に写していただきたいと思います。

三ページ、それから五ページ、七ページにわたりましては確定数値を増額補正をさせていただきました。

それから九ページの地方交付税でございますが、千二百七万五千円の増でございます。トータル五億六千六百八十八万円の昭和五十一年度の地方交付税の収入を見ました。この中で、普通交付税は五億四千万円強でございます。それ以外が特別交付税という内容になっております。

それから十一ページ、それぞれ確定に伴いましての増減をさせていただきましたが、下欄の教育費の負担金関係で二千九百四万四千円の増となっておりますが、これは説明欄にもございますように、日本住宅公団の大久保団地建設に伴いますところの教育費負担金確定に伴いましての増額でございます。

十三、十五、十七につきましては、確定数値をそれぞれ増額させていただきました。

十九ページ、教育費の国庫補助金で減額一億二千百三十三万六千円でございます。それぞれの説明欄の額の確定に伴いまして増減をさせていただきましたが、真ん中の三の小中学校用地取得補助金が大きく減額になっております。これは先ほど説明申し上げました、十七小、旭が丘小学校の次年度送りに伴います補助金の減額でございます。これが主な内容でございます。

それから二十一ページ、二十三ページそれぞれ確定に伴いましての増減でございますが、二十三ページの下欄、教育費負担金三億三千八百八万七千円の増額となっております。これは先ほど申し上げましたように、落川第一都営住宅関連公共費の負担金、つまり三沢中学校に対します負担金の確定に伴いましての増額でございます。

それから二十五ページ、二十七ページ、二十九ページ、三十一ページ、三十三ページそれぞれ確定を見まして、増減をさせていただきました。

三十五ページの一般寄付金でございますが、五千五百三十四万四千円の追加でございます。これは開発行為、あるいは中高層建設に伴いましての行政協力費と一般寄付金の確定によりま

して追加をいたしました。この中で行政協力費の用途は六億五千万円の内容を秘めてございます。約十件を見込んでございます。

それから三十七ページ、少額でありますが、これは水道関係の退職金見合いの数値の確定に伴いましての増でございます。三十九ページ、確定に伴いまして増額をいたしました。四十一ページ、競輪競艇事業収入でございます。四千四百九十五万五千円の追加でございます。このことにつきましては大変増減をいたしまして御迷惑をかけますが、先般の議会におきましては、昭和五十一年度の競輪競艇収入は予算に対しましておよそ五千万円程度のどうしても減額になるということで減額の御議決を賜りました。ところがその後一月末からいわゆる好転といいますか、しまして、やや当初予算に匹敵する収入が見込まれるようになりまして、増減をいたしまして大変恐縮でございますが、ここでは増の四千四百九十五万五千円を専決をさせていただきました。つまり合計では四億七千四百九十五万五千円の収入が見込まれるわけでございます。

四十三ページ、四十五ページ、四十七ページ、それぞれ確定に伴いまして増減をいたしました。ただ四十七ページの教育費関係、市債でございますが、大きく二十四億八千三百七十万円の減額をいたしてございます。これは説明欄にもございますように、仮称十七小学校とそれから旭が丘小学校の用地取得費を次年度送りといたしました。そういう関係で大きく減額をいたしてございます。

以上が歳入関係でございます。

続きまして歳出関係に移らしていただきます。四十九ページ、五十一ページ、五十三ページにわたりましては、それぞれ不用見込み額を減額をさせていただきました。それから五十三ページの財産管理費中積立金関係と繰出金関係が増額となっております。まず積立金関係でございますが、三つに分かれておりまして、庁舎関係、それから退職手当基金、これはそれぞれ歳入でも御説明を申し上げました数値をそのままここで支出をいたすものでございます。ただ大きく六億という公共施設建設基金積立金をいたしてございます。非常に大きな数値でございますが、これは先ほど申し上げましたように、仮称十七小並びに旭が丘小学校等のいわゆる一般財源負担相当額がございます。この部分を五十一年度の積立金といたしました。その他の要素もございますが、大きくは学校関係、それから都営住宅関連、大久保団地関連こういうものの費用をそのまま積立をいたしました。したがいましてこの数値は五十二年度でまた補正をいたす、という形になるわけでございます。それから繰出金関係でございますが五千九百五十八万円、これは歳入の寄付金でも御説明をさせていただきましたが、土地開発基金の繰出と、それから生じます利子の繰出でございます。

五十五ページから八十九ページまで非常にかなりにわたりますが、それぞれ確定に伴いまして、ほとんど減額でございますけれども補正をさせていただきました。

九十一ページに飛ばして説明をさせていただきます。教育費の小学校費中、学校建設施設整備費、大きく減額で二十六億二千百五十八万円の減額をいたしてございます。これは先ほどからも申し上げておりますように、大きくは旭が丘小学校、十七小学校の用地取得費の減額でございます。理由は先ほど申し上げたとおりでございます。

それから九十三ページ、それから九十五ページ、九十七ページ、九十九ページ、それから百一ページ、百三ページそれぞれ減額補正をさせていただきました。

百五ページの利子でございますが一億三千万円の減額でございます。内容といたしましては市債利子と一時借入金の減額になっておりますが、先ほどからも申し上げておりますように、仮称十七小学校、旭が丘小学校の用地取得、つまり一時借入金を生じなかったということで大きく一時借入金の利子が減額をいたしてございます。これは九千五百万円でございます。そういう内容から減額補正をさせていただいたわけでございます。

それから予備費、百七ページでございますが六千五百十二万一千円の追加をさせていただいたわけでございます。

それから議案書の方に戻りまして、議案第四四号の方に戻っていただきまして、内容といたしまして第二表の繰越明許費の補正がございます。土木費の道路橋梁費、事業名といたしましては多摩川第二排水区の管渠設置事業でございますが、一億三千六百万円を一億三千二百三十万円と補正をさせていただきました。

それから追加といたしましては、総務費の総務管理費の市史編さん事業といたしまして二百五十万五千円の繰り越しの専決をさせていただきました。本件につきましては地誌編の刊行を一月三十一日に契約をいたしまして、印刷完了三月三十一日と予定をいたしておりましたけれども、執筆者の関係から遅延をいたしまして、これを繰越明許費の補正ということで専決をさせていただいたわけでございます。

それから第三表につきましては、説明書によって御説明をさせていただきました、それぞれの市債の補正でございます。大きくは上から二行、三行目にございます。十七小と旭が丘小学校の次年度送りをしたということが大きな数値の変化でございます。三月三十一日専決処分をさせていただきました。よろしく御承認を賜りたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　これより質疑に入ります。剣持佐吉君。

○十一番（剣持佐吉君）　説明が大ざっぱでどこを聞いていいかわかりませんが、それではまた大ざっぱにお伺いすることにいたします。

減額について十七小関係のが翌年に送り、それが理由であるということ、それはわかりますが、それ以外に何ページだかついていけないほどのものが全部減額された。それで収入の方も減額されたということになると、当初予算は結局宣伝のためのものになる、そういう感じを受けるんですが、その内容をもう少しどういうわけなのか、その辺をひとつ設明していただきたいということが一つ。

それから当初予算の際に、昨年一年間、文化体育施設の問題について学校開放、既設施設の改修によって、文化体育の施設の不足分を補うためにはどうするのかという質問に対して、当初予算の当時は補正でいきたいということを聞いて、説明があったと記憶しておりますが、今回それがどこにあるのか、もしないとすれば去年と同じことになりまして、前進がないということになるわけですが、その辺をどう考えておられるか、あるいはどこに盛られておるか、それらの説明がちょっとついていけなかったものですから説明をしていただきたい。

○議長（名古屋史郎君）　答弁願います。企画財政部長。

○企画財政部長（加藤一男君）　ごく大ざっぱに説明をいたしまして恐縮でございますが、大きくは仮称十七小学校とそれから旭が丘小学校の用地取得を、これは市政経過報告の中でも石坂議員さんの御質問でお答えさせていただきましたけれども、そういうメリットということを考えまして、次年度送りをさせていただきましたのが大きな内容でございます。いまの御質問はちょっと聞き漏らしましたが、宣伝というふうに聞こえましたけれども、決してそういう意味ではございません。ただ冒頭申し上げましたように、大きくは国、都の補助金関係の調整がつけてございますけれども、内容の需用費等の若干の不用額の補正をさせていただいたわけでございます。決して宣伝という考えは毛頭持っておりません。

それからいま一つは文化体育施設の関係で、本予算に全く姿勢が表われていないという御質問でございますが、これはいま御審議を承っておりますのは、昭和五十一年度の専決処分書の御報告をさせていただきまして、これから後刻御審議を承ります。昭和五十二年度の補正予算でそのことは補正をさせていただいておりますので詳しくはその時に説明をさせていただきたいと思うんです。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　よろしいですか。次に、石坂勝雄君。

○十二番（石坂勝雄君）　やや剣持議員とは大体考え方はそうかわからないと思うんですが、自分は市長の職責からくるのか、法律に認められて専決処分ということだからいたし方ないことなんだか、議会の審議権から見ると、競輪の問題から見ても減をやったかと思えば増をやる、非常に的確な、非常にこういう経済状態のときだから見通しがむずかしいかもしれないけれども、その辺をもっと把握すべきじゃないか。少なくとも権威ある執行者が減をやったかと思えばすぐ増が出てくる、それが最後に専決処分で出てくる、こういうことは意見になるかもしれない、ならんじゃないか。

いま一点お聞きしたいのは、いわゆる公共の積立金に最終的に六億もできるということは収入が思ったよりよかったのかさもなければやってきたところがたまたまやったのか、企画財政部長の説明を聞くと十七小なり旭が丘小学校なり次年度分に充てるんだということなんですが、たとえば税収がなかったりしたらどうするんだというこの点をお答え願いたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　企画財政部長。

○企画財政部長（加藤一男君）　お答えを申し上げます。第一点の御質問は競輪、競艇収入のことでございます。御審議のとおり私どもは的確なる数値をつかんで、議会の御審議を賜りたい、これはかわりございませんが、実は競輪一部事務組合の方に照会をいたしまして、これはもちろん組合議会もございますけれども、その中で昭和五十一年度の競輪、競艇収入の見込みが各市が四億八千万円程度の予算計上をしているけれども、どうしても五千万円程度の収入減になる見込みである。そういう連絡に接しまして、実は三月の時点で、これは押さえ方は十二月末で押さえてございますけれども、そういう通知に接しまして減額補正をいたしたわけでございます。ところがその後の競輪、競艇の開催状況が非常に好転をして、いわゆる売り上げが多かったということだと思うんです、一口に言いまして、そういうことでその後増額になったということで増額補正をまたさせていただいたというのが現状なんでございます。御意見御指摘の点はよくわかりますけれども、そういう経緯をもちまして減額、増額の補正をさせていただいたわけでございます。

それから積立金の六億の関係でございますが、確かに昭和五十一年度につきましては税収入もかなり多うございました。だから積立金ができたのかということでございますが、必ずしも全額そういう意味ではございません。昭和五十一年度予算で、いわゆる十七小、旭が丘小学校の用地買収にからみましても、全く起債全額で執行はできません。当然、一般財源の負担が生じます。それから一借の所でも申し上げましたように、当然利子も必要になってまいります。そういう費用を五十一年度で積み立てをいたしまして、五十二年度会計でこれを取り崩す形になります。後刻御審議をいただきます二号補正につきましても、すでに一億数千万円の取り崩しをさせていただいております。そういうことで、全くこの数字が、税収が上がったというわけでもございません。内容はそういう要素を含んでおるということをひとつ御承知おきいただきたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　石坂勝雄君。

○十二番（石坂勝雄君）　非常に企画財政部長うまい答弁

されるので、ただ私はこの六億の積立金が、当初から何というか六億できてた、という最終的にもっていって、たまたまそろばん玉がそこへ行ったというふうに見ざるを得ないんですよね。確かに理由としては、いわゆる五十二年度予算で一億なんぼ取り崩すということがあるから、現実には、やっぱり税収が主たる原因で、思ったよりよかったということが原因ではないか、その点をあらかじめ確認したいと思いますが、どうなんですか。

○議長（名古屋史郎君）　企画財政部長。

○企画財政部長（加藤一男君）　先ほども私お答えを申し上げましたように、税収が悪いとは申し上げません。確かに税収は、五十一年度はようございました。ところが、六億の中には、歳入でも御説明申し上げましたように、日本住宅公団の大久保団地の教育費負担金、それから都営住宅の関連の三億数千万円の都の補助金、そういうもの、それから先ほど申し上げたような要素のもの、そういうものを含めまして、六億の積み立てをさせてもらいました。五十一年度は、非常に財政が、いわゆる税収入が多うございまして、交付税関係につきましても、先ほど御説明させていただきましたように五億数千万円の収入がございましたけれども、これはそのうち五十二年度では、ある一億数千万円程度の金は返さなければなりません。しかしながら、積立金の中からそれを返すわけにはいきません関係で、また、これは後刻いろいろな面で御審議を賜りたいと思っておりますが、そういう要素も含んだ中で積み立てをいたしたわけでございます。御了解をいただきたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　石坂勝雄君。

○十二番（石坂勝雄君）　自分はこのこと自体は了解しないということじゃなくて、どうなんですか、こういうのを、まあ、最終の自分が言いたいのは、最終の市長の専決でなくて、少なくとも、もっと前の補正の中で、これだけの積立金ができるということができないか、ということがやっぱり自分は質問の最大のねらいですよ。何か悪い言葉で言うと、どんぶり勘定していて、最後に余ったから何か六億だという数字を出したというふうに見ざるを得ないから、その点お聞きしているわけです。

○議長（名古屋史郎君）　企画財政部長。

○企画財政部長（加藤一男君）　御意見はよくわかります。しかしながら、三月の補正予算の積算は、少なくとも一月ごろの時点でどうしても積算しなきゃならないわけです。たとえば一つの例をとりますと、都営住宅の関連の三億数千万円の決定も、三月ぎりぎりで決まりました。そういうことで、確定をしない数値を提案するわけにもまいりませんので、どうしてもこういう状態を生ずるわけでございます。お含みをいただきたいと思います。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　次に高橋通夫君。

○十九番（高橋通夫君）　説明の三十三ページの上欄の方の財産収入の所で不動産売払収入とありますが、これが九百四十三万円というのが約三〇％減額になってるんだけれども、詳しく説明をお願いしたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　企画財政部長。

○企画財政部長（加藤一男君）　三十三ページから三十四ページにわたります財産収入の不動産売払収入の三百六十万円の御質問かと思いますが、どうして九百四十三万に対して大きな減額を生じたか、という御質問かと思いますけれども、実は、このことにつきましては、議会でいろいろ御審議を賜りました豊田の南口の廃道敷の売り払いを一応予算計上をいたしておったわけでございますけれども、事務的に昭和五十一年度執行がむずかしくなりまして、ここで不用額で落とさせていただいたわけでございます。当然、五十二年度に、このことについては、また御審議を賜りたいと思っております。そういう関係で、大きく比率からいきますと減額をいたしたわけでございます。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　次に橘祐子君。

○六番（橘　祐子君）　三十五ページ、三十六ページの一般寄付金について質問をいたしたいと思います。この一般寄付金の中の行政協力費、開発行為に伴う行政協力費でございますけれども、これは協定書に基づいてこういうものをいただくと思うんですけれども、どんな基準でこうした金額が決まって決定されていくのか、というのが一つと、もう一つ、開発行為が協定書のとおり行われているかどうか、ということを、どこが責任を持って日野の中で窓口としてチエックをしていくのか、ということが一つ。それからすでに大体いま革新市政の中ではかなり協定書もきちんとした形になって、そういう点もはっきりと、こういう協力費等もきちんとしてきてるわけですけれども革新市政になる前の開発行為を見てみますと、かなり協定書もないとか、それからその他そういう行政協力費の点も不明確である、こういうような点がいっぱいあるわけですけれども、そういう開発行為に対して後追い請求ができるものかどうなのか。たとえばずっと以前に開発を許可しながらいまだに開発が続いている所について、できるのかどうなのか、それとも全く公園、道路その他公共施設が市に移管されちゃって開発業者の手をすっかり離れてしまっているという所とは、また少し違うんじゃないかと思うんですけれどもね、いまだに開発が続いている所と、すでにもう開発も終わって、業者から手が離れてるという所と、若干の違いがあると思いますけれども、以上、そういう点についてお聞きいたしたいと思います。（「関連」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　橘議員の質問は、開発行為のチエックですか、協力費の徴収のチエックですか。

○六番（橘　祐子君）　開発行為です。
○議長（名古屋史郎君）　滝瀬敏朗君。
○二番（滝瀬敏朗君）　一般寄付金というふうなことですが、共益負担金ですね、これは要綱でそういうふうなことが決められてるんですがどうですか、寄付金というような形でいいんですかね、その辺ちょっとわからないんですけれども……。
○議長（名古屋史郎君）　答弁願います。企画財政部長。
○企画財政部長（加藤一男君）　お答えを申し上げます。
まず橘議員さんの御質問の一点は、基準のことかと思いますが、いわゆる御承知のように開発行為、それから中高層、二つの要素がございます。これはすでにお配りをしてあると思いますけれども、基準を市では現在定めております。開発行為に当たりましては、都市整備部が担当いたしてございます。それから中、高層の関係につきましては建設部が担当をいたしてございます。それに伴いまして、ここに掲げました基準に基づきましての、いわゆる寄付金といいますか、ここでは寄付金と言わせていただきますが、その算出を私の方、企画財政部でいたしております。そういうことで、寄付金につきましては執行いたしております。それからチエックの問題は、いま申し上げました所で実施をいたしておる。
それからいま一つは、この開発行為、いわゆる基準がなかったときのことの御質問かと思うんですが、協定書もなければ基準もない、こういうものにつきましては、非常にむずかしゅうございます。後のいろいろな公園にしても、あるいはその他の施設にいたしましても、協定、基準がない時点の行為につきましては、非常にむずかしゅうございます。したがいまして、後追いの請求が非常にむずかしいわけでございます。しかしながら、現時点では若干の後追いをしましてその開発者に対する協力はいただいてる面がございますけれども、厳しくするということについては、非常にむずかしさがございます。しかし若干の後追いはしているということを御報告させていただきます。
それから、あと最後の御質問がちょっと私理解をしにくいわけですが、続いている所と終わった所という関係がちょっと理解できないので、もう一回お願いしたいと思うんですが……。
それから、滝瀬議員から御質問の、そういう行政協力費を寄付金でいいでしょうかという御質問でございますけれども、確かに事務処理上若干の疑問を持っておりますけれども、やはり規則に定められた自治法の規則上からいくと、どうしても寄付金に収入をせざるを得ないということで、寄付金の款を使わせていただいてるのが現状でございます。
○議長（名古屋史郎君）　橘祐子君。
○六番（橘　祐子君）　一つは、たとえば協定書を、市とそれから開発業者との間で結ぶと思いますけれども、それを結んで開発が始まって、とにかくすべて開発が終わった、市もチ

ェックしてみて、これですべて協定書のとおりできたということで、たとえば公共施設とか道路その他そういうものが全部市に移管されて、すべて終わってしまったという所に対する後追い請求と、それから、まだそうした道路移管とか、公園移管、その他の移管問題もまだ終わってないといいますか、それとまだまだそこの宅造自体が全部完成してないという所に対する後追い請求というんですね、これはやはり完全に終わったのと終わってないのでは大分違うんではないか、まだ引き続き宅造やられてる地域の方が、後追い請求はやりやすいんじゃないかというふうに私どもは判断するわけですけれども、その点どうなのか、ということが一点ですね。それから基準の問題で聞きましたのは実は、たとえば東京都が都営住宅を建てるとか、今度も出てますけれども、そういう場合には学校だ、幼稚園だ、保育園だとかいろいろな点でかなり協力金というのは、出していると思うんですね、それが千戸以上にならなくても、それなりの、前あそこにもつくったから、それを合わせて千戸ぐらいとか、それから五百戸になるだろうから、大体そういう周りの人たちの所も入れて、五百戸として保育園の負担金とか、いろいろな形で出してきてるわけですね。そういうことから考えるならば、いわゆる大企業とかいろいろ言われているところの企業の開発ですね、こういうのが案外甘くといいますかされてない点があるのではなかろうか、というふうに思ってるんです。同じ、たとえば八年から十年以前につくられた都営住宅、並びに民間企業が開発した地域を見てみますと、同じ時期にできていながら、東京都の場合はかなりの負担をさせながら、一方、民間については、ほとんど負担をさせてない、こういうようなものがはっきりしてきていると思うんです。そういう点で、いまだにまだ開発が続いている所については、こうした問題も含めて、当然、後追い請求ができるんじゃないか、というふうに考えているわけです。だからその点だけをちょっとお聞かせいただきたいと思います。
○議長（名古屋史郎君）　市長。
○市長（森田喜美男君）　たしかに四十六年あたりを境として、初めの指導要綱がつくられたのが、四十五年か六年ごろだと思っております。それからそれを手直しをしましたのが、五十年であります。それで、つまり指導要綱を制定したそれ以前の開発につきましては、開発基準というものがないものですから、指導の内容がきわめて不十分である、ということがあります。それから、すでに仕事を終わっておる所はちょっととらえどころがありませんから、後追い請求ということは、したがってほとんど不可能です。それから現在まだ継続をしておるというものにつきましては、たとえば公園用地、あるいは集会所用地、それらが用地のみということで約束されてるものにつきましても、公園はきちんとした植え込みや、それから遊具等を設備をしてもらう、それから集会所用地には集会施設を建てて

いただく、こういうことを後追いという形で求めまして、しかも、大体それらをきちんとしてやっていただく、それが相違といえば相違であろうと、こう思っております。現在は要綱をきちんとしておりますので、その要綱を基準にしていろいろと協力をお願いしておる、ということでございます。

○議長（名古屋史郎君）　滝瀬敏朗君。

○二番（滝瀬敏朗君）　寄付金というふうな形でよいんだ、というふうな答弁なんですけれども、どうもはっきり納得がいかないことがあるんですが、要綱でそういうふうなことを決められているというふうなことで、たとえば、こういう人はおられないと思うんですが、寄付金というふうな形でありますと、何といいますか、そういうものは払えないんだ、というふうなこともなきにしもあらずだ、というふうに考えられますがね、いままでそういう例があったかどうか、お聞かせ願いたいというふうに思いますがね。

○議長（名古屋史郎君）　企画財政部長。

○企画財政部長（加藤一男君）　確かに事務レベルといたしましても、この款で処理をするということに若干の研究を要するが、ということは常に考えております。ただ、当面は、現時点ではこの款を使わせて処理をさせていただいておりますが、御質問の点は、いわゆる寄付金なんだから自由じゃないかと、たとえばこれについては応じるわけにはいかんということの例があったかということなんですが、いままではそういうことはございません。ございませんが、ただ、事務処理上は、寄付の申し出書ということになりますので、若干、そこが何かひっかかるような感じもいたしますが、いまのところではそういうことはございません。開発行為それから中高層に関連いたしましてはございません。

○議長（名古屋史郎君）　よろしいですか、滝瀬敏朗君。

○二番（滝瀬敏朗君）　そういう懸念がないということで了解しますが何件でしたかね、さっき御説明があったんですが、ちょっと聞き落としたんですが……。いままでに十件ですか。（「そうです。」と呼ぶ者あり）　この内容を後で出していただきたいんですが……。お願いします。

○議長（名古屋史郎君）　ほかに御質疑ありませんか。林重義君。

○九番（林　重義君）　七十九ページ、道路新設改良費のことですけれども、程久保小学校通学路の委託料が補正されたその理由と、それに工事請負費、金額はそれほどでもないんですけれども、これは補助対象にならなかったのか、自主的なものがこれだけ余ったのか、それをお聞きいたしたいと思います。

程久保の小学校の地下道の築造が、金額が余ったのが多過ぎるので、その理由。

○議長（名古屋史郎君）　企画財政部長。

○企画財政部長（加藤一男君）　お答え申し上げます。八十ページの委託料の一千七十九万の御質問かと思いますが、程久保小学校の地下道の築造工事費でございます。これは御承知のように、この施工につきましては、京王電鉄の方に委託をいたしたものでございます。御審議をいただく時点では、ごく概略の御議決をちょうだいいたしておりますが、この内容は精算をするということになっておりまして、言いかえれば、地下道が安く完了したということでございます。そういう意味で委託料の減額をさせていただきましたが、当然、これに絡みます起債の減額も第四表で減額をさせていただいておりますが、工事費が安く上がったということです。

○議長（名古屋史郎君）　林重義君。

○九番（林　重義君）　工事請負費が八百四十二万ですか、これは補助対象が外されたために補正したのか、自主的なものがこれだけのものが残ったのか、そういうことなんです。

○議長（名古屋史郎君）　建設部長。

○建設部長（田倉高光君）　お答えをいたします。主として入札差金でございます。それからなお、その前の京王の委託の関連も申し上げますと、私鉄と国鉄とは多少違うようでございますけれども、常時の管理にかかります費用の十カ年分を、トンネルにした場合には減額、そういうようなことがございますので、その負担分が軽くなった、こういうことです。

○議長（名古屋史郎君）　林重義君。

○九番（林　重義君）　委託料の問題、わかりました。

工事請負費の件につきましては、入札差金ということで、自主的なものが残ったということでございますけれど、これは項によっては流用できるんじゃないかと思いますが、要望になるかもしれませんけれども、八百万という金ですと、かなり現在、日野市内でもU字溝なり、道路改修とか、舗装その他も、大分市民要望、請願もたくさん出ておりますので、そういう点からいって八百四十万ですと、何百メーターかのこの年度についても事業ができ得れば、市民が恩恵をこうむるんじゃないかというような気持ちから聞いたんでございますけれども、実質予算の残額ということでございますけれども、実質予算の残額ということでございますので、この点について要望にこたえるべきところは、何か担当課の職員の余り過重にならないような程度でしたならば、実質的には少しの金でもいいから、市民要望にこたえていくことが必要じゃないかと思います。要望になるかもしれませんが、その点でよろしくお願いしたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題になっております本件につ

いては、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認めます。よって本件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

本件について御意見があれば承ります。橘祐子君。

○六番（橘　祐子君）　先ほど質問をいたしました、この行政協力費の問題ですけれども、四十五年の三月以前の開発について、後追いチェックをやはりきちんとしてくださるように要望をしておきたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認めます。よって議案第四四号、昭和五十一年度日野市一般会計補正予算（第七号）専決処分の報告承認の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第四五号、日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の制定、議案第四六号、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

（助役登壇）

○助役（前川恒夫君）　議案第四五号、第四六号の提案理由の御説明を申し上げます。

議案第四五号につきましては、非常勤特別職のうち、保育園医、幼稚園医、学校医、学校薬剤師等の報酬額を改正し、四月一日にさかのぼって適用するものであります。

議案第四六号につきましては、傷病補償年金制度の創設に伴い、身体障害に対する評価の改善、調整方法の改善、特殊公務に従事する職員の範囲の拡大、その他補償内容の改善をするものであります。詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（名古屋史郎君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（松村清栄君）　議案第四五号につきましては、各担当部でもって医師会と話し合いをいたしまして、保育園医

につきましては、一万四千円を一万五千七百五十円に、それから学校医につきましては二万五千円を二万七千七百五十円に、それから学校薬剤師につきましては一万円を一万一千七百五十円に、それから幼稚園医を一万四千円を一万五千七百五十円に、それぞれ改正をいたしたい。その施行につきましては四月一日から施行したい、そういうことで条例を提案いたした次第でございます。

それから四六号議案につきましては、これは今回の条例改正につきましては、地方公務災害補償法及び施行令が、昭和五十二年の三月二十九日に政令第三七号によって施行されることになりましたので、これに基づきまして、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償法に関する条例の一部を改正するものでございます。先ほど助役からも説明がございましたとおり、この改正の趣旨といたしましては、公務上または通勤による災害を受け、長期にわたり療養する者の実情にかんがみまして、傷病補償年金制度が本法でできました。身体障害者に対する評価の改善、その他の法令による給付との調整、その他、補償内容の改善等が提案され、今回の改正になったわけでございます。

簡単に説明をさせていただきますと、まず新旧対照表をごらんになっていただきますが、第五条におきましては、新しく傷病補償年金制度が加わったということでございまして、五号を六号に、それから四号を五号に、それから三号にこの傷病補償年金というのを挿入したということでございます。

それから第七条の二でございますが、先ほどもお話がございましたとおり、公務上あるいは通勤の途中において負傷した、その負傷が一年六カ月を経過いたしましても、次の第一、二に該当している場合においては、この傷病補償年金というものを給付する、こういうことでございます。この一、二に該当するというのは後ほど説明いたしますが、一級、三級、三級という、そういうふうに分類されてございます。傷病の程度によりましてそういうふうに分類されてございますが、これに該当した場合は、一定の率に基づいて補償年金を給付する、こういうことでございます。

それから第八条は、これは別表を第二表と改める。

それから第九条におきましては、これはつまり罰則規定でございます。故意の犯罪あるいは重大な過失をした場合には、こういう罰則があるということを追加したわけでございます。

十一条におきましては、別表を第二表に改めるというふうに字句の訂正でございます。

それから第五条でございますが、これは大変ややこしく書いてございますが、例を示してちょっと簡単に説明をいたしますと、これは他の法令による給付の調整ということでございまして、この傷病補償年金が給付される場合、あるいは国民年金、あるいは厚生年金、生命保険、こういうふうな保険に入った場

合は、この他の法令、たとえば国民年金に入ってこの傷病補償年金を支給される場合においては、両方同時に同じ額をもらうということはできないわけでございます。たとえば一日四千円もらう、四千円の日当である、そういう場合、第一級の傷病補償年金を給付される場合は三百十三倍の年金が給付されるわけでございまして、年間百二十五万二千円、こういうふうにもらえるわけでございます。しかし国民年金に加入している場合においては、国民年金の方の障害年金も給付されるわけでございますが、この場合は〇・八八しかもらえません。つまり百二十五万二千円の〇・八八でございますから百十万一千七百六十円、これしかもらえませんけれども、国民年金の方からは全額もらえると、こういう他の法令との関係をここに計上してございます。こういうことで、この条例によりまして給付が非常に向上したということでございます。以上、簡単でございますが終わります。

○議長（名古屋史郎君）　これより質疑に入ります。石坂勝雄君。

○十二番（石坂勝雄君）　この保育園の園医さん、それから幼稚園の園医さんの報酬の改定、なかなか細かい何ていうか、一万四千円を一万五千七百五十円、こういうなかなかいまどきにはめずらしい、いわゆる細かい数字までに入っているところをみると、何か根拠が、一つの基準というか、たとえば率直に言えば医師会等からこういうふうにしてくれというような要望の中の数字でされていくのか。

いま一つは、三月の予算編成時期に、四月にさかのぼるということであるならば、なぜ当初予算の中でこういう改定が行われなかったのか。その後に何かの変化が生じてしたのか、そういうこと、その点が一点。

それから、過日、議員、市長ら三役の報酬等の改正があった中で、いわゆるこういう幼稚園の園医なり、保育園の園医の改正とともに、ほかの一般のいわゆる農業委員だとか、監査委員だとか、いわゆるほかの各行政委員の報酬等の改正はこういうものに見合ったものの形に改正される意思があるかどうか、この二点をお聞きいたします。

○議長（名古屋史郎君）　助役。

○助役（前川恒夫君）　この件につきましては、例年、南多摩医師会と私どもとの一種の交渉で決めております。それで第一点と第二点の御質問についてお答えしたいんですけれども、この時期になったということも、南多摩医師会の方の要求がいまの時期に出てまいりまして、それからもう一つは、南多摩一緒に歩調を合わせたいという私ども市側の気持ちがございます。八王子、日野、多摩、稲城一緒になるべく歩調を合わせたいということで、私どもが他市の動きを見ながら医師会の先生方と交渉しまして、こういう額で一応御了解いただいたわけでございます。これは医師会の要求どおりではございません。私どもの希望も医師会に申し上げまして、一種の交渉で間をとったような形でございます。

それから他の非常勤特別職につきましては、三月の定例会だったと思いますが、議会にお諮りし、すでに上げております。この医師会関係だけがそのときに交渉が煮詰まっておりませんでしたので、見送っておりましたので、ここで医師会との話し合いがつきましたものですから、おくれましたが、医師会の分だけお願いしたわけでございます。

○議長（名古屋史郎君）　石坂勝雄君。

○十二番（石坂勝雄君）　それではほかの何ていうか、行政のいろいろな委員、たとえば農業委員だとか、そういう人の改正は今年度はないというふうに解していいですか。いわゆる報酬の改正は……。

○議長（名古屋史郎君）　助役。

○助役（前川恒夫君）　三月でお願いしまして、今年度から値上げしております。

○議長（名古屋史郎君）　石坂勝雄君。

○十二番（石坂勝雄君）　途中でするという意思はないというふうにみなしていいですか。

○議長（名古屋史郎君）　助役。

○助役（前川恒夫君）　途中で値上げする意思はいまのところございません。（「了解します」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　ほかに御質疑ありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本二件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第四五号、日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例、議案第四六号、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は、総務委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認め、総務委員会に付託いたします。

これより議案第四七号、日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

（助役登壇）

○助役（前川恒夫君）　議案第四七号の提案理由の御説明を申し上げます。本議案は、国民健康保険税の課税限度額の引き上げ等に伴い、日野市国民健康保険条例の一部を改正するものであります。詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（名古屋史郎君）　関係部長から詳細説明を求めま

す。市民部長。

○市民部長（森久保三次君）　それでは国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

この条例の改正の要点を申し上げますと、一番目といたしまして、国保税の課税限度額の引き上げでございます。国保税の課税限度額は、地方税法の一部を改正する法律によりまして、昭和五十一年度において十二万円から十五万円に引き上げられておりますが、医療費の急激な上昇、被保険者の所得の増加に伴い、昭和五十二年度においてさらに十七万円に引き上げられました。今回の改正で市条例では十二万円から十五万円に引き上げようとするものであります。

二番目といたしまして、擬制世帯主の課税制度の改正でございます。擬制世帯主自身は、国保の療養給付を受けることがありませんので、他の一般世帯主と同様に考えることは均衡を欠く面があることなどから、今回擬制世帯に係る国保税の課税の算定にあたっては、所得割り額、資産割り額及び均等割り額は課税額に算入しないことに改正するものであります。

三番目といたしまして、国保税に係る申告の義務でございます。国保税の納税義務者の申告については、地方税法第七百十四条の規定で条例で定めて、その申告を義務づけることが可能とされておりますが、市民税の申告で事足りておりましたので、規定は設けておりませんでした。

しかし市民税の均等割りの非課税者については申告の義務が条例で免除されておりますので、均等割りの納税義務者の範囲が拡大されるにつれて、所得不明世帯が増大し、国保運営に支障を来しているのが現状であります。

そこで、今回新たに規定を設けて国保の納税義務者について、申告の義務を課したものであります。ただし、市民税の申告をした者についてはその必要がないので除外しております。

以上の三点でございますが、そのほかといたしましては、地方税法の改定に伴う規定の整備でございます。

参考といたしましては、限度額の引き上げによる増収分といたしましては、五十二年度は五百五十件、税額といたしましては、一千三百八十八万九千円を見込んでおります。また擬制世帯の課税の廃止に伴う減収分といたしましては、二百八十件で、二百九十四万円の減収が見込まれております。以上でございます。

○議長（名古屋史郎君）　これより質疑に入ります。橘祐子君。

○六番（橘　祐子君）　課税額が十二万から十五万というように三万円のアップがされたわけでございますけれども、それに伴って市の方の考え方を聞いておきたいことがあります。

それはこの十五万円になったことについて反対する立場ではありませんけれども、この要するに課税額が上がったことによって、その方たちからの多くの意見は、もっといろいろな点で国保に入っている人たちの便宜が図られるようにしてほしいという、こういう意見が大変出ております。そういう中で私はひとつ問題にして皆さんにお聞きしたいことは、高額療養費の問題ですね、高額療養費の問題が昨年の七月に三万円から三万九千円になり、またここで五万一千円に限度額が上がろうとしております。

日野市の現状を見ますと、たとえば日野の三月の高額療養費、一般の方の、使った人の件数を見てみますと、もし限度額が三万円であったならば八十六名の方がこの制度を利用できたわけです。しかし三万九千円になった中で六十三名の方、いわゆる二十三名の方が三万九千円になったために利用できなかった方が出たわけです。そしてこれが、さらに五万一千円になりますと三十一名の方しか利用できない、こういうことになりますと、三万円のときに利用できた人のわずか三六％の人しか利用できないことになりますし、それから三万九千円のときと比べても半分以下の人しか利用できない、こういうような状態がいま政府のもとで出されている案ですね、こういう中では出されてきているんで、やはりこうした税金の税額を上げるんであればそれに伴ってこうした、さらに個人負担になるような点、こういうことをやらないように関係の担当の方からも国に対して、また協議会等に対して是非意見を上げていただきたい、というふうに思うんですけれども、その点いかがかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　答弁願います。市民部長。

○市民部長（森久保三次君）　高額療養費の限度額の引き上げについては、確かに被保険者の負担の増加になるということでございますけれども、健康保険についての事務の担当者の会議がございますが、そのつどこうした会の研究会においてもこうしたことが検討され、その会議の席上担当者といたしまして常に被保険者の味方となって負担軽減を図るように請願、陳情等の働きかけをするようにしております。（「いいです」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第四七号、日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定の件は厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認め、厚生委員会に付託いたします。

議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認め、暫時休憩いたします。

午後三時八分休憩

午後三時五十五分再開

○議長（名古屋史郎君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第四八号、日野市立公園条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

（助役登壇）

○助役（前川恒雄君）　議案第四八号の提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、新たに十一カ所の市立都市公園を追加するに伴い、日野市立公園条例の一部を改正するものであります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（名古屋史郎君）　関係部長から詳細説明を求めます。建設部長。

○建設部長（田倉高光君）　それでは御説明申し上げますが、この条例の改正は二点でございます。

一点は、従来の条例の別表が市立都市公園というのと、それから都市公園以外の市立公園というふうに別表が分かれておりますので、それを一つにするということが一点と、それからなお、別表の第一の二枚目に豊田公園、観音堂公園、雨乞公園、栄井西公園、御嶽上公園、ちょうまんぴら公園、おおばやし公園、前田公園、鼻どり田公園、くまんどう公園、さいかちぜき公園これを新しくつけ加えるものでございます。それでなお豊田公園につきましては都市計画で整備をいたしました公園でございます。それから次の観音堂公園からおおばやし公園までは日本信販が造成をいたしました中の公園であります。次の前田公園につきましては中央大学の寮の所にございます公園、それから次の鼻どり田公園につきましては三ツホ不動産が造成をした所です。くまんどう公園は日本観光開発が造成をいたしました。さいかちぜき公園につきましては大井興産が開発をいたしました団地の中の公園をそれぞれ引き取るということでございます。したがってこれらの面積の合計では一万四千八百七十八平方メートルとなります。以上でございます。

○議長（名古屋史郎君）　これより質疑に入ります。石坂勝雄君。

○十二番（石坂勝雄君）　この問題、公園を条例の中につけ加えるということで聞くのが的確かどうかわからないので、ほかに聞くところがないので申し上げたいと思います。

過日通告質問でも申し上げたんですが、こういう開発行為が

終えて、市が公園等を引き取って、後にもまだ既存といろいろな問題が残っている問題もあり、市が前向きの姿勢で解決に努力されるのが、私は当然だと思いますし、またそうあるべきが妥当だと思いますが、その辺の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　答弁願います。市長。

○市長（森田喜美男君）　どこを指しておられるか、ちょっとわかりませんが、引き取りました公園につきましても、樹木が枯れたりしましたら補植を、あるいは多少の後のサービスをやってもらう、こういうふうに考えております。

○議長（名古屋史郎君）　ほかに御質疑はありませんか。

谷栄吉君。

○十番（谷　栄吉君）　人口も大変急増の中で、それぞれ団地の造成ができつつある中で、この公園がたくさんできておりますが、いわゆるその中でも児童公園ですか、子供の公園ということで遊び場が各所に点在しております。その点在する中にもその周辺にはまだ農地も若干ございます。

一例を挙げるならば、新町の公園について、私も被害者からの話がございましたので申し上げます。公園管理については、市はどのように管理を行っているのかどうか、これとは直接関係ございませんけれどもお聞きしたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　助役。

○助役（前川恒雄君）　ただいま御質問の件につきましては、実は新町の児童公園の周辺の土地を耕作している方から、私直接苦情を承りました。確かに子供が網をやぶったり、そういうことで周囲に御迷惑をおかけしている例はございます。私どもとしましてもそういうことは決していいことではございませんので、早速それを、子供がいためた部分を、早速修理させて、それからボールを持って入るということを防ぐために、フェンスを高くするということをすぐ指示いたしましてやることになっております。これは一例でございますが、確かに谷議員のおっしゃるように、いろいろと周辺に御迷惑をかけている例がございますので、御迷惑をかけないように子供たちの自覚ももちろん必要でございますが、われわれとしてもできるだけの措置をとりたいと考えております。

○議長（名古屋史郎君）　谷栄吉君。

○十番（谷　栄吉君）　できるだけの措置をとりたいということでございますけれども、いままではそれほどの被害の届けというものは出ておりませんでしたけれども、毎年同じことが繰り返されながらそのままということでは耕作者としてもいよいよがまんができないというふうなところまできております。と申しますのは、いまのうちは水田地帯でございますので、この中に入る人は案外少ないんですが、これからまた水も入らなくなった時点では、普通の状態ということで、その中に入り

込んで、耕作物をずたずたにして皆無のような状態に追いやられているということがでております。そういう中でその補償をだれがするか、遊び場があるから子供は遊びに行く、遊びに行った子供たちがそういうふうなことで非常に周りに被害をもたらすということになる、これは余り公園としての価値づけにや疑問があるんではないか、このようにも考えられるわけでございます。その辺でそれの補償はだれがやるのか、直接の加害者はその公園に遊びに来た子供たちであろうけれども、この公園を設置したという時点で、市の方にも相当な責任があるんではなかろうかとこのように考えられるわけでございます。市はその辺をどのように考えておられるのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　子供の遊び場が周辺に迷惑をおかけしては申しわけないことは、これはもちろんでありまして、学校なり、学校からもよく子供に話していただく、周辺の自治会にもお願いをする、あるいは子供会、その他子供のめんどうを見ていただいております関係によくお話をいたしまして、そういうことを再び起こさないように、子供にも注意をしていただく、また市もできるだけ管理に努める、こういうことで今後やっていきたいと思います。御迷惑をかけたことは、まことに申しわけないんですけれども、補償ということになりますと事がちょっとかわってくると思いますので、なんとか気持をおさめていただくような、こういうごあいさつはしなければならないとこう思っております。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　三浦重春君。

○二十七番（三浦重春君）　市長が先ほど公園の樹木の問題とか、その他につきまして、これは造成業者の公園というふうに一応考えますと、枯れたりなんかした場合には補償とか、そういうサービスをされるというふうに聞いたんですが、業者が売ってしまえば、分譲してしまえばいなくなってしまうんだと思うんですよね、そういう場合のいろいろ樹木が枯れた場合の補償とかそういうものはどうされますか。

それから一応移してしまえば市のものになるわけですが、雑草の手入れとか、雑草を除去するとか、その他いろいろ問題点があると思いますが、そういうものは市でやるのかどうか、大分多くなっておりますので、そういう点につきましてはどうされるかちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　建設部長。

○建設部長（田倉高光君）　お答えをいたします。もちろん今回の公園の中にもすでに造成されて、完了をしておったような実情の公園もございます。それを特に手を入れて直していただく、こういうことでございます。

それからなお枯れ木等の補償につきましては、これはもちろん引き取って一年ということが一般的なものですから、そういうことで一年間の補償でございます。

それからなおその後の管理でございますが、他の公園と全く同様に市で管理をする、こういうことでございます。

○議長（名古屋史郎君）　三浦重春君。

○二十七番（三浦重春君）　一年間だけは補償されると、だから補植されると、後は市でやるということだと思います。

それからもう一つお聞きしました公園の管理の中で清掃とかそういうものがございますが、そういうものはどうされるか、まだお答えがないようなのでお答えをいただきたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　建設部長。

○建設部長（田倉高光君）　清掃とか、もちろん樹木については枝の手入れ、落ち葉とかいろいろありますけれども、もちろん除草等につきましては、地域によりましては除草剤を使ってやる所もございますけれども、できるだけ除草剤は使わないでむしるというような方向でおりますが、他の方にもありますが、それぞれいろいろのっておりますが、ほかの公園と全く同じような考え方で、市が管理をするということでございます。

（「了解Ｌます」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第四八号、日野市立公園条例の一部を改正する条例の制定の件は都市計画産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認め、都市計画産業建設委員会に付託いたしました。

（「議長、ちょっと議事進行について」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　米沢照男君。

○十四番（米沢照男君）　議案上程の間で大変恐縮ですけれども、先日、市政経過報告の際、詳細な説明文書、この提出を求めたわけです。その後、手元にその資料が届いております。この資料に対する質問をしたいわけです。これをきょうでも議会最終日でもけっこうですけれども、この質問の機会をつくっていただきたい、ということをお願いをしておきます。

それから、ついでと言っちゃなんですけれども、十四日に私が発言した中で史上最低、最悪と、こういった言葉がありましたけれども、この部分については取り消しをしたい、この部分については取り消しをするという意思を、ついでになんですけれども、その意思があることを表明しておきたい、というふうに思います。

○議長（名古屋史郎君）　米沢照男君の一点目のことについては、理事者の方で答弁できますか。きょうということではありませんが。資料要求された方……。米沢照男君。

○十四番（米沢照男君）　いや、資料が届いたので、その資料に対する質問をしたい。これは、きょうでも最終日でもけっこうですから、その質問の機会をつくっていただきたい、とこういう要望です。

○議長（名古屋史郎君）　都市整備部長。

○都市整備部長（成井正夫君）　私の方のあれですが、開発行為に関する……（「そうです」と呼ぶ者あり）結構でございます。お答えできるものは……。できないものはまた……。（笑声）（「最終日でいいです」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　二点目の問題については、私が出席してない会議のことだろうと思いますので、後日、会議録を調査の上、しかるべく処置をしたいと考えます。

これより議案第四九号、日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

（助役登壇）

○助役（前川恒雄君）　議案第四九号の提案理由の御説明を申し上げます。本議案は、新しく二カ所の地区センターが建設されたのに伴い、日野市立地区センター条例の一部を改正するものであります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（名古屋史郎君）　関係部長から詳細説明を求めます。社会課長。

○社会課長（長谷川暢男君）　それでは説明いたします。大久保地区センターについては、神鋼電機の南側、おおくぼ保育園との併設でございます。二階建ての部分百二十一・五九平米の部屋でございます。

なお、南平西部地区センターにつきましては、南平の駅の北側、木造二階建て、面積につきましては二百七・八平米でございます。いずれも新しく新設したものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（名古屋史郎君）　これより質疑に入ります。なければこれをもつて質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもつて意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもつて議案第四九号、日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定の件は、厚生委員会に付託いたしたいと思いますがこれに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認め、厚生委員会に付託いたします。

これより議案第五〇号、日野市立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

（助役登壇）

○助役（前川恒雄君）　議案第五〇号の提案理由の御説明を申し上げます。本議案は、日野市立平山児童図書館の名称を、日野市立平山図書館に改め、あわせて、町名地番の変更により、所在地の表示を変えるものであります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（名古屋史郎君）　関係部長から詳細説明を求めます。教育長。

○教育長（倉又秀作君）　いま提案されたとおりです。特に加えるところはございません。

○議長（名古屋史郎君）　これより質疑に入ります。なければこれをもつて質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもつて意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもつて議案第五〇号、日野市立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定の件は、文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認め、文教委員会に付託いたします。

これより議案第五一号、昭和五十二年度日野市一般会計補正予算（第二号）の件を議題といたします。理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

（助役登壇）

○助役（前川恒雄君）　議案第五一号の提案理由の御説明を申しあげます。本議案は、昭和五十二年度日野市一般会計補正予算第二号であります。補正額は、歳入、歳出それぞれ三億四千七百二十二万七千円を追加し、歳入、歳出予算総額を百六十八億七百十万四千円とするものであります。詳細につきましては、担当部長より説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（名古屋史郎君）　歳入、歳出全般及び第二表、債務負担行為補正、第三表、地方債補正の説明を関係部長から求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（加藤一男君）　議案第五一号の昭和五十二年度日野市一般会計歳入歳出補正予算について御説明を申し上げます。

説明に入る前に大変恐縮でございますが、本日、お手元の方に議案書の方の差しかえ部分を配付いたしてございますので、あらかじめ御了解を賜りたいと存じます。

それでは説明書によりまして、ページを追いまして御説明を申し上げます。説明書の三ページをお開きいただきたいと存

じます。

まず、歳入の土木費の負担金六百七十五万五千円でございます。これは説明欄にございますように、根川改修工事に伴います。関係者、二社からの負担金でございます。合わせまして六百七十五万五千円を追加補正をいたしました。

それから五ページ、六ページに移りまして、国庫支出金の国庫補助金の教育費関係で五千五百六十八万五千円の追加補正をお願いしてございますが、内容といたしましては、二つに分かれておりまして、小学校関係、中学校関係に分かれております。小学校につきましては、高幡台小学校の関係で減額でございます。このことにつきましては、当初予算におきましてスリースパンの建設をいたしたいということで、追加をお認めいただくべく提案をいたしました。大体、実施面積は八百四十四平米程度を考えております。これに対しますところの国庫補助が三千七百二十三万五千円でございます。

それから下欄の四中の関係でございますが、このことにつきましても当初予算で御審議を賜りました。その際は、ツースパンの建設をいたしたいということの御議決をちょうだいいたしておりますが、生徒の状況からいたしまして、やはり三スパンの建設をいたさなければならないということで、ワンスパンをここで増加をいたしたいということで、ここで提案をいたすものでございます。これが国庫補助金で、ここに掲げました三千五百八万一千円でございます。

めくりまして、七ページでございます。都の支出金の都負担金関係、六十七万二千円、少額ではありますが、民生委員の負担金でございます。これは活動費の単価アップ等に伴います収入見込額でございます。

九ページに移りまして、やはり民生費関係の都補助金でございます。二百四十九万六千円の追加でございます。内容といたしましては、説明欄にありますように、保育室の運営費、それから家庭福祉員の補助金でございまして、それぞれ単価改正等に伴います収入見込額でございます。

めくりまして、総務費の委託金の十六万二千円、これは全国物価統計調査費の都の委託金を見込み計上をいたしました。これは事務量増に伴うものでございます。

それからめくりまして、十一の寄付金でございます。八十万円の追加補正をいたしてございます。これは山梨中央銀行からの小中学校に対しますところの寄付金を計上させていただきました。

めくりまして、十五、十六ページに移りまして、先ほど専決処分の御報告の際にも御説明を申し上げましたが、ここで一億三千六百三十五万七千円の積立金の取り崩しをいたしたいということで追加補正をいたすものでございます。十七ページの繰越金は三千万円の追加をいたしました。

十九ページに移りまして、市債関係でございます。土木債の八千八百万円、これは日野緑地用地の取得をいたしたいということで、追加補正をいたすものでございます。これは約七千六百平米を予定いたしてございます。これが九五%の充当率の起債計上額でございます。

下欄の教育債の二千六百三十万円につきましては、国庫補助金でも御説明申し上げましたように、小学校二校、高幡台、第七小学校、これに伴います起債額、それから下欄が第四中の起債額でございます。合わせまして、一億一千四百三十万円の追加をいたすものでございます。

次に歳出に移りまして二十一ページ、総務費の一般管理費、合計で四百八十九万三千円の追加をいたすものでございます。内容といたしましては、四点に分かれておりますが、まず報償費関係二百四十万円、これは弁護士謝礼といたしまして追加計上をいたすものでございます。これは市営住宅の関連、その他の弁護士に対します謝礼を計上いたしたものでございます。それから一つ飛びまして備品購入費は、庁用車の購入一台をいたしたいということで、追加計上をいたすものでございます。それに伴います役務費、公課費でございます。それから文書広報費が八百十七万六千円追加をお願いいたしてございます。この内容といたしましては、五点にわたりますが、主として需用費関係の四百五万一千円は、説明欄にございますように、広報関係の印刷製本費、これが大きな内容を占めてございますが、当初予算でも御説明申し上げましたように、便利帳の関係が都の方でカットになりました関係で、最低のいわゆるPRをすべく便利帳が必要であるということで、ここに追加をお願いするものでございます。その他は若干の消耗品等を追加をお願いするものでございます。それから委託料の四百十七万六千円は、マイクロフイルム作成の委託でございます。保存文書が非常に膨大になりまして、これをフイルムに納めて保存をいたしたいということで、約、保存文書の三分の一の予定をいたしまして、ここに追加をお願いいたすものでございます。十八の備品購入費は、それに関連いたします費用でございます。それから負担金は減額の補正でございます。それから五の財産管理費で千九百八十万八千円の追加をお願いしてございます。これは十七の公有財産購入費、これが大きな数値を示しておりますけれども、これは二つに内容が分かれておりまして、豊田の駅の南口の道路用地の買収を二百七十万予定をいたしてございます。それから下欄の千六百四十五万円は、新庁舎の用地、新都市建設公社

から先だって譲渡を受けました、その本年度支払分でございまして、約三百坪に相当する土地の十年償還でございますので、十分の一の費用を計上させていただいたわけでございます。

めくりまして、二十三、二十四ページに移りまして、備品は、用品会計用備品のキャビネットを購入いたしたいということでございます。それからその下の二十二の補償、補てん及び賠償金でございますが、これは前段申し上げました豊田の南口道路の用地買収に伴いますところの補償費を計上させていただいたわけでございます。主として万年べいの移設等の補償を考えてございます。七の企画調整費の六百八十八万円でございますが、まず十一の需用費といたしまして、二十二万八千円の計上をいたしました。これはマイタウン計画に伴いますそれぞれの費用を消耗品、食糧、印刷費、こういうことで分けまして、お願いをするものでございます。それから十八の備品購入費の六十万円は、企画財政部に所属いたします検査官の専用の車を買いたいということで計上いたすものでございます。それに伴います十二の役務費、二十七の公課費でございます。それから十三の委託料、六百万円の計上をいたしました。これは文化体育施設の地質調査並びに設計費の委託料でございます。予定といたしましては、南平小学校の西側の市有地に対しまして建設をいたしたいということでございます。バレー並びにバスケット、柔、剣道等を収容する体育施設を考えております。これが地質調査、設計といたしまして委託料六百万円計上いたしたわけでございます。

それから二十五、二十六ページに移りまして、統計調査費の総務費関係三十万円でございます。これは市民用といたしまして、グラフで見た当市の十年の歩みというものを作成いたしたいということで、二千部の予定をいたしてございます。これが費用三十万円でございます。それから指定統計費の十六万二千円、これは全額特定財源をもって充てております。収入で御説明申し上げたそれぞれの費用を、それぞれの費目に計上いたしたわけでございます。

めくりまして、二十七、二十八ページでございます。社会福祉総務費、合計で三百二十一万一千円の追加をいたしてございます。報酬で六十一万九千円、説明欄にございます費用でございますが、単価改正等に伴いましての追加でございます。それから報償費の六十七万二千円につきましても、単価アップ等の関係費でございますが、これは特定財源をもって充てる予定で計上いたしました。それから負担金関係で百九十二万円の計上をいたしてございます。これは民生委員さんに対しますところの協議会の運営費の補助金を、新しく追加計上いたしたわけでございます。八十人分の民生委員さんに対する運営費補助を考えたわけでございます。それから身体障害者の福祉関係で、七十四万九千円の追加をお願いしてございますが、これは旭が丘

にございます「希望の家」の運営費の追加の委託料でございます。主として保母さん関係費への追加でございます。それから下調の社会福祉施設費で三万八千円、少額ではございますけれども、新しくできました日野台地区センター、南平西部の地区センターの報知器の検査委託料を計上いたした次第でございます。

めくりまして、二十九、三十ページに移りまして、児童福祉費の十三万円、賃金で十三万円の追加計上でございます。これは説明欄にございますように、学童クラブの夏季休暇の代替職員といたしまして、追加計上をお願いするものでございます。対象個所は十ヵ所を予定いたしてございます。それから児童福祉施設費で二千七百四十一万九千円の追加でございます。これが内容は報償費といたしまして九十三万四千円、説明欄にもございますように、児童のキャンプの指導者謝礼、それから子供祭り人形劇、これらに対します報償費を計上いたしたわけでございます。それから需用費につきましても、これらに伴います消耗品、賄い費でございます。それから十三の委託料の二百九十九万六千円がございますけれども、これは、先ほど歳入でも御説明申し上げましたとおり、特定財源をもって充てる予定でございます。ただ営繕工事の関係設計費につきましては、特定財源ではございませんが、営繕に伴います設計委託料五十万円の追加をお願いするものでございます。それから十四の使用料及び賃借料につきましては、キャンプのいわゆる借上料、バンガロー等の借上料等を予定いたしてございます。それからその下の十五の工事請負費関係、一千万円、これが大きな数値を示しておりますけれども、南平の学童クラブ、仮称ではございますが、新設計上をいたしたわけでございます。それから公有財産購入費、それから一番下欄の償還金利子及び割引料、六百八十四万六千円と四百五十七万八千円は、日本住宅公団に支払いますおおくぼ保育園の元利償還金でございます。それから十八の備品関係は、南平の学童クラブ関係のそれぞれの扇風機等の関設備品でございます。それから負担金につきましては、学童負担金といたしまして、多摩市への負担金でございます。

めくりまして、三十一、三十二に移らせていただきます。農業費の農業委員会費、これは報酬の追加と旅費の追加でございます。これはそれぞれ下欄の特別旅費もそうでございますが、条例改正等に伴います追加補正でございます。

めくりまして、三十三ページでございますが、土木費の四千二百五十万円、これは内容といたしましては、仮称十九小学校の通学路の測量委託四百五十万円、それから下欄の工事請負費は、これに伴います工事費三千万円を追加をいたすものでございます。舗装、側溝につきましては、ここに掲げました工事を追加いたしたいということでお願いするものでございます。

めくりまして、三十五ページ、河川新設改良費千三百八十七

万七千円の追加でございますが、これが内容といたしましては、歳入で冒頭御説明申し上げました根川改修の関係費でございますが、まず公有財産購入費がほとんど占めてございます。その他は賠い費、食糧費等でございます。特定財源は財源内訳にございますように、千二百三十二万七千円を見込んでございます。

次に三十七ページに移らせていただきまして、都市計画費の総務費、少額ではありますが、二万六千円の追加をお願いするものでございます。これは日本土地区画整理協会に対します負担金の不足を生じました。そういうことで追加をお願いするものでございます。その下の繰出金は、都市計画事業特別会計への繰出金でございます。二百七十万円。それから下の公園管理費の二百万円でございますが、これは多摩平第一緑地の樹木の整備工事でございまして、二百万円を計上いたしたわけでございます。その下の大きな数値の九千二百八十八万円は、市債のことで御説明申し上げました日野緑地の買収費でございます。下欄の賃金でございますが、百三万四千円、これは臨時人夫賃の雇い上げをいたしたいということで、二名の百五十九日を予定いたしたわけでございます。

それからめくりまして、三十九ページ、四十ページ、これは住宅管理費関係でございまして、総額三百六十四万六千円の追加でございます。内容といたしましては、十一の需用費として八十万円、これは市営長山住宅の手すりの塗装を考えておりまして、これが修繕料八十万円。それから真ん中の委託料二百二万六千円でございますが、説明欄にございますように、長山団地関係と、それから東光寺団地の白アリ対策の六十八戸に対する費用百七十万円、それから高幡団地の火災報知器の管理委託料といたしまして五万円、合わせまして二百二万六千円の追加をお願いするものでございます。それから下欄の工事請負費の八十二万円、これは空き家解体四戸を予定いたしてございます。それから換気扇の取りつけ工事といたしまして、三十万円を予定いたしてございます。合わせて八十二万円の計上をお願いするものでございます。

次に四十一ページ、教育費に入らせていただきまして、まず教育委員会費、これは条例改正に伴います報酬でございます。

四十三ページに移りまして、学校管理費二百七十八万円、追加計上でございます。これが内容といたしましては、委託料として百十八万円、白アリ対策の費用といたしまして十八万円、これは三小を予定いたしてございますが、それから営繕工事関係の設計の委託料といたしまして、百万円を追加計上いたしたわけでございます。それから真ん中の備品購入費百二十万円、これは上欄の方は先ほど御説明申し上げましたように、山梨銀行からの寄付金に伴います費用として六十万円、それから程久保小学校と旭が丘小学校の校旗関係費用六十万円、合わせまして百二十万円でございます。負担金の四十万円でございますが、これは程久保とそれから旭が丘の校歌作成の負担金でございます。教育振興費の三百二十万一千円でございます。これは十一の需要費でございますが、これは五小の訪問学級用のカーテンを予定いたしてございます。それから使用料につきましては、ここに掲げましたとおり、結核検診に伴います二次検診、これに伴いますバスの借り上げ料を追加するものでございます。それから十八の備品購入費でございますが、ピアノの購入、これが旭が丘と程久保を予定いたしてございます。単価といたしましては九十七万円。それからクーラー、これは五小の訪問学級用のクーラーの代金を追加するものでございます。カーペットも同様、扇風機につきましても同様でございます。五小の訪問学級用といたしまして購入いたしたいということでございます。それから下欄の委託料の二百九十九万円、これは仮称十九小学校、それから高幡台小学校、第七小学校の増築、それから高幡台につきましては減の補正でございますが、これはそれぞれ増築に伴いましての設計委託料を計上いたすものでございます。

めくりまして、四十五ページ、四十六ページ、工事請負費といたしまして一億四百一万六千円、説明欄にございますようにそれぞれの建設費用でございます。ただ暖房設備あるいは煤煙につきましては、消防法の改正、並びに大気汚染防止法の改正に伴いますところの工事関係費でございます。それから五小関係にいたしましては、非常階段が危険な状態でございますので、危険防止をいたしたいという費用でございます。それから潤徳小学校関係につきましては、事務室等の改造をいたしたいということで追加をお願いするものでございます。合わせまして一億四百一万六千円の追加をお願いするものでございます。

それから四十七、四十八ページに移りまして、中学校関係の学校管理費二百二十五万八千円、委託料といたしまして百五十五万八千円、まず白アリ駆除、これは二中を予定いたしてございます。その下は本槽式浄化槽の委託でございますが、単価アップに伴いましての追加でございます。それから五十万円は営繕関係費の設計委託料といたしまして、追加をお認めいただきたく計上いたしました。それから十八の備品購入費の五十万円のうち二十万円につきましては、山梨中央銀行からの寄付に伴います購入費。それから校旗につきましては、三沢中学校の関係費でございます。負担金につきましても三沢中学校の関係費でございます。振興費のピアノにつきまして、九十七万円、これも三沢中学校の購入費でございます。それから下欄の学校建設施設整備費、内容といたしまして、委託料が百十七万五千円でございます。これは四中のワンスパン増に伴いますところの委託料の増でございます。それから十五の工事請負費関係四千二万六千円、これも第四中学校のワンスパン増に伴います費用でございます。そのほかは消防法等の改正に伴います需要額でござ

います。

次が社会教育費、四十九ページでございます。社会教育費の総務費五十二万三千円、これは委託料といたしまして二十五万円、これは青年の集いのどうしても不足を生じますので、追加計上のお認めをいただきたいということで計上いたしました。それから備品購入費の二十七万三千円につきましては、社会教育用のプレーヤー等の備品購入をいたしたいということで追加をいたすものでございます。それから図書館の五十一万二千円につきましては、内容といたしまして、需用費で四十一万円でございます。これは修繕料でございまして、窓ガラス等の破損、水道修理等を予定いたしまして四十一万の追加でございます。それから委託料の十万二千円は浄化槽の管理委託料、それから複写機の整備委託料を予定いたしました。浄化槽につきましては、平山の図書館を予定いたしております。合わせまして十万二千円の追加をお願いするものでございます。

めくりまして保健体育費、総務費の四百万円でございますが、これは一中の屋内運動場の電気設備の改修をいたしたいと、当初予算におきましては二中の関係をお認めいただきましたけれども、ぜひ一中の工事もいたしたいということで、追加でお願いをいたすものでございます。

差し引きまして、五十三ページ、予備費が減額で四千六百七十二万七千円、予備費現額三千七百五十九万五千円と相なります。

それから議案書の方に戻りまして、第一表につきましては、いま御説明をさせていただきました内容のものでございます。債務負担行為の追加関係でございますが、神明上の都市下水路事業といたしまして、五十二年から六十二年まで四千万円と、それから利子相当額の補正をお願いしたいということでございます。それから変更といたしましては、仮称十九小学校の新築事業でございます。当初予算におきましては、補正前の数値のお認めをいただいておりますが、特殊学級等の十九小移設を考えております関係で、若干の面積増になります関係で、ここに掲げました三億七千八百三十六万二千円に補正をお願いするものでございます。それから第三表の地方債の補正でございますが、これはただいま御説明をさせていただきました高幡台の関係、それから七小の関係、それから四中の関係、日野緑地の関係の補正をお願いするものでございます。この中で高幡台だけが限度額が減をいたしておりますが、それぞれそのほかは増と相なっております。

以上簡単でまことに申しわけございません。よろしく御審議を賜りたいと存じます。

○議長（名古屋史郎君）　これより質疑に入ります。高橋通夫君。

○十九番（高橋通夫君）　二十六ページの統計調査総務費

す。

それから議案書の方に戻りまして、第一表につきましては、いま御説明をさせていただきました内容のものでございます。債務負担行為の追加関係でございますが、神明上の都市下水路事業といたしまして、五十二年から六十二年まで四千万円と、それから利子相当額の補正をお願いしたいということでございます。それから変更といたしましては、仮称十九小学校の新築事業でございます。当初予算におきましては、補正前の数値のお認めをいただいておりますが、特殊学級等の十九小移設を考えております関係で、若干の面積増になります関係で、ここに掲げました三億七千八百三十六万二千円に補正をお願いするものでございます。それから第三表の地方債の補正でございますが、これはただいま御説明をさせていただきました高幡台の関係、それから七小の関係、それから四中の関係、日野緑地の関係の補正をお願いするものでございます。この中で高幡台だけが限度額が減をいたしておりますが、それぞれそのほかは増と相なっております。

以上簡単でまことに申しわけございません。よろしく御審議を賜りたいと存じます。

○議長（名古屋史郎君）　これより質疑に入ります。高橋通夫君。

○十九番（高橋通夫君）　二十六ページの統計調査総務費で二千部をつくるというような説明があったんだけれども、配布計画はどういうことになっているか。

それから三十ページの五日市でキャンプをやるというような指導になっておりますが、これは昨年キャンプファイヤーをやった平山の城址公園の方はどういうことになっているか。

それから三十四ページの上の方の十九小通学路の測量費ですけれども、これはいろいろな請願等も出ているけれども、いつもやってみてするのか、それとも決まった所をやるのか。大体何メーターぐらいの所をやるのか。

それから四十八ページの下の方に煤煙測定装置というのがあるが、これはそういう必要があるのかどうか、これは煤煙が多過ぎるとか、あるいは正常にするというのならわかるんですけれども、そうした煤煙を測定して資料にするのかどうか、そういう点を……。

それから二十四ページの豊田南口の道路買収費というんだけれども、道路が幾つもあるんだけれども、どの所を予定しているのか、その点。

○議長（名古屋史郎君）　答弁願います。総務部長。

○総務部長（松村清栄君）　二十六ページの統計調査総務費でございますけれども、これはグラフで見た日野市十年の歩みをここで印刷をしたいということで二千部をお願いするものでございます。（「配布計画はどういうことになっているのか」と呼ぶ者あり）これは各議員さん方、あるいは自治会、その他一般の権威者にも配布をいたすということで内容につきまして細かくは後ほどお知らせをいたしたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　次に、五日市のキャンプ、児童課長。

○児童課長（高野　隆君）　これは児童課の関係の五日市のキャンプについてお答えします。これは児童課の関係といたしまして、キャンプを五日市でやるという計画をしている、一方教育委員会の社会教育の方でも平山城址公園でキャンプをするというふうに聞いております。それとは別個に私どもは五日市で児童館を中心といたしまして実施いたします。

○議長（名古屋史郎君）　高橋通夫君。

○十九番（高橋通夫君）　参加人員は。

○議長（名古屋史郎君）　児童課長。

○児童課長（高野　隆君）　参加人員は約一回は百名程度の人員を予定していまして、七月の二十五日から八月の一日ごろまでですから、約十日、九泊ですね、約七百名くらいを対象としております。

○議長（名古屋史郎君）　次に通学路は建設部長。

○建設部長（田倉高光君）　通学路の計画につきまして、地形的には南北、西側の団地の方から東西につくる路線の計画というようなことも出ておりますけれども、この時点ではいわゆる南北に低い所から高い所に登って行くという計画でこれを

見ております。したがってそういう測量する場合には周囲五十メートルぐらいの範囲で測量してまいりませんとできませんので、そういう幅で測量をする、こういうことでございます。

○議長（名古屋史郎君）　高橋通夫君。

○十九番（高橋通夫君）　東西のは出ているんですけれども、決定した場合は決定したやつをすることになるのか、どういうことですか。

○議長（名古屋史郎君）　建設部長。

○建設部長（田倉高光君）　付近の状態からしてそういうふうなものまで含めて、大方現地の測量はできるんじゃないかと思っておりますが、詳しくはなおその時点で多少の変化があるだろうかと思いますけれども、現時点では低い方から上に登る計画での予定でございます。

○議長（名古屋史郎君）　次に豊田駅道路。（「わからなければ休憩だ」「休憩」と呼ぶ者あり）総務部長。

○総務部長（松村清栄君）　豊田駅の南口の道路でございますけれども、これは伊勢屋の裏側でございまして、実は五十一年度に計上いたしますのが、今回の追加補正によって減額をいたしたところでございます。なかなか地主との交渉が難航いたしてございます。現在はなお交渉中でございますが何とかこれを解消いたしたい、こういうことで約二十七平米ということでございます。地主は山口さんと野沢さん、この二人でございます。

○議長（名古屋史郎君）　教育庶務課長。

○教育庶務課長（永瀬誠一君）　御質問の煤煙測定装置でございます。これにつきましては大気汚染防止法の施行令、これによりましてボイラー、煙突部分に測定装置をつけて、それによって測定して届けなさいというような義務がございます。それらの測定器を取りつけるということです。それによって改良部分が出た場合には、今度は改良するということになりますので、とりあえずはその測定器をボイラーは付設するということでございます。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　次に林重義君。

○九番（林　重義君）　二十一ページでございます。私は二十一ページの庁舎の建設用地の買収の件ですけれども、大分単価が、坪単価にしますと、十年も離れているようでございますが、これが利息というか、年間の利息と合計の費用なのか、それにしても単価が高いので、どういう基点からこういうふうな単価が出されたかお聞きしたいと思います。

　それに三十七ページの公園管理費のうちの工事請負費二百万円ですけれども、このようなことが補正に出てくるというのが私はおかしいんじゃないかという考えから聞くんですけれども、当初予算については公園の管理費はわずかなものでございますが、それがやはり現在におきまして、先ほどの議案にもありますように公園が大分追加され、増加されてまいりました。やはり緑ということもうたってあるような行政の中で、当初の予算のときに、この公園についてはこのぐらいの管理をしていかなければならないんじゃないか、そういう課がある以上は一貫した行政の上に立って当初予算に管理費あたりを盛るべきじゃないか、それでもし足らないんでしたら十二月なり、今後の問題があると思うんですが、六月の時点で第五公園というような大きな公園の管理費を盛るということがおかしいということなんです。その辺の経過がどこにあられるか、その辺二点です。

○議長（名古屋史郎君）　企画財政部長。

○企画財政部長（加藤一男君）　二十二ページの庁舎建設用地の千六百四十五万円のことについて御質問でございます。この用地はいま庁舎建設をいたしております東側で実践との境の土地のことでございますが、あそこの面積が千百六十二平方メートルございます。これはいま非常に高いのではないかという御質問でございますが、一応日野市土地開発公社で買収し、十年間一般会計で年賦償還することになっております。いま手元に詳細な数字を持ち合わせておりませんのでお許しをいただければ常任委員会等で詳細御説明をさせていただきたいと思いますので御了解いただきたいと思います。（「関連」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　石坂勝雄君。

○十二番（石坂勝雄君）　どうも自分も単価ということに、庁舎の用地が何平米買うんだか、次から次に出てきて単価等、面積とか坪単価が何ぼだかいろいろなふうに変ってきているようですね、面積と単価、用地費の、それから建築費等は変わらないと思うんですが、そういうものは一覧表にして、いままでの経過をもらわないと、われわれ勉強不足か何か、市民に聞かれたとき答えられないということを、自分はそういうことを要求したいんですが。

○議長（名古屋史郎君）　それでよろしいですか。御質問は。企画財政部長。

○企画財政部長（加藤一男君）　いまの関連といたしまして石坂議員の方から御質問を受けました件、現庁舎は確かに御指摘のように年次を分けまして、いろいろな買い方をしております。常任委員会で詳細説明をさせていただきます。いま考えますと三回ぐらいに分かれて購入をいたしております。（「われわれ常任委員会にいない者はわからないので何か資料で出してもらいたい」と呼ぶ者あり）わかりました。資料で提出します。

○議長（名古屋史郎君）　二点目答弁願います。建設部長。

○建設部長（田倉高光君）　お答えいたします。予算の計上の時期が補正ではどうかというような御質問のようですが、担当といたしましてはそういうことも要求をしておきましたこ

となんでございますが、いろいろ最終的なことからこういう時期になってしまったことがまず一つ。

それから事業の内容との関連が出ておりますけれども、とりわけ黒川公園を緑地に都で指定をしていただいた関係等もございまして、それらの中でニセアカシアというものについては林道の転化というか趣旨の転化でそういうことをした方がよろしいだろうという都の考え方もございまして、あそこのニセアカシアは変えて、それ以外のいわゆるこの辺にあります樹木に変えていきたい、こういうことで実績のものと、都の考え方がございましたので、それで変えたということで、したがって内容等につきましてはこういうことで、今後いわゆる多摩地域にあります樹木に変えた公園にした、こういうことであります。

○議長（名古屋史郎君）　よろしいですか。御意見の場所はありますが。林重義君。

○九番（林　重義君）　先ほどの件については常任委員会でまた教えていただきます。

予算面についてはちょっとおかしいような感じもしますけれども、いま少し、意見になりますけれども、公園の管理費についての、いま少し、熟慮といいますか、配慮をいたした方がいいんじゃないかと思いますが、その点ももう少し検討していったらいいんじゃないかと思います。

○議長（名古屋史郎君）　次に大下博君。

○二十二番（大下　博君）　三十ページの一番上欄の賃金、この学童クラブが夏休みするような、百三十万ですけれども、なぜこういうふうに学童クラブの賃金はこういうふうに補正しなければならないのか、当初予算に盛れなかった理由というのはどういうことですか。

○議長（名古屋史郎君）　児童課長。

○児童課長（高野　隆君）　これは当初予算の盛った不足分でございまして、当初予算には夏休み分の九日分のうち総体的な予算の配分がありましたために、五・四日分が計上されているわけです。そこで夏休みは九日でございますので、その差額の三・六日分をここに計上した次第でございます。

○議長（名古屋史郎君）　大下博君。

○二十二番（大下　博君）　その事務がふえたからそういうふうなことになっているのか、それとも職員がふえたから、九日っていうのは前から決まっているんじゃないかと思うんですけれども、どういうことなんですか。

○議長（名古屋史郎君）　児童課長。

○児童課長（高野　隆君）　当初から九月分の夏休みとして私の方では予算を計上したんですが、総体的な予算の関係でこの部分につきましては当初の予算で認めてもらったのは、約五日分ということだったんです。学童クラブにつきましては朝八時半から五時まで行います。その関係で夏休みを取りますと、二名でやっておりますので一名休みますとほぼ機能がマヒして

しまいますので、その部分を昨年もアルバイトでやったわけです。本年度も同じような形でやるということです。

○議長（名古屋史郎君）　よろしいですか。次に剣持佐吉君。

○十一番（剣持佐吉君）　二十二ページの弁護士謝礼の内容その他と言っておりましたが、内容をもう少し教えていただきたい。

それから二十四ページの委託料、文化体育施設地質調査並びに設計でありますが、これはいわゆる社会体育に対象としてのどういう希望のものを予定しているか、そういうようなことを教えていただきたいと思います。

それから五十二ページの屋内運動場電気設備改修とありますが、これはいわゆる学校開放の手段としての、一環としての事業であるのか、あるいは従来学校のそれが設備改修をしなければならない状況になっているので普及の意味で改修するのかという…。

それからこれは聞くところによると、今度の文化祭は新庁舎を利用するというのでありますが、その関係の予算はいつ出すのか、どういうこれには、ちょっと私たちじゃあよくわかりませんし、それから文化体育施設については前向きで既設の設備を改修していこうという計画が当初予算にも出ていないし、補正にはやると言っておりますがどこに出ているのかそれがわかりませんので、ひとつ説明をお願いしたい。

○議長（名古屋史郎君）　総務部長。

○総務部長（松村清栄君）　弁護士料の二百四十万円の補正を申し上げますが、百八十万は、これは市営住宅関係の弁護謝礼でございまして、この百八十万につきましては解体六戸、あるいは解体十戸、それからその他住宅関係の六戸立ち退き、こういうものを合わせまして百八十万、これは都の指導に基づいてこの計算がなされておるわけでございます。それからその他行政、法律相談の謝礼を計上してございます。これは行政、法律相談を弁護士にお願いをしてございます。これは一般の市民相談の弁護士以外に、市自体が行政的に非常に困難な時点にぶつかった場合には、行政、法律相談の先生方にお願いして適切な行政を行うということから、この行政、法律相談員、弁護士さん、これを二人ほどここでお願いをいたしたい、これは月一人当たり二万円ということで、二人を約八カ月間、三十二万ほど計上してございます。

それから忠実屋の前の道路につきましては、現在、市は応訴をいたしてございますが、これらに対する弁護料として十万円を計上してございます。

それから梅ケ丘の団地の穴の問題でございますが、これは五十一年度で三十万円ほど計上してございました。お願いをしてありましたが、実は第五公園の事故がございました。これに対

する応訴ということで、このお金が実は十五万ほど弁護士に謝礼として流用してございますので、十八万ほどここで計上させていただきました。

○議長（名古屋史郎君）　次に文化体育施設について、企画財政部長。

○企画財政部長（加藤一男君）　二点目は、二十四ページの委託料関係の御質問と存じますが、一応、十三、委託料といたしまして六百万円の計上をいたしました。考え方といたしましては、バレー関係、それからバスケット関係、柔、剣道関係をできれば収容する体育施設を考えたいと思っております。それで総体の面積は、おおよそ――まだ確定はもちろんいたしませんけれども、二千平米から二千五百平米程度になるのではないかということで、これが委託料を計上いたしたわけでございます。詳細につきましては、いま少し煮詰まりませんと申し上げられませんが、金額といたしましては、ただいま申し上げたような金額で進んでおります。

○議長（名古屋史郎君）　次に体育課長。

○体育課長（日野義人君）　それでは五十二ページの保健体育総務費の関係の工事請負費四百万円、屋内運動場電気設備改修の関係の予算についてお答え申し上げます。これは、先ほど財政部長の方からの御説明の中にもありましたように、当初予算で第二中学校の屋内運動場の電気設備の改修をいたしたいという予算をお認めいただいてるわけですけれども、この関係につきましては、学校開放のために屋内運動場の照明設備を改善したい。これは学校開放の場合には、夜間、体育館を使用していたわけでございますけれども、意外と学校体育館の建設年度の古い体育館につきましては、螢光灯照明になっておりまして、照度が非常に低いというふうなことで、学校開放のために照度をもっと上げないと、非常に使いにくい面がございますので改修いたしたい、こういうふうなことで、当初予算に引き続きまして、追加でお願い申し上げたい、ということでございます。

○議長（名古屋史郎君）　文化祭云々の四点目の質問について教育長。

○教育長（倉又秀作君）　五十二年度も文化祭を行うということは、既定の事実でございますが、ただ、それを新庁舎を使うかどうかというようなことについては、まだ具体的な話は全然聞いておりませんし、そういうような話がもっと具体化してくれば、恐らくそういうようなものについてどうするか、ということの対策を考えていくのがいいのではないか、こう思っております。

○議長（名古屋史郎君）　剣持佐吉君。

○十一番（剣持佐吉君）　新庁舎を使うということを私聞いただけでどういうように使うか知りませんし、そういうことよりもっと、そういうことを申し上げたんですけれども、基本的問題としては、去年の文化祭では反省会の場合にいろいろの問題が出たわけですけれども、たとえば一つの例を言いますというと、五十年度よりも狭く使ったような状況もあったので、そうすると今度はやっぱり五十一年度より五十二年度は広く使おうというような計画があるようにも聞いておるし、そうでなけりゃならんと思うので、そうするならば、この補正予算には出てないし、当初予算にもあんまり記憶がないので、それは差し支えないでしょうか、ということを聞きたいわけです。つまり、いままでよりは要求を十分満たすことができなくても、やや拡大した姿で文化祭をするという姿が打ち出せるかどうか。もっと極端な悪い例を言いますというと、場所を貸してやったんだ、借りてやったんだ、というような態度が去年は見えたわけですね。そうではなくて、委託するんですから十分なものを、十分とは言えなくても、できるだけのものは提供してやる姿勢に改めなければならない。しかも、その予算があんまりどこにも目立って見えないので、今年の文化祭にはどういう意気込みでいられるか、ということをお伺いしたいのが基本的な問題なんです。

○議長（名古屋史郎君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　いま御質問のその部分のみにつきまして、一応お答えをしたい、というふうに思います。御承知のとおり、この秋には新庁舎が落成し、それからあちらを使う運びになる見込みでおります。ちょうど十一月三日、今年の文化の日のころが開庁を祝うようなそういう儀式の日に当てたいものである、という考えを持っております。したがいまして市民の方々にその前後、なるべく御披露する意味も含めて、文化祭の一部の行事の会場としたらどうか、というふうな考えを持っております。特に菊につきましては、市の花の菊につきましては、いま手配をいたしまして、菊友会の協力をいただきまして、相当たくさんの鉢をもって飾ることができる、こういうふうな予定はいたしております。ただ内容をどういう形式で行うか、ということにつきましては、まだ決めておりません。そこで九月の議会に補正の形で計画を固めた上でお願いをしたい、こういうふうに考えております。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　次に板垣正男君。

○七番（板垣正男君）　説明書の十五ページ、公共施設建設基金繰入金とございますけれども、五十一年度の七号補正議案の中で六億の補正が行われて、基金への積み立てが行われたわけでありますけれども、これはどうもちょっとよく理解できないんですが、五十一年度で五十二年度に向けて積み立てたというものが、五十二年度の補正の際、繰入金の中に、歳入の中に今度一億三千六百万円の補正がなされてるということになるの

であります けれども、これはどういう事務処理上になってるのか、それを最初に質問をしたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　企画財政部長。

○企画財政部長（加藤一男君）　今の御質問は、五十一年度会計で六億のいわゆる積み立てをいたした、それをすぐ五十二年でこの一億数千万円の繰り入れをした、その関係はどうかということでよろしゅうございますか。

○議長（名古屋史郎君）　板垣正男君。

○七番（板垣正男君）　補正額そのものはよろしいですけれども、片方では、歳出の中で積み立ててやってるわけですね。一般会計からのものですね。片方では歳入の中で計上してる、こういう関係になっております。当然、その積立基金というのは、一般会計の別途会計になっているだろうと思いますけれども、これはなぜ歳入に入ったり歳出に入ったりするのか。

それからもう一つ聞きたかったのは、現在、積立金がどのくらいの額になっているか。それは毎議会ごとに報告してもよろしいのではないか、そういうような考えもありましたので、ついでに質問しようと思ったんですけれども、その点も合わせてお伺いしたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　企画財政部長。

○企画財政部長（加藤一男君）　ちょっとどういうふうにお答えをしていいか迷いますが、昭和五十一年度の七号補正で、いわゆる剰余金といいますか、先ほど御説明した金額を五十一年度では基金に積み立てました、という御報告をさせていただきました。したがいまして、いま御質問のように公共施設建設基金の中に、その金が入っておるわけでございます。現時点では・・・。それを五十二年度会計で使う場合は、当然、繰入金の処置をしなければなりません。繰入金というと、当然、歳入になるわけでございます。それからこれを使う場合は、歳出になりますのは当然のことです。そういうことで、事務処理上は基金会計から一般会計に、この数値で申し上げますと、一億三千六百三十五万七千円を繰り入れてくる、したがいまして、基金の方はその額だけ減ってくる、こういう勘定にはなるわけでございます。事務処理上は、そういうふうにいたしてございます。

いまの最後の御質問の、基金の現在高はどのくらいかということは、それぞれの基金がございます。いわゆる決算の段階その他については、御報告をさせていただいておりますけれども、中間の報告はいままでいたしておりません。積立金関係のみに限りますならば、総務委員会で発表をさせていただきたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　よろしいですか、板垣正男君。

○七番（板垣正男君）　ちょっとまだ十分納得、理解ができないんですけれども、これまた後で私の方で研究したいと思

います。この積立基金の会計は、土地開発公社とはまたちょっと違う性格のものですね、だから年度途中で報告することはない、というような話でありますけれども、これは公社とは違うものですから、年度途中であっても、議会に報告するというようなことは別に支障があるわけではないわけですから、そういう報告は、口頭にしろ、文書にしろ、あってしかるべきではないか、そういうふうに思いますので、意見も含まれましたけれども、その点申し上げておきたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　次に鈴木美奈子君。

○五番（鈴木美奈子君）　三十ページの南平の学童クラブのことでお聞きいたします。定員が何名なのか、それと位置ですね。それからこの南平に二小学区の豊田学童クラブが合併されるということも聞いておりますので、その点についてお聞きします。

それから三十八ページの日野緑地用地買収の件でお尋ねいたします。これ年度計画によってやってると思いますけれども、あとどれくらいの年月がかかるのか。それから今回の買収は、全体の何％に当たっているのか。

それから四十八ページの第四中学校の増築ですけれども、増築と同時に学校用地の拡張についても学校側、ＰＴＡとも、このことについては、陳情もいってると思いますけれども、この用地の拡張の点の見通しについてお尋ねいたしたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　答弁願います。児童課長。

○児童課長（高野　隆君）　それでは御質問の南平学童クラブの設置についての予算の説明をいたします。二千万の内訳は、四十名の定数の予算として計上しております。しかし、先ほど御質問のありましたように、豊田学童クラブの引っ越しといいますか、建てかえがございます。これは豊田の学童クラブは豊田の地区センターに間借りをしております関係で、豊田の地区センターが改築されますときには、一時的にこれは避難をしなければなりませんので、その一時的な避難時においては、南平の学童クラブを使用させようという計画でおります。しかし、これはあくまで一時的な計画でありますし、もしもその時点で必要ならば、必要な措置をしていきたい。

○議長（名古屋史郎君）　次に用地買収について、都市整備部長。

○都市整備部長（成井正夫君）　日野緑地の関係につきまして、お答えいたします。買収の年次計画、こういうふうなことでございますが、私どもの方では、今回、都市計画部関係で開発行為の申請が出てきました。そういう関連でもって、ここに計上してございます一応二カ所と、こういうものについてできるだけ緑を残すという関係で、今回、これを購入するということになったわけでございますが、そのほか、この日野緑地の関係がずっと続いておる、そういう中で、区画整理で実施す

るところの場所も、本来から言いますと、その比率によりまして換地される、ということになるわけでございますけれども、それらについても、何とか場所を変えまして、それを残すというようなことで、新都市建設公社の方に代替の用地をお願いをする、そういうようなこと、いろいろそういう点で交渉しております。

なお、公園緑地課の方でも黒川の公園、あの関連の緑地についても、できるだけ残すというようなことで、購入をする、一部購入しているということで、努力しておるわけでございますが、全体的にすべての緑地を年次計画で買うというようなことにつきまして、まだなっておりません。

○議長（名古屋史郎君）　次に四中について、企画財政部長。

○企画財政部長（加藤一男君）　四中関係の御質問に対しましてお答えしたいと思いますが、今回の増築はツースパンをスリースパンにするという御説明をさせていただきましたが、その建設予定地は、現在の校舎に並びまして、東側に建築をする予定でございます。いまの、もう一つの大きな問題は、校庭の拡張はいかん、という御質問でございます。このことにつきましては、かなり長い期間、議会の文教委員会の中でもいろいろ御審議いただいておりますけれども、その拡張の問題につきましては、四中の裏側ですね、裏側の部分を拡張してほしいという陳情でございますけれども、本来から言いますと、これは文教委員会の席でも申し上げたことでございますけれども、あの裏側につきましては長い間、いわゆる都の方と折衝してまいりました幼児教育研究所の問題もございまして、これがはっきりしませんと、何とも言えません。簡単に言いますと、そういうことなんでございます。お気持ちはわかりますけれども、幼研との関係から考えていかなければならないと思います。したがっていまのところ、校庭拡張をどうするという御返事はちょっとできかねるわけでございます。そういう状況でございます。（「はい、結構です」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　ほかにありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。滝瀬敏朗君。

○二番（滝瀬敏朗君）　二十二ページの弁護士謝礼につきまして、意見を述べたいと思います。私、当初、これを見たときに、私どもが主張しておりました、要するに市民との、権利者との話し合いによって解決をするように、というふうなことを申し上げておったんでありますが、そういうことでこの弁護士謝礼、あるいは解体というふうな予算をもってきたんだなというふうに解釈をしたわけですが、考えてみますと、話し合いがついたならば弁護士謝礼なんていうのはいらないわけですから、恐らくそういうことがなされずに、再び弁護士謝礼というものを出してきた、というふうに理解するわけです。当初の予算のときに、私ども、修正可決したわけでありますが、そういう中ではまずもって市長が申し上げておりますように、市民との話し合いの姿勢、市民本位の姿勢というふうな中で、話し合いの中で解決をするようにということを強く申し上げておったわけですけれども、仮にそういうことがない中で、このような予算を盛ったということにつきまして、森田市政の行政につきまして指摘をしなければならないというふうに考えております。そういう中で、私、総務委員でもございませんので、そういう点を特に委員会で御審議を願いたいというふうに要望をし、御意見を申し上げておきます。

○議長（名古屋史郎君）　板垣正男君。

○七番（板垣正男君）　日野緑地購入個所の図面を議会に提出していただきたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　意見じゃないですね。

○七番（板垣正男君）　なかったので、出すようにという意見を申し上げたわけです。（「いいぞ」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　要望ですね。

○七番（板垣正男君）　議長、意見を申し上げておきます。

○議長（名古屋史郎君）　これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第五一号、昭和五十二年度日野市一般会計補正予算（第二号）の件は、歳入全般、歳出のうち総務費、予備費、第二表、債務負担行為補正、第三表、地方債補正を総務委員会へ、歳出のうち民生費を厚生委員会へ、歳出のうち農業費、土木費を都市計画産業建設委員会へ、歳出のうち教育費を文教委員会へ、それぞれ付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認め、それぞれの委員会へ付託いたします。

これより議案第五二号、昭和五十二年度日野市都市計画事業特別会計補正予算（第一号）、議案第五三号、市道路線の一部廃止、議案第五四号、市道路線の廃止の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

（助役登壇）

○助役（前川恒雄君）　議案第五二号、五三号、五四号の提案理由の御説明を申し上げます。

第五二号につきましては、昭和五十二年度日野市都市計画事業特別会計補正予算第一号であります。補正額は、歳入歳出そ

れぞれ二百七十万円を追加し、歳入歳出予算総額を五億八千百九十万五千円とするものであります。

五三号につきましては、道路法第十条第一項の規定に基づき、天野線ほか三路線の一部を廃止するものであります。

議案第五四号につきましては、同じく道路法第十条第一項の規定に基づき、明円坊二号線ほか一路線を廃止するものであります。詳細につきましては、担当部長より説明いたさせます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（名古屋史郎君）　五二号について、関係部長から詳細説明を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（成井正夫君）　それでは御説明いたします。補正予算説明書第一号につきまして、二ページ、三ページでございますが、これは補正額の二百七十万円は、一般会計から繰り入れをしていただく、こういうものでございます。

四ページ、五ページでございますが、ここでちょっと御訂正をお願いしたいんですが、上の方の欄でございますが、目の横で、「本年度」、「前年度」、「比較」、当初予算の事項を入れてございますが、これはまちがいでございまして、目の次には、「本年度」の所に「補正前の額」、「前年度」の所を消していただきまして、「補正額」、「比較」の所を消していただきまして「計」、「本年度の財源内訳」とありますのを消していただきまして、「補正額の財源内訳」、こういうことにお願いいたします。この二百七十万でございますが、そこに委託料、こういうことでございまして、これは神明上地区外擁壁築造の工事につきまして新都市の方に委託をしてやっておるわけでございますが、これにつきまして、なお安全性をもってやらなければいけないと、こういうようなことで、二百七十万の委託料をさらに計上したということでございます。これはがけ崩れの個所でございまして、コンクリートの擁壁を六メートル延ばすと、それから特殊芝を植える、こういうことでございます。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　これより質疑に入ります。石坂勝雄君。

○十二番（石坂勝雄君）　この道路廃止の問題で、この問題ではぼくはいいんですけれども…（「まだやってない」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　道路廃止、結構です。どうぞ。

○十二番（石坂勝雄君）　この問題ではないんですが、規制法の時代に、実際には道路の形が公道の形がなくなっていて、早く言えば廃止もしなければ、つけかえもなされていないというような問題は、理事者はどう今後のそういうことの問題を考えているか、その辺の問題をお答え願いたい。

○議長（名古屋史郎君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　造成によって、もともとありました旧道あるいはいわゆる赤道というようなものを消滅、地形的には消滅いたします。それらにつきましては、一応、造成が終わった後で廃止処分、あるいは新しいつけかえを認定をする、そういうことで処理をいたしております。いま、やっておりますものにつきましては、見落としはありませんが、古いものにつきましては、たくさん見落としがあるということも事実であります。

○議長（名古屋史郎君）　石坂勝雄君。

○十二番（石坂勝雄君）　市長、古いものに対して市が今後の考え方として、どう指導なり、形を持っていくのか。どう、そういうものを扱っていくのか。その辺のことを…。

○議長（名古屋史郎君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　逐次、整理をいたしまして、市が受領し、現在使用されている先に払い下げ処分をすると、こういうことに一部はなってまいります。それからつけかえによって交換に、交換といいましょうか、回収道路等に置きかえたというものにつきましては、等積交換等によりまして処理をいたすわけでございます。それらのことは逐次、時間はかかりますけれども、管財課という主管課もつくりましたので、だんだん整理をしようという状況にあります。

○議長（名古屋史郎君）　石坂勝雄君。

○十二番（石坂勝雄君）　建設部の方の、建設部長に聞きたいんですが、そういう市長のお答えの中で、古いものに対してそのものを廃止して、有償で払い下げるという形でつけかえ道路をされるということなんですが、つまり道路については当然、技術的な指導は都、市が助言するなり、その辺万全を期せるか。

○議長（名古屋史郎君）　建設部長。

○建設部長（田倉高光君）　御質問の趣旨は、団地造成の場合の団地の中にできる道路と、それからそれらに関連するその地域に入る道路の二点あるかと思いますけれども、もちろん団地の中につきましては、開発行為等で決められた企画に沿って道路をつくるということでございますので、その点はよかろうかと思いますけれども、後ほどの団地に関連して出入りをするいわゆる道路につきましては、現状ではその開発される規模の大きさによって、どういうふうな道路をつけなさいというふうな、たとえば四メートルとか、六メートル、八メートル、そういうふうな基準をつくって指導をいたしておりますけれども、そこに到達する団地から従来の道路の長さ等によって、いろいろ問題があるわけですが、できるだけ開発行為の中でそれを指導いたし、支障のないように進めているのが現状でございます。

なお、それらに伴います廃道の処理につきましては、廃道の手続をどうすべきかということは、理論的には、理論的と申しますか、学説では二通りあるようでございます。と申し上げま

すのは、手をつける以前に従前の公道を廃止しなければ手がつけられないんだという説が一つあるわけです。それから一方では従来の公道はそのまま手続は取らずに、新しくして、新しくなった時点でつけかえるのがよろしいんだという説が二つあるようでございますが、いずれにしてもどっちが正しいということは結論は出ておりませんので、現状では従来の公道をそのままにして、新しくできたところでつけかえるなり、廃道処理をするというふうな事務手続をしておりますが、これは考え方としましては、工事にかかる以前に従前の道路を廃止してしまいますと、新しいものができるまでの間の道路をどうするんだという問題が残りますので、いま申し上げましたような、従前の道路をそのままにした形で新しくつくって、手続を後ですると、こういうふうな手続をしておりますので、そういうことでございます。したがって過去に残っておりますものにつきましても、できるだけ早い機会に処理をしていきたい、こういうふうなことでございます。（「結構です」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　ほかに御質疑ありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本三件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第五二号、昭和五十二年度日野市都市計画事業特別会計補正予算（第一号）、議案第五三号、市道路線の一部廃止、議案第五四号、市道路線の廃止の件は、都市計画産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認め、都市計画産業建設委員会に付託いたします。

これより議案第五五号、日野市固定資産評価審査委員会の選任同意の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（森田喜美男君）　議案第五五号につきまして選任の同意をお願いを申し上げます。本議案は、日野市固定資産評価審査会委員の佐藤昱さんが、四期、十二年間の任期が、本年六月二十二日をもって任期満了となりますので別紙のとおり選任をいたしたく、地方税法第四百二十三条第三項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

恐れいりますが、別紙名簿の欄に、佐藤信雄、日野市日野二三六二番地、生年月日、大正四年八月二十九日と御記載いただきますようお願いいたします。以上です。なお、佐藤信雄さんはもと富士銀行八王子支店副長をされておられた方でありまして、退任後は現在八王子信用金庫にお勤めであります。

○議長（名古屋史郎君）　関係部長から詳細説明ございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認め、暫時休憩いたします。

午後五時四十八分　休憩

午後六時十二分　再開

○議長（名古屋史郎君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第五六号、日野市神明上都市下水路事業（工事の一部）委託契約の締結の件を議題といたします。理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

（助役登壇）

○助役（前川恒雄君）　議案第五六号の提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、日野市神明上都市下水路事業の一部を委託契約をするものであります。本工事は日野市神明上都市下水路事業の一部を財団法人、東京都新都市建設公社に四千万円で委託するものであります。詳細につきましては担当部長に説明いたさせ

ますのでよろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（名古屋史郎君）　関係部長から詳細説明を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（成井正夫君）　それでは御説明いたします。

これにつきましては五十一年度に引き続きまして、五十二年度都道の横断及び既設管との取りつけ工事をする、こういうことで、新都市建設公社に委託をいたしまして実施をする、こういうことでございます。そこに添付の図面がございますのでごらんいただければおわかりになると思います。

なおここには書いてございませんが、一般会計の補正の中で債務負担行為の補正ということで、この支払いにつきましては金額確定の後に三年据え置きで七年償還ということで支払いをするものでございます。以上です。

○議長（名古屋史郎君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第五六号、日野市神明上都市下水路事業（工事の一部）委託契約の締結の件は総務委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認め、総務委員会に付託いたします。

これより議案第六二号、昭和五十二年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第一号）の件を議題といたします。理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

（助役登壇）

○助役（前川恒雄君）　議案第六二号の提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、昭和五十二年度日野市下水道事業特別会計補正予算第一号であります。補正額は歳入、歳出それぞれ百七十万円を追加し、歳入、歳出予算総額を八千五百六十万八千円といたします。

歳出の内訳は、汚水管布設工事費百七十万円でございます。詳細については担当部長より説明いたさせますのでよろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（名古屋史郎君）　歳入、歳出全般について、関係部長から詳細説明を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（成井正夫君）　それでは御説明いたします。補正予算の説明書第一号につきまして説明いたします。ページは書いてありませんが、最初の所は総括でございます。その次の歳入でございますが、これにつきましては補正額百七十万円を繰越金を持って充てたわけでございます。五十一年度の決算の見込みによりまして計上をいたしました。

その次のページでございますが、歳出で百七十万円の補正でございます。これは工事請負費の計上でございますが、この場所につきましては多摩平の一号幹線の所で、日野自動車からすぐ下りまして、六丁目の小西酒店の所から第五公園の反対側です。東の方に入る道路に二百五十ミリの汚水管を七十メートル布設する工事でございます。最近、従来の細い管がございましたが、それを清掃いたしましたところ、これが詰まっておりまして、何とも処置ができないと、こういうことで、その現況につきましてマンホールの所から汚水があふれるというような状況で苦情があったということで非常に非衛生的でございますので、これにつきまして急遽工事を施工しようということで計上をいたしたわけでございます。

○議長（名古屋史郎君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第六二号、昭和五十二年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第一号）の件は厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認め、厚生委員会に付託いたします。

お諮りいたします。この際日程の順序を変更し、日程第二七から第四四までを先議いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認めます。よってこの際日程の順序を変更し、日程第二七から第四四までを先議することに決しました。

お諮りいたします。この際、請願を付託委員会ごとに区分して一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。都市計画産業建設委員会関係の請願要旨を事務局長をして説明いたさせます。

○議会事務局長（中村亮助君）　請願第五二―一七号、第五二―一八号、第五二―二〇号、第五二―二二号、第五二―二七号、第五二―三一号、第五二―三三号、第五二―三四号を説明。

○議長（名古屋史郎君）　お諮りいたします。ただいま事

務局長が説明いたしました請願第五二―一七号、程久保地区町名地番整理に関する請願、請願第五二―一八号、道路新設に関する陳情、請願第五二―二〇号、排水溝建設について陳情、請願第五二―二二号、市道の整備に関する請願、請願第五二―二七号、滝合橋東口路の歩道設置の請願、請願第五二―三一号、道路の舗装並びに側溝の整備について（陳情）、請願第五二―三三号、側溝改修に関する請願、請願第五二―三四号、多摩平五丁目地区大型店舗建設反対に関する請願の件は都市計画産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　大下博君。

○二十二番（大下　博君）　紹介議員ののっていないのがあるんですけれども、これはどういうんですか、三一号にしても、二〇号にしても……（「陳情だ」「めがね貸そうか」と呼ぶ者あり）請願として扱うわけですか。

○議長（名古屋史郎君）　お答えいたします。請願の五二―三一号については陳情ということを申し上げるのを忘れました。したがってお認め願いたいと思います。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認め、都市計画産業建設委員会に付託いたします。

次に文教委員会関係の請願要旨を事務局長をして説明いたさせます。

○議会事務局長（中村亮助君）　請願第五二―一九号、第五二―二九号、第五二―三二号を説明。

○議長（名古屋史郎君）　お諮りいたします。ただいま事務局長が説明いたしました請願第五二―一九号、第十九小学校（仮称）に関する通学路並びに防災道路の新設に関する請願、請願第五二―二九号、郷土資料館「博物館、文書館」と遺跡公園設置促進方請願、請願第五二―三二号、市立第五幼稚園増設に関する請願の件は文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認め、文教委員会に付託いたします。

次に厚生委員会関係の請願要旨を事務局長をして説明いたさせます。

○議会事務局長（中村亮助君）　請願第五二―二一号、第五二―二三号、第五二―二四号、第五二―二八号、第五二―三〇号を説明。

○議長（名古屋史郎君）　お諮りいたします。ただいま事務局長が説明いたしました請願第五二―二一号、地区センターを大地区センターに格上げし、増築願う陳情、請願第五二―二三号、日野市立病院歯科設置に関する請願、請願第五二―二四号、訪問看護制度実施を要望する請願、請願第五二―二八号、

平山小学校区内への学童保育所設置に関する請願、請願第五二―三〇号、三小地域に学童クラブ設置に関する請願の件は、厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　滝瀬敏朗君。

○二番（滝瀬敏朗君）　請願の五二―二四号ですが、紹介議員に各会派から紹介議員になったわけですけれども、この取り扱いといいますか、各会派の代表がこれに紹介議員になっているというふうな考え方でよろしいんでしょうかね。

○議長（名古屋史郎君）　それはどこに対する質問ですか。

私に対する質問ですか。（「これを受けた……」と呼ぶ者あり）

お答えします。各派の代表者が全体の方にお諮りしてということではないと考えます。お諮りしているところもあると思いますが、それ以上お答えできない。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認め、厚生委員会に付託いたします。

次に総務委員会関係の請願要旨を事務局長をして説明いたさせます。

○議会事務局長（中村亮助君）　請願第五二―二五号、第五二―二六号を説明。

○議長（名古屋史郎君）　お諮りいたします。ただいま事務局長が説明いたしました請願第五二―二五号、都道一五五号線の信号機設置に関する請願、請願第五二―二六号、登録民間日雇労働者の雇用促進に関する請願の件は、総務委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認め、都市計画産業建設委員会に付託いたします。

次に文教委員会関係の請願要旨を事務局長をして説明いたさせます。

○議会事務局長（中村亮助君）　請願第五二―一九号、第五二―二九号、第五二―三二号を説明。

○議長（名古屋史郎君）　お諮りいたします。ただいま事務局長が説明いたしました請願第五二―一九号、第十九小学校（仮称）に関する通学路並びに防災道路の新設に関する請願、請願第五二―二九号、郷土資料館「博物館、文書館」と遺跡公園設置促進方請願、請願第五二―三二号、市立第五幼稚園増設に関する請願の件は文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認め、文教委員会に付託いたします。

次に厚生委員会関係の請願要旨を事務局長をして説明いたさせます。

○議会事務局長（中村亮助君）　請願第五二―二一号、第五二―二三号、第五二―二四号、第五二―二八号、第五二―三〇号を説明。

○議長（名古屋史郎君）　お諮りいたします。ただいま事務局長が説明いたしました請願第五二―二一号、地区センターを大地区センターに格上げし、増築願う陳情、請願第五二―二三号、日野市立病院歯科設置に関する請願、請願第五二―二四号、訪問看護制度実施を要望する請願、請願第五二―二八号、

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認め、都市計画産業建設委員会に付託いたします。

次に総務委員会関係の請願要旨を事務局長をして説明いたさせます。

○議会事務局長（中村亮助君）　請願第五二―二五号、第五二―二六号を説明。

○議長（名古屋史郎君）　お諮りいたします。ただいま事務局長が説明いたしました請願第五二―二五号、都道一五五号線の信号機設置に関する請願、請願第五二―二六号、登録民間日雇労働者の雇用促進に関する請願の件は、総務委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認め、総務

務局長が説明いたしました請願第五二―一七号、程久保地区町名地番整理に関する請願、請願第五二―一八号、道路新設に関する陳情、請願第五二―二〇号、排水溝建設について陳情、請願第五二―二一号、市道の整備に関する請願、請願第五二―二二号、七号、滝合橋東口路の歩道設置の請願、請願第五二―三一号、道路の舗装並びに側溝の整備について（陳情）、請願第五二―三三号、側溝改修に関する請願、請願第五二―三四号、多摩平五丁目地区大型店舗建設反対に関する請願の件は都市計画産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　大下博君。

○二十二番（大下　博君）　紹介議員ののっていないのがあるんですけれども、これはどういうんですか、三一号にしても、二〇号にしても…（「陳情だ」「めがね貸そうか」と呼ぶ者あり）請願として扱うわけですか。

○議長（名古屋史郎君）　お答えいたします。請願の五二―三一号については陳情ということを申し上げるのを忘れました。したがってお認め願いたいと思います。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認め、都市計画産業建設委員会に付託いたします。

次に文教委員会関係の請願要旨を事務局長をして説明いたさせます。

○議会事務局長（中村亮助君）　請願第五二―一九号、第五二―二九号、第五二―三二号を説明。

○議長（名古屋史郎君）　お諮りいたします。ただいま事務局長が説明いたしました請願第五二―一九号、第十九小学校（仮称）に関する通学路並びに防災道路の新設に関する請願、請願第五二―二九号、郷土資料館「博物館、文書館」と遺跡公園設置促進方請願、請願第五二―三二号、市立第五幼稚園増設に関する請願の件は文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認め、文教委員会に付託いたします。

次に厚生委員会関係の請願要旨を事務局長をして説明いたさせます。

○議会事務局長（中村亮助君）　請願第五二―二一号、第五二―二三号、第五二―二四号、第五二―二八号、第五二―三〇号を説明。

○議長（名古屋史郎君）　お諮りいたします。ただいま事務局長が説明いたしました請願第五二―二一号、地区センターを大地区センターに格上げし、増築願う陳情、請願第五二―二三号、日野市立病院歯科設置に関する請願、請願第五二―二四号、訪問看護制度実施を要望する請願、請願第五二―二八号、

平山小学校区内への学童保育所設置に関する請願、請願第五二―三〇号、三小地域に学童クラブ設置に関する請願の件は、厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　滝瀬敏朗君。

○二番（滝瀬敏朗君）　請願の五二―二四号ですが、紹介議員に各会派から紹介議員になったわけですけれども、この取り扱いといいますか、各会派の代表がこれに紹介議員になっているというふうな考え方でよろしいんでしょうかね。

○議長（名古屋史郎君）　それはどこに対する質問ですか。私に対する質問ですか。（「これを受けた…」と呼ぶ者あり）お答えします。各派の代表者が全体の方にお諮りしてということではないと考えます。お諮りしているところもあると思いますが、それ以上お答えできない。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認め、厚生委員会に付託いたします。

次に総務委員会関係の請願要旨を事務局長をして説明いたさせます。

○議会事務局長（中村亮助君）　請願第五二―二五号、第五二―二六号を説明。

○議長（名古屋史郎君）　お諮りいたします。ただいま事務局長が説明いたしました請願第五二―二五号、都道一五五号線の信号機設置に関する請願、請願第五二―二六号、登録民間日雇労働者の雇用促進に関する請願の件は、総務委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認め、総務委員会に付託いたします。

これより報告第一号、昭和五十一年度日野市一般会計継続費繰越計算書の報告の件を議題といたします。理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

（助役登壇）

○助役（前川恒雄君）　本報告は、地方自治法施行令第百四十五条第一項の規定により庁舎建設に伴う一般会計継続費の繰越額を報告するものであります。詳細については担当部長より説明いたさせますのでよろしくお願いいたします。

○議長（名古屋史郎君）　関係部長から詳細説明を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（加藤一男君）　報告第一号につきまして簡単に御報告をさせていただきます。

本件は庁舎建設に係る報告でございまして、地方自治法の二百十二条の規定により議会の議決をいただきまして、定めた継続費でございます。これによりまして百四十五条第一項の規定によりますと、市長は翌年の五月三十一日までに繰越計算書を調製し、次の議会に報告しなければならない、こういう規定でございます。よって別添のとおり御報告を申し上げる次第でご

ざいます。よろしく御審議をいただきたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって報告第一号、昭和五十一年度日野市一般会計継続費繰越計算書の報告の件を終わります。

これより報告第二号、昭和五十一年度日野市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告の件を議題といたします。理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

（助役登壇）

○助役（前川恒雄君）　本報告は地方自治法施行令第百四十六条第二項の規定により、多摩川第二排水区管渠設置事業並びに市史編さん事業に係る一般会計繰越明許費の繰越額を報告するものであります。

詳細につきましては、担当部長より説明いたさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（名古屋史郎君）　関係部長から詳細説明を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（加藤一男君）　報告第二号につきまして、御報告をさせていただきます。

本件は、内容が二つございます。一つは、市史編さん事業の明許繰越の精算、それからいま一つは、多摩川第二排水区関係でございます。市史編さんのことにつきましては、専決第七号補正で御説明申し上げたとおりでございます。そういうことで、翌年五月三十一日までに調製し、そして次の議会に報告をしなければならない、こういう規定に基づきまして、二件の御報告を申し上げるわけでございます。よろしく御審議をいただきたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって報告第二号、昭和五十一年度日野市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告の件を終わります。

これより報告第三号、昭和五十二年度日野市土地開発公社事業計画の報告の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

（助役登壇）

○助役（前川恒雄君）　本報告は、地方自治法第二百四十三条の三第二項の規定により、昭和五十二年度日野市土地開発公社事業計画を報告するものであります。事業計画の主なものは、十六小、十九小、六中の学校建設用地三校分であります。

詳細につきましては、担当部長より説明いたさせます。

○議長（名古屋史郎君）　関係部長から詳細説明を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（加藤一男君）　報告第三号でございますが、ただいま提案理由のとおりでございます。自治法の二百四十三条の三第二項の規定によりまして御報告を申し上げるわけでございますが、この日野市土地開発公社は、日野市が出資

いたしておる法人でございます。これに基づきまして、当該法人は毎事業年度の事業計画、これを市長に報告をしなければならない、こういうふうに規定されております。市長は次の議会に報告しなければならないと、また規定されております関係で、本報告をいたすわけでございます。

内容につきましては、次ページに掲げたとおりの計画でございます。よろしく御審議をいただきたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　これより質疑に入ります。石坂勝雄君。

○十二番（石坂勝雄君）　この、いま公社の事業計画に関連して、まず三月のいわゆる一般会計予算の第三表に地方債のところがあります。その中に仮称十六小の買収、いわゆる十六小の用地取得費が取得事業ということで、約十二億三千万円、それで一般会計の学校費の中のいわゆる公有財産取得費に十三億九千四百万円、こういう数字がのっておって、今度のいわゆる開発公社の十六小の用地費が四億七千七十五万円、これ数字がいわゆる地方債の限度額だから、変わってもぼくはちっともおかしくないと思うけれども、余りにも数字がどこを信用していいんだか、どういう方針で用地費の予算を考えてるんだか、わけがわからないというようなことが第一点。

それから、いわゆる十九小に対しても、地方債の第三表の、いわゆる地方債の中に用地取得事業として六億九千九百十万円のっておっていわゆる公有財産、予算書の中の小学校の公有財産購入費の中には七億七千八百七十一万一千円、それで今度そういう形の中でなされてる、これは何か、どこに根拠を置かれたのか、その辺の点を、まあ、公社は別だ、報告事項だということであるのか、予算書の公有財産取得費というのも大見当でやっておいたと、こういうのか、その辺のところを御回答願いたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　企画財政部長。

○企画財政部長（加藤一男君）　お答えを申し上げます。御指摘の点、確かにそのとおりかと思いますが、実は、昭和五十二年度の一般会計予算の当初の方から説明させていただきたいと思うのでございますが、まず十六小の関係では、十二億三千三百八十万円、一応計上をさせていただきました。これは、御承知のように五十二年度の当初予算の編成は、九月、十月、十一月ごろの時点から私ども取りかかっておりまして、いわゆる近傍類似価格といいましょうか、そういうものを勘案の上で、積算をいたしたものでございます。そういうことで、公社の費用とかなりの数値の違いがある、というのは、そういうことなのでございます。公社の四億七千万のことにつきましては、後ほど理事長の助役の方から説明いたす予定でございます。

いま一つは、仮称十九小学校の問題でございます。この用地

取得事業は、六億九千九百十万円と五十二年度の当初予算には計算いたしてございますが、ただいま報告しました十九小の公社の予算では、八億六百数十万円となっております。これも確かに相違をいたしてございます。この六億九千九百万円の予算計上をいたす時点では、これは京王電鉄との関係がございまして、話し合いをいたしまして、かなり煮詰めた数値でございます。ところがこの六億九千九百万円の中には、造成費が実は入ってないわけです。要するにさら地で計上をいたしました。ところが、公社の予算編成に当たりましては、その後のことでございまして、公社の方としては、造成工事は京王電鉄が行った上で買うんだという意思決定をいたしました。したがいまして、ここに造成費とそれから五十二年度の当初ではさら地ということで、そこに差が生じております。したがいまして、この五十二年度の当初予算では、六億九千九百万円の計上をいたしてございますけれども、これは確定の時点では、やはり議会の補正の議決をいただかなければならないと思っております。そういう関係で、数値の相違があることを御説明させていただきます。

○議長（名古屋史郎君）　助役。

○助役（前川恒雄君）　公社の十六小用地取得費でございますが、これは実は公社の事業計画をつくるときに、十六小を一応予定しております所が、開発業者の所有しております土地でございます。そこで公社としましては、本来、開発業者の開発した住宅に住んでいる子供たちのための学校が主なものでございますので、そういうことも勘案しまして、できるだけ安く用地を取得したいということで、一応、計画の中では、このような数字を挙げたわけでございます。これは私どもの一つの用地交渉に当たっての意気込みとでも申しましょうか、そういったところで、こういう数字を挙げたわけでございます。御了解いただきたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　石坂勝雄君。

○十二番（石坂勝雄君）　てんまつ等を聞けば、自分はわからないわけでもないんですが、ちょっと何というか、企画財政部長の近郷等の価格というか、少なくとも役所がこういう予算措置を講ずるときには、鑑定価格とか、もっと慎重にすべきではないか、少なくともこういうものに、予算書に発表されたということは、いま、後の助役さんの開発行為等の云々という問題を見ていると、もっと自分は慎重になされなければならない問題じゃないかと思うんですが、多少、意見的なものになるかもしらんけれども、その点はどうなったか、そういう配慮をされて考えたのか、あくまでも、全然そういうことを考えないで、いまのところ予期しないで、普通の所を買うために、こういう予算措置をしたのか、その辺のところを聞きたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　助役。

○助役（前川恒雄君）　先ほど部長も答弁しましたように、予算の場合だいぶ時期が早い時期に私ども予算を組みましたものですから、その点で公社の事業計画を立てるときには、大体、位置もできてる、それから地主の会社に対しまして、協力するという約束を一応取りつけた後でございます。そういったことを勘案しまして、そのようなことになったわけでございます。石坂議員の御意見は十分私どもわかりますので、今後そういう点で間違いのないやり方をやりたいと思っております。

○議長（名古屋史郎君）　石坂勝雄君。

○十二番（石坂勝雄君）　自分は、助役さんの言われること、とで了としますけれども、極端なことを言うと三分の一、いわゆる造成費がほかに公社の中にも入ってるから約半分だ、ということになるかもしれませんが、ちょっとずさんではないか。その点で助役が了とする、今後気をつけるということを言われてるんですが、こういう、少なくとも市長が開発業者に対して指導と、そういう小学校だとか公共用地に対しては協力をさせるんだという中で考えると、予算編成期が去年の十一月ごろなされるといっても、余りにも私はずさんだという言葉は言い過ぎるかもしらんけれども、もっと慎重にその点、市長どう考えてるか、市長のお答えを一回聞きたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　初め予算編成のときには、はたしてどこをという明確な予定地は必ずしも把握しておりませんでした。それで、それらを現地にあてがって、だんだん詰めて、そして確実性に近い数値に詰めてきておる、こういうことでありまして、確かに予算で数字の大きい予算を組むということは、後々の交渉にも確かに影響のあることでありますので、今後、十分慎重にしなければならないと、こう感じております。（「はい、けっこうです」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　ほかに御質議はありませんか。

なければこれをもって報告第三号、昭和五十二年度日野市土地開発公社事業計画の報告の件を終わります。

これより日程第四五号、南多摩東部共立病院組合議会議員の選挙の件を議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第百十八条第二項の規定により指名推選といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認めます。よって選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認めます。よって議長において指名することに決定いたしました。

南多摩東部共立病院組合議会議員に、滝瀬敏朗君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました滝瀬敏朗君を当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認めます。よってただいま指名いたしました滝瀬敏朗君が、南多摩東部共立病院組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました滝瀬敏朗君に本席より会議規則第二十六条第二項の規定により当選の告知をいたします。

これより日程第四六、会期の延長の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、二十三日までと議決されておりますが、議事の都合により会期を六月二十七日まで四日間延長いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認めます。よって会期は六月二十七日まで四日間延長することに決しました。

以上をもって、本日の日程はすべて終わりました。本日はこれをもって散会いたします。

午後六時四十九分　散会

六月二十七日　　月曜日（第十日）

昭和五十二年
第二回定例会

日野市議会会議録

第二十号

六月二十七日　月曜日（第十日）

出席議員（二十九名）

一番	滝瀬政吉	君	
二番	滝瀬敏朗	君	
三番	奥住芳雄	君	
四番	正国大治	君	
五番	鈴木美奈子	君	
六番	橘祐子	君	
七番	板垣正男	君	
八番	黒川重憲	君	
九番	林重義	君	
十番	谷栄吉	君	
十一番	剣持佐吉	君	
十二番	石坂勝雄	君	
十三番	竹ノ上武俊	君	
十四番	米沢照男	君	
十五番	市川芳太郎	君	
十六番	秦正一	君	
十七番	清水芳雄	君	
十八番	杉山寅三郎	君	
十九番	高橋通夫	君	
二十番	佐々木昭雄	君	
二十一番	大柄保	君	
二十二番	大下博	君	
二十三番	本間久	君	
二十四番	一ノ瀬隆	君	
二十五番	日野源作	君	
二十七番	三浦重春	君	
二十八番	飯山茂	君	
二十九番	島村孝志	君	
三十番	名古屋史郎	君	

欠席議員（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男	君
助役	前川恒雄	君
収入役	杉本好次郎	君
企画財政部長	加藤一男	君
総務部長	松村清栄	君
市民部長	森久保三次	君
生活環境部長	加藤一郎	君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	中村亮助	君
書記	朝倉敏夫	君
書記	鈴木晴彦	君
書記	荒井一雄	君

議事日程

（議案審査報告）

一　議案第　八号　日野市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
二　議案第四五号　日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の制定について

（総務委員会）

三　議案第四六号　議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
四　議案第五六号　日野市神明上都市下水路事業（工事の一部）委託契約の締結について
五　議案第五一号　昭和五十二年度日野市一般会計補正予算について（第二号）

（文教委員会）

六　議案第五〇号　日野市立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定について

（厚生委員会）

七　議案第四七号　日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
八　議案第四九号　日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定について
九　議案第六二号　昭和五十二年度日野市下水道事業特別会計補正予算について（第一号）

（都市計画産業建設委員会）

一〇　議案第四八号　日野市立公園条例の一部を改正する条例の制定について
一一　議案第五二号　昭和五十二年度日野市都市計画事業特別会計補正予算について（第一号）
一二　議案第五三号　市道路線の一部廃止について
一三　議案第五四号　市道路線の廃止について

（請願審査報告）

一四　請願第五二―二六号　登録民間日雇労働者の雇用促進に関する請願

（文教委員会）

一五　請願第五二―二九号　郷土資料館（博物館・文書館）と遺跡公園設置促進方請願

（都市計画産業建設委員会）

一六　請願第五一―六〇号　日野駅前地区に大資本による大型店進出に対しての反対に関する請願
一七　請願第五一―六二号　日野駅前地区大型店舗進出反対に関する請願

昭和五十二年六月二十七日（月）
午後一時開議

建設部長	田倉高光	君
都市整備部長	成井正夫	君
福祉部長	赤松行雄	君
水道部長	中島武男	君
病院事務長	遠藤政之	君
教育長	倉又秀作	君

書記	樫村正男	君
書記	川上輝子	君
書記	安原清美	君
書記	小松恵美子	君

一八　請願第五一―六三号　忠実屋ストアー開店反対に関する陳情
一九　請願第五一―六四号　大企業スーパー進出反対に関する陳情
二〇　請願第五一―六五号　日野駅前地区大型店舗出店反対に関する陳情
二一　請願第五二―九号　日野駅前地区に店舗建設反対に関する請願
（総務委員会）
二二　請願第五〇―一号　三菱銀行日野市役所支店開設反対請願
二三　請願第五一―七号　四小通学路内駐車場建設反対に関する陳情
二四　請願第五一―四二号　市民要求を実現させる新財源として大企業固定資産税の超過課税実施を要求する請願
二五　請願第五一―四七号　減税、税制改革、自主課税に関する請願
二六　請願第五一―五一号　都営住宅払い下げに関する陳情
二七　請願第五一―五六号　市営住宅建設促進並びに入居基準の適正化に関する請願
二八　請願第五二―二五号　都道一五五号線の信号機設置に関する請願
（文教委員会）
二九　請願第五〇―二六号　教育予算増額市財源確保に関する請願（五項）
三〇　請願第五一―一九号　日野市立日野第四中学校増築と校地拡張について陳情
三一　請願第五一―二七号　公立幼稚園に二年保育実施に関する請願
三二　請願第五一―三八号　高校問題特別委員会設置に関する陳情
三三　請願第五一―四五号　昭和五十二年度日野市立幼稚園の四歳児入園に関する陳情
三四　請願第五一―五二号　仮称日野市立第十六小学校建設候補地の計画案変更に関する請願
三五　請願第五一―五八号　小学校体育施設の一般開放及び七生中学校への夜間照明施設設置促進に関する請願
三六　請願第五二―一九号　第十九小学校（仮称）に関する通学路並びに防災用道路の新設に関する請願
三七　請願第五二―三二号　市立第五幼稚園増設に関する請願
三八　請願第　五号　専用水道施設市管理に関する請願
（厚生委員会）
三九　請願第五〇―三号　多摩川河川敷利用遊園地（広場）設置に関する請願
四〇　請願第五〇―一〇号　日野市立総合病院に歯科を早急に設置に関する請願
四一　請願第五一―三一号　新町地区に予定される市立保育所の陳情
四二　請願第五一―三七号　東町児童遊園地存置について請願
四三　請願第五一―五〇号　合併処理方式屎尿浄化槽汚泥収集経費の住民負担軽減措置に関する請願（二項）
四四　請願第五二―四号　二小地域に児童館・児童公園を建設促進に関する請願
四五　請願第五二―六号　高齢者研修センター設立に関する陳情
四六　請願第五二―二一号　地区センターを大地区センターに格上げし増築願う陳情
四七　請願第五二―二三号　日野市立病院歯科設置に関する請願
四八　請願第五二―二四号　訪問看護制度実施を要望する請願
四九　請願第五二―二八号　平山小学校区内への学童保育所設置に関する請願
五〇　請願第五二―三〇号　三小地域に学童クラブ設置に関する請願
（都市計画産業建設委員会）
五一　請願第　六八号　浄化槽施設管理方に関する陳情
五二　請願第　一一五号　平山台土地区画整理事業に伴う請願
五三　請願第五〇―一一五号　東京―八王子線（三十メートル道路）の計画撤回と廃線に関する陳情
五四　請願第五〇―四八号　一・三・一バイパス建設計画の廃線化を要請する請願
五五　請願第五一―一号　地番整理の境界線及び作業促進に関する請願
五六　請願第五一―三号　町名地番整理の町名及び区域について請願
五七　請願第五一―三二号　一・三・一バイパスの撤廃を要請する請願

五八　請願第五二―三号　豊田駅南口地域の排水処理の改善に関する請願
五九　請願第五二―八号　明星大学父兄会館建築に対する現在時点での不許可方陳情
六〇　請願第五二―一六号　生活道路建設について陳情
六一　請願第五二―一七号　程久保地区町名地番整理に関する請願
六二　請願第五二―一八号　道路新設に関する陳情
六三　請願第五二―二〇号　排水溝建設について陳情
六四　請願第五二―二二号　市道の整備に関する請願
六五　請願第五二―二七号　滝合橋東口路の歩道設置の請願
六六　請願第五二―三一号　道路の舗装並びに側溝の整備について陳情
六七　請願第五二―三三号　側溝改修に関する請願
六八　請願第五二―三四号　多摩平五丁目地区大型店舗建設反対に関する請願
六九　請願第　四〇号　（公害対策特別委員会）
七〇　請願第　九六号　高層住宅建設反対に関する請願
七一　請願第　一〇〇号　（市庁舎建設特別委員会）
（継続審査議決）　市庁舎建設に関する請願
七二　市庁舎新建設に関する請願
七三　下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件
七四　物価対策特別委員会の継続審査議決に関する件
七五　交通対策特別委員会の継続審査議決に関する件
七六　文化体育施設建設促進特別委員会の継続審査議決に関する件
　汚職事件の原因を究明し、再発防止のための調査特別委員会の継続審査議決に関する件

追加日程

一　議員提出議案第七号　昭和五十二年度日野市一般会計補正予算（第二号）に対する修正
二　請願第五二―三五号　新庁舎への移転に伴い従来の庁舎跡に支所の設置方に関する請願

本日の会議に付した事件

日程第一から第七六及び追加日程第一から第二まで

午後三時二十七分　開議

○議長（名古屋史郎君）　本日の会議を開きます。ただいまの出席議員二十六名であります。

これより議案第八号、日野市営住宅条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。総務委員長の審査報告を求めます。

（総務委員長登壇）

○総務委員長（竹ノ上武俊君）　総務委員会の審査報告を申し上げます。

議案第八号は、昭和五十年の三月議会で提案をされ、以降継続審査になっていた議案でございます。六月二十二日、開かれました総務委員会におきまして、それ以前の委員会で二度ほど審議を相当重ねてきたので、採決をしなければいけないという流れを一応確認をしていたわけですが、同日の総務委員会においてもいろいろ審議をいたしましたけれども、結論としては、継続審査にするということになったわけでございます。審議の内容としては、この条例の改正の内容については、全員賛成でございますが、これを可決するには、いろいろいまの市政の中での政治的なタイミング、こういうものをいろいろ考えなければいけない、配慮しなければいけないという委員の方が多くて、先ほど申し上げましたように、閉会中の継続審査に付することに決定した次第でございます。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（名古屋史郎君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

委員長報告について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は閉会中の継続審査であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認めます。よって議案第八号、日野市営住宅条例の一部を改正する条例の制定の件は、委員長報告のとおり継続審査とされました。

これより議案第四五号、日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の制定、議案第四六号、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第五六号、日野市神明上都市下水路事業（工事の一部）委託契約の締結の件を、一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

（総務委員長登壇）

○総務委員長（竹ノ上武俊君）　総務委員会の審査報告を申し上げます。議案第四五号、四六号、五六号について一括して報告を申し上げます。

議案第四五号、日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の制定についてでございます。これは、日野市の保育園医及び学校医、学校薬剤師、そして幼稚園医の報酬に関するものでございます。日野市と南多摩医師会、日野医師会の話し合いなどがつきまして、報酬の額を引き上げるものでございます。

議案第四六号、議会の職員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。この議案については、議員等の傷病補償年金、傷害補償年金、遺族補償年金の改善に伴う改正でございます。

続きまして、議案第五六号、日野市神明上都市下水路事業（工事の一部）委託契約の締結についてでございます。これは日野市役所と国道二十号線に至る中間地点の下水路の工事でございまして、委託事業費として四千万円、東京都新都市建設公社に契約をしたという議案でございます。

以上、三議案につきまして、総務委員会は原案のとおり可決すべきものと決定をしましたので御報告いたします。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（名古屋史郎君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本三件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本三件について採決いたします。本三件に対する委員長報告は原案可決であります。本三件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認めます。よって議案第四五号、日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の制定、議案第四六号、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第五六号、日野市神明上都市下水路事業（工事の一部）委託契約の締結の件は、原案のとおり可決されました。

この際、都市整備部長から特に発言が求められておりますので、発言を許可いたします。都市整備部長。

○都市整備部長（成井正夫君）　この前の本会議のときでございましたか、米沢議員の方から、市政経過報告の中で、都市整備関係の都市計画の開発行為の申請と、こういうものにつきまして内容を記されている資料が出てないと、こういうようなことで御指摘がございまして、この中で二、三質問したいと、そういうようなことでございましたので、この前の本会議のときに一応お答えできるものはお答えしたいと、こういうことでございましたが、そのとき御質問ございませんでしたので、もしあれはきょうお受けしまして、お答えしたいと、こういうふうに思います。なお資料につきましては議会の方を通じまして配付されておるかと、こういうふうに思います。

○議長（名古屋史郎君）　米沢照男君。

○十四番（米沢照男君）　それでは若干、時間をいただいて一、二御質問をしたいと思います。この出された資料の三番目の開発行為に関連してですけれども、日本観光開発による千三百八十一平方メートルの開発行為の事前申請、これはすでにブルドーザーが入って、工事が着工されておりますので、協定がすでに締結をされたんだろうと思います。そこでお伺いしたいのは、この開発行為に対して、市側として開発行為指導基準に基づいて、具体的にはどのような条件を付して協定をしたのか、この点、一点お伺いしたいと思います。

それからこの開発行為との関連で、さらに二点目質問したいわけですが、同じこの南平八丁目一二番地先で同じ業者による開発行為が四十八年の十一月二十九日の申請で、四十九年度にその工事が実施をされておりますけれども、すでにこの宅造地域は住宅が建ち並び、市民が住んでおります。現地に行ってみるとわかりますけれども、約二十七メーター、これは地図ではかっての上ですが、二十七メーターの袋小路がある、これは開発行為指導基準からいけば同意できない内容の工事だろうと思います。もう一つは排水問題ですが、その袋小路が奥に行くに従って低くなっているという状況で、しかも隣接地が南平台という高台であります。雨が降るたびにその袋小路の坂になった状況に雨が流れ込む、排水施設が悪いために中程度の降雨で水浸しと、池の状態になるわけです。これも指導基準に照らしてこの排水施設がきわめて不十分、そのために関係住民が生活をする上で非常に大きな支障を来している、こういう状況があります。私は疑問に思うのは、こういったはっきりした指導基準があり、それに基づいて開発行為に対して協定を結んで、条件をつけて工事をさせる、そうでなければいけないんですけれども、この日本観光開発が行ったこの南平八丁目の開発行為については、この指導基準が適用されていないと、こういう疑問があります。これはどうしてこの開発行為に限って指導基準が適用されなかったのか、とりあえずその二点お伺いします。

○議長（名古屋史郎君）　都市整備部長。

○都市整備部長（成井正夫君）　それではお答えしたいと思います。第一点の方のこの内容にございます第三点のものでございます。これにつきましては、ここに早速資料を取り寄せてございますので、これによりましてお答えしたいと思います。同意の協定書ができてございまして、これにつきましては日野市長とそれから日本観光開発の代表取締役と三月九日に協

定してございます。

この内容によりますと、第三項で街路灯の設置、これにつきまして一灯を市規定のものによって設置をして、その後は市の方に無償譲渡すると、こういうことになってございます。それから第四項で、公園緑地の行政協力費ということで、二百六十三万九千円を提供すると、こういうこの内容でございます。そのほか細かいことでございますが、第五項で浄化槽の設置関係、そういう内容で、あとは手続的な問題が書いてあるわけでございますが、協定をしてございます。なお、これに関連しまして先ほどの御質問の具体的な条件というふうなことでございますが、そこに承認書を添付しまして、道路関係につきましては、開発地南側公道について四メーターに拡幅をするというふうなこと、それから水路関係では区域内の横断水路は現場打ちコンクリート水路に改修するとか、なおまた、消防の関係でございますが、これにつきましても、市の方の安全対策課の方で出してございますものについて、その内容によってやるというふうなこと、なお、工事の実施についてはその注意事項、こういうようなものにつきまして、具体的に書いたもので協定をしております。第一項につきましては以上でございます。

第二点、三点目につきましては、これはこれに関連しましたその前の工事というふうなことで、ただいますぐお答えするというものを持ってございません。できましたら後ほど調べましてお答えしたいと、こういうふうに思いますが、よろしゅうございますか。

○議長（名古屋史郎君）　米沢照男君。

○十四番（米沢照男君）　後日ということですけれども、すでに工事が始まりほぼ道路の部分も完成間近ということのようです。

私の質問の要旨は、こういういわゆる不良宅造がされたと、それによって関係住民の生活環境の上で支障を来しているということ明らかなんです。したがって、この同じ業者による、そして隣接地の工事ですから、過去の不良工事の部分については抱き合わせでいまの工事の進行の中で是正をさせると、手直しをさせる必要があるだろう、こういうふうに思っているんです。その点についてきょうこの場ではっきりさせてもらわないと、九月の議会ということになりますと、工事は終わってしまう、分譲地は売り出されてしまう、こういうことになるわけですから。

○議長（名古屋史郎君）　都市整備部長。

○都市整備部長（成井正夫君）　二点、三点で御指摘をいただきましたので、早速担当課の方に調査をさせまして、協定の違反とか、不良工事ということにつきましては是正をしたいと、こういうふうに思います。

○議長（名古屋史郎君）　米沢照男君。

○十四番（米沢照男君）　協定の違反じゃないんです。この四十八年の十一月二十九日の申請で、年が明けて市の方は同意をしているわけです。そして工事が始まったわけですが、それよりも一年前に分譲地として売り出しをしているんですね。

売り出したときの説明図では袋小路ではなくて、かぎ状にストレートに車なり、人なりが通行できる図面だったんです。ところが売り出して約一年後に出された申請書の図面は袋小路で申請が出されているんです。この申請は指導基準に照らしてみても、市が同意できない内容の計画なんです。それが市の同意を得て工事が着工され、すでに数年経過しているとこういうことなんです。したがって結局売るときはここにはちゃんと道路を通しますよ、と言って売っておきながら、後から申請を出し実際にでき上がったものは袋小路だった。しかも十分な排水もできてない、ちょっと雨が降っても水がたまってしまうという状況で、関係住民が困りぬいている。そうすると、そういういわゆるまやかし商法に市が手を貸したということになるんじゃないか、それで業者の方はこれでちゃんと申請をし、市の同意も得ているんだから、いまさら市からとやかく言われる必要はありません、とこう言われると思うんです。そうすると関係住民がどこにしりを持っていけばいいのか、こういうことになりはしないかという疑問が私あるんです。さらにつけ加えればそういった不十分な宅地造成なために関係住民が再三にわたってこの業者に是正方を要求をした、そうすると暴力団まがいのおどしで、その苦情、なきごとを押え込むと、こういうことまでやって今日に至っている。私はそこでお聞きしたいわけですが、このいわゆる生活環境にとって支障を来すようなこの工事、これをどこの責任で手直しをするのか、していただけるのか、このことをはっきりお聞きしたいわけです。もちろんどういう経過でこういう基準に合わない工事がされたのか、この辺の解明も必要ですけれども、関係住民から言わせれば、こういう状態をだれの責任で解消してくれるのか、この点のはっきりした答えが出ないとやはり住民としても納得できない、こういうふうに思うんです。

○議長（名古屋史郎君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　開発指導につきましては、かなり将来住む立場の不便がないように、あるいは支障のないようにということで厳密な指導をしておるわけであります。そうしていま伺いますと、指導要綱に基づいた協定にそぐわない工事がしてあるということだとするならは、これは本来なるべくならば道路にしましても、排水にいたしましても、流れない排水ということはあり得ないことです。道路もなるべく他の公道と接続させて、公道として受け取るということを指導をやっております。そこでそういう協定に違反する工事がもしあったとするならば、これは当然協定書どおり改めさせる。

それから排水がうまく流れない、こういうミス工事はもちろんその責任者において、施工責任者においてやり直しをする、こういうことが当然伴ってまいります。よく現場ももう一遍調べまして適切な、特に住んでおられる方に思惑違いの不便等がないように指導をいたします。

○議長（名古屋史郎君）　米沢照男君。

○十四番（米沢照男君）　ここで時間とって、すぐに即答できそうもない問題で、時間費やしたくないと思います。そこで、その解明について、くどいようですけれども念を押しておきたいと思いますけれども、日野市開発行為指導基準によりますと、五の公共施設基準の四ではこういうふうに書かれております。袋路状道路、つまり袋小路のことを指しているんだと思うんですが、袋路状道路としないこと。ただしやむを得ない場合に限り自動車回転広場を設けて袋路状道路とすることができる。やむを得ず袋小路にする場合には車の回転広場を前提として袋小路とすることができる、こういうふうにはっきりうたわれております。それに照らしてどうなのかという点があります。この辺が素通りしてしまったのはどういう事情からなのか、その点をはっきりさせていただきたい。

それから細則の方の中で排水問題がやはり書かれています。雨水等排水が適切にできる施設を設けること。これはもう人間が住むための住環境ですから基準に照らすまでもなく、あたりまえのことだと思うんですね。しかも地形的に見てすぐ東隣りが高台の南平台住宅ですから、雨が降れば袋路状の道路、しかも奥に行くにしたがって坂になっている、こういう状況で、しかもその不十分な排水施設ですから、素人目で見ても雨が降れば水がたまってしまうだろう、明らかなんです。こういうやはり宅地造成の計画になぜ同意をしたのか、この辺が大変疑問であります。

いま市長の答弁がございましたそのことも含めて、議会はきょうで終わりですので、議会の場でというわけにいきません。早急に納得できる回答、そして先ほど申し上げたように私の質問の趣旨は、こういう住環境が阻害されているというか、生活をする上で大きな支障となっている問題、この問題の解決を急いでほしいということを注文をしておきます。

以上私の質問を終わります。

○議長（名古屋史郎君）　お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後三時五十八分　休憩

午後五時　五十　分　再開

○議長（名古屋史郎君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決定いたしました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後五時五十一分　休憩

午後七時三十七分　再開

○議長（名古屋史郎君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第五一号、昭和五十二年度日野市一般会計補正予算（第二号）の件を議題といたします。本件に対して滝瀬敏朗君、外三名より修正案が提出されました。よってこれを本件と合わせて議題といたします。

本件については四常任委員会に分割付託しておりますので、順次審査報告を願います。総務委員長の審査報告を求めます。

（総務委員長登壇）

○総務委員長（竹ノ上武俊君）　議案第五一号、昭和五十二年度日野市一般会計補正予算第二号についての総務委員会の審査報告を申し上げます。

総務委員会に付託されましたのは、歳入全般及び歳出のうち総務費、予備費及び第二表、そして第三表でございます。歳入につきましては、補正第二号においては三億四千七百二十二万七千円の補正でございます。当初予算と合わせまして、合計百六十八億七百十万四千円の合計となるわけでございます。

歳入の審査に当たりましては、根川改修工事に伴う負担金の件でございますとか、また全国物価統計調査の件でございますとか、質疑、応答並びに審査がなされました。

歳出のうち総務費についての審査内容を報告いたします。総務費の補正総額四千二十一万九千円でございます。補正された主な内容は市営住宅の建てかえを進めるにあたっての弁護士の謝礼等を含めまして二百四十万円、また委託料といたしまして、文化、体育施設地質調査並びに設計として六百万円がございます。これは南平小の西側の市有地に総合的な体育館をつくろうという設計の委託料でございます。また印刷製本費として三十万円ございますが、これは日野の市政十年の歩みにつきまして、これを統計や図表によってパンフレットにしまして、二千部を発行し、市民に配布するというものでございます。このような

補正の内容につきまして慎重審議を行いました。
また予備費につきましては四千六百七十二万七千円の減額の補正でございます。
さらに第二表、債務負担行為でございますが、これは神明上都市下水路事業の追加をしたものでございます。
さらに第三表、地方債は高幡台小学校増築工事、この事業、また第七小学校増築事業、第四中学校増築事業、そして日野緑地用の用地の取得事業に対するものでございます。以上につきまして審議を行いました。その結果総務委員会の全会一致をもちまして、原案のとおり可決と決定したものでございます。以上報告申し上げます。よろしく御審議をお願いいたします。
○議長（名古屋史郎君）　これより質疑に入ります。佐々木昭雄君。
○二十番（佐々木昭雄君）　委託料の文化、体育施設に関連いたしまして、委員会としてこれらの建設に伴う交通の問題、あるいは建設に伴う進入道路のそういう問題についてどのように検討しましたか、その点を御質問したいと思います。
○議長（名古屋史郎君）　総務委員長。
○総務委員長（竹ノ上武俊君）　この件については総務委員会で質問がございました。その質問に対して市が答弁した結果によりますと、取りつけ道路等完了の方向で進行しておりますので、今後の文化、体育施設建設に当たっては滞りなく進行するという趣旨の発言がございまして、総務委員会は了解した次第でございます。
○議長（名古屋史郎君）　佐々木昭雄君。
○二十番（佐々木昭雄君）　その進入路の買収問題につきましては、前回三月ですが第一回の説明会を持ちまして、それ以後何らの地主に対しての検討もなければ補償査定もない。このような状態において、いつこれが買収できるのか、非常に理事者側の誠意がないと思うんですよね。こういう道路がはっきりしないうちに、こういう計画だけどんどん進めていくということは非常に計画性がない、このように考えるわけでございますので、こういう点につきましては十分理事者側も御検討いただきまして、誠意をもって交渉に当たっていただきたいことを意見として申し上げておきます。
○議長（名古屋史郎君）　ほかに御質疑ありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。
次に文教委員長の審査報告を求めます。
（文教委員長登壇）
○文教委員長（林　重義君）　議案第五一号、昭和五十二年度日野市一般会計補正予算第二号について、文教委員会に付託されました補正予算総額は一億六千二百七十万三千円であり、本会議におきまして、教育全般にわたりまして、すでに説明されたとおりでございます。

要点のみ御説明を申し上げたいと思います。ページは四十八ページより五十二ページまでございます。そのうち四十四ページの委託料二百万円につきましては、三小の便所等、木といいますか、木の部分がございまして、その部分が白アリが発生し、駆除に対する費用でございます。
市でもこのケースにつきましては、初めてのことであり、今後の建築についての検討をしたいということであり、中学も同様でございます。
続いて四十六ページ、工事請負費、ばい煙測定装置百七十万円、これは大気汚染防止法が改正に当たりまして、市内小中学校に設置する費用であり、中学も同様であります。
続いて四十七ページの工事請負費中三千九百十四万七千円は、第四中学校の増築、二スパンの予定のところを三スパンになりまして、一スパン増築によるものである。
続いて五十ページの委託料二十五万円でございます。毎年行われます青年の集いの費用として、成人式に当日、年一回行っておりますのを、本年度、別の日程により年二回行うというための増額分であります。
五十二ページ、工事請負費四百万円、これは第一中学校屋内運動場の電気設備の改修に伴う費用であり、現在あるものは、電気照明光度が六十四ルックスという光度でございますが、改修後は二百ルックスになり、約三倍以上も明るくなるという、使用上最適だということでございます。一中、二中ともに、夏期休暇中、改修工事を行う予定でございます。
以上、簡単ではございますが、委員会として慎重審議の結果全会一致で本補正予算を可決と決定いたしました。よろしく御審議のほどお願いいたします。
○議長（名古屋史郎君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。
次に厚生委員長の審査報告を求めます。
（厚生委員長登壇）
○厚生委員長（桑　正一君）　議案第五一号、昭和五十二年度一般会計補正予算第二号でございます。歳出のうちの厚生委員会の報告をいたします。民生費のうちの社会福祉費、それから児童福祉費ですが、民生費の総額といたしましては、三千百五十四万七千円、うち社会福祉費三百九十九万八千円、児童福祉費が二千七百五十四万九千円、内容的には社会福祉の面においては、特に民生委員さんの報酬、報償費とか補助金、このような増額であります。
それから児童福祉費においては、特に大きな内容といたしましては、一千万の南平学童クラブ、これの新たな新設が今度の補正で主な点でございます。
いずれにしても厚生委員会で慎重審議した結果、原案を全員一致で可決することに決しております。よろしくお願いいたし

ます。

○議長（名古屋史郎君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

次に都市計画産業建設委員長の審査報告を求めます。

（都市計画産業建設委員長登壇）

○都市計画産業建設委員長（日野源作君）　都市計画産業建設委員会に付託されました昭和五十二年度日野市一般会計補正予算のうちの、歳出のうちの農業費、土木費について委員会の審議の結果を御報告いたします。

まず農業費の委員会費と総務費でございますが、これはいずれも農業委員と正副会長の報酬改定に伴う増額の補正でございます。それと、賛用弁償としても同様でございます。

それから土木費の道路橋梁費の四千二百五十万については、これは四百五十万は、十九小学校の道路の測量費でございます。

それから三千八百万については、工事請負費でございますが、これも十九小学校の道路の改修工事に伴う三千万、それから六百万については、高幡の上田二十二号線の今回新しく橋ができました北側の、補助四号線に伴うつけかえの工事請負費でございます。いま申し上げました十九小学校の通学道路については、昨日も新聞に出ておったとおり、大分この道路については問題があるようでございましたのですが、委員会としましては、問題がある、ない、にかかわらず、通学路は必要であると、そういうことでございます。

それから河川新設改良費千三百八十七万七千円でございますが、これは根川の改修に伴う買収測量費、それと根川の改修用地買収でございます。その買収の範囲は、私有地、保留地、公社等の用地買収でございます。

次に公園整備費でございますが、これが九千二百八十八万円でございますが、これは日野緑地用地買収費でございますが――と申これもいろいろと問題があったわけでございますが、しますのは、いままでこの緑地の買収については、市民からいろいろ要望が、意見があったんですが、その当時市の見解としましては、予算がないからそういう所は買収できないんだ、しないんだ、という方向づけがあったにもかかわらず、今回、何ら議会や委員会の方にも通達がないままに、突然そういう角度から予算化してきたということには、非常に問題があろうということで、委員会でも長時間この問題については検討をしたわけでございますが、最終的にはこれを特定ということでなく、これから市民から要望があれば、こういう方向づけをこれから行う、という確約をしたために委員会としては了承したわけでございます。

それから住宅管理費でございますが、八十二万のうちの五十二万ですが、空き家解体分として四戸分をするんだ、ということでございますが、この空き家解体の予算につきましても、

いうことでございます。

だいろいろと問題もあるということで、委員会でもいろいろの角度から検討したわけでございますが、この四戸を解体しても建てかえは即できない。ということは、この中に自治会館があるということでございます。この会館がいまだに解決しておらないということで委員会としましても、一部のこの予算に対しては反対がございました。

以上のような委員会の見解ではございましたが、農業費、土木費については、全員一致ではございませんですが、委員会としましては、原案を可決いたしたわけでございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（名古屋史郎君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

次に修正案の趣旨説明を提案者から求めます。滝瀬敏朗君。

（二番議員登壇）

○二番（滝瀬敏朗君）　それでは説明をいたします。昭和五十二年度の日野市一般会計補正予算第二号に対する修正の御説明をいたします。

総務費のうちの一般管理費、この中に報償費二百四十万、これは弁護士謝礼でございます。そのうちの百八十万、これは市営住宅に伴う弁護士謝礼でありますか、これを予備費に充当するものでございます。

同じく総務費のうちの企画調整費の需用費の二十二万八千円、これを予備費に充当するものであります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（名古屋史郎君）　これより討論に入ります。まず最初に原案賛成者の発言を求めます。橘　祐子君。

（六番議員登壇）

○六番（橘　祐子君）　日本共産党市議団を代表いたしまして、修正案に反対し、原案賛成の立場から討論に参加いたします。

革新市政一期目は、憲法を市政に生かし、緑と清流を取り戻し、生活環境を守ることを基本として教育、福祉の充実に力を入れてまいりました。四月行われました市長選挙では、みんなでつくろう文化と市民都市をスローガンに、マイタウン計画など具体的な政策を市民に提案し、圧倒的多数の支持を得て、第二次革新市政が誕生いたしました。

いま、第二期革新市政は四年間の実績の上に立って、さらに市民本位の市政に向かって努力をしております。六月議会の補正予算の提案は、第二期革新市政誕生後初めての提案にふさわしく、市民要求にかなったものであります。

総額三億四千七百二十二万七千円で、内容を見てみますと、市民の大きな要求になっております。文化、体育施設の地質調査費を初め、未来の社会を担う子供たちの教育環境を整える、学校新、増設建設費等教育費、水害から住民の生活環境を守る

ために、これまで手がけてまいりました根川の改修工事費の引き続く計上など、どれ一つとってみても、市民がいま一番望んでいることにこたえたものであります。市営住宅建設の問題も、今日の自民党政府のもとでのインフレ、不況、物価高の中で、市民の強い要求になっております。市議会にも二千名以上の署名をもって、請願が提出されていることを見てみましても、要求の強さをはっきりと裏づけしていると思います。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）革新市政がこうした市民の願いにこたえて、積極的に市営住宅を建設することは、多くの市民の共感を得ております。保守の議員の方々もいまおっしゃっておりますように、これまでの本会議、総務委員会の中で、市営住宅の建設を促進することは賛成である、必要の旨を繰り返し主張してこられましたし、予算にも賛成してきたという経過があります。また一方、一部居住者の払い下げ運動、そして建てかえ反対、さらに対抗手段としての市条例違反の建て増しという経過もあります。市民と市の話し合いを積極的に進めるということは当然のことであります。市も三月議会以後、引き続き住民との話し合いを続けております。お互いが条例を遵守するということは民主的な施策をする上で必要なことであります。

市民の財産を管理する立場の市が、その財産が不法に侵害されていることに対して、法的に解決することもあり得るとして百八十万の弁護士委託料の予算を計上したことは当然であると考えておりますし、弁護士委託料の予備費への組みかえは遺憾のことであります。

さらに、マイタウン計画は為政者である市民がみずからの手でみずからの町をつくる立場、まさに憲法を市政に生かす立場から提案されたものであり、多くの市民から賛同を得ているものであります。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）これまで保守の議員から本会議などで、市はもっともっと市民との話し合いを持て、こういう強い要求が出されておりました。もし、本当にいまでも市が施策を進める上で市民との話し合いを強め、市民の意見を反映することを望まれるのであるならば、今回のマイタウン計画経費二十二万八千円を、予備費に組みかえる修正案を提案されること自体矛盾した行為と言わざるを得ません。日野市の将来を全体的に見ての町づくりを、市民の皆さんと話し合いを進めながら科学的、計画的な町づくりを進めるということは、大企業本位の自民党政府にはできない、まさに市民本位の革新市政だからこそできることであると確信をいたしております。私はこのことを深く評価をいたしまして、日本共産党を代表いたしましての修正案に反対、原案賛成の討論を終わります。

○議長（名古屋史郎君）　次に修正案賛成者の発言を求めます。奥住芳雄君。

（三番議員登壇）

○三番（奥住芳雄君）　昭和五十二年度一般会計補正予算二号について、一部修正の上賛成する立場から新政会を代表しまして意見を申し上げます。総務費の支出、一般管理費の報償費について、弁護士謝礼のうち市営住宅の分、百八十万については、三月定例会において関係住民との話し合いも十分行われていない現状において、問題点があるということにて修正された経過がございます。今回、再度、予算計上なされたことについては、いまだ十分な話し合いが住民との間で行われていない時点について、理事者の誠意が見当たりません。市長は常日ごろ市民サイドの行政を行っていると言いますが、市営住宅の件については市民対話が十分行われていません。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）いろいろな問題点はあるとしても、弁護士の委託料を議会で認めることは、理事者に裁判をしなさいということにもなり、前回も市長に申し上げましたように、納得のいく十分な話し合いの上で補正すべきであると考えます。市営住宅建設について私たちは反対するものではありませんが、市長が十分な話し合いをしないうちに、議会が裁判をしなさいということはできません。市営住宅の建設については、まだ十分な期間とほかに市の市有地があるわけですから、市有地を検討するなり、努力すべきであります。他の地域にどうしても建てられない場合は、関係住民との話し合いを行い、話し合いが最終的にできなかった場合は、昭和四十八年に払い下げの請願が議会で採択されているので、予算も補正して、学校公共用地、公共設備に使用すべきであると考えます。市長は誠意を持ってなお関係住民と話し合いを行うべきであり、裁判を前提に話し合いを行うようなことについては、権力を利用し、職権を乱用した許すことはできない行為であると思います。今後市長の努力を願う上からも以上の意見を強く申し上げます。

また、マイタウン計画については、市長の構想する市民会議、市民委員会による特定課題に対しての検討ではなく、全般にわたる課題への検討及びプラン作成することは、現在解決しなければならない市当局としての問題を、市民に転嫁する結果になりかねはしないかと考えます。市民参加のこのような制度化は全制度化における議会制民主主義を破壊する危険性を含んでおり、議会軽視、議会権限の破壊につながるものと思われます。

以上の意見を申し述べて、修正案に賛成の意見といたします。

○議長（名古屋史郎君）　次に原案賛成者の発言を求めます。大下　博君。

（二十二番議員登壇）（「がんばれ」と呼ぶ者あり）

○二十二番（大下　博君）　修正案反対、原案賛成の立場から意見を申し述べたいというふうに思います。前提として私、保守とか革新とかという、とげとげしい発想から申し述べるつもりはありません。

第一番に修正案について、一般管理費とそれから企画調整費

を一つのセットにして修正案を出されるというのは、大体、修正の仕方としては私はまちがっている。問題はやはり修正する個所、その一般管理費と企画調整費という二つの修正案が出なければならないというふうに私は思います。それが一括して出されているというところが大きなまちがいであり、問題だというふうに第一番に私は感じました。総務費の一般管理費のうちの二百四十万円を修正するということについては、三月の定例議会において、私たちはいろいろと意見を申し述べて、つまり予算が通ったからといって、これを直ちに法的に訴えていくということは十分慎しまなければならない。ましてや、この予算百八十万円については、これが通ったからといって、あの住民全体を代表にした立ち退きを考えるということではないということを、意見として申し述べて賛成してきているわけです。そういう立場から、これをさらにここでまた修正するということは、私たちとして当然できない、またすべきではないというふうに考えているわけです。したがってこの一般管理費のうちの百八十万円を予備費に回すということについての修正案は反対するわけです。

それからマイタウン計画の問題ですけれども、これについても修正案に反対し、原案に賛成するわけです。しかし、私は特に賛成する立場から市長に申し述べておきたいということがあるわけです。非常に私としても、この場で申し上げることは心苦しい発言になると思いますけれども、申し上げたいというふうに思います。確かに、市長は過去二期目から新しい計画なり、新しい発想なりでいろいろなものを出してきました。今回、この問題についても、われわれが聞きなれない市民会議という表現をされております。この新しい、聞きなれないのでなじみにくいのかもわかりませんけれども、やはり一般的な表現が、私はよかったのではないかというふうに申し上げたいと思います。

それからいま一つ、このマイタウン計画が、この予算までに計上されるまでに、どのような手順、経過を経て予算化されたかという点について大変危惧するものです。と申し上げるのは、われわれ議会の議員が事前に知らなかったということは、これは全然問題にはしておりませんけれども、少なくともこれは必ずしも私が申し上げるのが、そのとおりだということは申し上げませんけれども、市の中で、庁議の中で、どのような論議がされ、どのような問題点が提起され、そして庁議の中で、本当に一致された合議の中で、でき上がったのかどうかという点を大変危惧するわけです。市民との対話は確かに必要であるし、今後この計画を進めていかなければなりませんけれども、あえて申し上げると、いまの問題はわが身の中で十分な論議がなかったものが、外に出て十分話し合いができるかどうかという点を心配するわけです。これについて発言したいと思うんですけれども、この前の一般質問の中で、ある議員から仮称十九小の

通学路の問題について、報告なり意見を求められたときに、市民の最初の方々と市側の方々が大変熱心に話し合われ、あるいはエキサイトするような状態もあったというような真剣な話し合いがありました。ところが一般質問の中ですぐに市長は白紙に戻すと、市側が白紙に戻すというふうな発言がありました。果たしてその白紙に戻すということが、仮に庁議の中で真剣に討議され、そういうふうになったのかという点について、やはり私は疑問を持つわけです。そういう点から、このマイタウン計画がいわゆる庁議の中で十分話し合われ、そして一般に理解されるという状態で手順を踏まれたかどうかという点について非常に疑問を持つわけです。したがって私はこういう点を、もちろん市長には最終的な権限があるし、予算を出すという権限ももちろんあります。あるいは形を変えてこの計画について進める権限もあります。しかし、やはりお互いが理解すると、少数の中で少なくとも全体が理解するような中で運営されないと、いま誤解されようとしている問題にあるいは進んでいくという危惧を持たざるを得ないと思います。したかって、私はこの運営に際して行政の中でやっていく場合は、十分いま申し上げた点は考慮されてやっていただきたいということを申し述べたいと思います。そういうことから修正案は反対し、市長の出した原案について賛成します。以上。

○議長（名古屋史郎君）　次に修正案賛成者の発言を求めます。（「なし」と呼ぶ者あり）次に原案賛成者の発言を求めます。島村孝志君。

（二十九番議員登壇）

○二十九番（島村孝志君）　日本社会党を代表いたしまして、修正案反対、原案賛成の立場で意見を申し上げたいと思います。

全体的な問題その他は省略いたしまして、特に修正案が出ております一般管理費、その中の弁護士謝礼、さらには企画調整費の中のマイタウン計画経費、この部分についてのみ意見を申し上げておきたいと思います。

特に、住宅問題につきましては、三月議会の中で私の方から野党の立場をるる申し上げてありますので、細かいことは省略をいたしますけれども、一言この際申し上げておきたいことは、むしろ理事者に対する要望でありますけれども、私どもも決して原案に賛成とは言うものの、いわゆる法の力を借りることについて積極的に賛成しているわけではございません。したがいまして十分市営住宅の方々と話し合いをしながら、さらには、現在、払い下げ運動に加わっている方々に、話し合いに応じていただけるような努力をさらに続けていただく、そしてできることならば、この費用が最終的には残すような、予算的にもぜひ理事者に御努力をお願いしたいことを要望しておきたいと思います。

さらに企画調整費のマイタウン計画経費でありますけれども、この部分につきましては、もちろんいわゆる憲法を市政に生かし、市民本位の市政をする意味では基本的には私ども全面的に賛成でございます。しかしながら、ややもすると、このいわゆるマイタウン計画、俗に部分的には市民会議というふうな説明がされておりましたけれども、非常な問題点を引き起こす可能性を含んでおるのではないかというふうには思います。したがいまして、今後のこのマイタウン計画を実施するに当たりましては、各会派との話し合い、あるいは市民の部門との話し合い、場合によっては、このマイタウン計画の具体的に本当に日野の実情に合った姿のマイタウン計画をつくる意味で、場合によってはプロジェクトなどのチームをつくりながら、本当に問題がなく、本当の意味の成果が得るようなマイタウン計画をぜひ実施していただきたいものだ、こういうふうな意味を申し上げまして、原案賛成、修正案反対の立場で意見といたします。終わります。

○議長（名古屋史郎君）　次に修正案賛成者の発言を求めます。（「なし」と呼ぶ者あり）次に原案賛成者の発言を求めます。秦　正一君。

（十六番議員登壇）

○十六番（秦　正一君）　修正案反対、原案賛成で若干意見を述べます。

最初に、一般管理費の報償費のうちの弁護士謝礼、これについては、すでに三月の定例議会において黒川議員からも意見が出されております、そのとおりで、その後においては変わっておりません。

それから次にマイタウン計画のこの二十二万五千円、これについての若干意見を付して原案を賛成したいと、このように思います。このマイタウン計画のこの趣旨には賛成するわけですけれども、以前においてコミュニティー町づくりということで私は提唱をしております。地域の町づくりということで、本来ならばこのような計画は市民サイドから入っていくのが本来の行き方でしょうが、行政の方から手を出さなければついていけないだろうし、その点においてはいいわけですが、話によると自治会の地区連を幾つかのタイプに分け、その中から選出して、その市民会議に参加させるというふうな、本会議での話も聞いたわけですけれども、いずれにしてもこの市民会議なるものは一部の市民のためのものであってはならない。それから一部から選出された者であってはならないし、市長の息のかかった者だけがこの会議に参加し、息のかからない者が全然参加しないという結果を生んでは本当の日野のマイタウン計画の趣旨に沿っていかないんじゃないか、この二十二万五千円によって今回準備をしていこうという態勢が出され、その中で十分練り上げてこのような、異論のないような形の全ての人が参加して、それで市政に反映させる。本来は声のない声を市政に反映していくのが本来の行き方ではありますが、こういう行き方に対しての特に懸念する点を意見を付しておきます。

それから市長のおっしゃっているそのような構想は了といたしまして、これが将来一部のための（「一部の者になるんだよう」と呼ぶ者あり）市のエゴのための方向に利用されてはならないし、その点も重ねて意見に付して原案を一応賛成という立場で修正案は反対いたします。（笑声）

○議長（名古屋史郎君）　これをもって討論を終結いたします。これより修正案について採決いたします。滝瀬敏朗君外三名より提出されました修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（名古屋史郎君）　起立多数であります。よって修正案は可決されました。（拍手）（「休憩」「反対」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し）

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決いたします。（「おかしいぞ」「おかしいぞ」「反対だぞ自民党は」「意味がわからないんだよ」「休憩」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し）修正部分を除くその他の部分についての原案に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（名古屋史郎君）　起立多数であります。よって修正議決した部分を除くその他の部分は原案のとおり可決されました。（「休憩」「続行」「議長しっかりしなさい」と呼ぶ者あり）

これより議案第五〇号、日野市立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。文教委員長の審査報告を求めます。

（文教委員長登壇）

○文教委員長（林　重義君）　それでは文教委員会に付託されました議案の御報告を申し上げます。

議案第五〇号、日野市立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定について、この議案は平山児童館が京王住宅内に移転し、その跡に図書館が移されましたので、所在地の名称を訂正するため条例改正によって、委員会としては全会一致でもって可決と決定いたしました。よろしく御審議のほどお願いいたします。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。委員長報告について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認めます。よって議案第五〇号、日野市立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第四七号、日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定、議案第四九号、日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定、議案第六二号、昭和五十二年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第一号）の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。厚生委員長の審査報告を求めます。

（厚生委員長登壇）

○厚生委員長（秦　正一君）　議案第四七号、日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例、内容といたしましては、現在の課税限度額十二万を十五万円に改正されました。地方税法の改正に伴っての条例改正でございます。

二点目といたしましては、擬制世帯の奥さんが仕事をしている、そういう場合に御主人が社会保険に入っている、その場合の要するに納税義務は御主人にある、また課税の対象も御主人の収入によって課税されるという点が今度変わりまして、あくまでも擬制世帯の場合にはその課税変わりまして、その被保険者ということになったわけでございます。（「自民党退席する者多し」と呼ぶ者あり）

それから次に、申告の仕方が低所得者に対しては、申告をしていなかったわけですけれども、今度申告の義務がでるということでございます。委員会といたしまして慎重審議いたしました結果、一応原案を可決いたします。よろしくお願いいたします。

それから次に議案第四九号、日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定でございます。これは現在の条例の最後に大久保地区センター、それから南平西部地区センターこれを追加するものであります。委員会といたしましても原案を可決しております。

それから次に議案第六二号、下水道事業特別会計補正予算第一号ですが、これは多摩平六丁目の排水管の取りかえ工事でございます。材料、口経二百五十ミリ、長さ七十メートル枝線の入れかえということで、現在の管が相当詰まってきている、流れが悪いということで、額といたしましては百七十万円の補正でございます。これについても全員一致で可決しております。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（名古屋史郎君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。本三件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。これより本三件について採決いたします。本三件に対する委員長報告は原案可決であります。本三件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認めます。よって議案第四七号、日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定、議案第四九号、日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定、議案第五二号、昭和五十二年度日野市都市計画事業特別会計補正予算（第一号）、議案第五三号、市道路線の廃止の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。都市計画産業建設委員長の審査報告を求めます。

（都市計画産業建設委員長登壇）

○都市計画産業建設委員長（日野源作君）　委員会の審査報告を行います。（「簡単にやれ」と呼ぶ者あり）

議案第四八号、日野市立公園条例の一部を改正する条例の制定については同じく歳入と同額の二百七十万、これは神明上の地区外擁壁工事の追加分でございますが、これは問題の国道の例のがけ崩れの事故のあった所で、あの擁壁工事が幾分か不良ということでこの予算を計上したわけでございます。委員会といたしましては全員一致で可決をしました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

それから議案第五三号、市道路線の一部廃止について、議案第五四号、市道路線の廃止についてでございますが、これは委員会で現地を調査したところが、この廃止道については校庭の校舎の下、校庭の範囲内にありますので廃止しましても何ら支障はない、という見解のもとに委員会といたしましては全会一致で原案を可決いたしました。以上の審査に基づきまして四八号、五二号、五三号、五四号いずれも原案を可決いたしました。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（名古屋史郎君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。本四件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。これより本四件について採決いたします。本四件に対する委員長報告は原案可決であります。本四件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認めます。よって議案第四八号、日野市立公園条例の一部を改正する条例の制定、議案第五二号、昭和五十二年度日野市都市計画事業特別会計補正予算（第一号）、議案第五三号、市道路線の一部廃止、議案第五四号、市道路線の廃止の件は原案のとおり可決されました。

次に請願審査報告を行うに当たり、紹介議員の追加報告を行います。六月二十一日付託いたしました、請願第五二―三四号、多摩平五丁目地区大型店舗建設反対に関する請願に対して、秦正一君、大柄保君、奥住芳雄君、鈴木美奈子君の四名が紹介議員として追加がありましたので御報告いたします。

これより請願第五二―二六号、登録民間日雇労働者の雇用促進に関する請願の件を議題といたします。総務委員長の審査報告を求めます。

（総務委員長登壇）

○総務委員長（竹ノ上武俊君）　請願第五二―二六号、登録民間日雇労働者の雇用促進に関する請願についての審査報告を申し上げます。この請願は立川地区労働組合の執行委員長、丸山鉄蔵さんの請願でございます。現在民間の日雇労働者の就労日数が一カ月間数日間というようなこともあって、基本的に生活をしのぐことすらできないという実情から、東京都や市などに対して特別就労事業などを興すなどして雇用の促進を早急に実施してください、という請願でございます。総務委員会ではこれを採択と決しましたのでよろしく御審議をお願いいたします。

○議長（名古屋史郎君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。これより本件を採決いたします。本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認めます。よって請願第五二―二六号、登録民間日雇労働者の雇用促進に関する請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第五二―二九号、郷土資料館（博物館、文書館）と遺跡公園設置促進方請願の件を議題といたします。文教委員長の審査報告を求めます。

（文教委員長登壇）

○文教委員長（林　重義君）　文教委員会の審査報告を申し上げます。請願第五二―二九号、郷土資料館（博物館、文書館）と遺跡公園設置促進方請願、この請願は、日野史談会会長、田中紀子さんより出された請願であります。議会においても、昭和四十九年九月議会において、同一趣旨の請願が出され採択されております。社会教育委員会でも、その件につきまして要望もあり、また、市民の中にも強い要請もございました。そのようなことからいきまして、委員会としては、慎重審議の結果、全会一致で採択と決定をいたしました。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（名古屋史郎君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件を採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認めます。よって請願第五二―二九号、郷土資料館（博物館、文書館）と遺跡公園設置促進方請願の件は、委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第五一―六〇号、日野駅前地区に大資本による大型店進出に対しての反対に関する請願、請願第五一―六二号、日野駅前地区大型店舗進出反対に関する請願、請願第五一―六三号、忠実屋ストアー開店反対に関する陳情、請願第五一―六四号、大企業スーパー進出反対に関する陳情、請願第五一―六五号、日野駅前地区大型店舗出店反対に関する陳情、請願第五二―九号、日野駅前地区に店舗建設反対に関する請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

都市計画産業建設委員長の審査報告を求めます。

（都市計画産業建設委員長登壇）

○都市計画産業建設委員長（日野源作君）　委員会の審査報告をいたします。

請願五一―六〇号、五一―六二号、五一―六三号、五一―六四号、五一―六五号、五二―九号、これはいずれも関連した問題でございますので、委員会としましては、これを一括して審議をいたしました。その結果を御報告いたします。

この事の起こりは、皆さんも御承知のとおり、駅の西側に、

昭和の初めからかん詰め工場として、そこに早くから進出しておるようでございます。それが、たまたま最近事業不振というか、なかなか事業費がかさむということが、事の起こりになったわけで、たまたまこれについて、委員会としてやったわけですが、その大企業があの周辺に来るということは、非常に現在営業しておる各商店が圧迫されるということが心配になる、ということでございます。というのは、御承知のように、この旧日野地区には、余り他市からお客が入ってこないということで、こういう所で大企業が事業をやられると、非常に圧迫されて営業不振を伴ってくる、というようなことが、大体の骨子でございます。それと同時に、いま、駅の周辺を見るときに、一人、一人の歩行すら困難な状態で、非常に支障を伴うということが、第二条件に伴わない。

委員会としましては、いろいろの観点から、なお、この企業の受け入れ態勢につきましては、市には何ら受け入れ態勢がない。それらの点を委員会としましては、請願者の立場から検討した結果、請願を全会一致で採択をいたしたわけでございます。簡単でございますが報告を終わります。

○議長（名古屋史郎君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本六件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本六件を採決いたします。本六件に対する委員長報告は、採択であります。本六件は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認めます。よって請願第五一―六〇号、日野駅前地区に大資本による大型店進出に対しての反対に関する請願、請願第五一―六二号、日野駅前地区大型店舗進出反対に関する請願、請願第五一―六三号、忠実屋ストアー開店反対に関する陳情、請願第五一―六四号、大企業スーパー進出反対に関する陳情、請願第五一―六五号、日野駅前地区大型店舗出店反対に関する陳情、請願第五二―九号、日野駅前地区に店舗建設反対に関する請願の件は、委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第五〇―一号、三菱銀行日野市役所支店開設反対請願、請願第五一―七号、四小通学路内駐車場建設反対に関する陳情、請願第五一―四二号、市民要求を実現させる新財源として大企業固定資産税の超過課税実施を要求する請願、請願第五一―四七号、減税、税制改革、自主課税に関する請願、請願第五一―五一号、都営住宅払い下げに関する陳情、請願第五一―五六号、市営住宅建設促進並びに入居基準の適正化に関する請願、請願第五二―二五号、都道一五五号線の信号機設置に関する請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

総務委員長の審査報告は、これを省略いたします。

総務委員長から目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に請願第五〇―二六号、教育予算増額市財源確保に関する請願（五項）、請願第五一―一九号、日野市立日野第四中学校増築と校地拡張について陳情、請願第五一―二七号、公立幼稚園に二年保育実施に関する請願、請願第五一―三八号、高校問題特別委員会設置に関する陳情、請願第五一―四五号、昭和五十二年度日野市立幼稚園の四歳児入園に関する陳情、請願第五一―五二号、仮称日野市立第十六小学校建設候補地の計画案変更に関する請願、請願第五一―五八号、小学校体育施設の一般開放及び七生中学校への夜間照明施設設置促進に関する請願、請願第五二―一九号、第十九小学校（仮称）に関する通学路並びに防災用道路の新設に関する請願、請願第五二―三二号、市立第五幼稚園増設に関する請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

文教委員長の審査報告は、これを省略いたします。

文教委員長から、目下委員会において審査中の事件につき閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第五号、専用水道施設市管理に関する請願、請願第五〇―三号、多摩川河川敷利用遊園地（広場）設置に関する請願、請願第五〇―一〇号、日野市立総合病院に歯科を早急に設置に関する請願、請願第五一―三一号、新町地区に予定される市立保育所の陳情、請願第五一―三七号、東町児童遊園地存置について請願、請願第五一―五〇号、合併処理方式屎尿浄

化槽汚泥収集経費の住民負担軽減措置に関する請願（二項）、請願第五二一四号、二小地域に児童館、児童公園を建設促進に関する請願、請願第五二一六号、高齢者研修センター設立に関する陳情、請願第五二一二一号、地区センターを大地区センターに格上げし増築願う陳情、請願第五二一二三号、日野市立病院歯科設置に関する請願、請願第五二一二四号、訪問看護制度実施を要望する請願、請願第五二一二八号、平山小学校区内への学童保育所設置に関する請願、請願第五二一三〇号、三小地域に学童クラブ設置に関する請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

厚生委員長の審査報告は、これを省略いたします。

厚生委員長から目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第六八号、浄化槽施設管理方に関する陳情、請願第一一五号、平山台土地区画整理事業に伴う請願、請願第五〇－一五号、東京－八王子線（三十メートル道路）の計画撤回と廃線に関する陳情、請願第五〇－四八号、一・三・一バイパス建設計画の廃線化を要請する請願、請願第五一－一号、地番整理の境界線及び作業促進に関する請願、請願第五一－三号、町名地番整理の町名及び区域について請願、請願第五一－三二号、一・三・一バイパスの撤廃を要請する請願、請願第五二一三号、豊田駅南口地域の排水処理の改善に関する請願、請願第五二一八号、明星大学父兄会館建築に対する現在時点での不許可方陳情、請願第五二一一六号、生活道路建設について陳情、請願第五二一一七号、程久保地区町名地番整理に関する請願、請願第五二一一八号、道路新設に関する陳情、請願第五二一二〇号、排水溝建設について陳情、請願第五二一二二号、市道の整備に関する請願、請願第五二一二七号、滝合橋東口路の歩道設置の請願、請願第五二一三一号、道路の舗装並びに側溝の整備について陳情、請願第五二一三三号、側溝改修に関する請願、請願第五二一三四号、多摩平五丁目地区大型店舗建設反対に関する請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

都市計画産業建設委員長の審査報告は、これを省略いたします。

都市計画産業建設委員長から目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第四〇号、高層住宅建設反対に関する請願の件を議題といたします。

公害対策特別委員長の審査報告は、これを省略いたします。

公害対策特別委員長から目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第七二、下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

下水道対策特別委員長より、下水道対策に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。下水道対策特別委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

これより請願第九六号、市庁舎建設に関する請願、請願第一〇〇号、市庁舎新建設に関する請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

市庁舎建設特別委員長の審査報告は、これを省略いたします。

市庁舎建設特別委員長から目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第七三、物価対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

物価対策特別委員長より、物価対策に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。物価対策特別委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第七四、交通対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

交通対策特別委員長より、交通対策に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。交通対策特別委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第七五、文化体育施設建設促進特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

文化体育施設建設促進特別委員長より、文化体育施設建設促進に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。文化体育施設建設促進特別委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第七六、汚職事件の原因を究明し再発防止のための調査特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

汚職事件の原因を究明し再発防止のための調査特別委員長より、汚職事件の原因を究明し再発防止のための調査に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

お諮りいたします。ただいま請願一件の提出がありましたので、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認めます。よって日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

請願第五二－三五号、新市庁舎への移転に伴い従来の庁舎跡に支所の設置方に関する請願の件を議題といたします。

事務局長をして、請願の要旨を説明いたさせます。

○議会事務局長（中村亮助君）　請願第五二－三五号を説明。

○議長（名古屋史郎君）　たいま事務局長において説明いたしました本請願につきましては、総務委員会に付託し、閉会中の継続審査にいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認めます。よって請願第五二－三五号、新市庁舎への移転に伴い従来の庁舎跡に支所の設置方に関する請願の件は、総務委員会に付託し、同委員会の閉会中の継続審査に付することに決しました。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終わりました。

これをもって、昭和五十二年第二回日野市議会定例会を閉会いたします。

午後九時四分　閉会

右、会議の次第は書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証し、ここに署名する。

昭和五十二年六月　　日

日野市議会議長　名古屋　史　郎

日野市議会副議長　杉　山　寅三郎

署名議員　一ノ瀬　　隆

署名議員　日　野　源　作

日野市立図書館
☎81－7354
13 68 140